

# 国際関係・比較文化研究

第22巻 第1号

2023年9月

## 論文

- 日本の高校生の英語スピーキングにおける指導の効果 … 須田 孝司・新田 泰祐 … 1  
いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察～特別活動による提言～  
… 橋本 勝 … 25  
テキストの「空所」と村上春樹のアダプテーション  
—『バーニング』(2018)『ドライブ・マイ・カー』(2021) … 森 直香 … 47

## 研究ノート

- The Possible Restraint Imposed on the Activities of the International Criminal Court by Article  
98 Agreements, Extradition Treaties, and Status of Forces Agreements (SOFAs): An Analysis  
of their Consistency with the Rome Statute and the Related Issues of the Law of Treaties (III)  
… Yoshiaki KITANO … 83  
能『八島』考——「生死の海」と「真如の月」 … 鈴木 さやか … 95  
ダイナミック・ゼロ政策の導入と放棄、そして、強靱な社会  
—「試論：習近平と人民」に向けて— … 諏訪 一幸 … 111  
自己肯定感なるものについて：「自己肯定感チェックシート」の分析を中心に  
… 園田 明人 … 133  
日本における外国人ケア労働者の受け入れ枠組みの変遷とその評価—フィリピン人を中心に  
… 高畑 幸・米野 みちよ … 145  
日本でのオープンファクトリーブームと静岡 … 宮崎 晋生 … 167

# *Journal of International Relations and Comparative Culture*

Vol. 22 No. 1

September 2023

## *Articles*

- Effects of Instruction on English Spelling for Japanese High School Students  
 ... SUDA, Koji NITTA, Taisuke
- The Study of Changes Bullying Issues based on Educational Sociology  
 ~ A Proposal from Extra - Curricular Activities ~ ... HASHIMOTO, Masaru
- Textual Blanks and Adaptations of Haruki Murakami  
 - *Burning* (2018) and *Drive My Car* (2021) ... MORI, Naoka

## *Research Notes*

- The Possible Restraint Imposed on the Activities of the International Criminal Court by  
 Article 98 Agreements, Extradition Treaties, and Status of Forces Agreements  
 (SOFAs): An Analysis of their Consistency with the Rome Statute and the Related  
 Issues of the Law of Treaties (III) ... KITANO, Yoshiaki
- A Study of the Noh "Yashima" ... SUZUKI, Sayaka
- The End of Dynamic zero-COVID and Resiliency of Chinese Society  
 ... SUWA, Kazuyuki
- Sense of Self-Positivity: Focusing on an Analysis of the "Questionnaire for a Sense of  
 Self-Positivity" ... SONODA, Akihito
- Changes in the Framework for Employing Foreign Care Workers in Japan and  
 Its Evaluation: A Focus on Filipinos  
 ... TAKAHATA, Sachi YONENO-REYES, Michiyo
- "The Open Factory" boom in Japan and Shizuoka ... MIYAZAKI, Kunio

## 【論文】

## 日本の高校生の英語スペリングにおける指導の効果

須田 孝司・新田 泰祐

## 1. はじめに

本研究では、授業内で行う語彙指導が単語の綴り（スペリング）にどのような影響を与えるのか検証する。具体的には、日本の高校生を対象に、繰り返し単語を発話させるリピート指導、授業中に単語を書かせる書き取り指導、単音の発音に焦点を当てた調音指導の3つの指導法を実施し、単語の書き取りテストにおける指導の効果について議論する。

2020年度に施行された小学校学習指導要領（文部科学省，2017a）では、外国語教育の導入が小学校に前倒しされ、外国語が小学5年生の必修科目となった。今ではほとんどの小学5年生が週1時間、6年生は週2時間、外国語として英語を学んでいる。外国語活動として扱われていた英語が必修科目となったことにより、子どもたちは小学校の段階から600語から700語程度の英単語に触れるようになった。ただし、この段階での単語の指導は子どもたちへの負担が考慮され、音と文字（アルファベット）の関連づけが中心であり、単語の発音やスペリングについては中学校で扱われることになっている（文部科学省，2017b）。また、2020年度からは中学校で指導される単語数も増えている。2019年度までは、3年間で学習すべき単語数は1200語程度であったが、2020年度からは1600語から1800語程度と単語数が増えた（文部科学省，2017c）。さらに、2022年度施行の高等学校学習指導要領（文部科学省，2018）においても、高校生が学ぶべき単語数がそれまでの1800語程度から2500語程度と増加し、日本の児童生徒はより多くの単語を身につけることが求められている。

単語には、意味、音、スペリング、文法的役割の情報が含まれており、英語の単語を身につけるといってもそれらすべての情報が同時に習得されるわけではない。単語の習得過程では、子どもはまず周りで話されている音を聞きながら単語の音と意味を一致させていく（Hoff, 2013）。文字を学ぶようになると、それまでに身につけていた音と単語を関連づけ、単語として意味を認識するようになる。母語であれ、第二言語（L2）であれ、ことばを理解したり、ことばを使って表現するためには、単語の集合体である語彙の知識を強化していくことが必要となる。

日本の英語の授業では、新出単語を導入する際、フラッシュカードなどを使い単語

の意味とスペリングを確認した上で、モデル音声をCDで流しながら一斉に単語を音読するリピート活動がよく行われている(有本, 2022; 田口, 2012)。リピート活動は、単語の発音を繰り返し練習できるというメリットがあるが、単語に含まれる音素の発声方法を体系的に学ぶことが難しく、さらに生徒一人一人が正確に発音しているかどうか確認することができないというデメリットも指摘されている(市崎, 2009; 和田, 2016)。またリピート活動では、スペリングは視覚的に与えられるだけであり、繰り返し発音練習を行うことによりどの程度単語が書けるようになるのかよくわからないといった問題もある。そこで本研究では、3つのグループの高校1年生を対象に、単語のリピート指導、書き取り指導、調音指導を実施し、その効果を検証する。

本論文の構成は以下の通りである。第2章では、日本人英語学習者(JLE)に求められる単語学習と日本の英語の授業で行われている語彙指導について見ていく。第3章では、JLEだけでなく、JLE以外のL2学習者を対象としたいくつかの語彙指導研究を概観する。第4章では本研究の実験内容について説明し、続く第5章では実験結果を報告する。第6章では3つの指導法の効果について議論し、第7章では本研究のまとめと今後の課題について述べる。

## 2. 日本人英語学習者の単語学習と指導

### 2.1. 単語の学習

子どもが単語を身につけるためには、周りで話されている連続する音を聞き、その言語の音韻体系を習得する必要がある。英語を母語とする子どもは、音の最小単位である音素を認識しながら英語の音韻体系を発達させる(Ehri et al., 2001)。例えば、catという単語は3つの音素/*kæt*/から成り立っており、cut/*kʌt*/やhat/*hæt*/とは異なる音素が1つあるという音韻認識を発達させなければならない(Snow et al., 1998)。英語を母語とする子どもは、6歳ぐらいまでにこのような音韻認識ができるようになると言われている(Treiman & Zukowski, 1991)。一方、日本語を母語とする子どもは、ひらがななどで表される母音や子音+母音の組み合わせであるモーラを1つの音韻として認識する(阿久津, 2018)。例えば、「パン」と「カン」の場合、子音+母音の組み合わせである/*pa*/と/*ka*/が異なる音と認識される。日本語を母語とする子どもは、5歳ぐらいまでにこのような音韻対立の知識を身につけるため(伊藤・辰巳, 1997)、小学校に入ると英語のような音素での音韻認識は困難になる(Mann, 1986)。

日本語の音韻認識は、小学校で導入されるローマ字学習にも用いられており、「か=ka」というようにローマ字を日本語の音韻体系に当てはめて学習する。したがって、ローマ字学習は、英語のアルファベットに触れながら日本語の音韻体系を確認・強化しているに過ぎないと言える。

本格的な英語学習が始まると、この日本語の音韻体系から脱却し、英語の音韻体系

へと音韻認識を変化させなければならない。英語の音韻体系を学ぶ方法として、小学校などではフォニックス（フォニックスジングル）がよく利用される。フォニックスとは、音素とアルファベットの結びつきを教える指導法の1つであり（白畑 他, 2019）、音素と文字の最小単位である書記素の対応を示しながら、子どもたちは単語の読み方に慣れることができる。

アルファベットを指導する際、フォニックスでは「a=/ei/」「b=/bi:/」「c=/si:/」といったアルファベットの名称読みに加え、「a=/æ/, /ɑ/」「b=/b/」「c=/k/, /s/」のような各文字の音素の発音方法も指導する。このような音素レベルの体系的な指導は、単語認識における聞き取りだけでなく、単語を見て音声化するデコーディング力にも影響を与える（木澤, 2018）。しかし、英語の音素と書記素の対応関係は不規則であり、1つの音素が2つ以上の文字の組み合わせで表される場合（/k/=c, k, ck, ch, qu）も、1つの文字でいくつかの音素を表す場合（c=/k/, /s/）もある。したがって、アルファベットの発音を練習するだけでは英語の音韻体系は学べない。

さらに単語の認識には、連続する音から音韻認識を行い、それぞれの音に文字を割り当てる必要がある。例えば、thinkの場合は/θ//i//n//k/の4つの音素を聞き分け、それを4つの書記素<th><i><n><k>に割り当てることでその単語を認識することができる。しかし、saidのように音素と書記素が1対1の関係ではない単語もあり、音素と書記素の対応関係が十分に身につけていない場合、saidを/s//e//d/のように正しく聞き分けられたとしてもsedと表記する誤りや、saidを/seid/と発音する誤りが起こる。したがって、英語の単語のスペリングを身につけるためには、英語の音韻体系を学び、さらにそれを英語の書記素と関連づけて覚える必要がある。

L2の語彙習得研究では、L2の音と母語の音が全く異なっている場合はL2の音を新たに習得することが容易であるが、L2では異音として区別される音が母語で区別されない場合、L2学習者にとってその音の弁別は困難になると提案されている（Best, 1995；山根, 2019）。例えば、英語の/l/と/r/は異音であり、語頭に/l/の音があるlightと/r/の音を持つrightは異なる単語になる。しかし、日本語ではこの/l/と/r/の音を区別しないため、その2つの単語は「ライト」と認識される。さらに、JLEの誤りとして、/l/を「ラ行」で用いる弾き音/r/で代用すること（Bradlow et al., 1997；根間, 1996；Riney et al., 2000）や、習熟度が高くなると/l/と/r/を混同すること（勅使河原, 2017）、単語を書く際にも<l>と<r>を入れ替えて書くこと（中井, 2000）などが報告されている。したがって、英語の音素や書記素の認識が確立できていない段階では、JLEは、日本語で使われている音に置き換えて単語を発音したり、日本語のカタカナ語やローマ字の影響により、子音に母音を付加して単語を書く可能性が考えられる。

## 2.2. 単語の指導

小学校では、英語の文字であるアルファベットと音のつながりを理解させながら、

単語の読みやスペリングへと子どもたちの興味を広げていく。ただし、小学校の段階では、アルファベットの名称読みができることが目標とされており（文部科学省，2017b）、フォニックスなどの活動を通じて身につく文字の発音については学校や教員の裁量に委ねられている。したがって、小学校では、単語に含まれる音素にフォーカスが当てられることはなく、単語レベルの発音練習や聞き取り活動が中心となる。中学校では、単語の発音とスペリングを関連づけて指導することが求められている（文部科学省，2017c）が、この段階でも英語の音素と書記素の対応についてはあまり指導されず、新出単語のモデル音声を聞きながらクラスで一斉にリピートする活動が広く実施されている（有本，2022；田口，2012）。

石川ら（2018）は、高校教員を対象に、効果的な語彙学習の方法に対する教員自身の考えと授業で実践している指導方法についてアンケート調査を行った。表1はアンケート調査の結果をまとめたものである。

表1 アンケート調査の結果<sup>1</sup>

学 習 方 法		効果に対する考え		授業での実践	
		平均	順位	平均	順位
反復練習	1 繰り返し音声を聞く	3.50	3	3.12	4
	2 繰り返し発音する	3.75	1	3.42	1
	3 繰り返し書く	3.27	11	2.23	16
単語の意味の理解と習得	4 日本語訳の使用	2.96	16	3.35	2
	5 英語の定義の使用	3.16	12	2.49	13
語形・派生語に注目する学習	6 過去・過去分詞形の学習	3.37	8	3.08	6
	7 品詞の種類の確認	3.36	9	3.12	5
	8 接辞や派生形の学習	3.33	10	2.82	10
他の語との関連づけを活用する学習	9 同義語や反義語の学習	3.42	6	2.99	8
	10 句で学習	3.50	4	2.45	14
	11 既習語に関連づける	3.16	13	2.96	6
ゲーム等の実施や他の学習者との協働	12 語呂合わせで学習	2.15	21	1.50	21
	13 ゲームや活動の実施	2.67	20	1.89	20
	14 ペアやグループで学習	2.68	19	2.75	11
新出単語を用いた言語活動	15 英文を書く活動	3.39	7	2.10	17
	16 英語を話す活動	3.46	5	2.05	18
計画的な記憶学習	17 数日毎に繰り返し復習	3.60	2	2.56	12
	18 単語テストの実施	3.06	14	3.34	3
	19 覚える語数を決める	2.80	18	2.30	15
単語集の活用	20 単語集の作成	2.89	17	1.96	19
	21 単語集の使用	3.04	15	3.01	7

1 石川 他（2018，p. 37）より一部抜粋）

## 日本の高校生の英語スピーキングにおける指導の効果

アンケートでは、8つに分類されたカテゴリーに含まれる21種類の学習法について調査が行われた。調査参加者は、語彙学習の方法として効果があると思うか、また授業で実践しているか、という質問に4段階で判断することが求められた。回答は、「非常に当てはまる」を4点、「少し当てはまる」を3点、「あまり当てはまらない」を2点、「全く当てはまらない」を1点と得点化し、各学習法の平均値が算出された。

日本の英語の授業でよく実施されている反復練習に着目すると、「2 繰り返し発音する」の平均値が、効果に対する考えでも授業での実践に関する質問でも最も高くなっている。有本（2022）や田口（2012）などでも指摘されている通り、繰り返し発音する学習法は、多くの教員が効果的であると信じており、授業内でもよく活用されている学習法となっている。その次に平均値が高い「1 繰り返し音声を聞く」は、効果に関する質問では3位、実践に関する質問では4位であった。この方法も21項目の中で上位の学習法であり、語彙学習の方法として効果的であり、授業内でもよく使われている学習法の1つと言える。一方、反復練習の中でも「3 繰り返し書く」は順位が最も低く、書く活動は授業ではあまり行われていないようである。

文字を書く活動に注目すると、新出単語を用いた言語活動の下位項目に「15 英文を書く活動」がある。この学習法は、効果に関する質問では7位であるにもかかわらず、授業での実践は17位であり、教員は比較的效果がある学習法であると考えているものの授業ではあまり取り入れられていないことがわかる。このアンケート調査より、高校の授業でも音声中心の語彙指導が行われている一方で、単語を書く活動はあまり実施されていないと判断できる。

1980年代後半から話すことや聞くことといったコミュニケーション主体の英語教育が重要視され、語彙指導の面でも音声重視の指導が主流となった。しかし、中学校と高校での発音指導に関する大学生を対象とした調査（田口，2012）では、20%弱の大学生が大学入学まで発音指導を受けたことがないと回答している。また多くの大学生は、モデルとなる単語や文を聞いて真似をするリピート活動の経験はあるが、発音記号を学びながらその音の出し方を練習したり、口の動かし方を教わるといった英語の音韻体系の習得を主眼とした活動は、限られた大学生しか経験していないことも報告されている。

語彙の知識を身につけるためには音の認識は必要不可欠であるが、モデル音声をリピートする活動だけで、どの程度英語の音韻体系と文字の対応関係を覚えることができるのであろうか。また日本の英語の授業では、英語の音韻体系や書き取りの指導はあまり行われていないが、音韻体系の明示的な指導や書き取り練習は単語の学習にどれほど効果があるのであろうか。以下では、発音指導、書き取り指導、調音指導の効果に関する先行研究を概観する。

### 3. リピート活動と調音指導の効果

#### 3.1. リピート活動（発音）の効果

母語と同様、L2の語彙習得においても音韻体系を身につけることが重要であり、英語の単語を学習する場合は、音素と文字の結びつきを学ぶ必要がある（Ehri, 2017；森, 2005；津田・高橋, 2014）。これまでの研究では、正しい発音が身につくとスペリングが容易に覚えられるという提案もある（手島, 2011）が、モデルとなる音声を使ったリピート活動だけでは英語の音韻体系を身につけることが困難であるという指摘（市崎, 2009；和田, 2016）や、リピート活動や単語の書き取り練習は、コロケーションとして覚える学習法などより単語の定着が悪いという提案もある（Hara, 2005, 2007）。

石原ら（2021）は、日本の小学5年生を対象に、モデル音声を聞かせる指導が単語の発音にどのような影響を与えるのか調査を行った。この学校では、1年生から英語が導入されており、英語の授業では友達やALTとのやり取りだけでなく、海外の学生とコミュニケーションを図る活動なども行われていた。さらに、音声面の指導としては、アクセントやリズムについてカタカナ語と比較したり、日本語と英語の音声の違いについて指導されており、英語の音韻認識に慣れ親しんでいる児童である。また、アルファベットについては指導されているが、フォニックス活動や単語の発音練習は十分になされていないようである。調査では、モデル音声を聞き繰り返し発音するリピート群、イラストを見てその英単語を発音するイラスト群、英単語を見て発音するスペリング群から単語の音声データを集め、単語のアクセント、音節、単音/æ/の発音、二重母音/ei /と/ou/の発音の正確さが分析された。その結果、リピート群の成績はほかの群より高かったが、二重母音とカタカナ語の長音の区別ができないなど、日本語の影響が観察された。石原ら（2021）は、繰り返し単語の発音練習を行うと自発的に作り出す発音より一時的には正確に発音できるようになるが、日本語ではあまり区別しない音については繰り返し練習したとしても正しく発音することができず、カタカナ読みの影響が残ると主張している。

Wong & Barcroft（2020）は、英語を母語とする大学生のスペイン語学習者（実験1）とフランス語学習者（実験2）の語彙習得におけるリピート活動の影響について調査した。実験1では、実験参加者に書き取りテストで使う24個の単語の知識がないことを確認した後、その単語を使った指導が行われた。12個の単語については、スクリーンに投影された絵の下に書かれている単語を調査者が音読み、実験参加者は調査者に続いてその単語の発音を練習した。残りの12個の単語についてはスクリーンの絵と単語を見せるだけで発音練習は行わなかった。指導の後、絵を見せその絵を表す単語の書き取りテストを実施した。実験の結果、発音練習を行った単語と行わなかった単語の正答数に差がないことが明らかになった。



フランス語学習者を対象とした実験2でも実験1と同じような方法で指導が行われたが、指導後のテストは単語の書き取りテストだけでなく、調査者が発話したターゲット語を書き取らせる聞き取りテストも加えられた。この実験でも、発音練習を行った単語と行わなかった単語の正答数に差がないだけでなく、書き取りテストと聞き取りテストの間にも差がないことがわかった。この2つの実験より、Wong & Barcroft (2020) は、単語の意味を理解させず単語の発音を繰り返し練習させたとしても、単語のスペリングは身につかないと提案している。

### 3.2. リピート活動（書き取り）の効果

単語を繰り返し書く学習法は授業ではあまり実施されておらず、その効果についてもほとんど検証されていない。ここでは、JLEではないL2学習者を対象とした2つの研究を紹介する。

Thomas & Dieter (1987) は、英語を母語とする大学生のフランス語学習者を対象に3つの実験を行った。1つ目の実験では、実験参加者を繰り返し発音練習する発音群と繰り返し書き取る書き取り群に分け、フランス語の単語を学ばせた。実験参加者にモニターに提示される40語の単語とその英語訳を見せ、発音群は発音練習を、書き取り群は書き取り練習をそれぞれ行い、できるだけ多くの単語を覚えるよう指示が与えられた。実験では、参加者に英単語を見せ、その単語をフランス語に直す課題と発音する課題に取り組んでもらった。実験の結果、発音課題に群間の差はなかったが、書き取り課題では書き取り群の方が正しく単語が書けることがわかった。実験2では、実験1と同じ単語を覚える活動が行われたが、データ収集方法が異なっており、参加者にはフランス語の単語とその発音が示され、その単語を英語に直して書く課題が与えられた。さらに、フランス語の単語リストも渡され、その単語を1つずつ発音することが求められた。実験の結果、発音群と書き取り群の英語の書き取りに差がないことが明らかになった。3つ目の実験では、モニター画面に提示されるフランス語の単語を書きながら学習するグループと、単語を書くことも発音することもせず、単語を見るだけで学習するグループのデータが集められた。この実験では、できるだけ多くの単語を書く課題、文字が欠落している単語の穴埋め課題、フランス語と英語の単語リストからそれぞれ合致する単語を選ぶ課題の3つが行われた。実験の結果、3つの課題を通じ、書き取りグループの方が比較的良い成績を収めることがわかった。これらの結果についてThomas & Dieter (1987) は、単語の書き取り練習は単語の書き取り、つまりスペリングに効果があると結論づけている。

Barcroft (2006) では、英語を母語とする大学生のスペイン語学習者を対象に、書き取り練習の効果について調査した。実験参加者が書き取りテストで使う24個の単語について知識がないことを確認した後、その単語を使った指導が行われた。指導では、絵の下に単語が書いてあるフラッシュカードを用意し、12個の単語については単語の

書き取り練習を行い、残りの12個については単語を見せただけで書き取り練習は行わなかった。指導の後、単語が書かれていないフラッシュカードを見せ、その絵が示すスペイン語の単語を書かせた。実験の結果、書き取り練習をした単語ではなく、書き取り練習をしなかった単語の方がより正しく書けることが明らかになった。この結果についてBarcroft (2006) は、書き取り活動を行ったことにより、学習者の意識が単語を書くことに向いてしまったため、単語を認識する際に使われる処理資源が足りなくなり、単語の意味や単語の形と意味の結びつきに注意が向かなかったことが要因であると主張している。

### 3.3. 調音指導の効果

JLEは、英語の/l/と/r/の聞き取りや発音ができないだけでなく (Best, 1995; Bradlow et al., 1997; 根間, 1996; Riney et al., 2000; Ryne, 2002; 勅使河原, 2017; 山根, 2019など)、l/と/r/の書き取りにも困難があり、<l>と<r>を入れ替えて単語を書くなど、スペリングの誤りが観察されている (Cook, 1997; 中井, 2000; Okada, 2005)。しかし、英語のスペリングに対する音韻体系の明示的な指導の影響についてはあまり検証されていない。ここでは、調音指導のスペリングへの影響として、l/と/r/の調音指導と単語の認識に関する研究を紹介する。

鈴木・栗津 (2021) は、日本の大学生を対象に英語の/l/と/r/の調音指導を行い、大学生が<l>と<r>を含んだ単語を正しく認識できるようになるか調査した。実験では、初級レベルの大学生を、調音指導を行う発音学習群と単語の<l>と<r>を異なる色でマークする色学習群に分け、学習指導を行った。発音学習群は、口腔図の説明後、l/と/r/の発音矯正具 (Real Stick<sup>2</sup>) を使い、舌の位置、あごの開き具合を練習し、l/と/r/の音が含まれる6組のミニマルペアの単語の発音を30分間指導された。色学習群は、単語を見ながらl/は青色、r/は赤色で印をつけ、その後、6組のミニマルペアを含む18組の単語を30分間つぶやきながら学習した。実験では、31語の単語リストが配られ、発音学習群はその単語のl/と/r/を意識しながらつぶやき、色学習群はl/と/r/を色分けしながらつぶやくことが指示され、さらにそれらの単語を見ながら覚えることが求められた。この活動は10分間実施された。別の活動を5分間行った後、参加者に31語の単語とその日本語訳が示され、その単語のスペリングの正しさを4段階で判断させた。実験の結果、事前テストで大学生がよく見たことがあると判断した単語については両群の成績に差は見られなかったが、あまり見たことがない困難語については差があり、発音学習群の成績の方が高かった。この結果について鈴木・栗津 (2021) は、調音指導によってl/と/r/の音素が認識できるようになり、その音韻認識能力が単語のスペリングにも影響を与えたと提案している。

2 <http://www.realstick.jp/>

### 3.4. 先行研究のまとめ

日本の英語の授業では、視覚的・聴覚的に提示される単語の意味を理解するだけでなく、リーディングにおいては単語の形と意味を一致させ、リスニングでは音から単語を把握し、その単語の意味を認識することが求められる。さらに、単語を受動的に認識するだけでなく、自分の考えを伝えるための発信語彙として単語を用いて表現することが必要となる。

本研究では、日本語を与えた上で英語の単語を書く書き取り課題により、発音指導、書き取り指導、調音指導の3つの指導法の効果について議論する。この3つの指導法に関する先行研究をまとめると表2のようになる。

表2 先行研究のまとめ

発音指導	母語	L2	対象者	結果	提案
石原 他 (2021)	日本語	英語	小学生	発音に効果あり	日本語の影響がある 書き取りの効果は不明
Wong & Barcroft (2020)	英語	西語	仏語	大学生	書き取りに効果なし 意味との関連づけが必要
書き取り指導	母語	L2	対象者	結果	提案
Thomas & Dieter (1987)	英語	仏語	大学生	書き取りに効果あり	練習の効果がある
Barcroft (2006)	英語	西語	大学生	書き取りに効果なし	処理資源の不足による
調音指導	母語	L2	対象者	結果	提案
鈴木・栗津 (2021)	日本語	英語	大学生	<l>と<r>の認識に 効果あり	書き取りの効果は不明

これまでの研究では、それぞれの指導方法における単語学習の効果について個別に検証が行われており、発音指導、書き取り指導、調音指導のどの指導法が単語の書き取りに効果があるのか比較されていない。また英語の音素と書記素を結びつけるために調音指導は必要であると思われるが、調音指導と単語の書き取りの関係については、これまであまり研究が行われていない。鈴木・栗津 (2021) では、/l/と/r/の調音指導により単語内に含まれる<l>と<r>の認識に敏感になると提案されているが、単語を正確に書くことができるかどうかはよくわからない。本研究では、異なる指導が日本の高校生の語彙学習、特にスペリングの習得に効果があるのか検証を行う。

## 4. 実験

### 4.1. 実験参加者

公立高校に在籍している高校1年生87名が本実験に参加した。指導の際は、87名の参加者が所属しているクラスをもとに、繰り返し単語を発話するリピート群(29名)、繰り返し単語を書く書き取り群(34名)、口腔図により単音の発音を練習する調音群(24名)の3つに分けられた<sup>3</sup>。指導は、期末テスト終了後の週に英語学習の復習として実施された。実験参加者には、本実験は学校の成績には関わらないこと、個人が特定されることはないこと、実験の結果は本研究以外の目的では使用しないことが伝えられた。

### 4.2. 指導

指導はアルファベットの並び替え活動を30分程度行った後、その活動で使用した単語の定着を目的として実施された。並び替え活動では、視覚提示された9つのアルファベットを使い、できるだけ多くの単語を作り出すよう指示が与えられた。実験参加者は自分たちが作り出した単語を発表し、各群の担当教員はそれらの単語を黒板に板書した上で異なる指導を行った。指導は期末テスト後の1週間内に、1日、または2日おきに3回実施された。

リピート群では、担当教員が板書された単語の意味と発音を一語ずつ発話し、学習者はその発話に続いて単語を2回発音した。さらに、教員が無作為に選んだ単語の意味を言い、学習者がその意味に対応する単語を発話する活動も行われた。この活動では、実験で使用されるターゲット語を2回以上発話しており、単語の意味と音の結びつきが強調されている。

書き取り群では、ワークシートが配布され、板書された単語から実験で使用されるターゲット語の意味と単語をワークシートに書く活動が行われた。学習者は単語をそれぞれ2回ずつ書き、単語の発音は練習しなかった。この活動では、単語の意味と形に焦点が当てられている。

調音群では、DVD教材(鷺見, 2011)を使い、ターゲット語に含まれる音素の発声方法が指導された。指導で取り上げた音素は、語頭とその次に来る子音であり、単音の発音だけでなく、各子音をつなげて子音群として発音練習も行った。DVDで口の開け方などを視聴した後、教員のモデル音声に続き、単音を3回、子音群を3回、単語を3回発音した。さらに、並べ替え活動で使用したすべての単語についても2回発音練習を行った。

3 3回の指導と3回の書き取りテストを受けた生徒のデータのみ分析する。

4 計画段階ではそれぞれの子音群を2回ずつ指導する予定であったが、特に調音群の十分な指導時間を確保するために、指導する語数を減らしたため /kr/, /pr/, /br/, /bl/ は1回ずつ指導した。

## 日本の高校生の英語スペリングにおける指導の効果

各回のターゲット語は(1)のように4語あり、1回目は語頭の子音群が/gr/, /gl/, /kr/, /kl/、2回目は/br/, /bl/, /pr/, /pl/、3回目は/gr/, /gl/, /pl/, /cl/であった<sup>4</sup>。

- (1) a. 1回目 並べ替え活動+指導 (great, glad, cry, class)  
 b. 2回目 並べ替え活動+指導 (bring, blue, pretty, play)  
 c. 3回目 並べ替え活動+指導 (green, glass, plan, clean)

本研究では、JLEの/l/と/r/の弁別についても検証するため、/l/と/r/に先行する子音の有声音である/b/と/g/と、無声音である/k/と/p/からなる12語の中学の既習単語<sup>5</sup>をターゲット語として選んだ。

表3 ターゲット語

語頭子音	第2子音	ターゲット語
/b/	/l/	blue
	/r/	bring
/g/	/l/	glad, glass
	/r/	great, green
/k/	/l/	class, clean
	/r/	cry
/p/	/l/	plan, play
	/r/	pretty

発話時の子音間への母音挿入について調査したMasuda & Arai (2010) では、英語の初級学習者は、連続する2つの子音が両方とも声帯を震わせる有声音の場合、1つ目と2つ目の子音の間に母音を挿入すると報告している。発音とスペリングが互いに関連し合っていると考えると(手島, 2011)、発話時の母音挿入がスペリングにも影響し、本研究のような書き取りテストにおいても子音と子音の間に不必要な母音を書く可能性が考えられる。

#### 4.3. 実験方法

実験では、日本語の意味に対応する単語を書く(2)のような書き取りテストによりデータが集められた。

- (2) a. すばらしい ( )

5 「中学で学ぶ英単語 ([https://www.kairyudo.co.jp/contents/02\\_chu/eigo/h24/h24-eitango.pdf](https://www.kairyudo.co.jp/contents/02_chu/eigo/h24/h24-eitango.pdf))」にもとづく。

## b. 授業 ( )

書き取りテストは、指導前に事前テスト、3回目の指導後に直後テスト、直後テストから1週間後に遅延テストの計3回行われた。書き取りテストは毎回45問出題され、実験参加者には7分の制限時間が設けられた。

## 5. 結果

データ分析では、日本語の意味に合う単語として正しいスペリングで書けていれば1点、それ以外を0点として集計した。

## 5.1. 指導群別平均点の比較 (全体)

指導群の各テストにおける平均点を表4に示す。

表4 各テストにおける平均点 (45点満点 (SD))

	リピート群	書き取り群	調音群
事前テスト	22.2 (8.93)	21.1 (11.12)	24.2 (8.57)
直後テスト	25.0 (8.93)	23.8 (11.19)	25.0 (9.64)
遅延テスト	24.6 (8.88)	24.6 (10.71)	24.8 (8.94)

2要因の分散分析 (指導群×テスト) の結果、指導群間には差はなかったが ( $F(2, 84) = 0.168, p > 0.8$  ns.)、テスト間には有意差があった ( $F(2, 168) = 20.34, p < 0.01$ )。また指導群とテスト間の交互作用もあった ( $F(4, 168) = 2.863, p < 0.05$ )。ライアン法による多重比較では、リピート群と書き取り群は、事前テストと直後テスト、事前テストと遅延テストの得点に有意な差が見られた。つまり、リピート群と書き取り群では、指導の後の直後テストで得点が伸び、その影響は遅延テストでも継続しているが、調音群にはそのような指導の効果はなく、直後テストでも得点が伸びないことが明らかになった。

## 5.2. 指導群別平均点の比較 (ターゲット語)

表4は、ターゲット語以外も含めた45単語の平均点の比較であったが、ここでは指導を行った12語のターゲット語の平均点を比較する。各指導群のターゲット語12語の平均点を表5に示す。

## 日本の高校生の英語スピーキングにおける指導の効果

表5 各テストにおけるターゲット語の平均点(12点満点(SD))

	リピート群	書き取り群	調音群
事前テスト	4.0 (2.62)	4.4 (2.95)	5.0 (2.35)
直後テスト	5.3 (2.98)	5.3 (3.07)	5.4 (2.91)
遅延テスト	5.3 (2.96)	5.5 (2.67)	5.3 (2.93)

2 要因の分散分析(指導群×テスト)の結果、指導群間に差はなかったが( $F(2, 84) = 0.112, p > 0.8 ns.$ )、テスト間には有意差があり( $F(2, 168) = 22.592, p < 0.01$ )、また指導群とテスト間の交互作用に有意傾向があった( $F(4, 168) = 1.994, p = 0.0976$ )。テスト間について、多重比較を行うと、事前テストと直後テスト、事前テストと遅延テストに有意差が見られた。

## 5.3. ターゲット語の平均点

ターゲット語に対する指導の影響を調べるため、ターゲット語ごとの平均点を比較する。

表6 ターゲット語の平均点(1点(SD))

語頭子音	第2子音		リピート群	書き取り群	調音群	
/b/	/l/	blue	事前	0.24 (0.43)	0.38 (0.49)	0.33 (0.47)
			直後	0.41 (0.49)	0.56 (0.50)	0.42 (0.49)
			遅延	0.38 (0.49)	0.56 (0.50)	0.42 (0.49)
	/r/	bring	事前	0.38 (0.49)	0.32 (0.47)	0.42 (0.49)
			直後	0.41 (0.49)	0.38 (0.49)	0.46 (0.50)
			遅延	0.52 (0.50)	0.35 (0.48)	0.38 (0.48)
/g/	/l/	glad	事前	0.03 (0.18)	0.09 (0.28)	0.00 (0.00)
			直後	0.14 (0.35)	0.09 (0.28)	0.08 (0.28)
			遅延	0.07 (0.25)	0.15 (0.35)	0.08 (0.28)
		glass	事前	0.07 (0.25)	0.21 (0.40)	0.04 (0.20)
			直後	0.24 (0.43)	0.29 (0.46)	0.17 (0.37)
			遅延	0.38 (0.49)	0.44 (0.50)	0.25 (0.43)
	/r/	great	事前	0.59 (0.49)	0.62 (0.49)	0.58 (0.49)
			直後	0.66 (0.48)	0.62 (0.49)	0.46 (0.50)
			遅延	0.66 (0.48)	0.56 (0.50)	0.58 (0.49)
		green	事前	0.62 (0.49)	0.74 (0.44)	0.75 (0.43)
			直後	0.69 (0.48)	0.74 (0.44)	0.79 (0.40)
			遅延	0.72 (0.45)	0.79 (0.40)	0.83 (0.37)

/k/	/l/	class	事前	0.24 (0.43)	0.03 (0.24)	0.17 (0.37)
			直後	0.31 (0.46)	0.09 (0.28)	0.21 (0.43)
			遅延	0.31 (0.46)	0.06 (0.24)	0.25 (0.43)
		clean	事前	0.66 (0.48)	0.50 (0.50)	0.71 (0.46)
			直後	0.72 (0.45)	0.59 (0.49)	0.67 (0.47)
			遅延	0.62 (0.49)	0.59 (0.49)	0.46 (0.50)
	/r/	cry	事前	0.24 (0.43)	0.47 (0.50)	0.54 (0.50)
			直後	0.45 (0.50)	0.65 (0.48)	0.71 (0.46)
			遅延	0.45 (0.50)	0.62 (0.49)	0.71 (0.46)
/p/	/l/	plan	事前	0.10 (0.31)	0.09 (0.28)	0.21 (0.41)
			直後	0.17 (0.38)	0.26 (0.44)	0.33 (0.47)
			遅延	0.17 (0.38)	0.29 (0.46)	0.17 (0.37)
		play	事前	0.79 (0.31)	0.76 (0.42)	0.88 (0.33)
			直後	0.93 (0.38)	0.82 (0.38)	0.96 (0.20)
			遅延	0.93 (0.38)	0.94 (0.24)	0.96 (0.20)
	/r/	pretty	事前	0.07 (0.25)	0.06 (0.24)	0.04 (0.20)
			直後	0.17 (0.35)	0.15 (0.35)	0.08 (0.28)
			遅延	0.10 (0.31)	0.09 (0.28)	0.04 (0.20)

まず blue の平均点は、事前テストでは0.3点、つまり30%程度の正答率であったが、直後テストでは40%を超え、遅延テストでも正答率が大幅に下がることはなかった。分散分析の結果、指導間と指導とテスト間の交互作用に有意差はなかった（指導間： $F(2, 84) = 1.035, p > 0.3 ns.$ 、交互作用： $F(4, 168) = 0.255, p > 0.9 ns.$ ）が、テスト間に有意差があり（ $F(2, 168) = 5.499, p < 0.01$ ）、事前テストより直後テストと遅延テストの平均点が高くなることがわかった。bringでは、事前テストの時点で40%程度の正答率であり、統計処理を行うと、指導間、テスト間、交互作用、いずれにおいても有意差はなかった（指導間： $F(2, 84) = 0.266, p > 0.7 ns.$ 、テスト間： $F(2, 168) = 0.885, p > 0.4 ns.$ 、交互作用： $F(4, 168) = 1.368, p > 0.2 ns.$ ）。

次の/g/から始まる単語 glad は最初から正答率が低く、指導してもあまり得点が伸びていない。分散分析の結果、テスト間にのみ有意差があり（指導間： $F(2, 84) = 0.349, p > 0.7 ns.$ 、テスト間： $F(2, 168) = 3.108, p < 0.05$ 、交互作用： $F(4, 168) = 1.084, p > 0.3 ns.$ ）、事前テストより直後テストと遅延テストの平均点が高かった。glass は事前テストの正答率が低いが、直後テスト、遅延テストとなるに従い、正答率が高くなっている。統計の結果、テスト間に有意差があり、事前テストより直後テストが、直後テストより遅延テストの平均点が高くなることがわかった（指導間： $F(2, 84) = 1.932, p > 0.1 ns.$ 、テスト間： $F(2, 168) = 11.439, p < 0.01$ 、交互作用： $F(4, 168) = 0.232, p > 0.9 ns.$ ）。greatとgreenは事前テストから正答率が高くなっており、70%を超える群もある。統計の結果、指導間、テスト間、交互作用、いずれ



## 日本の高校生の英語スペリングにおける指導の効果

においても有意差はなかった (great (指導間： $F(2, 84) = 0.362, p > 0.6 ns.$ 、テスト間： $F(2, 168) = 0.097, p > 0.9 ns.$ 、交互作用： $F(4, 168) = 0.859, p > 0.4 ns.$ )、green (指導間： $F(2, 84) = 1.019, p > 0.3 ns.$ 、テスト間： $F(2, 168) = 2.126, p > 0.1 ns.$ 、交互作用： $F(4, 168) = 0.162, p > 0.9 ns.$ )。最初から正しく書ける単語では、指導の効果は見えにくいかもしれない。

無声音/k/から始まる単語では、単語により指導群間やテスト間に差があった。class では、書き取り群の正答率が低く、統計の結果も指導間のみ有意傾向が表れた (指導間： $F(2, 84) = 3.068, p = 0.0518$ 、テスト間： $F(2, 168) = 2.129, p > 0.1 ns.$ 、交互作用： $F(4, 168) = 0.342, p > 0.8 ns.$ )。cleanの場合は、指導間に有意差はなく、テスト間には有意傾向が、交互作用には有意差があった (指導間： $F(2, 84) = 0.450, p > 0.6 ns.$ 、テスト間： $F(2, 168) = 2.797, p = 0.0638$ 、交互作用： $F(4, 168) = 2.538, p < 0.05$ )。多重比較の結果、調音群のテスト間に有意差があり、事前テストが直後テストや遅延テストより正答率が高かった。つまり、cleanは調音指導を行ったことにより、正確に書くことができなくなった単語である。cryはリピート群の平均点が低い。統計の結果、指導間に有意傾向が、テスト間に有意差があり (指導間： $F(2, 84) = 2.883, p = 0.0616$ 、テスト間： $F(2, 168) = 15.056, p < 0.01$ 、交互作用： $F(4, 168) = 0.130, p > 0.9 ns.$ )、多重比較により、事前テストより直後テストと遅延テストの平均点が高いことが明らかになった。

最後の/p/から始まる単語では、playだけ正答率が高い。planの事前テストの正答率は10%から20%程度であり、指導後の正答率が多少伸びている。統計の結果、指導間に有意差はなく、テスト間には有意差が、交互作用には有意傾向があった (指導間： $F(2, 84) = 0.502, p > 0.6 ns.$ 、テスト間： $F(2, 168) = 5.215, p < 0.01$ 、交互作用： $F(4, 168) = 2.189, p = 0.0723$ )。多重比較を行うと、事前テストと直後テストの間に差があることがわかった。事前テストから正答率が高かったplayでは、テスト間にのみ有意差があり (指導間： $F(2, 84) = 0.806, p > 0.4 ns.$ 、テスト間： $F(2, 168) = 7.405, p < 0.01$ 、交互作用： $F(4, 168) = 0.749, p > 0.5 ns.$ )、多重比較の結果、事前テストより直後テストと遅延テストの平均点が高いことが明らかになった。prettyは平均点にほとんど差がなく、正しく書くことが難しい単語のようである。統計の結果、テスト間にのみ有意傾向があり、指導間と交互作用に有意差はなかった (指導間： $F(2, 84) = 0.331, p > 0.7 ns.$ 、テスト間： $F(2, 168) = 2.845, p = 0.0609$ 、交互作用： $F(4, 168) = 0.145, p > 0.9 ns.$ )。

事前テストの正答率が20%程度以下の単語を困難語(難)、50%程度以上の単語を容易語(易)として、ターゲット語に対する指導とテストへの影響をまとめると表7のようになる。

表7 ターゲット語に対する指導とテストへの影響

単語	難易度	指導	テスト
blue			+
bring			
glad	難		+
glass	難		+
great	易		
green	易		
class	難	有意傾向（書き取り）	
clean	易	－（調音）	－（調音）
cry		有意傾向（リピート）	+
plan	難		+
play	易		+
pretty	難		有意傾向

表7より、同じ語頭子音であっても難易度に差があり、困難語はglad、glass、class、plan、prettyであり、逆に容易語はgreat、green、clean、playであった。また、指導後に平均点が上昇する単語には、blue、glad、glass、cry、plan、playがあり、cleanは調音群のみであるが指導後に点数が下がる単語である。さらに、/l/と/r/に着目すると、/l/が使われる単語の方が最初は正しく書くことができないが、指導を行うと正しく書けるようになるようである。

#### 5.4. 単語力の影響

45語と12語のターゲットの平均点では、リピート群と書き取り群の事前テストの得点が低く、直後テストや遅延テストでは得点が伸びていた。ここでは、単語力の上位と下位の実験参加者の平均点を比較し、単語力と指導の影響について分析する。

まず単語力の上位グループと下位グループに分ける。実験参加者全体の事前テストの平均点は22.3点であったため、表8のように事前テストにおいて25点以上の得点であった参加者を上位グループ、20点以下だった参加者を下位グループとした。

表8 単語力別人数

	リピート群	書き取り群	調音群
上位グループ	9	14	10
下位グループ	14	15	7

まず単語力別の45語の平均点を表9に示す。

## 日本の高校生の英語スピーキングにおける指導の効果

表9 単語力別の平均点の比較 (45点満点 (SD))

	リピート群		書き取り群		調音群	
	上位	下位	上位	下位	上位	下位
事前テスト	33.1 (4.25)	14.9 (4.77)	32.1 (4.66)	10.3 (5.22)	32.9 (2.21)	13.3 (3.57)
直後テスト	35.9 (4.43)	18.3 (5.19)	34.1 (4.50)	13.9 (7.80)	34.3 (3.44)	13.3 (5.55)
遅延テスト	34.4 (4.76)	18.2 (6.58)	34.4 (3.88)	15.1 (8.03)	33.5 (2.54)	13.4 (4.84)

リピート群と書き取り群では、単語力に関係なく直後テストで平均点が上昇しており、さらに書き取り群の下位グループでは、遅延テストでも平均点が伸びている。一方、調音群では上位グループの直後テストに平均点の上昇が見られるものの、下位グループではほとんど平均点に差がない。3要因（単語力×指導群×テスト）の分散分析を行ったところ、単語力間とテスト間に有意差があり（単語力： $F(1, 63) = 238.678$ ,  $p < 0.01$ 、テスト間： $F(2, 126) = 13.467$ ,  $p < 0.01$ ）、多重比較の結果、直後テストと遅延テストが事前テストよりも得点が高かった。また、指導群とテストの間の交互作用には有意傾向が見られた（ $F(4, 126) = 2.382$ ,  $p = 0.055$ ）。したがって、45語では、指導方法の違いによる効果の差は明確には示されなかった。

次に、ターゲット語の平均点を比較する。ターゲット語の平均点を表10に示す。

表10 単語力別のターゲット語の平均点の比較 (12点満点 (SD))

	リピート群		書き取り群		調音群	
	上位	下位	上位	下位	上位	下位
事前テスト	7.1 (1.85)	1.9 (1.10)	7.2 (1.86)	2.1 (1.81)	7.2 (1.17)	2.6 (1.18)
直後テスト	8.9 (1.97)	3.1 (1.41)	8.2 (1.78)	2.7 (1.78)	8.0 (1.48)	2.4 (1.76)
遅延テスト	8.6 (2.17)	3.1 (1.73)	7.9 (1.30)	3.3 (2.12)	8.2 (1.54)	2.1 (1.13)

ターゲット語の平均点においても、45語の平均点と同じような傾向が見られ、リピート群と書き取り群では直後テストで平均点が上昇し、書き取り群の下位グループは遅延テストでさらに平均点が高くなっている。調音群では上位グループの直後テストで平均点が上昇するが、下位グループでは徐々に平均点が下がっている。3要因（単語力×指導群×テスト）の分散分析を行ったところ、単語力間とテスト間に有意差があり（単語力： $F(1, 63) = 184.759$ ,  $p < 0.01$ 、テスト間： $F(2, 126) = 17.857$ ,  $p < 0.01$ ）、多重比較の結果、直後テストと遅延テストが事前テストよりも平均点が高いことが示された。また、指導群とテストの間の交互作用に有意差が見られ（ $F(4, 126) = 2.583$ ,  $p < 0.05$ ）、リピート群と書き取り群は直後テストと遅延テストが事前テストよりも平均点が高くなったが、調音群には指導の影響は見られず、テスト間に差がないことが明らかになった。

## 6. 議論

### 6.1. 指導の影響

本研究では、英語の単語の書き取りテストにより、発音指導、書き取り指導、調音指導の3つの指導法の効果について調査を行った。実験の結果、リピーター群と書き取り群は、単語力の高低に関わらず、指導により得点が上昇することがわかった。

これまでの研究では、単語の意味に注意が向けられない発音練習や書き取り活動は、単語の書き取りに効果がないと提案されていた(Barcroft, 2006; Wong & Barcroft, 2020)が、本研究では、単語の意味を確認しながら発音練習や書き取り活動を行ったため、単語の書き取りに効果が見られた。特に単語力の低い学習者は、授業でリピーター活動や書き取り練習を行うことにより書き取りテストの平均点が大幅に上昇したことから、授業でリピーター活動や書き取り練習を行う際は、単語の意味も意識させる必要があると考えられる。

一方、口腔図を使い調音指導を行ったグループでは単語の書き取りに効果が見られず、文字の音を意識させたとしてもスペリングの習得には結びつかないことが明らかになった。特に、単語力が低い学習者は、指導後の書き取りテストの平均点が下がることが示された。調音群では、語頭の2つの子音の発音指導の後に単語単位での発音練習も行ったが、単語単位で発音する際も実験参加者は強調して指導された子音の発音に意識が集中したため、スペリングの習得に効果が見られなかった可能性がある。単語を習得するには音韻認識力を高めるだけでは不十分であり、単語の意味にも着目し、音と形、形と意味を指導することが必要であろう(cf. Swain, 1985)。

### 6.2. 頻度の影響

本実験では、単語間に難易度差があることや、指導後の得点に変化があることが確認された。単語の書き取りテストで正答を得るためには、日本語での意味とスペリングが結びついている必要がある。横川(2006)では、単語の頻度と視覚的な親密度の両方が単語の意味を知っていることに影響していると提案しており、単語の頻度や親密度がターゲット語の難易度に影響を与えている可能性がある<sup>6</sup>。表11は表7にターゲット語の頻度と視覚的な親密度を加え、頻度順に並べ替えたものである。

---

6 親密度とは、ある単語に対してどの程度よく見聞きすると感じているかの程度であり、単語の意味を知っているかどうかは関係ない。

## 日本の高校生の英語スペリングにおける指導の効果

表11 ターゲット語の頻度と親密度<sup>7</sup>

単語	難易度	指導	テスト	頻度	親密度順位
play	易			323	4
bring				346	1243
class	難	有意傾向（書き取り）		356	68
plan	難		+	419	30
blue			+	456	429
green	易			482	437
great	易			497	169
pretty	難		有意傾向	535	482
clean	易	-（調音）	-（調音）	738	379
glad	難		+	831	1321
cry		有意傾向（リピート）	+	932	409
glass	難		+	1101	555

まず容易語 play、green、great、cleanの4語のうち、playは頻度、親密度ともに順位が最も高く、頻繁に教科書でも登場する身近な語である。一方、green、great、cleanの3語については、頻度、親密度ともに中盤以降に位置しており、playほど高頻度、高親密度の単語ではない。そのため、これらの単語が容易であった理由は頻度などの影響ではないと思われる。この3つの単語はカタカナ語として頻繁に使われており、グリーン、グレート、クリーンの音と意味は学習者になじみがあると推測される。特にgreenに関しては、グリーンという音だけでなく、若者に人気のある歌手グループGReeeeNという表記を目にする機会が多いため、正確に単語を書くことができた可能性がある。さらにgreatは親密度順位が高く、cleanは頻度の高い単語である。JLEにとって頻度か、親密度のどちらかが高い場合、単語の書き取りは容易になるのかもしれない。

困難語であるclass、plan、pretty、glad、glassの内、gladとglassは頻度、親密度ともに下から3番以内に入っている。したがって、これらの単語は教科書で見聞きする機会も少なく、比較的に慣れない単語であることがわかる。classとplanは、頻度と親密度がともに上位4番目以内の単語であり、カタカナ語としてよく使われる語彙であるにもかかわらず、書き取りが困難な単語であった。本実験では、「授業」という意味でclassを、「計画する」という動詞としてplanを出題したが、この出題方法に問題があったと思われる。日本語でclassといえば、「授業」より「学級」という意味で使われることが一般的であり、またplanは「計画」という名詞として使われることが多い。日本語と英語との間で意味や品詞のギャップがあるために、単語と意味の

7 相澤 他（2005）を参照した。頻度上位1,000語が中学校で学習する基本語である。

結びつけが難しかった可能性がある。

容易語であった clean は、カタカナ語「クリーン」として「きれいな」という意味で定着しているが、本実験では「掃除をする」という意味で出題した。困難語 class と plan は親密度順位が clean よりも高いことから、class と plan はカタカナ語としての定着度も高いと思われる。つまり、定着度の高いカタカナ語と英語の間に意味のギャップがある場合、英語の単語と意味を結びつけることが困難になり、単語の書き取り課題では単語を思い出すことが難しくなるのかもしれない。このような実験を行う際は出題方法についても考慮する必要がある。

この実験で困難語と判断された pretty は、容易な単語である clean よりも頻度が高く、プリティーというカタカナ語もある程度定着していると思われる。したがって、音と意味を関連づけることは比較的容易であったと予測される。また、出題方法に問題があった class を除けば、困難語の中で pretty のみが指導後も得点が伸びておらず、正しく書けなかったことがわかる。その要因として、ここでは pretty の音と文字の関係に着目する。

まずカタカナ語のプリティーを日本語のモーラでとらえた場合、「プ」は/pu/に、「リ」は/ri/に変換されるが、pretty では語頭子音/p/の後に母音挿入は起こらない。しかし、このような日英語間の母音挿入の有無は、カタカナ語が定着している他のターゲットにおいても共通して起こるため、pretty が難しかった根拠にはならない。一方、音節の<pret>は/pri/と発音されるが、英語で表記する場合は/i/の音を<e>で表さなければならぬ。つまり、<e>を/e/と発音する以外に、/i/と発音するという規則を身につけていない場合、正確に単語を書くことが難しいと考えられる。

### 6.3. 日本人英語学習者の誤り

初級段階の JLE は、子音字が有声音の場合、子音字の後に母音を挿入して発話することがあると報告されている (Masuda & Arai, 2010)。本研究ではそのような発話の影響がスペリングにも起こると予測し、有声音と無声音の語頭子音を使って実験を行った。しかし、語頭子音の有声音と無声音の区別は書き取りには影響せず、語頭子音の音が同じであったとしても単語の書き取りの難易度に差があった。単語の書き取りテストでは、文字と音の結びつきより、単語の形と意味に焦点が当てられるため、個々の文字の発音がスペリングに影響しなかったと考えられる。

JLE の誤りとして、<l>を<r>で置き換えるエラーがたびたび報告されている (Cook, 1997; Okada, 2005)。今回の調査においても、第2子音に<l>が使われている class、plan、glad、glass の4語は事前テストで困難語と判断されており、第2子音が<r>だった単語で難易度が高かったものは、pretty のみであった。つまり、JLE にとって<l>の方が<r>より正しく書くことが困難であると言える。日本語では/l/と/r/の音の区別がないため、JLE は<l>と<r>の音を「ラ行」で用いる弾音/l/で代用する傾向があるが、

単語を書く際にも<l>と<r>の弁別が困難であり、<l>と<r>の置換が起きると考えられる(山根, 2019)。さらに、日本の国語教育の中で指導されているローマ字表記の影響もあると考えられる(Cook, 1997; Okada, 2005)。ローマ字表ではラ行の子音として<r>を用いており、学習者が/l/と/r/の音をラ行に置き換えている場合、<l>ではなく<r>を優先的に使うことが予測される。JLEのコーパスを調査したOkada(2005)では<l>を<r>に置き換えるエラーが、<r>を<l>に置き換えるエラーよりも多く見られたことを報告しており、本研究の結果とも一致する。文字と音の関係性が確立されていない段階では、母語の音韻の影響だけでなく、ローマ字学習も単語の書き取りに影響すると思われる。

## 7. 終わりに

本研究では、日本の高校生に対しリピート指導、書き取り指導、調音指導を行い、それぞれの指導が単語のスペリング習得にどのような効果があるのか検証した。実験の結果、以下のことがわかった。

- (3) a. リピート群と書き取り群は、単語力の高低に関わらず、指導により得点が上昇する。
- b. 頻度と親密度が高いと平均点は高い。
- c. 頻度と親密度のいずれかが高い場合も比較的平均点は高くなる。
- d. 日本語のカタカナ語の影響がある。
- e. 語頭子音が有声であっても、無声であっても困難度に差はない。
- f. 英語の文字と音が一致しない場合、単語を正しく書くことが難しい。

近年、学校の英語教育の現場では語彙指導の際にも音声重視されているが、単語の意味と形を結びつけ、スペリングを身につけさせるためには、音声以外の面からの指導も必要である。まず、単語と意味を結びつける段階では、定着しているカタカナ語と英語の単語の意味にギャップがある場合はその違いを指摘し、スペリングを学習する段階では、特定の音や文字にフォーカスを当てるのではなく、単語や音節単位での発音や書き取りを繰り返すことが重要となる。さらに、ローマ字読みから脱却するために、ローマ字と英語のスペリングの違いを学習者に意識させながら指導することも有効であろう。

英語は文字と音が複雑な対応関係を持つ言語であり(Taylor, 1981)、L2学習者だけでなく、母語話者にとってもスペリングの習得は容易ではない。本研究では取り上げなかったが、実験参加者の具体的なスペリングエラーを分析することで、JLEにとって習得が容易な単語と、難しい単語が明らかにされれば、指導者と学習者の双方にとっ

て大きな手助けとなることは確かである。今後の課題としたい。

### 参考文献

- 相澤一美・石川慎一郎・村田年・磯達夫・上村俊彦・小川貴宏・清水伸一・杉森直樹・羽井左昭彦・望月正道. (2005). 『JACET8000英単語』 桐原書店.
- 阿久津智. (2018). 音韻と日本語学習『拓殖大学日本語教育研究』 3: 19-42.
- 有本純. (2022). 英語発音指導の課題と解決策『関西国際大英学語研究音紀指要導』 23: 1-13.
- Barcroft, J. (2006). Can writing a new word detract from learning it? More negative effects of forced output during vocabulary learning. *Second Language Research*, 22(4): 487-497.
- Best, C. T. (1995). A direct realist view of crosslanguage speech perception. In Strange, W. (ed.), *Speech Perception and Linguistic Experience: Theoretical and Methodological Issues* (pp.171-204). New York Press.
- Bradlow, A. R., Pisoni, D., Akahane-Yamada, R., & Tohkura, Y. (1997). Training Japanese listeners to identify English /r/ and /l/: IV. Some effects of perceptual learning on speech production. *Journal of the Acoustical Society of America*, 101 (4): 2299-2310.
- Cook, V. J. (1997). L2 users and English spelling. *Journal of Multilingual and Multicultural Development*, 18(6): 474-488.
- Ehri, L. C. (2017). Orthographic mapping and literacy development revisited. In Cain, K., Compton, D. L., & Parrila, R. K. (eds.), *Theories of Reading Development* (pp.127-146). John Benjamins.
- Ehri, L. C., Nunes, S. R., Stahl, S. A., & Willows, D. M. (2001). Systematic phonics instruction helps students learn to read: Evidence from the national reading panel's meta-analysis. *Review of Educational Research*, 71(3): 393-447.
- Hara, M. (2005). *Effects of Strategy Instruction in the Learning of English Vocabulary by Japanese Junior High School Students*. 修士論文 (兵庫教育大学).
- Hara, M. (2007). A study on vocabulary learning strategies instruction of English by Japanese junior high school students. *Annual Review of English Language Education in Japan*, 18: 151-160.
- Hoff, E. (2013). *Language Development*. Cengage Learning.
- 市崎一章. (2009). 小学校英語教育への提言『英語音声学』 13: 457-471.
- 石原知英・日高佑郁・高味淳・濱崎孔一廊・金崎英俊. (2021). 小学校英語における音声の指導: モデルの復唱で身に付くことと身に付かないこと『鹿児島大学教育学部研究紀要 教育科学編』 72: 127-137.



- 石川芳恵・田村知子・白畑知彦. (2018). 語彙学習の実態と教師および生徒の意識: 静岡県内の公立高校の英語科教員および生徒へのアンケート調査より『教科開発学論集』6: 35-45.
- 伊藤友彦・辰巳格. (1997). 特殊拍に対するメタ言語的知識の発達『音声言語医学』38: 196-203.
- 木澤利英子. (2018). シンセティック・フォニックス指導とその効果—児童の非単語反復及びデコーディング力に着目して—『関東甲信越英語教育学会誌』32: 71-84.
- Mann, V. A. (1986). Phonological awareness: The role of reading experience. *Cognition*, 24: 65-92.
- Masuda, H., & Arai, T. (2010). Processing of consonant clusters by Japanese native speakers: Influence of English learning backgrounds. *Acoustical Science and Technology*, 31(5): 320-327.
- 文部科学省. (2017a). 『小学校学習指導要領（平成29年告知）』開隆堂.
- 文部科学省. (2017b). 『小学校学習指導要領（平成29年告知）解説外国語活動・外国語編』開隆堂.
- 文部科学省. (2017c). 『中学校学習指導要領（平成29年告知）解説外国語編』開隆堂.
- 文部科学省. (2018). 『高等学校学習指導要領（平成30年告知）解説外国語編 英語編』開隆堂.
- 森千鶴. (2005). L2学習者のスペリング能力とリーディング能力の関係について『日本教科教育学会誌』28(2): 11-20.
- 中井英民. (2000). 英語音声指導における「カタカナ発音」の影響とその払拭を目指した指導法の一例『外国語教育: 理論と実践』26: 65-83.
- 根間弘海. (1996). 『英語の発音とリズム』開拓社.
- Okada, T. (2005). A corpus-based study of spelling errors of Japanese EFL writers with reference to errors occurring in word-initial and word-final positions. In Cook, V., & Bassetti, B. (eds.), *Second Language Writing Systems* (pp.164-183). Multilingual Matters.
- Riney, T., Takada, M., & Ota, M. (2000). Segmentals and global foreign accent: The Japanese flap in EFL. *TESOL Quarterly*, 34: 711-737.
- Ryne, R. (2002). 日本人にとって最も難しい英語の発音『九州女子大学紀要: 人文・社会科学編』38(3): 27-41.
- 白畑知彦・富田祐一・村野井仁・若林茂則. (2019). 『英語教育用語辞典 第3版』大修館書店.
- Snow, C. E., Burns, M. S., & Griffin, P. (1998). *Preventing Reading Difficulties in Young Children*. The National Academies Press.

- 鈴木明夫・粟津俊二. (2021). 行為経験としての英語発音による英語スペリング記憶の促進: L と R を含む英単語の場合『認知科学』28: 565-577.
- Swain, M. (1985). Communicative competence: Some roles of comprehensible input and comprehensible output in its development. In Gass, S., & Madden, C. (eds.), *Input in Second Language Acquisition* (pp.235-253). Newbury House.
- 田口賀也. (2012). 英語発音指導実態調査とその考察『経済論集』38: 69-77.
- Taylor, D. S. (1981). English spelling: A help rather than a hindrance. *ELT Journal*, 35(3): 316-321.
- 勅使河原三保子. (2017). 日本語母語話者の英語発話音声の intelligibility と印象－五つの国・地域の非英語母語話者を対象とした聴取実験(2)－『駒澤大学外国語論集』23: 1-24.
- 手島良. (2011). 日本の中学校・高等学校における英語の音声教育について－発音指導の現状と課題－『音声研究』15(1): 31-43.
- Thomas, M. H., & Dieter, J. N. (1987). The positive effects of writing practice on integration of foreign words in memory. *Journal of Educational Psychology*, 79(3): 249-253.
- Treiman, R., & Zukowski, A. (1991). Children's awareness of syllables, onsets, rimes and phonemes. In Brady, S., & Shankweiler, D. (eds), *Phonological Processes in Literacy* (pp.67-83). Erlbaum.
- 津田知春・高橋登. (2014). 日本語母語話者における英語の音韻意識が英語学習に与える影響『発達心理学研究』25(1): 95-106.
- 鷺見由理. (2011). 『英語の発音が正しくなる本』ナツメ社.
- 和田あずさ. (2016). 小学校外国語教育における音声指導目標の検討『東京大学大学院教育学研究科紀要』56: 330-350.
- Wong, W., & Barcroft, J. (2020). Repeat after me or not? Choral repetition and L2 vocabulary learning. *Proceedings of the 8th Meeting on Language Teaching*: 64-73.
- 山根繁. (2019). 『コミュニケーションのための英語音声学研究』関西大学出版部.
- 横川博一. (2006). 『日本人英語学習者の英単語親密度: 文字編』くろしお出版.

## 【論文】

# いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察 ～特別活動による提言～

橋本 勝

## 1. 問題設定

日本における全行的ないじめの統計調査は、昭和60年（1985年）より始められ、令和4（2022）年10月の『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について』に掲載された調査にいたるまで、およそ35年におよぶ。

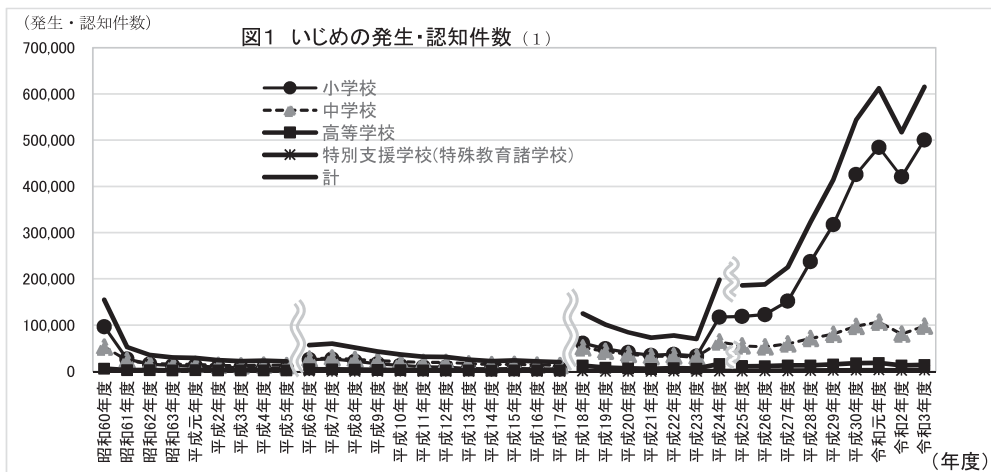
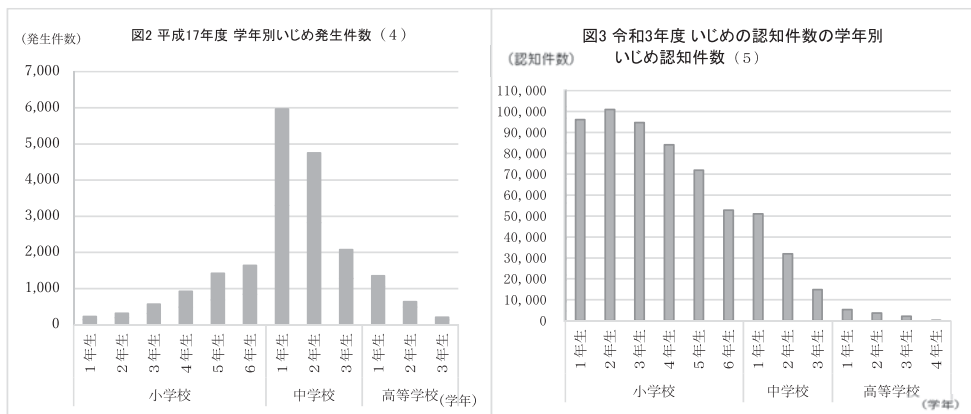


図1で示したような、この35年間のいじめに関する調査結果の変遷については、「学校教育におけるいじめに関する歴史的検討」において（『国際関係・比較文化研究』第20号第2巻2022年3月）において概観し（2）、これによって、次のようなことが確認できた。

昭和60（1985）年度の調査では「いじめ」に関する定義を明確にしなかったが、図1に見られるように、これを明確にした昭和61年度の調査ではいじめの「発生件数」

に減少がみられた。この後、いじめの定義が3回にわたり見直されるが(3)、最初に定義が見直された平成6(1994)年度の調査では、いじめの発生件数は微増した。さらに、いじめの定義が2回目に見直された平成18(2006)年度からは、「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」定義によって調査され、また、いじめの「発生件数」ではなく「認知件数」が調査されることとなり、平成17年度までの「発生件数」の期間に比べ、平成18年度からの「認知件数」は、図1に見られるように、とりわけ小学校において増大した。



平成17年度調査までの学年別のいじめの発生件数には、図2に見られるような特徴があった。それは、いじめの「発生件数」は、小学校の低学年では少なく、小学校の学年進行とともに微増し、中学校1年生の時点で突出して増加し、その多さは中学校2年生でやや減少するにとどまり、中学校3年になると落ち着きを見せ、高校になると大きく減少していくというパターンであった。これが、いじめの定義が大幅に変更された平成18年度以降のいじめの調査では、こうしたパターンは平成25年度あたりの調査結果からはみられなくなり、図3にみられるように、小学校1～6年生でも多数の「認知件数」を確認でき、とくに小学校の低学年で多く、かつての典型的なパターンであった突出して件数が多い中学校1・2年生では、落ち着いて見えるパターンへと大きく転換したことが分かった。

しかしながら、この研究においては、下記のような諸点に接近することができなかった。

小学校に関しては、平成18年度からの調査から直近の調査までの間、小学校におけるいじめの「認知件数」の増加が顕著であるが、このことが、たんに小学校のいじめの量的変化を示すのか、それとも質的な変化を示すのかを解釈できなかった。

中学校のいじめについては、平成18年に現行のいじめの定義に見直され、「認知件

数」が集計されるようになり、学年別のいじめの「認知件数」は、かつての「発生件数」を集計したように中学校1・2年次で最多となっていたのとは異なる傾向を示すようになったが、このことが、中学校のいじめの変質を意味するのかを解釈できなかった。具体的にいえば、中学校のいじめは、小学校や高校と比べ、苛烈なケースがみられたが、こうした傾向が変化し、そうした深刻なケースは、小学校段階に移行したのかを問うことができなかった。

高校のいじめについては、学校種ごとの統計では最も少なく、あくまでも、小学校や中学校に比べれば、あまり心配のないものであると捉えてよいのかを検討できなかった。

そこで、本研究では、こうした残された課題について検討を試みたいと考えている。また最後に、本研究で考察した課題に対する対応について検討をしたい。

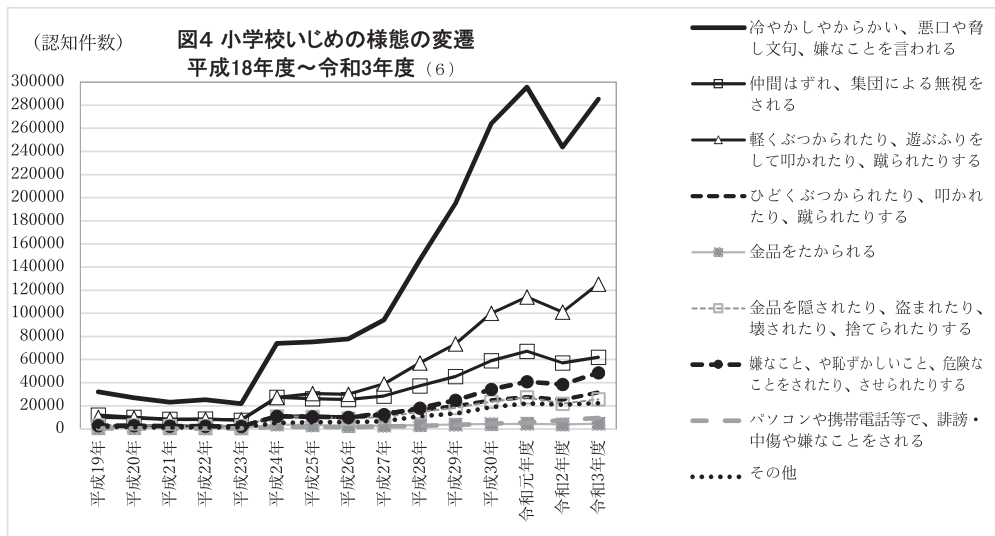
## 2. いじめの様態についての検討

平成18年度の調査から「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」定義で、いじめの「認知件数」が調査されるようになった。この調査では、平成17年度までの調査による「発生件数」を大幅に上回る「認知件数」が報告されている。本節では、こうした「件数」の増加が確認された平成18年度以降の、「いじめの様態」にどのような特徴がみられるのか、平成18年度からの、小学校、中学校、高校のいじめの様態について検討したい。

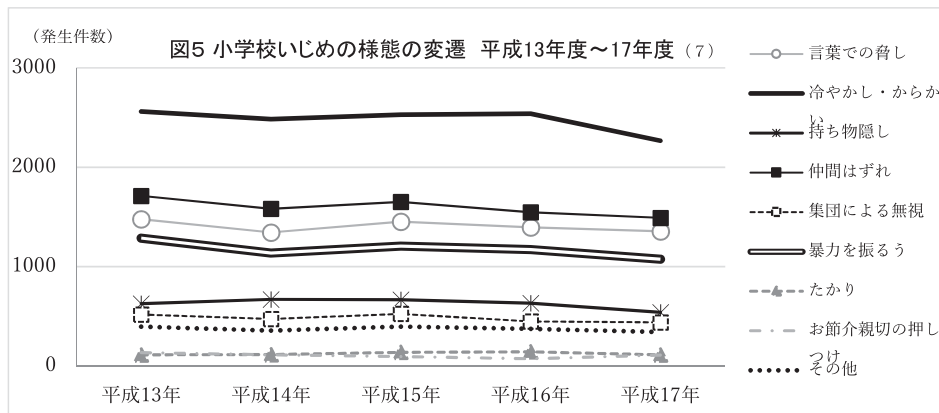
### (1) 小学校のいじめの様態についての検討

小学校において、平成18年度の調査から令和3年度の調査にかけてのいじめの様態については、図4のように、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の増加が目立つ。次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が増加している。

この期間の「小学校のいじめの様態」では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が圧倒的に多くなっている。図1の「いじめの発生・認知件数」で、近年のいじめの「認知件数」の増加は、小学校において顕著であることを指摘したが、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の増加が反映されたものと考えられる。



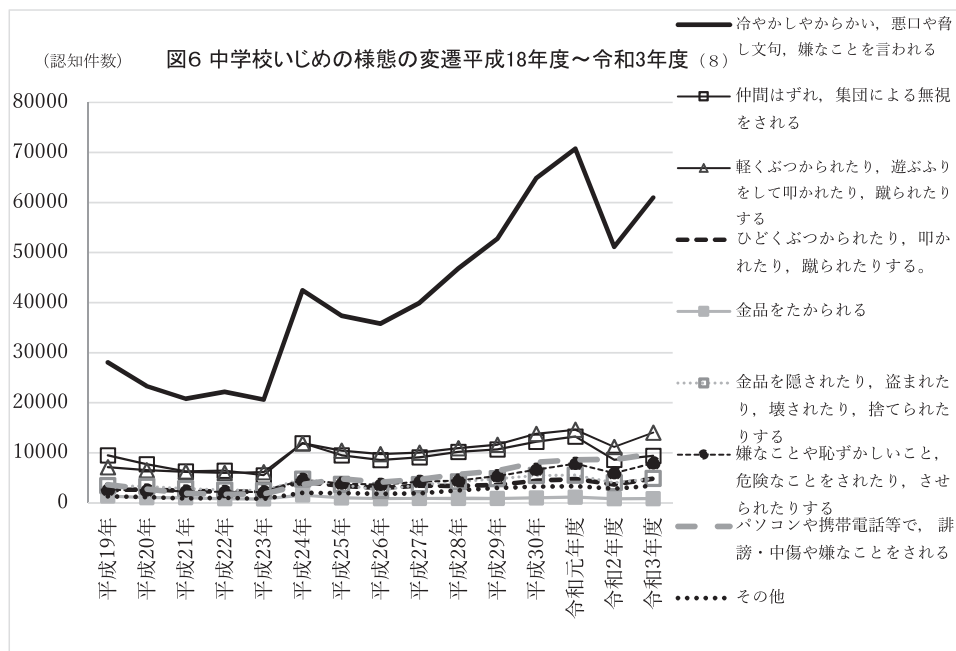
つぎに、現行の定義で調査される前の平成13年度から17年度までの調査によるいじめの様態について検討してみたい。調査項目が平成18年度から令和3年度までの調査とは異なるので、単純に比較ができないが、「冷やし・からかい」が最も多く、二番目が「仲間はずれ」、三番目が「言葉での脅し」となっている。



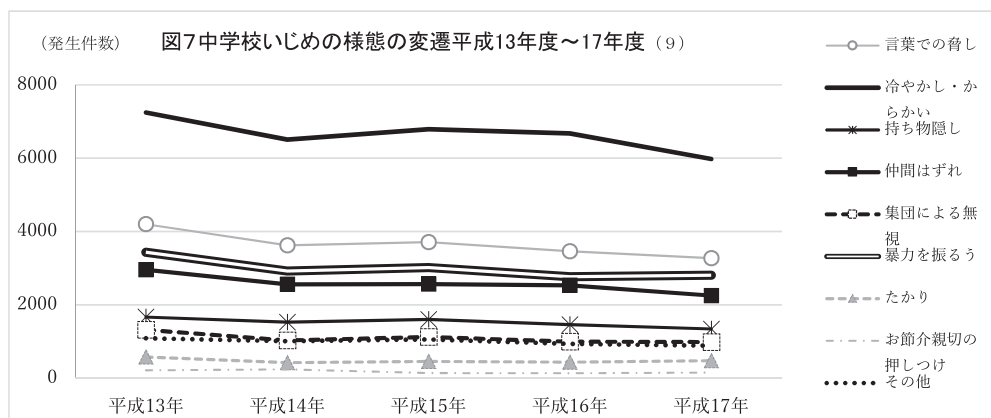
平成17年度までの調査で最も多かったのが「冷やし・からかい」であり、平成18年度以降、増加しもっとも多かったのが「冷やしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」であることを考えると、小学校におけるいじめの様態は、平成17年度以前の調査でも、平成18年度移行の調査でも、件数の増加は目立ったが、その様態は軽微なものであった、と考えられる。

## (2) 中学校のいじめの様態についての検討

中学校において、平成18年度の調査から令和3年度の調査にかけての調査では、小学校と同様に、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の増加が目立つ。次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」の順であるのも、小学校と同じ傾向ではあるが、令和2・3年度の調査においては、中学校では、小学校で3番目に多かった「仲間はずれ、集団による無視をされる」よりも「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が、僅差ではあるが多く認知されている。



つぎに中学校についても、平成13年度から17年度までの調査によるいじめの様態について検討してみたい。ここでも、小学校と同じように、調査項目が平成18年度から令和3年度までの調査とは異なるので、注意が必要であるが、「冷やかしか・からかい」が最も多いが、二番目が、小学校とは異なり「仲間はずれ」ではなく、小学校では三番目であった「言葉での脅し」が二番目に多くなっており、三番目が「暴力を振るう」となっている。そして、小学校では二番目に多かった「仲間はずれ」が、平成13年度から17年度までの間、「暴力を振るう」とほぼ同数の「発生件数」であった。



平成17年度以前の調査と平成18年度以降の調査とで比較してみると、小学校と同様に、平成17年度以前で「冷やかしのからかい」が最多で、平成18年度以降でも「冷やかしのからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最多で、軽微ないじめが最も多いが、小学校とは異なり、平成18年度以降では「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」という、新しいいじめの様態が増えてきているという点に注意したい。

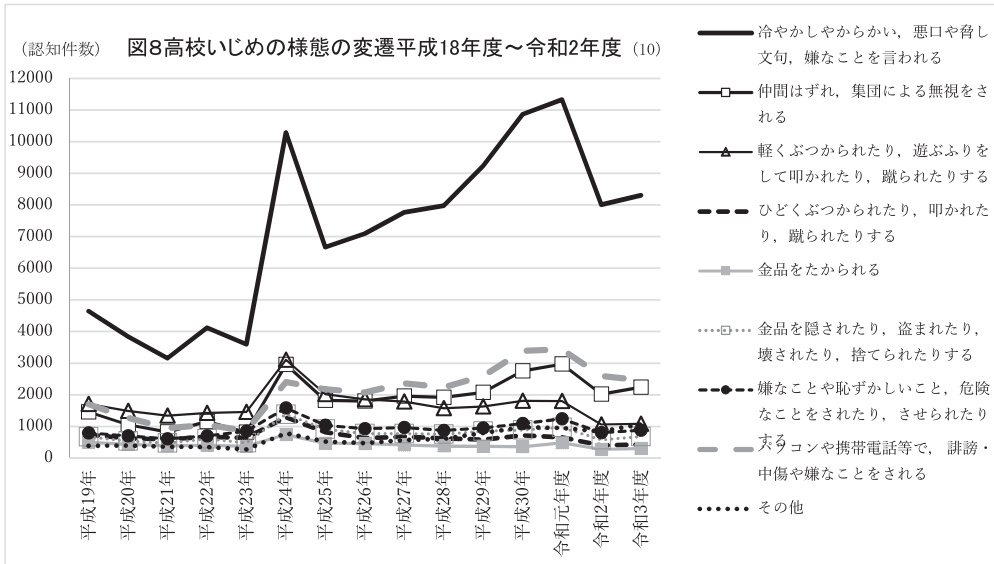
### (3) 高校のいじめの様態についての検討

高校において、平成18年度の調査から令和3年度の調査にかけての調査では、小学校・中学校と同様に、「冷やかしのからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の増加が目立つ。

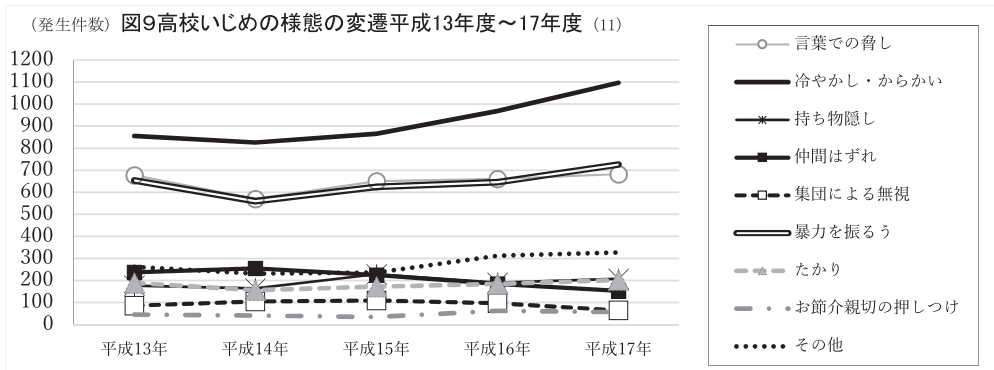
中学校においては、令和2・3年度の調査においては、小学校で3番目に多かった「仲間はずれ、集団による無視をされる」よりも「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が、僅差ではあるが多く認知されている点を指摘したが、高校では、平成25年度調査から「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が、二番目に多くなっていることがはっきりとわかる。ほぼ同じようなペースで「仲間はずれ、集団による無視をされる」が三番目に多くなっている。



いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察～特別活動による提言～



つぎに高校についても、平成13年度から17年度までの調査によるいじめの様態について検討してみたい。



ここでも、小学校・中学校と同じように、調査項目が平成18年度から令和3年度までの調査とは異なるので、注意が必要であるが、「冷やし・からかい」が最も多いのは小学校・中学校と同じであるが、二番目と三番目が、「暴力を振るう」と「言葉での脅し」で拮抗しており、平成17年度の調査では、「暴力を振るう」が二番目に多くなっており、三番目が「言葉での脅し」となっている。

第2節では、小学校、中学校、高校のいじめの様態について、いじめの定義が見直された平成17年以前の調査と平成18年以降の調査についてみてきた。

小学校、中学校、高校で共通して、平成17年度以前では、「冷やかし・からかい」が多く、平成18年度以降では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が多く、軽微ないじめの様態がもっとも多い。

とくに、平成18年度以降のいじめの「認知件数」の、小学校における大幅な増加は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の「認知件数」が反映されたものであり、こうした軽微ないじめの様態が多いという傾向は、平成17年度以前から変化がないように思われる。

小学校とは異なって、中学校と高校では、平成18年度以降のいじめの様態で、「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」といういじめの様態が目立ってきている点にも注目したい。

平成17年度以前の調査における中学校と高校でみられた二番目・三番目に多かった「言葉での脅し」や「暴力を振るう」という深刻さが懸念されるいじめの様態が、平成18年度以降の調査における「いじめの様態」では、どのように集計・評価されているのか判然としない。そこで次節では、いじめの深刻なケース、重大事態について検討を試みたい。

### 3. いじめの重大事態についての検討

文部科学省によるいじめの統計では図の1・2・3のように件数の増加に注目した量的な統計や、図の4から9のように「いじめの様態」についての統計、そして、ここで検討する下記のような「いじめの重大事態」の統計をとっている。

いじめの重大事態は1号・2号に分類されており、それらは、「いじめ防止対策推進法」第28条第1号が規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、また、同第2号が規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の事態を指す。

#### (1) 学校種ごとのいじめの重大事態についての検討

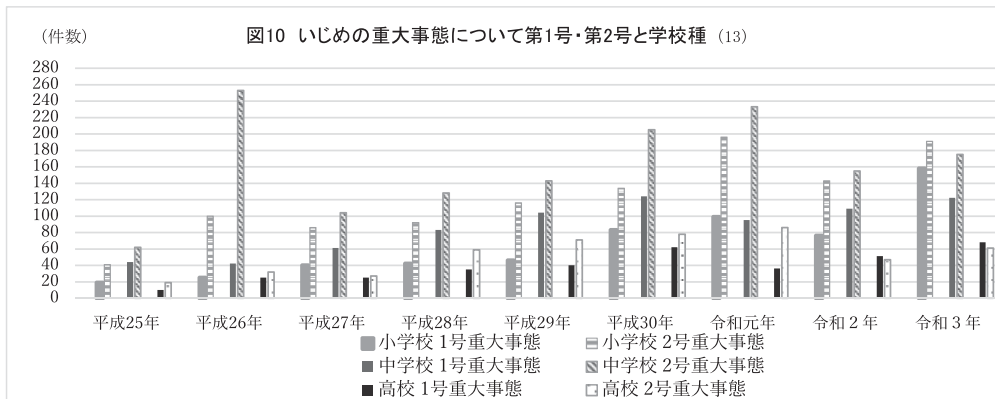
いじめの重大事態は、その深刻さによって、1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」と、2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に分けられているが、それを学校種ごとに整理したのが図10である。

この「いじめの重大事態」の件数に注目してみると、平成25年から令和2年までの

## いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察～特別活動による提言～

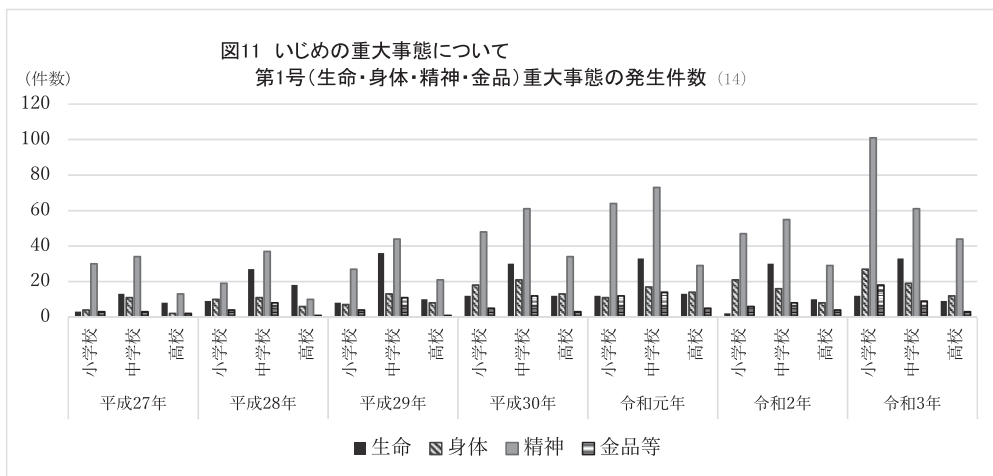
調査では、中学校、特にその「第2号事態」が多くなっていたが、令和3年度調査で小学校の「重大事態」の件数が最も多くなった。

森田・清永によると、いじめは中学校段階において深刻化すると指摘し、その特徴として、「いじめられっ子が特定の子どもに固定化する傾向」、「集団いじめの様相を帯びてくる傾向」、「いじめの長期化」の3点をあげている(12)。森田・清永の指摘は、この中学校のいじめの深刻さを裏付けるものであると考えられるだろう。



## (2) いじめの第1号重大事態と学校種

前節で確認したようにいじめの重大事態という、いじめの深刻なケースは、中学校において多く認知されており、いじめは中学校において深刻化するという先行研究の見解を裏付けることとなったが、また、近年では、これを小学校が追いつけている。



文部科学省の統計では、いじめの1号重大事態を、「生命、身体・精神・金品」にわけて「認知件数」を集計している。これを、平成27年度調査から令和3年度調査まで整理したのが図11である。

第1号重大事態の平成27年度調査から令和3年度調査までの変遷を見てみると、中学校の「生命」と「精神」に対する重大な被害が多くなっており、これを、令和3年度に、「精神」に及ぼす被害を中心としている小学校の件数が追いついている。

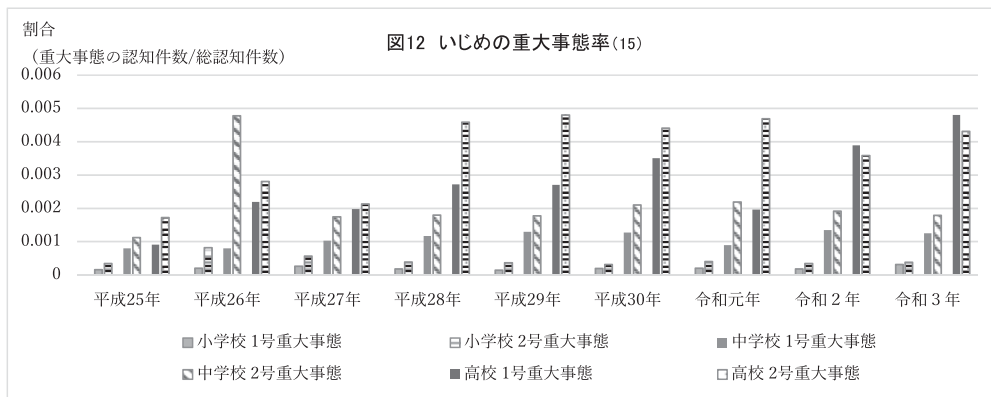
ここでも中学校のいじめは深刻であるという森田・清永らの先行研究は首肯できると思われるが、これは、森田・清永が中学校のいじめの特徴として指摘した深刻なケースが、小学校にも見られるようになったということなのだろうか。

ただ、中学校では図1で示したように、「認知件数」の総数は、平成20年代後半から令和期にかけての、小学校は中学校の4~5倍となっている。その総数の違いをふまえると、やはり、中学校における重大事態の「認知件数」は「多い」というべきだろうか。

### (3) いじめの重大事態率

ここでは、小学校、中学校、高校のいじめの重大事態の「認知件数」を、それぞれの学校種の総認知件数で割り算し、「いじめの重大事態率」を算出した。これをグラフ化したのが図12である。

まず、高校は、図1で示したように、いじめの総「認知件数」が多くはなく、図10で見たように、重大事態の「認知件数」も多くはないが、平成26年度調査を除けば、「いじめの重大事態率」が3つの学校種の中で最も高くなっている。高校のいじめは、端的に言えば、数は少ないが、重大なケースが多いということになる。



また、中学校は、高校に次いで「いじめの重大事態率」が高くなっている。図10・11でみたように、いじめの重大事態の「認知件数」では常に多く、図12でみたように

「いじめの重大事態率」においても低くはないことに注目すべきではないだろうか。

小学校に関しては、図1でみたように、いじめの総「認知件数」が多く、図4・5でみた「いじめの様態」では、「冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」いじめが圧倒的に多く、図12の「いじめの重大事態率」では低かった。また、図3の令和3年度におけるいじめの学年別の「認知件数」では、小学校1・2年生の認知件数が多い。これは、小学校のいじめは、低学年の軽微なケースが多く、図10・11において、いじめの重大事態の「認知件数」が、令和3年度において、中学校を追い越す傾向が示されていたが、これは、必ずしも小学校のいじめの深刻化を意味するものではなく、単純に「認知件数」の総数が増えたことによるものと、捉えるべきであろうか。

#### 4. 現行のいじめ調査の定義の特徴

##### (1) 「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」調査

平成18年度にいじめの定義が見直され、令和3年度におけるいじめの調査においても採用された定義は、①一定の人間関係のある者から、②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、③精神的な苦痛を感じているもの、なお、起こった場所は学校の内外を問わない、そして、いじめの「発生件数」を「認知件数」に改める、というものであった。

この定義の見直しでは、「本調査において、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。」と述べられ、さらには、「『いじめられた児童生徒の立場に立って』とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。」と解説されており、「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」ことが明示された(16)。

日本において、全国的ないじめの調査が始められた初期の昭和61年度から平成5年度の調査では、いじめの定義は、①自分よりも弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの、であって、学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの、と述べられており、「なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする」と指示されていた。すなわち、いじめが在ったか、無かったかは、子ども当事者の判断ではなく、「学校としてその事実」の確認に基づいていた時代もあった。

酒井朗によると、いじめの調査において、こうした「学校としての事実」確認による調査に比べると、子どもたちのいじめられたという回答を集計した場合、「子どもは何か小さいいざこざでもいじめととらえがちである」といった側面が反映されがちであると指摘している(17)。

今日の「いじめられた児童生徒の立場に立って行う」調査がなされた平成18年度以

降の調査で、小学校の低学年におけるいじめの「認知件数」の増加は、いじめの定義と調査法に起因するところがあるだろう。

しかし、近年の小学校のいじめには、深刻なケースも報じられている。たとえば、「静岡市の小5いじめ クラスほぼ全員関与」という見出しで、下記のように報じられたケースがある。

静岡市●●小学校(葵区)の男児(11)が言葉によるいじめを受け、登校できない状態が続いていた問題で、男児の母親(34)が十一日、県庁で会見し、男児はクラスほとんどの児童からいじめを受けていたことを明らかにした。

市教委によると、男児は五年生だった昨年十、十一月ごろ、複数の同級生から名前に「菌」と付けて呼ばれるなどのいじめを受け、今年一～三月はほとんど登校できていなかった。

代理人と会見に臨んだ母親は、学校側からクラスの二十九人のうち二十七人がいじめに加わっていたと説明があったことを明かした。ズボンやパンツを脱がされることもあったという。(18)

また、「小学校が『いじめ傍観』 1年半放置、女兒が視力障害に」という見出しで次のように報じられたケースがある。

阪府吹田市の小学校に通う女兒が、2015年秋から17年春、同級生からいじめを受け、骨折したりストレスから目が見えにくくなったりしたと12日、市の調査委員会が発表した。女兒は校内アンケートにいじめられていると訴えたが、学校は約1年半にわたって放置。保護者が被害を訴えた後も、市教委は第三者による調査を検討しなかった。市教委は同日、責任を認め、謝罪した。

調査委によると、女兒は現在5年生。1年生の秋から3年生になる前の春にかけ、同級生の男児5人からボールを再三ぶつけられたり、階段の踊り場で押されたりした。一部の男児は女兒の家に押し入って2階まで追いかけたり、トイレに閉じ込めたりした。

女兒は16年3月に左足を骨折し、17年3月には目が見えにくくなり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)と診断された。調査委はいずれも「いじめによるもの」と認定した。(19)

小学校に関しては、図1でみたように、いじめの総「認知件数」が多く、図4・5でみた「いじめの様態」では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」いじめが圧倒的に多く、小学校におけるいじめの増加には、軽微なものも多く含まれているとも思われるが、上記のように、中学校で見られる深刻ないじめの傾向である、特定の子どもが、集団的に、長期にわたっていじめられるようなケースが小学校でも見られるようになってきている。

いじめの定義が見直され、例えば小学校においては、いじめの認知件数が多くなってしまい、深刻ないじめのケースがそこに埋もれて見えにくくなってしまおうというよ

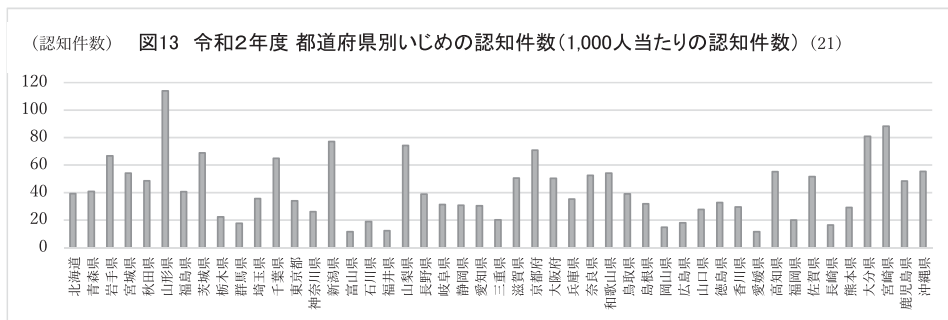
うな弊害が心配される。

## (2) いじめの「発生件数」から「認知件数」の調査

これまでみてきたように平成18年度にいじめの定義が見直されたさいに、いじめの「発生件数」ではなく「認知件数」を調査することとされた。

「発生件数」と表現しなくなった理由について、「いじめという行為は、そもそも大人（第三者）の目には見えにくく、完全に発見することは不可能」であり、「教職員が認知できた件数は、あくまでも真の発生件数（それを特定することは不可能ですが）の一部にすぎない」と説明し、いじめの「いじめの認知件数」としたことについては、『認知件数』が少ない場合、教職員がいじめを見逃していたり、見過ごしていたりするのではないかと考えるべきであり、「積極的に認知し、積極的に解消を図っていくという姿勢が重要」と説明されている(20)。

いじめの「認知件数」を、どう考えるべきかについて、宮崎県の例を見てみたい。



2021年10月15日の朝日新聞デジタル版（宮崎全県）は、宮崎県内のいじめの統計について、「県内の昨年度いじめ1万820件 全国ワースト2」という見出しで、「宮崎県内の小中高校と特別支援学校が昨年度に把握したいじめの認知件数は1万820件で、前年度から3割近い4,351件減少した。児童・生徒1千人あたりのいじめ認知件数は前年度まで3年連続で全国最多だったが、昨年度は88.3件で全国で2番目に多かった。」と報じた(22)。

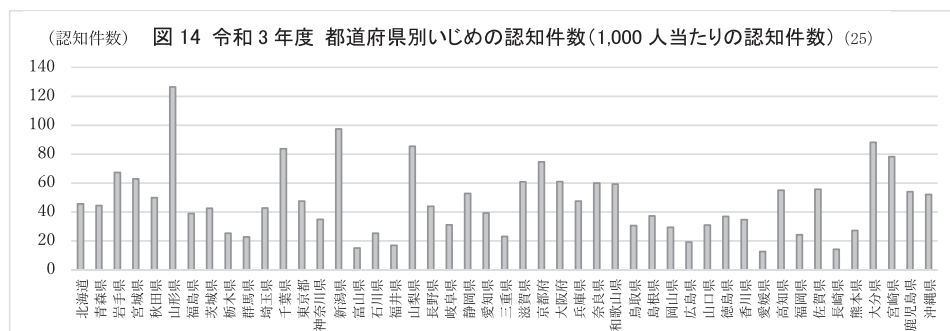
図13のように『令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に掲載された令和2年度 都道府県別いじめの「1,000人当たりの認知件数」では、全国では、新潟県に次いで高い水準を示している。

この都道府県別のいじめ認知件数における宮崎県の認知件数の高さについて、同紙では、「県教委の担当者は『各学校でいじめの正確な認知をはかるガイドラインの理解が進み、いじめ防止の取り組みが広がった』としつつ、『いじめが多いことは依然と

して大きな課題。コロナとの関連は明確に判断できないが、検証していきたい』と話した。」と、宮崎県教育委員会の見解を紹介している(23)。

都道府県のいじめ認知件数における宮崎県の認知件数の高さは、この前年にも、『いじめ』3年連続で全国最多、理由は『見逃さないよう努めた』という見出しで報じられており、宮崎県教育委員会の考え方として、同紙は、「県教育委員会は『いじめの初期段階から積極的に認知に努めた結果』としている。」という見解や、「県教委は『いじめを初期段階で認知することが事態の複雑化の防止につながる。今後も積極的な認知を推進していく』としている。」という見解を報じている(24)。

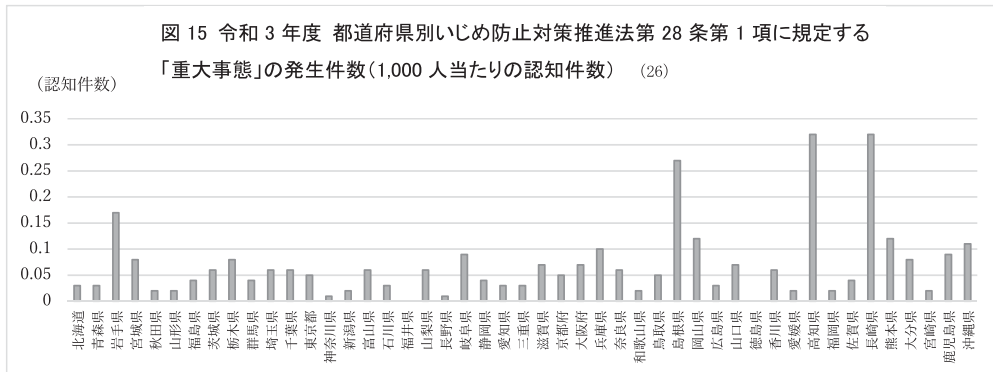
「県内の昨年度いじめ1万820件 全国ワースト2」という新聞見出しが、宮崎県教育委員会の「積極的に認知し、積極的に解消を図っていくという姿勢」であることなのかは、検証されるべきである。そこで、図14の2022年10月27日「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を確認してみると、宮崎県は「認知件数」は減少し、都道府県別では全国で6位になりその順位を下げている。



さらに注目すべきは、令和3年度 都道府県別いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の「1,000人当たりの認知件数」である。都道府県別で、少ないほうから5番目となっている。これらは宮崎県の、いじめを見伸ばさず積極的に対応していこうとする方針の表れと評価できるであろう。



いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察～特別活動による提言～



## 5. まとめにかえて：いじめ問題を整理する視点と対応

上述のように、「積極的に認知し、積極的に解消を図っていくという姿勢」に基づく、小学校に限ったことではないが、いじめの「認知件数」は、増えていくことが予想される。

図1で見られたような小学校での「認知件数」の大幅な増加は、いじめの深刻化というよりは、図4・5の「いじめの様態」で確認したように、また図12の「いじめの重大事態率」でも確認したように、軽微な「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」ケースが多く「認知」されたものと考えられる。しかし、そうした中で、かなり深刻なケースも報じられていることに注意しなければならない。

中学校については、図2・3のように、小学校・中学校・高校全体の学年別いじめの「発生件数」は中学校1・2年生でピークに達するというのは過去の傾向で、現在は、それが小学校に移行している、と一見とらえられがちであるが、図10・11・12の「いじめの重大事態」についてみると、中学校のいじめの深刻さは変わらないといえる。

高校については、図の1・2・3をみると、一見いじめは高校の生徒指導上の問題ではないような印象を受けるが、図12で確認したように、高校のいじめは、「認知件数」こそ少ないが、「重大事態率」は高い、すなわち、「認知件数」の数は少ないが深刻だ、という捉え方が肝要である。

さて、いじめの「認知件数」が増え続けるなかで、小学校、中学校、高校で、それぞれのいじめの心配されるケースを整理し、対応していかなければならない状況にあるものと思われる。そこで、数点の提言をして本報告を閉じたいと考えている。提言にあたっては、机上の空論とならないよう、教育課程上の位置づくよう、特別活動を活用したプランとしたい。

### (1) いじめの様態と深刻度のレベル分け (27)

林尚示は、いじめの程度の深刻さに焦点を当て、これを「いじめの深刻度区分」として、文部科学省調査によるいじめの様態の区分を活用し、深刻さの度合いを構造化したものを提示している。

第1段階を「容認はできないものの児童生徒の学校生活で一般的にみられる段階」として、文部科学省の様態区分である「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」の3つが当てはまるとして、それぞれに「暴言型」、「仲間はずし型」、「軽度暴行型」のいう名称を当てている。

第2段階は、「第1段階の深刻度の状況を、教師が解決できない中でエスカレートしていき、被害児童生徒の苦痛の度合いが高まっていく段階」として、文部科学省による様態区分の「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」、「金品をたかられる」、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」の4つが当てはまるとして、それぞれに「重度暴行型」、「恐喝型」、「盗難型」、「強要型」という名称を当てている。

第3段階は「もはや学校内でのいじめの域を超え、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service SNS) というインターネット上で構築する社会的ネットワークを介して広範囲に拡散していく段階」として、文科省による様態区分の「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」を当てはめ、「SNS型」と呼んでいる。林によると、いじめの深刻さの程度について、「第2段階までであれば、関係者間で『いじめ問題』を解決することができるが、第3段階に至ると、長期かつ広範囲にわたって被害児童生徒についての『いじめ問題』の記録が拡散していくため、被害児童生徒の生活に大きな影響を及ぼす。」と説明している。

林は、このいじめの「深刻度の段階」は、いじめの「順次性」を示すものではなく、「必ずしも第1段階の次に第2段階が来るということではない。」と述べている。第1段階の後、第3段階に移行することもある。

林は、「いじめ行動の深刻度・段階」が、「いじめ結果の重大性」に必ずしもつながるものではなく、「深刻度が第1段階でも重大な結果につながることもあり、深刻度が第3段階でも危機的な状況を回避できていることがある。」と、いじめの「深刻度・段階」と「いじめの結果の重大性」とを分けて考えるべきことを述べている。

### (2) いじめへの対応規模と期間による分類 (28)

住田正樹 (1995) は、いじめ問題への対応策を、問題をとらえる視点の規模、対応の即時性や継続性に焦点を当て、次のように整理している。まず、住田は、教育一般の問題についての対応を、学歴偏重の風潮と内申書制度に関わるような、今日の学歴

偏重の風潮や、学校制度全体に対する対応である「マクロレベルの対応策」と、学校内での個々の生徒あるいは生徒集団を対象とする対応策である「ミクロレベルの対応策」との2つに整理している。そしてこの「ミクロレベルの対応策」を、いじめの問題と関連付けて、「即時的対応策」と「継続的対応策」との2つに分けることができると述べ、「即時的対応策」は、現に発生している「いじめ」を即刻に解決しなければならないための対応策であり、「継続的対応策」については、子どもに対して継続的に他者への共感性を涵養していく対応策である、と整理している。そして住田は、「継続的対応策」について、特に、「これが特別活動の役割で、集団活動のなかでの他者との相互作用や、子どもたち同士の公平・対等な立場でのやりとりを通して、またそうしたやりとりを指導することによって子どもたちに他者への共感性を涵養させていくのであり、この他者への共感性の継続的な涵養こそが特別活動の本来の目的ある。」と、いじめ問題への対応策として、特別活動において児童・生徒の継続的な「相互作用」を通して「他者への共感性」を涵養していくことの重要性を指摘している。

### (3) いじめの対応方法の分類 (29)

添田晴雄は、児童や生徒に働きかける手法に焦点を当てて、いじめ問題に対するアプローチを3つに整理している。

添田は、1つめは、「カウンセリングによるアプローチ」で、これについて「カウンセリングは、いじめを受けている児童生徒を守るために行われているが、いじめている加害者の児童生徒の心も荒んでいるとの認識から、そのような児童生徒に対してもカウンセリングを行うと考える。いずれも、どちらかという児童生徒を個別にケアする傾向が強い。」と説明している。2つめは、「警察等の地域の関係機関との連携協力によるアプローチ」で、これについて「社会で許されない行為は子どもでも許されないとの強い認識に立って子どもに臨むべきと考える。いじめは犯罪であり、被害者を『いじめ地獄』から一刻も早く救い出すことが急務であり、いじめの加害者を即刻、出席停止などの処分にし、警察に通報すべきであると主張する。」と説明している。3つ目は「集団に教育的に働きかけることによるアプローチ」で、上記の2つのアプローチを「いじめが緊急を要する状態に陥った場合に非常に有効である。」とし、これに対して「集団に教育的に働きかけることによるアプローチ」を、「いじめが起らないようにする、あるいは、いじめが発生してもそれが深刻化しないようにするためには、児童生徒の集団に働きかける教育活動として、このアプローチが必要である。」と、上記の2つのアプローチとの違いを指摘し、「集団への働きかけにおいて、特別活動は大きな役割を果たす。」と、添田は、特別活動を「集団に教育的に働きかけることによるアプローチ」の中心に位置づけている。

### (4) まとめにかえて

これから積極的にいじめ問題に小学校、中学校、高校で取り組んでいく際に、結果的に「認知件数」は増加していくであろう。そうした場合、いじめ問題を、様態や深刻度の点で整理し、それに対応していく教育実践上の枠組みが求められると思う。その枠組みとして、特別活動における、学級活動やホームルーム活動、また全校規模での児童会活動や生徒会活動、また、学級・ホームルーム担任による、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえた指導などは、有益であるように思われる。

特別活動が、いじめの解決のための活動に特化してしまうことは避けなければならないが、住田が指摘したような、特別活動において、児童や生徒たちの相互作用を通して「他者への共感性」を涵養する取り組みや、添田が指摘したような、特別活動を中心とした「教育的に集団に働きかけること」により、「いじめが起こらないようにする、あるいはいじめが発生しても深刻化しないようにする」取り組みは、今後、学校側が、いじめ問題に積極的に関わることにより、いじめの「認知件数」が増加し続けることが予想される状況においては、とりわけ重要となってくるのではないだろうか。

## ● 註及び引用文献

- (1) 文部科学『令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』をもとに橋本が作成した。なお、平成17年度までの調査が「発生件数」、平成18年度からの調査が「認知件数」となっているので、「発生・認知件数」と表記した。
- (2) 前掲『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』をもとに橋本が作成した。
- (3) 「昭和60年度は、昭和60年4月1日から10月31日までのあたりである。また、昭和60年度は、『いじめ』の定義を明確にせず、初めて調査を行ったものである。(昭和61年度以降は、『いじめ』の定義を明示し調査を行った。)」文部時報第1437号平成8年8月臨時増刊号 p.118

いじめの定義は下記のように見直されている。

### ・ 昭和61年度～平成5年度

①自分よりも弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの、であって、学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。

### ・ 平成6年度～平成17年度

いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察～特別活動による提言～

①自分よりも弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。

・平成18年度～

①一定の人間関係のある者から、②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、③精神的な苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめの「発生件数」を「認知件数」に改める。

(国立教育政策研究所 生徒指導研究センター『生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導—データに見る生徒指導の課題と展望』2009年3月

(<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/1syu-kaitei/1syu-kaitei.htm> 2021年1月5日閲覧)。

- (4) 『平成17年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について』をもとに作成した。
- (5) 前掲『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について』をもとに橋本が作成した。
- (6) 文部科学省『平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』から、文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に至るまでのデータにより橋本が作成した。
- (7) 文部科学省『平成14年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』から文部科学省『平成17年度における児童生徒の問題行動等の状況について』により橋本が作成した。
- (8) 文部科学省『平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』から、文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に至るまでのデータにより橋本が作成した。
- (9) 文部科学省『平成14年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』から文部科学省『平成17年度における児童生徒の問題行動等の状況について』によりはしもとが作成した。
- (10) 文部科学省『平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』から、文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に至るまでのデータにより橋本が作成した。
- (11) 文部科学省『平成14年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』から文部科学省『平成17年度における児童生徒の問題行動等の状況について』によりはしもとが作成した。
- (12) 森田洋司・清永賢二『いじめ 教室の病い』金子書房 1998年 pp.65-68。
- (13) 文部科学省『平成25年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題

に関する調査結果』から文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に至るデータをもとに橋本が作成した。

- (14) 文部科学省『平成27年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』から文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に至るデータをもとに橋本が作成した。
- (15) 文部科学省『平成25年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』から文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に至るデータをもとに橋本が作成した。
- (16) 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター『生徒指導リーフ11』2013年。
- (17) 酒井朗「いじめ問題をどうとらえるか？」 荻谷剛彦・浜名陽子・木村涼子・酒井朗編『教育の社会学』有斐閣2002年。
- (18) 中日新聞Web  
<http://www.chunichi.co.jp/article/shizuoka/tokai-news/CK2018041202000100.html>
- (19) 朝日新聞デジタル  
[https://www.asahi.com/articles/ASM6D3QJWM6DPPTB004.html?iref=comtop\\_8\\_03](https://www.asahi.com/articles/ASM6D3QJWM6DPPTB004.html?iref=comtop_8_03)  
2023年8月8日閲覧
- (20) 前掲『生徒指導リーフ11』。
- (21) 文部科学省『令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』のデータにより橋本が作成した。
- (22) 朝日新聞デジタル  
2023年8月8日閲覧  
<https://www.asahi.com/articles/ASPBG71MVPBCTNAB00S.html>。
- (23) 前掲朝日新聞デジタル。
- (24) 読売新聞オンライン  
2023年8月8日閲覧  
<https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20201023-OYT1T50128/>。
- (25) 文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』のデータにより橋本が作成した。
- (26) 文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』のデータにより橋本が作成した。
- (27) 林尚示「特別活動と生徒指導を活用した「いじめ問題」の予防方法」『東京学芸大学紀要総合教育科学系I』2014年)

いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察～特別活動による提言～

- (28) (住田正樹「いじめ」の構図と特別活動の役割《特集:「いじめ」への対応―特別活動の役割―》日本特別活動学会紀要第4号 1995年。
- (29) 添田晴雄「いじめ問題と向き合う特別活動の責務と方略」日本特別活動学会紀要第15号 2007年。





## 【論文】

## テキストの「空所」と村上春樹のアダプテーション — 『バーニング』(2018) 『ドライブ・マイ・カー』(2021)

森 直香

### 0. はじめに

村上春樹の作品は世界中で翻訳され愛読されている日本人作家のひとりであり、これまでに国内外で多くのアダプテーションの試みがなされてきた。中でも国際的に高い評価を受けたのがイ・チャンドン監督『バーニング劇場版』(2018年、韓国、以下『バーニング』)と濱口竜介監督『ドライブ・マイ・カー』(2021年、日本)である<sup>1</sup>。原作者である村上もこの2作品を高く評価しており、『バーニング』については同じ韓国映画でアカデミー賞受賞作の『パラサイト半地下の家族』よりも面白かったと述べ(川崎 2022: 118)、『ドライブ・マイ・カー』を「最初から最後まで引き込まれた」「素晴らしい出来」(Rapold 2021、以降、翻訳は筆者)と絶賛している。

ハッチオンも指摘するように、アダプテーションは複製ではない反復であり、その価値は原典への忠実さで測られるべきではない(2012: 9)。この2作はどちらも短編小説をもとにした長編映画で、そのため原典にない描写を補う必要があり、原典と一字一句同じというわけにはいかない。一方で、アダプテーション作品は原典と「識別可能なほどには同じ」(ハッチオン 2012: 219)でもある。観客はどちらの作品にも村上らしさを見出ししており、『バーニング』について、山根由美恵は「村上文学の世界観を壊さず深化させた」(2019: 52)と述べ、小川真司は「この映画『バーニング』の手触りも小説「原典である村上春樹「納屋を焼く」」を読んだ時のそれと非常に似ていると感じました」(2019)という感想を抱く。『ドライブ・マイ・カー』の場合も、野崎敏は「どこまでが村上さんの小説にある要素でどこからが映画オリジナルなのか区分けが難しいくらい緊密なアンサンブルの映画」(濱口、野崎 2021: 97-98)と両者の類似を見出し、村上自身すら「どこまでが僕が書いたもので、どこまでが映画の付け加えなのか境目が全然わからなくて、それが面白かった」と評す(川崎 2022:

1 『バーニング』はカンヌ映画祭国際批評家連盟賞、ロサンゼルス映画批評家協会外国語映画賞などを受賞し、『ドライブ・マイ・カー』はカンヌ国際映画祭脚本賞、ゴールデン・グローブ賞外国映画賞、アカデミー賞国際長編映画賞などに輝いた。

118)。アダプテーションは変化を伴った反復であり、その楽しみは受容者に痛快な変化を伴う定型儀式的安心感を与える点にあると考えられるが（ハッチオン 2012: 6）、これら2作はその好例なのである。

このような点では2作は共通点を持つ。しかし、濱口は自分もイも自身が持つ「技術のようなもの」を使って短編作品が持っている「核」を「発見」という方法で映画を制作した点では重なり合うところがあるとするものの、お互いの「資質が全然違う」と考えている（濱口、平井 2021）。実際、この2作はどちらも「村上らしい」作品でありながらも正反対の印象を与えるが、本稿ではそのような印象の違いを生み出すものを明らかにする。筆者はすでに、『ドライブ・マイ・カー』について原典への忠実さとそれを可能にしたものを論じたが（Mori 2023）、今回はアダプテーション版に生じる変化はテキストの持つ「空所」と関係すると仮定し、この「空所」に注目して分析を行う。そのうえで、『バーニング』と『ドライブ・マイ・カー』のそれぞれがどのように原典を反復しながら「空所」を埋め、村上らしさを失うことなく変化を含んだアダプテーションを作り出しているかを考察する。さらにその結果を踏まえて、村上文学の受容の特色についても指摘する。

## 1. テキストの空所とアダプテーション

### 1.1. 村上作品における「空所」

多くの読者が村上春樹のおもしろさとして指摘するのが謎解きの楽しさである。村上の作品を中国語（繁体字）に翻訳してきた頼明珠は、作品にいろいろな解読法がある点に魅力を感じる。たとえば村上は作中で黒い傍点を用いることがあるが、そこには独特のユーモアに加えて、謎や余白も込められており、「読者と作者との遊び場みたいなもの」と述べる（藤井ほか 2009:92）。実際、石原（2007）、加藤（2015）をはじめ、村上文学に隠された謎の解読を試みる、いわゆる謎解き本も多く世に出ている。一方で、このような側面は文芸評論家を混乱させてもおり、川村湊は村上の作品に解説や分析の喜びがあることを認めながらも、それが学問的研究なのか謎解き遊びなのかわからない面もあり、文芸評論・批評として村上を論じるのは非常に難しいと語る（川村ほか2008: 9-10）。齋藤美奈子は、1980年代後半から始まった村上人気と作品解読の流行はポストモダニズムやニューアカデミズムなどの思想的流行によって文学批評がオタク化した結果であるとして、村上文学をRPGゲームになぞらえて「ハルキ・クエスト」と揶揄する（2006: 41-42）。

この謎の多さは、答えを読者に委ねるという村上の作家としての姿勢にも関係している。彼は「小説家とは、多くを観察し、わずかしか判断を下さないことを生業にとする人間」（村上 2015: 20）であると考え、よい小説家は正しい描写のために多くを観察して結論でなく仮説を丹念に積み重ねなくてはならず、最終的に「判断」を下す

のは読者であると説明する(村上 2015: 20-21)。そして、読者の「判断」とは、小説家の提供した仮説を「自分の中にとりあえずインテイクし、自分のオーダーに従ってもう一度個人的にわかりやすいかたちに並べ替える」ことである。この作業によって、「読者は生きるという行為に含まれる動性＝ダイナニズムを、我がことのようにリアルに『体験』する」ことができるのであるという(村上 2015:22)。仮説はあくまで仮の答えである以上、検証が必要であるが、読者は謎解きとしてこれに取り組む。村上曰く「仮説の行方を決めるのは読者であり、作者ではない。物語とは風なのだ。揺らされるものがあって、初めて風は目に見えるものになる」(村上 2015:23)のである。つまり彼はこのような読者の作業によって作品が完成すると考え、結論を読者に託すのである。

そして、読者が検証作業を途中で投げ出してしまわないためには、読書に没入させる仕掛けが必要である。野谷文昭は、村上は怠惰な読者や長い作品が苦手な読者が作品を完走できるようにさまざまな工夫を凝らしており<sup>2</sup>、その戦略のひとつとして作品に謎をちりばめていると主張する。彼は村上が「ディスコミュニケーション」「行動資本主義社会への挑戦」といった本物の謎のまわりに二次的な謎を撒いて、長編に不向きな読者をひきつけようとしていると考える(野谷1995:52-53)。評論家というプロフェッショナルを含む多くの読者が謎解きに勤しんでいる状況を考慮すれば、確かに村上の作品の謎は読者をひきつける仕掛けとして機能している。さらに、このことはイーザーの「空所」の概念からも説明できる。彼は、語られなかったことが読者の想像力の中で生み出されるようになると、語られた言葉は当初の想定よりも大きな意味の幅をおびてくること、そしてテキストには「空所」という特定の省略の形を取った飛び地があり、読者の想像活動を引き起こすことを指摘している(イーザー 1998: 289-291)<sup>3</sup>。村上文学の謎は語らないことで読者をひきつけているという意味で、この「空所」に当たるのである。

## 1.2. 「空所」を解く鍵としての間テキスト性

村上の作品の謎を解く鍵としてしばしば用いられるが間テキスト性である<sup>4</sup>。作品

- 
- 2 その例として、野谷はジャズやポップス、ロックの楽曲のタイトルや歌詞を頻出させていることや、『世界の終わりとハードボイルド・ワンダーランド』で丁寧な目次や各章のエピソードを要約する小見出しを付けたり、舞台のひとつである「世界の終わり」の地図を付けていることなどを挙げている(野谷 1995:50-52)。
  - 3 イーザーの「空所」はインガルデンのいう「不確定箇所」を批判的に乗り越えた概念である。インガルデンは、テキストには語られていない「不確定箇所」があり、読者がその欠如を具体化していくことで、作品の潜在的要素を顕在化していくと考えた。イーザーは、インガルデンが読者に多様な方法で欠如を埋めることを認めない点を批判し、「空所」をテキストと読者との相互作用の場であると考え(イーザー 1998: 292-307)。
  - 4 この概念を作り出したクリステヴァは「どのようなテキストも様々な引用のモザイクとして形成され、テキストはすべて、もう一つの別なテキストの吸収と変形に他ならない」(クリステヴァ 1983: 61)としたが、現在、この語が指し示す内容はさまざまな研究者によって拡大されており、唯一の定義は存在しない。本稿ではあるテキストが他のテキストと何らかのつながりを持つ状態を間テキスト性と呼ぶことにする。

の多くには先行テキストとの結びつきを感じさせる表現がみられ、たとえば『IQ84』（2009-2010年）はジョージ・オーウェル『1984年』（1949年）をベースに書かれている。『海辺のカフカ』（2002年）は『オイディプス王』（紀元前427年頃）の構造を借り、さらにカフカや夏目漱石の作品、『源氏物語』（11世紀）『雨月物語』（1776年）などの文学作品が登場する。また、村上文学にはアメリカのポップ音楽をはじめとさまざまな楽曲への言及が見られるが、これも曲中で描かれる世界とのつながりを形成する<sup>5</sup>。さらに、彼の作品には過去の自作との間テキスト性も存在する。同名の人物を異なった作品に登場させることで結びついているケースがあり、たとえば直子は『1973年のピンボール』（1980年）と『ノルウェイの森』（1987年）、加納クレタは「加納クレタ」（1990年）と『ねじまき鳥クロニクル』（1994年）に登場する。また、ほとんどの作品にはデタッチメントやコミットメントといったテーマが共通しており、さらに猫や井戸など同じモチーフや構造が繰り返し用いられる。加えて、同種の構造を持つ作品も少なくなく、かけがえのないものの喪失を経験した主人公が、それを取り戻したりその傷から回復するために、異界へ行ったり旅をするのがその典型である。これに関して、大塚英志は『羊をめぐる冒険』を分析したうえで、異世界で冒険が始まりこちら側に戻ってくるという構造がキャンベルの言う円環構造にあたり、作品の多くに見られると指摘する（大塚 2009: 72-124）。川村湊は『羊をめぐる冒険』『世界の終わりとハードボイルド・ワンダーランド』『ねじまき鳥クロニクル』など、ほとんどの作品が「向こう側に行ってしまったかけがえのないパートナーとしての男性、あるいは女性を探しに行くんだけど、結局連れ戻せないという話」で「非常に壮大なワンパターンでありマンネリズム」であると語る（川村ほか2008: 10）。いずれにせよ、自作同士の結びつきにより村上作品全体が共通の世界観を持つ物語空間を形成しているような印象を与える。

そして、これらの間テキスト性はしばしば作品の「空白」を埋めるための鍵として用いられる。たとえば石原千秋は夏目漱石『ころ』の本歌取りだととらえて『ノルウェイの森』を読み解く（2007: 289-302）。雑誌『国文学解釈と鑑賞』の別冊『村上春樹 テーマ・装置・キャラクター』では作品に頻出するモチーフとして「不在」「他界」「メディウム」「分身」を作品分析のヒントだととらえて、これらが登場する作品をリスト化し（柘植 2008: 245-279）、さらにこれらのテーマの観点から作品を読み解く研究も掲載している（76-110）。

5 この点に関して、四方田は「作者とは固有のオリジナリティを所有していなければならないという19世代的な芸術家信仰からひとたび離れた価値観」を持たないと村上作品は理解できず、「作品にうっすら漂っている既視感、どこかで聞いたことのある物語だという雰囲気は、それが無数の先行する物語を背景として浮かび上がったもの」で、このような面において村上は「近代以降の作家」であり、「映画的記憶のコラージュ」を目指しているのではないかと主張する（四方田 2009: 166-167）。

### 1.3. 村上春樹と映像化

村上は1979年に『風の歌を聴け』でデビューして以来、多くの映画監督から映像化のオファーを受けてきた。以下に、日本で公開された村上の作品の主な映画化を年代順に挙げる<sup>6</sup>。

大森一樹監督『風の歌を聴け』1981年、日本。

山川直人監督『パン屋襲撃』(短編映画) 1982年、日本。

山川直人監督『100%の女の子ー』(短編映画) 1983年、日本、原作「4月のある晴れた朝に100パーセントの女の子に出会うことについて」。

野村恵一監督『森の向う側』1988年、日本、原作「土の中の彼女の小さな犬」。

市川準監督『トニー滝谷』2004年、日本。

トラン・アン・ユン (Trần Anh Hùng) 監督『ノルウェイの森』2010年、日本。

ロバート・ログヴァル (Robert Logevall) 監督『神の子どもたちはみな踊る』(*All God's Children Can Dance*) 2010年、アメリカ合衆国。

カルロス・クアロン (Carlos Cuarón) 監督『パン屋再襲撃』(*The Second Bakery Attack*、短編映画) 2010年、アメリカ合衆国・メキシコ合作。

イ・チャンドン (Lee Chang-dong) 監督『バーニング劇場版』(*Burning*) 2018年、韓国、原作「納屋を焼く」。

松永大司監督『ハナレイ・ベイ』2018年、日本。

濱口竜介監督『ドライブ・マイ・カー』2021年、日本。

以上からは次の3点が指摘できる。1点目は日本以外を舞台とするアダプテーションも作られていることである。これは海外では村上の作品が日本文学であることをあまり意識されずに読まれているからであり、村上文学が国境を越えて愛されていることの証左である。たとえば、村上のフランス語翻訳を手掛けるコリーヌ・アトラン (Corinne Atlan) は、初めて彼の作品を読んだ時からなにかしっくりくるものを感じ、日本語でありながら西洋の言語に近いものがあるような気がする(藤井ほか 2009: 97)。また現在、スペインでは村上の作品は日本文学に興味がある一部の読者だけでなく広い層から受け入れられており、売り上げでも国内外のベストセラー作家と肩を並べている(森 2020: 87; 森 2012: 114)。

2点目は1989年から2003年までは映像化が途切れていることである<sup>7</sup>。四方田犬彦

6 リストの作成にあたっては、四方田 (2009)、川崎 (2022: 77-84)、Fujiki (2019:73)、MOVIE WALKER PRESS (<https://moviewalker.jp/>)、HMV & BOOKS (<https://www.hmv.co.jp/>)、IMDb ([https://www.imdb.com/?ref\\_=nv\\_home](https://www.imdb.com/?ref_=nv_home))を参照した。

7 エメリー・カールソン・グラス (Emelie Carlsson Gras) 監督『小人と踊る』(*Dansa med dvärgar*、短編映画、2003年、スウェーデン、原作『踊る小人』)、Łukasz Barczyk監督『国境の南』(*Napo łudnie od granicy*、テレビドラマ、2006年、ポーランド、原作『国境の南、太陽の西』)など、日本では公開されなかった映像作品も存在するが、リストには日本で視聴可能なものだけを含めた。

によると、1988年『森の向こう側』以降、村上は自作の映画化に前向きではなく、1988年に原田真人が『ノルウェイの森』の映画化を打診したものの、たとえスタンリー・キューブリックに頼まれても断るとして、認めなかったという(2009: 170)。また、1990年の『ニューヨーク・タイムズ』紙のインタビューで映像化に対して「本は本であるだけで十分である」と発言し、映像化に否定的な態度を示している(Rapold 2021)。しかし、現在の村上は、特に短編に関しては、その長さから改変が自由であるという理由で積極的に映像化を認めている<sup>8</sup>。本人によると、「いったん権利を譲ったら譲りっぱなしにする方針。口は挟まない」という考えで、「気軽に渡して、『あとは好きにしてください』という感じ」で許可を出しているという(村上、Nomura: 118-119)。

3点目は11本中9本が短編小説をもととしており、しかも短編小説をベースにした長編映画が多いことである。ハッチオンは、アダプテーションは制作者にとっては私的使用あるいは回収の行為で、解釈と新しいものの創造の二重のプロセスが存在することを指摘しているが(2021: 25)、それゆえに作品に制作者の解釈が入ることは避けられず、それが原典の作者の意図とは異なることもありうる。さらに、小説から映画へのアダプテーションの場合、表現方法の変更から必然的に多くの変化が生じる。映画では、会話や独白、回想を台詞として再現するよりも映像と音で具現化する方が説得力のある表現ができる場合もあり、時には原典には描かれていない細部も実像として提示することになる<sup>9</sup>。そのため小説と映像の間に差異が生じることは避けがたいといえるが、自作とアダプテーション版の差異について、村上は以下のように述べる。

〔自作の映画化を観るのは〕なんか恥ずかしい。自分が文章で空くのは僕の責任だからそれは受けて立つけど。それを画<sup>え</sup>にして起こされると、あるいは台詞<sup>せりふ</sup>を声にされるとすごい緊張しちゃうんですね。やっぱり何か違うなと思って。でも最近『バーニング』は観た。『バーニング』にしても『ドライブ・マイ・カー』にしても、どんどん筋や台詞を変えていってくれてる観てて楽なんですよ(村上、Nomura 2022: 118)。

少なくとも現在の村上は、原典との差異が大きければ大きいほど好意的に受け入れている。彼が作家として読者に解釈を委ねる態度をとっていることはすでに指摘した

8 一方、長編の場合には慎重な態度をとっており、たとえば『ノルウェイの森』はプロデューサーの小川真司によると構想から公開まで7年かかったという(小川 2019)。

9 ハッチオンによれば、小説では叙述、語り、思考を文字で表現するが、映像作品ではそれらを登場人物による発話や行動、音声そして映像に変換することで、登場人物間の対立やイデオロギー的差異を視覚と聴覚に訴えるかたちで表現する。そして、この過程で強調の置き換え、テーマ、人物、プロットに対する焦点の当て方の変更も起こる(2012: 50)。

が、アダプテーションの改変を受け入れる姿勢はこれと矛盾しない。特に短編の場合、字数が限られていることから必然的に語られないこと、つまり「空所」が多く、映像化にあたってはそれを埋めるために制作者の解釈が入り込み大きな改変につながるが、それゆえに村上は短編の映像化に前向きなのであろう。事実、村上の作品の映画化が再開した2004年以降、7本が制作されているが、『ノルウェイの森』を除く6本が短編を原作としており、しかもそのうち5本は長編映画である。また、この発言からは村上が『バーニング』『ドライブ・マイ・カー』をその改変ゆえに評価していることもうかがえる。これを踏まえて、以降ではこの2作がどのように原典の「空所」を扱ったかを考察する。

## 2. 『バーニング』

### 2.1. 作品の概要

『バーニング』は、アジアの映画監督が村上春樹原作の短編を映像化するという日本放送協会（NHK）のプロジェクトの第1弾で、村上春樹「納屋を焼く」（1983年）を映像化したものである。2018年5月に『バーニング劇場版』（148分）がカンヌ国際映画祭と韓国で公開され、日本では短縮・編集されたバージョンが『特集ドラマ バーニング』（94分）として同年の12月2日に衛星放送のBS4Kで放映され、同29日には地上波の総合テレビで放映された。また、2019年には『バーニング劇場版』が日本で劇場公開された<sup>10</sup>。本稿では、短縮や編集を行っていない『バーニング劇場版』が監督の意図をより忠実に反映しているとみなし、こちらのバージョンについて論じる。

韓国では1989年に『ノルウェイの森』が翻訳・出版されて以来、村上作品は高い人気を誇っている<sup>11</sup>。韓国の日本文学者、金春美によると、村上春樹は日本文学としてでなく「文学それ自体」として広く受け入れられており、特に1960年代から1970年代に生まれた若手作家に大きな影響を与えたという（藤井ほか 2009: 89-90）<sup>12</sup>。監督のイは1954年生まれで金の言う世代には当たらないものの、映画界に進出する以前は文筆活動をしており、村上の登場には作家として衝撃を受けたという。彼は、文学は常に現実と向き合うべきだと考えていたが、村上はその理想とは反対の作風だと感じられた。「大気圏の重力から解放されたような無限に広がる想像力と自由さで、現実と

10 『バーニング』の上映、放映の情報については、CINRA（2018;）と藤城（2019: 2）を参照した。

11 韓国における村上春樹の受容については藤井ほか（2009）、ユン（2011）を参照した。

12 金は次のように解説する。「韓国の作家にとって春樹の登場は、一つには自らの問題意識と苦悩を共有する文化記号、自分たちが話したかったことを正確に表現してくれる文化記号との出会いとなりました。春樹の作風、創作技法、表現によって自分たちの問題意識を表現する方法を手に入れたわけです。そのため、春樹は国籍とは関係ない文化商品として受け入れられています。つまり、春樹は日本人ですが、私たちの意識としては、ビートルズが英国人だという意識がないように、彼が日本人だという意識はほとんどないのです」（藤井ほか 2009:90）。

幻想、歴史の境界を行き来する村上文学は衝撃、固定概念を揺るがし、その結果、イは自分の創作スタイルを見直すことになった（イ、川崎 2022:137）。彼は村上を新しい文学だととらえ、「表向きにはとても洗練されていて、自由な世界を描いているように見える。しかし、それは、非常に複雑になり曖昧模糊とした世界に対応するための必然だったと考えられます」（イ、相田 2022: 11）と語る。

イは、40年前の日本を舞台にしながらも韓国を含む現代のどの国にも当てはまる普遍性がある点に「納屋を焼く」の現代性を見出した。そして、彼は物語を現代の若者が抱える問題とつなげ、彼らが感じている無力感や怒りを描き出せるように原作を脚色していった（イ、川崎 2022:139-140）。それはイが映画製作を始める以前から韓国映画に対して「韓国映画なのに、なぜ、本当の韓国人の生き方とこんなに違うのだろう」という思いを抱いており、常に「可能な限り、ありのままの韓国人の人たちの生き方、実際の韓国人の日常」を描きたいとも考えていた（佐藤 2022: 20）ことも関係していると思われる。他方で、現代の若者について次のような問題を見出ししていた。

世の中は便利になり、素敵なものに溢れ、一見、何の問題もなさそうに見えます。でも、今は経済的な格差もあります。今の若者は洗練されているように見えて、実は未来に対して不安を持っているということがあると思います（イ、西森 2019）。

そこで、イは『バーニング』では若者の貧困や格差という現代の韓国社会の問題を中心に据えることにした。

原典の主人公は既婚の30代の小説家「僕」で、パーティで知り合った「彼女」と付き合い始める。「彼女」には「僕」以外にも複数のボーイフレンドがおり、「僕」は「彼女」からその1人である「彼」を紹介される。ある日、3人は「僕」の家で酒を飲んで大麻を吸う。「彼女」が眠ってから、「彼」は「僕」に納屋にガソリンをかけて焼くのが趣味だと告白し、近いうちにも実行の予定があると話す。「僕」は近所を見回るようになるが、納屋が焼かれることはなかった。しかし、「僕」と再会した「彼」は納屋を焼いたと明言する。「僕」は焼かれた納屋を見つけることはできず、その後、「彼女」を見かけることもなかった。一方、映画版では「彼」の放火の趣味や「彼女」の失踪のエピソードは残されているものの、作品の舞台は1980年代の東京から現代の韓国に置き換えられ、それに合わせて納屋はビニールハウスになった。登場人物も同年代の若者3人に改変されている。「僕」は作家志望でアルバイト暮らしの田舎の青年ジョンスに、「彼女」はジョンスの幼なじみのヘミに、「彼」は金持ちの青年ベンとなった。ジョンスはある日、キャンペーンガールとして働くヘミと再会し関係を持つ。ヘミはアフリカに出かけ、旅行中の飼い猫の世話をジョンスに託す。帰国したヘミを迎えに行くと、旅行で知り合ったというベンと一緒にあった。3人は親しくなり、あ



る時、農村にあるベン家でアルコールや大麻に興じる。ヘミが眠り込んでしまうと、ベンはジョンズに自分はときどきビニールハウスを燃やしていると語る。ジョンズはベンの言葉が気になり、ビニールハウスが燃やされないか見回るようになる。その後、ヘミと連絡をとれなくなるが、ベンは何も知らないという。ジョンズはベンがヘミの行方不明に関係していると疑い、彼を見張る。最終的にはベンを呼び出し刺殺し、彼の車に火をつけ自分の服も燃やし、全裸のまま車で逃走する。

## 2.2. 「空所」

イが「納屋を焼く」の映画化を決めたのは、作品の持つ謎、つまり「空所」ゆえであった。彼がNHKから村上の短編を映画化してほしいというオファーを受けた当初は、自分と村上では芸術家としてのタイプが異なるため難しいと断った。しかし、共同脚本のオ・ジョンミ (Oh Jung-mi) から「納屋を焼く」を原作にすることを提案され、ミステリーの要素を現代の韓国の若者の話へと広げることが可能だと考え、映像化を決心した<sup>13</sup>。

原典の持つ最大の謎は「彼」の放火と「彼女」の失踪で、少なからぬ研究者がそれを解き明かそうとしてきた。たとえば田中実は、「彼」と「彼女」は存在すること（ある）と存在しないこと（ない）が対立しない世界つまり「ない」ことを忘れた世界の住人で、「彼女」は「僕」を「彼」と出会わせるために「僕」の生きる現実世界に登場し役目を終えて本来の自分の世界へ戻ったのだととらえる（1990: 23）。加藤典洋は「納屋を焼く」とは「女の子を殺す」ことを意味し、彼女は「彼」に殺されたのだとする（2004: 163）<sup>14</sup>。イはこの謎を物語の中心に据えた。彼は初めて原典を読んだ時、この謎が得体の知れない不吉さを感じさせたと語る。

〔前略〕本を開いたとたん物語の世界に入り込み、あっという間に読み終わってしまいました。読み終わった後も妙にずっと心に残る物語でした。非常に危険な何かを見ても、それが何なのかははっきり認識できないような、もどかしく不吉な感じといたしましょうか。その答えをくれたのは共同脚本のオ・ジョンミさんでした。小説に出てくる男の「納屋を焼く」というセリフは「女を殺す」というメタファーかもしれないとおさんから聞いた瞬間、私はこの小説を読んだ後に感じた不吉さの正体に気づきました。小説が曖昧な結末を持つ単純でスケールの小さい小説でなく、とても恐ろしくてぞっとする物語だということがわかったのです

13 『バーニング』制作の経緯については、キム（2018）、イ、久保田（2019）、Lee, Véléz（2019）を参照した。

14 そのほか、山根由美恵は先行する解釈を整理したうえで、自身は作品の描く「同時存在の世界」ゆえにどちらの説も成立すると主張する（2009）。高橋龍夫は、「彼女」の失踪は作品の発表された1980年代前半に社会問題となっていた失踪事件を示唆しており、バブル経済に湧く日本社会の闇の部分暗示している可能性もあると述べる（高橋2018: 14）。

(イ、川崎 2022:138)。

オが「納屋を焼く」という発言は女性を殺すことを指していると解釈したことから、イは謎の答えが残酷なものであり得ることが自分に危険で不吉なものを感じさせたのだと理解した。さらに、オは役に立たない納屋を焼くというのは人間を役に立たないと判断し消してしまうという恐ろしい発想であると考え、役に立たないとみなされた人間に感情移入し、怒りを覚えていた。イはそれまでもオと共に人間の怒りをテーマにしたシナリオを執筆してきたが、イには特に青年の怒りを表現したいという思いがあり、「納屋を焼く」ならそれを実現できると感じたという(イ、川崎 2022:138-139)。

そこでイは、自分の感じた得体の知れない不吉さと現代社会の抱えるミステリーを結びつけて、青年の怒りのテーマを描くことにした。このテーマについて、イは次のように説明する。

今、世界を見渡しても、国籍や宗教人種のことなど、みんなが怒っている状態にあると思います。そういうとき、政治はその怒りを利用しようというところがあります。『バーニング』では、その怒りの正体はどこから来て、どうしたらいいのかを考えていきたいというところも描きました(西森 2019)。

彼は、人々は怒りを抱えているのにその原因が分からず、どこに気持ちを向けてよいかわからない点に問題点を見出し、原典の謎の要素に重ねることでこれを表現することにした。

青年たちはこの世界の何かが間違っているように感じながらも、怒りの矛先をどこに向ければいいのか知ることができない。ますます働き口は減っており、変化の可能性も見えず、経済格差はすごい速さで広がっているが、格差はだんだんと洗練されてきており、そのような格差が問題でないように見える。世の中全体が一つの巨大なミステリーになった。納屋を焼く男が連続殺人犯なのか、親切でクールな友人なのか区別がつかなくなるのと同じ(イ、川崎 2022:138-139)。

答えというものは、ある。わたしたちはそう感じながら生きてきた世代です。政治の問題であれ、階級の問題で解決できると信じていました。つまり、何らかの答えはあるのだと。しかし、今の時代は、そのようにはいかない。そもそも、何が問題なのかわからなくなっていました。私たちの世代のように、政治や階級といったはっきりした問題点が見えなくなりました。その一方で、世界は大変便利になり、奇麗になり、洗練され、より物事が見えにくくなっているのだ

と思います [中略] 若者たちのポジションがだんだん小さくなり、できると思うことが少なくなったのではないのでしょうか。いつかは、怒りが何かを解決できると思う。しかし、怒りが何かを変えることはない。そして、そもそも怒りの対象がなかったことに無力感を覚える。これが、ひとつのミステリー。この、怒りの対象が見いだせないことが、それがさらに大きな怒りにつながっていくのです (イ、相田 2022: 11-12)。

イは、若者たちは格差を感じているものの、その格差が本当に存在するのか、存在するのならその原因は何なのかを理解できず、世の中全体を謎だと感じていると考えた。この見解は、映画ではベンがジョンスに最近小説を書いているかと尋ねるやりとりで反映されている。

ジョンス「何を書くべきか、わかりません」

ベン「どうして？」

ジョンス「僕には／世の中が謎みたいで」(2:03:15)<sup>15</sup>

そして、その謎を象徴する存在がベンである。イはベンについて次のように語る。

ベンは彼自身がミステリーそのものだし、映画全体を引っ張っていくところがあります。彼の持つミステリアスさは、映画の中のミステリーに留まらず、私たちの人生や、世界で起こっている物事ともつながっているんです。彼は、もしかしたら凶悪な人物かもしれないし、ただ単に親切で人間味のある人かもしれない。ベンはこの世の中のミステリーを表しているんです (イ、西森 2019)。

ベンの原型である原典の「彼」は銀色のドイツ製のスポーツ・カーに乗っていて「きっとすごくお金持ち」(村上 1987: 57) である。言葉遣いは丁寧でハンサムな部類だが幾分表情に乏しいこと (村上 1987: 55)、本人曰く貿易の仕事をしているというが「べつに働いているように見えない」(村上1987: 58) ことから、謎に包まれた印象を与える。一方のベンもポルシェに乗りモダンなインテリアのマンションで暮らしおり裕福な印象を与える。本人の説明によれば「あれこれ、やっています／説明が難しいけど／簡単に言えば一／遊んでいます」(41:26-37) ということであるが、何の仕事をしているかはっきりせず、「彼」よりもさらに正体不明である。また原典の「彼」が「僕」に納屋を燃やしていると告げたように、ベンもジョンスにビニールハウスを燃やしていると告白するが、ベンは燃やされたビニールハウスを見つけること

15 『バーニング』からの引用については、イ (2019) の字幕を用いる。

ができず、告白が本当かどうかも分からない。

さらに、映画では原典には存在しない描写によってベンのミステリアスな印象が強められている。ジョンスは彼の家に呼ばれた際、洗面所の引き出しに女性もののアクセサリーや小物が入っているのを発見する。無造作に置かれた様子から持ち主が入れたとは考え難く、またアイテムやテイストに統一性がないため複数の女性のものであるような印象を与えるが、ベンに複数のガールフレンドがいて彼女たちが忘れていったものなのか、それともシリアルキラーの戦利品のコレクションなのかは分からない。加えて、ジョンスとヘミの家族は登場するが、ベンの家族は画面には現れず、彼のバックグラウンドは不明である。そして、最大の謎は彼がヘミの失踪に関与している可能性があることである。彼女が行方不明になった後、ベンは捨て猫を飼い始めるがジョンスはそれがヘミの飼い猫ではないかという疑念を抱き、さらに彼の洗面所の引き出しのコレクションにヘミのものらしい時計が加わっているのを発見する。しかし、最後までベンが放火犯なのか、またヘミの失踪に関わっているかは明らかにならない。イは謎を謎のまま観客に提示することで「構造的にミステリーのパズルがぴったりに合わない、あいまいな映画」(イ、相田 2022: 11)を目指し、原典同様、答えは示さない。彼は「作るうえで難しかったことは、解決しないままの謎のテンションをずっと維持し、さらに強化していかなければならなかったことです」(イ、久保田 2019)とも語っている。

### 2.3. 間テキスト性

アダプテーション作品は当然ながら原典との間テキスト的つながりを持つが、『バーニング』の原典である「納屋を焼く」には2つのバージョンが存在する。作品はまず文芸誌『新潮』1983年1月号に発表された後、翌1984年に単行本『螢・納屋を焼く・その他の短編』(以降、単行本版)に収録された。1990年に講談社が『村上春樹全作品 1979～1989』(以降、全集版)を刊行した際には、全面的な改稿がなされたが(山根 2009:7)、監督自身はどのバージョンを参照したかは明らかにしていない<sup>16</sup>。これに加えて、原典にはフォークナーの短編「納屋を焼く」(*Barn Burning*、1939年)、そしてフィッツジェラルド『グレート・ギャツビー』(*The Great Gatsby*、1925年)とのつながりも存在するが、映画版もこれらを引き継いでいる。

16 監督のイはオ・ジョンミと共同で脚本を担当したが、その作業については次のように説明する。「オリジナルはもちろん村上春樹さんの原作ですが、映画化する上でのオリジナリティの部分は彼女[オ]によるところが大きいのです」「ブレインストーミングをしながら、[オと]一緒に企画について語り合いました。相談しながら、まず彼女がシナリオ書き、それを私が見て、もう一度話し合って、書き直してもらおう。そして彼女がシナリオを作り上げて、最終的にできたものを更に私がまた手を加える、そういう工程で進めました」(映画.com 2019)。山根由美恵は『バーニング 劇場版』『特集ドラマ バーニング』の分析を行い、イは2つの版を入念に検討して内容を選択したと結論づけている(山根 2019:66)

### 2. 3. 1. フォークナー「納屋を焼く」

村上は原典について「納屋を焼く」という語から着想を得たと述べており<sup>17</sup>、さらに単行本版には主人公が空港でフォークナーの短編集を読む場面もある（村上 1987:56）<sup>18</sup>。一方、『バーニング』では、ジョンスの好きな作家はフォークナーで、ベンがカフェでフォークナー短編集を読む場面（1:38:48）もある。さらにフォークナー「納屋を焼く」は19世紀のアメリカ南部が舞台で主人公の少年サーティの父親で小作人のアブナーが地主の納屋に放火したかどで裁判にかけられている場面から始まるが、これはジョンスの父親が暴力事件を起こし裁判にかけられているというエピソードに反復されている。サーティから見た父親は「貪婪な、妬み深い憤怒」（フォークナー 2021:308）を抱えた人物であり、その憤怒ゆえに金持ちの納屋に火を放つ<sup>19</sup>。ジョンスの父親も暴力的かつ激情的な側面を持つ人物として描かれる。彼は市役所の職員に全治6週間のけがを負わせ、さらには若い頃に家族に暴力をふるっていたことも判明する。ジョンスは彼のことを「僕の父は／怒りを抑えられません／心の中にいつも怒りがあって／爆発するんです／一度、爆発すると、すべてが壊れます」（1:13:04-21）と評する。

フォークナーの影響が特にみられるのがジョンスと父親との関係である。イはフォークナー「納屋を焼く」のサーティとアブナーの父子関係はそのままジョンスと父親との関係に投影したと説明する。

ウィリアム・フォークナーが書いた「納屋を焼く（Barn Burning）」を映画に持ってきた。フォークナーの小説では父の世界の痛みと関連し、彼が怒りで他人の納屋を焼く話が出てくる、その父の怒りが息子の怒りに移っていくことが、この時代の若者たちの話により近いと見た（キム 2018）。

- 
- 17 村上は次のように述べている。「これは『納屋を焼く』ということばから思いついた小説である。もちろんフォークナーの短篇の題だが、当時の僕はあまり熱心なフォークナーのファンではなくて、この『納屋を焼く』という短篇を読んだこともなかったし、それがフォークナーの短篇の題であったこと自体知らなかった」（村上 1990a: XIII）。村上にはフォークナー「納屋を焼く」を知らないと述べているが、複数の研究者がこれは真実ではないと主張する。加藤典洋は、アルフレッド・バーンバウムによる英訳のタイトルがフォークナー「納屋を焼く」の原題 "Barn Burnig" と同じであること、単行本版に主人公がフォークナー短編集を読む描写があること、フォークナーの短編の日本語訳のタイトルが当初は「納屋は燃える」（『フォークナー短編集』滝口直太郎訳、新潮社、1955年）であったのが1981年の翻訳では「納屋を焼く」（『フォークナー全集第24巻』志村正雄訳、富士房）と改題されたことなどを指摘して、村上が作品を書いた頃、フォークナーの同名の作品の存在を全く知らなかったのではなく、知ってはいたが読んでいなかったものであり、この記述には少し嘘が混じっていると考え（加藤 2019: 269-272）。
- 18 主人公がフォークナーを読む場面は全集版では「週刊誌を3冊読んだ」（村上1990b:241）と改変されている。高橋龍夫は、上述の加藤の主張を踏まえうえて、村上にはフォークナーの短編が「納屋を焼く」に改題されていたことを知らなかったというニュアンスで「フォークナーの短篇の題であったこと自体知らなかった」と弁解したのではないかと考える（高橋 2018:2-3）。
- 19 火はアブナーにとって「ある深い、本質的な生命の泉に働きかける」ものであり、「鋼鉄や火薬とおなじようなもので、完全な自分というもの（それがなかったら、生きて呼吸する値打ちもない）を保持するための、唯一の武器」（フォークナー 2021: 302）である。

ジョンスがフォークナーの作品について「彼の小説を読むと／僕の話のように思えて」(42:01-07)と評する場面もあるが、これは彼とサーティとの並行関係を示唆している。フォークナー「納屋を焼く」では、アブナーは結局、有罪にならないものの、一家は引っ越しを余儀なくされる。彼は新しい土地でも主人ともめごとを起こし、主人の納屋に火を放つことにする。サーティは父親から放火に使う機械油をとってくるように命じられるが、その際、父親と同じ怒りが自分の中にもあることに気づく。彼は父に背いてその場から逃げることもできるはずだが「どうしてもできない」(フォークナー 2021: 328)。それは「彼自身ではどうすることもできない」ことで、「いやおうなしに彼のなかに遺伝した、古い血」のせいであり、その血が「どこを流れていたのか、どんな暴虐、蛮行、激情の養分をって流れていたのかは、だれにもわからない」(フォークナー 2021: 327)のである。一方、イはジョンスについて「感情を表には出さずに隠す、受動的な人間として登場しますが、最後には感情を爆発させます」(西森 2019)と説明する。この言葉通り、彼は物語のはじめでは父に代わって牛の世話をし、父の刑を軽くするために嘆願書を書くなど、一見、父を受け入れているように見えるが、その後、ベンに父を憎んでいることを告白する。物語のラストではジョンスはベンを殺害して彼の車に火を放ち、父親ゆずりの暴力的な側面があることを感じさせる。このように『バーニング』では怒りのテーマを表現するためにフォークナー「納屋を焼く」の設定を反復しており、フォークナーとの間テクスト性が原典よりも強まっていると言える。

### 2. 3. 2. フィッツジェラルド『グレート・ギャツビー』

原典の単行本版には、どんな仕事をしているのかはっきりしない「彼」を「僕」が「まるでギャツビーだね」(村上 1987:58)と評する描写がある。この部分は全集版では「まるでフィッツジェラルドの『グレイト・ギャツビー』だなと僕は思った。何をしているかはわからない。でも金は持っている謎の青年ときた」(村上 1990b:242)とより詳細な説明が加えられて改稿されており、間テクスト性が強められている<sup>20</sup>。『バーニング』でも、同様に、ジョンスがベンのことを「“ギャツビー”だ」「どういうわけか金持ちで／謎に包まれた若者たち」(55:47-58)と形容する<sup>21</sup>。

フィッツジェラルドの描くギャツビーは、謎に満ちた30代前半の金持ちである。彼は作品の語り手のニック・キャラウェイの隣人であり、彼に関してはさまざまな噂があ

20 小島基洋はこの変更と物語構造の類似から、「納屋を焼く」において『グレート・ギャツビー』の間テクスト性はフォークナーとの間テクスト性よりも重要であると主張している(2008: 52-56)。

21 続いてジョンスは「韓国は“ギャツビー”が多い」(56:00-03)と発言する。山根由美恵はこの一連の場面について、フィッツジェラルドと関係の深い村上春樹へのオマージュであると同時に、ギャツビーを通して格差の大きい韓国社会を揶揄していると考えられる(山根 2019:57)。

るが、本当の経歴は不明である<sup>22</sup>。ギャツビーの名はタイトルに使われており物語の中心人物であるのは明白であるものの、なかなか登場しない。初めて姿を現すのは1章の終わりであり、彼を見かけたニックは声をかけようとするが、気が付くといなくなっている（フィッツジェラルド 1989: 33）。ニックがギャツビーと言葉を交わすのは第3章である。ニックはギャツビーの邸宅でのパーティに行くが、会場ではギャツビーになかなか会うことができない。偶然ギャツビーと同じテーブルに着き会話をしたが、彼がギャツビー本人だと気が付くのはしばらくたってからである（フィッツジェラルド 1989: 66-67）。映画では、前述のジョンスの台詞によって謎めいたギャツビーの存在がベンに投影される。前節で述べたようにベンは物語の謎を体現するが、『グレート・ギャツビー』との間テキスト性によって彼のミステリアスさはさらに強化される。

このように、原典に存在する間テキスト性はジョンスとベンの人物描写を掘り下げるために用いられている<sup>23</sup>。ジョンスの場合、フォークナー「納屋を焼く」のサーティと同じく経済的には恵まれない環境にあり、なすすべもなくそれを受け入れているように見えながら、内心には父から受け継いだ暴力性と怒りを秘めている。一方、ベンの正体不明という印象は、ギャツビーのイメージと重ねられることでより深められ、その結果、「彼女」の失踪という原典の最大の謎も深化する。

### 2. 3. 3. 村上らしさ

原典は、女性の失踪というモチーフが村上作品に頻出していることや失踪の謎が解決されず終わることなどから<sup>24</sup>、村上らしさを強く感じさせる作品であるといえるが、映画ではその謎を深化させることで村上らしいという印象を与えることに成功している。イは最後まで謎の答えを提示しないが、そのためさまざまな解釈が成り立つ<sup>25</sup>。共同脚本のオが考えたように「納屋を焼く」のは役に立たない人間を殺すことのメタファーであり、ベンがヘミを殺した可能性、借金を抱えていたヘミが姿をくらませた可能性などがある。あるいはラストのベンの刺殺シーンの前にジョンスがヘミの部屋

22 ギャツビーの真の姿が明らかになるのは、第7章で彼が酒の密売で富を成したとトムから暴露される場面以降である（フィッツジェラルド 1989:186-187）。

23 この二人は対照的な存在でもある。この点について、イは次のように述べる。「ジョンスとベンは対立しているような構造があり、ベンは物質的に豊かでお金を持っていて、仕事と遊びの区別を持たない。一方でジョンスは物質的に貧しく、未来に対して不安を感じていたり無気力さを感じていたりする。どちらもいまの若者の生き方を表しているといえますが、いずれにしてもこの時代のなかで虚しさを感じているのです」（イ、久保田 2019）。

24 『国境の南・太陽の西』（1992年）の島本さん、『ねじまき鳥クロニクル』のクミコ、『スプートニクの恋人』（1999年）のすみれ、『騎士団長殺し』（2017年）の秋川まりえなど枚挙にいとまがない。山根由美恵は長編でも短編でも行方不明になるのは女性が多く、長編の場合、行方不明の女性を探すことで物語が成立するが、短編の場合は唐突に失踪が起こり、解決しないと解説する（山根 2008）。

25 山根由美恵は、ベンがヘミを殺した、ヘミは単に失踪した、ヘミは自殺をした、ベンの刺殺はジョンスの妄想、ジョンスとベンは同一人物等の解釈の可能性を提示している（2019: 16-17）。藤城孝輔は、ヘミの失踪はヒロインの喪失や殺人ではなく、自らを性的な目で眺める男性の視線に対する戸惑いと抵抗を意味していると考え（Fujiki 2019: 91）。

でパソコンに向かう描写があることから、すべてはジョンスの創作ということも考えられる。イ自身もさまざまな解釈がありうることを示唆する。

例えば、もう一度生まれ変わりたいという願望のようにも見えるし、怒りに任せた怪物のようにも見える。彼の最後の映像で、私は質問を投げかけたつもりです。しかも、この映画は幾層にもなっていて、最後のシーンだって現実かどうかも分からない。ジョンスを見て、いろんな想像を広げてほしいと思います（イ、西村 2019）。

最後のシーンで2人 [ジョンスとベン] がぶつかり合う。けれど、別の見方をすると2人が1つになる過程を見せているとも思っています（イ、久保田 2019）。

イは、最後にジョンスが父から受け継いだ怒りを爆発させた、逆に火をつけることによって生まれ変わった、あるいは対照的な存在であるジョンスとベンがひとつになった等、多様な読みの可能性を提示する。さらに、イはこのラストは「開かれた結末」であり、観客に対する「質問」であるとも発言する。

裸でどこかへ向かうラストシーンは、自分なりの『『開かれた結末』』のつもり。この世に生まれたままの身体で、何かを怖がる複雑な感情を抱え、旅立っていく。観客にそれぞれに解釈してほしい（イ、相田 2022: 12）。

最後に、ジョンスは怒りを爆発させます。そのときのジョンスの行動は、普通に考えると、証拠を消すためのようにも見えますが、あの行動を視覚的に見たうえで、私からのひとつの「質問」として受け取ってほしいとも思いました（イ、西村 2019）。

このように、イは村上と同じように謎解きを作品の受け手に委ねる。そして、このように観客に謎を投げかけるような作品を制作した背景には、次のような映画に対する思いがあった。

観客に以前とは違う、映画的体验をしてもらいたいと思っていました。「納屋を焼く」はそのためのちょうどいい素材だったので [中略] 見やすい映画を観客が望み、作り手がそれに応える現代の流れに逆行したいと思っていました。生きること＝人生とは何か。世界とは何か。それを問い変えて、自分なりに推察して、考えて欲しいという思いがありました。映画を通して観客のみなさんに新しい経験をしてほしい。新しい問いかけを受け止めて欲しい（イ、相川 2022: 10-11）。



彼の姿勢は、仮説を積み重ね、判断は読者に委ねるという村上の態度と重なる。イも村上同様、受け手が謎を解き、テキストと相互作用的にかかわってほしいと考えているのである。「空所」を「空所」のままに提示し、さらにその謎を深化させていくというイの手法は、村上の作家としての姿勢と随所に謎を仕込む作風を忠実に反映する結果につながった。また、原典に存在するフォークナーとフィッツジェラルドとの間テキスト性を反復したことも、村上らしさを強めた。村上がアメリカの文化や文学から大きな影響を受け、さらに近年は現代アメリカ文学の翻訳にも積極的に取り組んでいることは有名である。

加えて、イはベンに関するもの以外にもオリジナルのエピソードを盛り込み、謎めいた雰囲気高めると同時に村上文学の世界と間テキスト性を強めた。ジョンスが餌をやりに行っても、ヘミの猫は一向に姿を現さない。また、彼の家にはたびたび無言電話がかかってくる。そして、ヘミによって7歳の時に井戸に落ちたという回想も語られる。ヘミはジョンスがやってきて助けてくれたと言うが(1:03:22-04:12)、彼女の姉は「[ヘミは]作り話がうまいの」と井戸の存在を否定し(1:44:12-45:34)、近所の老人に尋ねても井戸はないという(1:46:26-28)。しかし、ジョンスの母親は井戸が存在したと言い(1:58:45-49)、ヘミの話が本当なのか、ますます分からなくなる。そもそもジョンスはヘミと再会した時には彼女のことが分からず、彼女は母とも姉ともあまり似ていない。ヘミ自身は整形したと言うが、ジョンスが会っていたのが果たして本物のヘミであったのかという疑問も浮かぶ。さらに、猫、電話、井戸は村上文学でひんばんに取り上げられるアイテムで<sup>26</sup>、彼の文学世界との結びつきを意識させる。特にこれらすべてが登場する『ねじまき鳥クロニクル』を連想させるが、この作品は、主人公がスパゲッティをゆでていると電話がかかってくる、見知らぬ女が唐突に「10分間、時間を欲しいの」(村上 1997: 11)と語りかけてくる印象的な場面で始まる。その後、主人公の飼い猫が姿を消したことを皮切りに彼を取り巻く環境の均衡が狂い始め、ついには妻が失踪する。彼は妻を取り戻そうと奮闘するが、その中で枯れた井戸が重要な役割を果たす。

### 3. 『ドライブ・マイ・カー』

#### 3.1. 作品の概要

『ドライブ・マイ・カー』は、2021年のカンヌ国際映画祭に出品された後、同年8月には日本で、11月にはアメリカ合衆国で公開された。原典は短編集『女のいない男

26 鈴木(2002)は猫をキーワードとして村上作品を読み解く。岡野(2000:39-41)は電話と死の関係について分析している。芳川、西脇(2013: 41-46)は井戸を用いた村上の比喩について考察する。

たち』(2014年)に収録された同名の作品である。当初、監督の濱口は他の短編の映画化を打診されたが、彼もイ同様村上文学の映画化は困難だと考えていた。濱口はその理由として、物語の最初はリアリズムで書かれているのに途中でファンタジー的な表現に転じる点や登場人物の台詞などを挙げている(濱口、野崎 2021: 96)。最終的には、リアリズムをベースにしていること、「演じる」という主題が登場すること、車中の会話を通して物語が進行していくことに自作品との共通点を見出し、「ドライブ・マイ・カー」ならば映像化できると考えたという(濱口、野村 2021)。

映像化にあたり、濱口は自分が作品を読んだ時の印象を観客に伝えることをこころがけた。あるインタビューでは「私の感情面の経験こそが、私ができる限り観客に伝えたかったことです。これこそが映画の構成を決める際に念頭に置いたことです」(Rapold 2021)と語っている。彼は大学時代に村上作品と出会い、長編小説はほとんど読んでいたという。彼が村上文学の魅力として最初に挙げるのが読みやすさで、「文章によって最後まで運ばれていくという感じがあり」「文章自体の運搬能力みたいなものによって最後まで運ばれてしまう」(石井 2021)、「まさに車に乗ったように運ばれていく。運ばれていくうちにすごく突飛な展開をしていくのに、『自分はこれを確かに知っている』という現実的な感覚に出会う」(濱口、CREA編集部 2021)と説明する。映画では「村上作品に則するように、自分が感じていた運ばれていくような体験を再現すること」(石井 2021)を目指し、その結果、主人公がサブに運ばれていくロードムービーとなった。他方で、濱口は村上との共通点も見いだしている。

勝手ながら、どこにいても異邦人的な感覚があるのは似ているのかもしれないと思います。読んでいて、どこにいたとしても埋めることができない違和感みたいなものが、おそらくあるんじゃないかと。村上さんの文章は、その違和感を原動力にして、他者とのつながりをすごく求めるように書かれている印象です(濱口、CREA編集部 2021、傍線は筆者)。

濱口の言う「他者とのつながり」を村上はコミットメント(関わり)という語で表現する。これは『ねじまき鳥クロニクル』以来、彼の作品の中心的なテーマを占めており、村上は1995年11月に行った河合隼雄との対談では、デタッチメント(関わりなさ)に替わってコミットメントが自分にとって大切になってきたと発言している(河合、村上 1999: 18)。村上はコミットメントについて以下のように説明する。

コミットメントというのは何かというと、人と人の関わり合いだと思うのだけれど、これまでにあるような、「あなたの言っていることはわかるわかる、じゃ、手をつなごう」というのではなくて、「井戸」を掘って掘って掘っていくと、そこでまったくつながるはずのない壁を越えてつながる、というコミットメントの

ありように僕は非常に惹かれたのだと思います（河合、村上 1999: 18, 84）<sup>27</sup>。

濱口は、作品は家福が「ちゃんと相手役を見聞きして」いる「家福が誰かを見ている映画」（濱口、三宅、三浦 2021: 21）であり、また「閉じられたものが開かれていく映画」（濱口、CREA編集部 2021）であると評している。あるインタビューでは作品が前述の発言を収めた河合と村上の対談から影響を受けたことを認めており（濱口、Nomura 2022）、さらに彼が村上の愛読者であることも考慮すれば、「ちゃんと相手役を見聞き」することや「閉じられたものが開かれていく」というのはコミットメントの過程を指し、このテーマを映画の中心に据えたと考えてもよいだろう。

原典の主人公の家福は俳優で、事故を起こしたことをきっかけに所属事務所から運転手を雇うように言われ、24歳の女性ドライバー、みさきを雇う。助手席で家福は10年ほど前に子宮癌でこの世を去った妻のことを考えた。二人は生まれて三日目の娘を亡くしたが、何とかしてその痛みから立ち直った。その頃から妻は隠れて他の男と会うようになったものの、家福は何も言わなかった。彼は少しずつみさきと打ち解け、車中でさまざまな話をするようになる。彼はみさきに、妻の死後に一時期、彼女の愛人だった高槻という俳優と友人づきあいをしてきた話をする。一方、映画版では、家福は俳優兼演出家で、脚本家として活躍する妻の音も存命である。家福は音の不貞に気が付きながらも知らないふりをして平穏な生活を装うが、彼女はくも膜下出血で急逝する。その2年後、サーブを運転する家福が映し出されるとアバンタイトルが流れ<sup>28</sup>、舞台も東京から広島へと移動する<sup>29</sup>。家福は広島の国際演劇祭で舞台『ワーニャ伯父さん』を演出する。彼は、運営側の要望で24歳のドライバー、みさきを雇い、またオーディションで高槻をワーニャ役に選ぶ。稽古が進むにつれ、家福と高槻の距離も縮まっていくが、高槻は暴力事件を起こし逮捕されてしまう。そこで家福は自分が

27 加藤典洋は村上のこの発言を「当初は井戸に入り、その底にこもろうとしていた。しかし、考えが変わったので外に出て人と交わることにした、というのではない、デタッチメントの深化の果てに現れる『コミットメントのありよう』に、自分は非常に惹かれた、ということがいわれているわけです」と解説し、村上にはデタッチメントからコミットメントに転向したのではなく、デタッチメントの果てにコミットメントに到達したのだと主張する（加藤 2019: 33）。

28 物語は開始40分後ほどのところで流れるアバンタイトルを基準に前半と後半に分けられる。濱口自身の説明によると、これ以降に新たな人物が登場するが、中盤から人間関係を捨てていくのは難しいので、アバンタイトルを入れ「ここから全く違う話を始めます」と観客に宣言したのだという（濱口、野崎 2021: 98）。

29 原典の舞台は終始東京であるが、『バーニング』同様、『ドライブ・マイ・カー』でも舞台の変更がなされている。前半の舞台は原典と同じ東京だが、後半の舞台は広島に変更されている。しかし、イが現代韓国の問題を描写するために作品の舞台を変更したのとは対照的に、濱口の場合は東京では車の場面のロケが難しいという撮影上の制約によるものであった。濱口が村上作品に感じていた無国籍のイメージを表現するために、日本から一番近い海外のロケ地を探した結果、韓国釜山が選ばれた。ところがコロナ禍で海外での撮影が難しくなり、広島へと変更された（濱口、Tatsuta 2021）。さらに、原典の黄色いサーブ900コンバーティブルは赤のサーブ900ターボに変更されているが、これも撮影上の都合による。黄色は引きで撮影した際に風景に埋没しやすく、オープンカーだと車内の会話のシーンが撮りにくいという理由からの変更であった（濱口・CREA編集部、2021）。

代役を務めるか、舞台を中止するかを選択を迫られる。彼は演劇祭の事務局に数日の猶予をもらい、考えを整理するためにみさきと北海道の彼女の生まれ故郷へ行くことにする。車内で彼女と過ごすうちに、家福はそれまで考えることを避けていた、妻との関係に向き合うようになる。

### 3.2. 「空所」

濱口が読者として原典に見出した「空所」は、主人公の過去と未来の描写、そして結末であった。彼は原典を長編映画に再編するには「過去と未来のようなものをもう少し詳細に考える必要がある」（濱口、石井 2021）と感じ、また原典には「起承転結でいうところの、『起承転』で原稿が終わっているようなところがある」（濱口、CREA編集部 2021）と考えた。原典では家福がみさきを運転手として雇うところから物語が始まり、家福がみさきに亡くなった妻が不貞を働いていたことや、彼女の死後にその愛人の高槻との奇妙な友人関係をもったことを過去として語る。亡き妻も高槻も、そして彼らとの関係も家福の語りや回想に登場するのみで情報量は限られており、彼らの人物造型には描かれていない部分も少なくない。

また、家福の未来や物語の「結」にあたる原典の最後の場面はいわゆる「開かれた結末」であり、さまざまな解釈が可能である。主人公が何かを失い、それを取り戻したり、喪失の痛みから立ち直るためにどこかへ出かけていく構造が村上の作品の多くに見られることはすでに指摘したが、「ドライブ・マイ・カー」は主人公が妻と死別して喪失感を抱えている点でこの構造と共通点を持つ。しかし、濱口が指摘しているように結論にあたる部分が欠けており、家福は喪失を埋めるために異世界に行くことも旅に出ることもない。物語の終盤、家福は車中でみさきに妻の不貞のせいで今でも苦しんでいることを告白し、「なぜそんななんでもない男に心を惹かれ、抱かれなくてはならなかったのか、そのことが今でも棘のように心に刺さっている」と苦悩を語る。彼は自分が持つ「致命的な盲点」のせいで「何か大事なものを見落としていたのかもしれない」（村上 2014: 52）と自責する。そんな家福に対し、みさきは「奥さんはその人に、心なんて惹かれていなかったんじゃないですか」「女の人にはそういうところがあるんです」と答え（村上 2014: 61-62）、そういうものだと受け止めるほかないと語る。

そういうのって、病のようなものなんです、家福さん。考えてどうなるものでもありません。私の父が私たちを捨てていったのも、母親が私をとことん痛めつけたのも、みんな病がやったことです。頭で考えても仕方ありません。こちらでやりくりして、呑み込んで、ただやっていくしかないんです（村上 2014:62）。

そして、家福はシートに身を沈めて目を閉じ、車のシフトチェンジに注意を向けた

後、みさきに「少し眠るよ」と告げるが、彼女は答えない。家福がその沈黙に感謝したところ物語は終わる。ここで家福が感じているのはあきらめなのか、あるいは安堵なのか、さまざまに受け止められる。福島亮大は妻と関係を築くことができなかった家福の空白を無理に埋めず、妻の等価物が存在しないことを暗示するラストであると考へ（2022）、河合敏雄は人と人との境界を越えていくインターフェイスもコミットメントも起こらず、デタッチメントのままとどまっている世界だと解釈する（2014: 236-237）。齋藤環は家福が妻への執着を否認しようとするが失敗する話であるものの、みさきが彼の話を傾聴し葛藤をいやすカウンセラーの役割を果たしている点に救いを見出し（2014: 238）、都甲幸治は「他者のために日々を生き、他者を愛することにのみ安らぎが存在する」という気づきが語られていると理解する（2014: 242）。

### 3.3. 間テキスト性

イが原典の持つ謎を深めていったのとは対照的に、濱口は原典の「空所」を自らの解釈で埋め、謎に「解決」を与えることを選んだ<sup>30</sup>。

基本的に、短編を長編映画にするのは、たとえそれが2時間程度であったとしても膨らませていく作業になります。書かれているものだけで映画にはならず、ある種の立体感というか、時間と空間に広がりをもたせなければいけません。書かれている物語の前と後に何があったのか、主人公は何を生業に生きているのか、などを加えていく必要があります（濱口、Tatsuta 2021）。

「ドライブ・マイ・カー」を原作の通り映画化したとしても、明確な解決とは感じられない。長編映画を観る観客にとっては、フラストレーションにもなるでしょう（濱口、Nomura 2021）。

その際、濱口は村上らしさを失わないように細心の注意を払った。

意識したのは村上春樹さんの物語であること。その核となるものは踏み外してはいけない。村上春樹さんだったらどうするのか…ではないですが、原作はもちろんですが特に村上さんの長編作品を参考にしながら、脚本化していきました（濱口、Isobe 2021）

30 『ドライブ・マイ・カー』は濱口と大江崇允の共同脚本であるが、濱口は執筆作業の進め方について、まず濱口が執筆して、その後で読み直して脚本の流れを調整し、次に共同脚本の大江や監督補の渡辺直樹にアドバイスを求め、最後に本読みで役者が読むのを聞いて調整すると説明している（濱口、平井 2021）。これを考慮すると、脚本にも濱口の意図が大きく反映されていると思われる。

そのため、濱口は「空所」を埋めるのに原典と間テキスト的な関係を持つ作品を選んだ。濱口は家福の過去と未来を描くために「木野」「シェエラザート」を取り上げ、そして口数の少ない家福の内面と物語の結末のためにチェーホフ『ワーニャ伯父さん』を用いることにした(濱口、CREA編集部 2021)。これらの作品はすべて原典とは何らかのつながりを持つ。原典にはとある日に家福が高槻と小さなバーを訪ねる場面があるが、青山の根津美術館の裏手の路地の奥という立地やバーデンの年齢、店内の飾り棚の上で眠る灰色の猫などの共通点から「木野」の主人公が経営する店であると思われる(村上 2014: 50, 218, 221-222)。「シェエラザート」には原典と直接のつながりを示す描写はないものの、村上の短編集は通常「ばらばらに書かれたものをただ集めてひとつのバスケットに詰め込むというのではなく、特定のテーマなりモチーフを設定し、コンセプトualに作品群を並べていく」ものであり、『女のいない男たち』の場合、収録されている短編はすべて「いろいろな事情で女性に去られてしまった男たち、あるいは去られようとしている男たち」(村上2014: 7)という同一テーマで結びついている。原典と『ワーニャ伯父さん』には直接的なつながりがあり、原典の家福は舞台を明治時代の日本に舞台を移して『ワーニャ伯父さん』を翻案した『ヴァーニャ伯父』で役をつとめている(村上 2014: 27)。なお、次項からは濱口がどのようにこれらを用いて「空所」を埋めていったかを述べるが、Mori (2023)で行った考察と重複する部分については出来る限り簡潔な説明にとどめることにする。

### 3. 3. 1. 家福の過去

原典では家福の過去を担う妻や高槻が家福の語りや回想にしか登場しないことは前項で述べた。濱口はこれを実体化して観客の目の前で起こる出来事として描いたが、その理由について次のように説明する。

映画では、実像を出さない限り、存在をビビッドに感じることはできないので、妻の音を描くことは自然な決断でした。「不在」を表現するためには、映像においては「実在」を描くべきだと思いました。誰かに語られる物や人は、基本的に実像から離れています。誰かに語られた時点で、その人の肉体ではないわけです。一方で、実像を撮るということは、本人が(スクリーンに)登場するという。家福が何を語ろうと、実像の方が(観客にとって)重くなります。映画において、言葉を用いた「語り」というのは相対的に弱いものであって、原作の通りに語りのみで構成すると、家福が音について語っていることがかなり突拍子もないので、本当にそうなのかという疑問が残ったでしょう(濱口、Tatsuta 2021)。

小説から映画へのアダプテーションは、異なる記号体系への移し替えであり、当然、その表現上の約束事が異なる。濱口はこれをよく理解しており、別の機会には「やる

べきではないと判断したのは、セリフや文章をそのまま映像に移し替えるということ」(濱口、石井 2021)だと発言している。そのため、彼は原典では過去として語られる家福と妻、そして高槻との関係を実像として提示した。

家福の過去は物語の前半で、おもに妻との関係を通して語られる。原典と共通するのは二人が娘を亡くしていること、妻の不貞と死という設定のみで、原典に描かれていないエピソードは「シェエラザード」と「木野」から着想を得ている。妻には音という名前が与えられ、夫婦は奇妙な習慣を通じて結びついている。それは音が性交の後に物語を語るが翌日には内容を忘れてしまうので、家福がその内容を語ってやり、彼女はそれをもとにして脚本を執筆するというものである。この設定は「シェエラザード」から取られており、作品には音同様に性交の後に物語を語りだす女性が登場し、彼女が語る物語もこの短編に由来する。また、ある日、家福は帰宅した際、思いがけず自宅で妻の不貞を目撃するが、同様の場面が「木野」にも存在する。出張から戻り寝室のドアを開けた主人公の木野は、自分の同僚と性交中の妻と目が合うが、無言でドアを閉めてそのまま家を出る(村上 2014: 217-218)。同じように家福も無言で立ち去り、妻には何も言わない。このエピソードからは家福が妻の内面に立ち入らないようにして深いかかわりを避けているというデタッチメントの態度がうかがえる<sup>31</sup>。

なお、この前半には高槻も登場するものの、家福との関わりが本格化するのはいずれの後半である。後半では家福のコミットメントへの過程が語られ、これに高槻も大きく関わる。

### 3. 3. 2. 家福の未来

後半は、家福の現在と未来あるいは結末にあたる。前述したように濱口はコミットメントを作品の中心に据えたが、『ワーニャ伯父さん』の演出を通じた出会いやみさきとの北海道旅行によって家福がコミットメントへ至る様子が描写される。原典では回想に過ぎなかった家福と高槻との奇妙な友情もこの部分で具現化し、家福は原典には登場しない人々とも出会うが、この変更は彼の内面を描くためであったと濱口は解説する。

映画と文学では、人物の内面への移行のし易さが違います。ただ、家福自身が語るよりも、色々な人への彼の対応を見ることのほうが、彼の内面的な声を聞くよ

31 前半では、そのほかにも家福のデタッチメントを示すような描写がいくつかある。たとえば、亡くなった娘の法要のあと、音は家福にもう1人子供が欲しかったかと尋ねるが、家福は「君が望まないものを、僕だけが選んでも仕方ないよ」「僕も君と一緒にそれ[子供を持たないこと]を選んだんだ」(濱口、大江 2021: 42)と答える。一見、妻の意見を尊重しているようであるが、自分の気持ちを伝えることを拒んでいるともいえる。また、ある朝、音に帰ってきたら話がしたいと言われた家福は、わざと遅く帰宅し、音が亡くなっているのを見つける。そのほか、家福のデタッチメントについてはMori (2023: 15-16)で詳しく述べた。

りも、実は家福の人間性や彼の抱える問題がより観客に伝わるような気がしました。家福自身が、自分自身が何に苦しんでいるか十分にはわかっていない、という物語だからです（濱口、吉野 2021）。

さまざまな人々と出会い話をするにつれて、家福はだんだん自分の気持ちを言葉にし、それによって自分自身を理解するようになり、コミットメントへの道のりが開かれていく。

我々の日常は、ルーティンから成り立っていて基本的には閉じられている。閉じているから安心できるけれど、閉じることで吹きだまることはある。言語化できない、なんだかわからないモヤモヤを、我々は少なからず抱えています。他人も同様に、別のルーティンのうちに閉じた状態にあって、互いにモヤモヤを抱えている。そんなある人とある人が出会ったとき、偶然それが新たな扉を開くことがある。会話が互いのモヤモヤを解消するということがありますよね。「話せてよかった」ということは単純にあります。会話ってというのは言葉の意味だけをやり取りするのは違います。他者と話して初めて引き出される言葉があるわけですけど、その言葉を通じて自分のモヤモヤした感情の正体をつかめることがある。本来なら同じ場所にはいないような二人が会ってしまうということが、この映画では繰り返されます。偶然を通じて、出会うはずじゃなかった人が出会って、初めてこんな自分がいたんだと発見する。それが家福とみさきに起きていることです。劇中での西島さん演じる家福と、岡田将生さん演じる高槻の会話は、より激しいものです〔後略〕（濱口、CREA編集部 2021）。

稽古が進むにつれ家福は高槻と親しくなり、音の思い出を含むさまざまなことを語り合うようになる。さらに、家福は舞台を通じて、運転手のみさき、ドラマトルクのユンスとその妻で女優のユナなどさまざまな人物と出会う。家福が自分のいた場所を離れてさまざまな人と交流し、最終的に何らかの気づきを得るという構造には、村上の中編『色彩を持たない多崎つくると、彼の巡礼の年』（2013年）の影響がある。

村上春樹さんの長編は全部読んでいたので、そのとき受け取ったもの、自分の中に蓄積されていたものは反映されていると思います。『色彩を持たない多崎つくると、彼の巡礼の年』は村上春樹さんの小説のエッセンスが詰まった作品だと思っていて、今回もすごく意識をしていました。結果、家福がいろんな人に会って最終的にたどり着く場所がある、という“巡礼”にも似た形ができあがったのかなと思います（映画ナタリー編集部 2021）。



『色彩を持たない多崎つくると、彼の巡礼の年』も、他の村上作品同様、喪失に苦しむ主人公がそれを取り戻すために旅立つという構造を持つ。この作品では、主人公の多崎が大学時代に理由もわからないまま友人グループから追放されており、36歳になった時にその理由を確かめるために4人の旧友のもとを訪ねる。多崎は自分には「何か根本的な問題」（村上 2013: 70）があったせいで友人たちを失ったのだと考えるが、これは原典の家福が妻の不貞は自分の「致命的な盲点」（村上 2014: 52）のせいではないかと苦しんでいる姿と重なる。濱口は『多崎つくると』の構造を借りることで、原典や「木野」「シェエラザート」では描かれない、喪失を取り戻すためにどこかに出掛けるという行動を家福にとらせる。こうして、妻の死後、彼は1人で広島に向かい、そののち、みさきと上十二滝村を訪ねるのである。

家福は、旅の終わりに自分の内面の真実を発見する。みさきは彼に「家福さんは、音さんのこと。音さんの、そのすべてを、本当のこととして捉えることはむずかしいですか?」「音さんに何の謎もないんじゃないですか。ただ単にそういう人だったと思うことは難しいですか」（濱口、大江：70）と問いかける。これは原典のみさきの「頭で考えても仕方ありません。こちらでやりくりして、呑み込んで、ただやっていくしかないんです」（村上 2014:62）という言葉を想起させる。これに対して、家福は次のように答える。

僕は、正しく傷つくべきだった。本当をやり過ぎしてしまった。僕は、深く、傷ついていた。気も狂わんばかりに。でも、だから、それを見ないフリをし続けた。自分自身に耳を傾けなかった。だから僕は音を失ってしまった。永遠に。今わかった（濱口、大江70-71）。

この言葉は「木野」で主人公が自分の心の傷を見ないようにしてきたことの間違いに気づく場面の反復である。

俺は傷つくべきときに十分に傷つかなかったんだ、と木野は認めた。本物の痛みを感じるべきときに、おれは肝心の感覚を押し殺してしまった。痛切なものを引き受けたくなかったから、真実と正面から向き合うことを回避し、その結果こうして中身のないうつろな心を抱き続けることになった（村上 2014: 256）。

濱口が描く家福は音だけでなく自分自身もありのままに受け止めようとするが、これは「木野」の影響といえる。彼は自分の心の傷を自覚し、それから目をそらしていた間違いを認める。そして、痛みを抱えて生きることを決心し、「生き残った者は死んだ者のことを考え続ける。どんな形であれ。それがずっと続く。僕や君は、そうやって生きてかなくちゃいけない」「生きていかなくちゃ」（濱口、大江 2019: 257）とみ

さきに語りかける。そして、このメッセージはこの場面に続く『ワーニャ伯父さん』の舞台でも繰り返される。

仕方ないの。生きていくほかないの。

ワーニャ伯父さん、生きていきましょう。長い長い日々と、長い夜を生きて生き抜きましょう。運命が与える試練にもじっと耐えて、安らぎがなくても、今も、年を取ってからもほかの人のために働きましょう。そして最期の時が来たらおとなしく死んでゆきましょう。そしてあの世で申し上げるの、あたしたちは苦しみましたって、泣きましたって、つらかったって（濱口、大江 2021: 72）。

これは『ワーニャ伯父さん』の最後を飾るソーニャの台詞である。ワーニャは亡き妹の夫である教授を崇拜し彼のために領地を管理してきたが、今では彼の人柄に幻滅し、彼のために働いてきた日々を無駄だったと感じ絶望している。そんなワーニャに姪のソーニャは苦しくてもそういうものだとして受け止めて耐えて生きていこうと語りかける。家福や彼が後半で出会う人々は、何らかの喪失を経験しその傷と共に生きているという点で共通点を持つ。家福は幼い娘と妻の音を亡くし、高槻も愛人である音を失い、またスキャンダルのために俳優人生を台無しにした。みさきは母親を亡くしている。ユナは流産を経験し、さらにそのせいで踊ることができなくなった。彼らはワーニャやソーニャと同じように痛みを抱えて生きているが、この痛みが彼らをつなげる。この点で作品は『色彩を持たない多崎つくると、彼の巡礼の年』と重なる。多崎つくるとは自分の心の傷を含む自分の過去のすべてを受け入れることができた瞬間、人々を結びつけるのは痛みであることを理解する。

魂のいちばん底の部分で多崎つくるとは理解した。人の心と人の心は調和だけで結びついているのではない。それはむしろ傷と傷によって深く結びついているのだ。痛みと痛みによって、脆さと脆さによって繋がっているのだ。悲痛な叫びを含まない静けさはなく、血を地面に流さない赦しはなく、痛切な喪失を通り抜けない受容はない。それが真の調和の根底にあるものなのだ（村上 2013: 307）。

自分の心の傷を認めた家福はその傷を通して人々とつながる。これら一連のシーンを通じて、物語は他人と深くかかわることを避けて来た家福がコミットメントへ至る巡礼の旅であったことが明らかになる。

### 3. 3. 3. 村上らしさ

前項では濱口が村上らしさを失うことなく原典の「空所」を埋めるために、原典と間テクスト性を持つ「シェエラザード」「木野」『ワーニャ伯父さん』『色彩を持たな

い多崎つくと、彼の巡礼の年』を用いたことを述べた。さらに、濱口が村上文学の世界を再構成するためにこれらの作品をどう用いているかも簡潔に指摘しておきたい。

まず、『ドライブ・マイ・カー』では家福の物語のほかに、音が性交後に語る物語と劇中劇の『ワーニャ伯父さん』が登場する。複数のストーリーが同時進行するのは多くの村上作品に共通する特徴で、『世界の終わりとハードボイルド・ワンダーランド』（1985年）では「私」を主人公とするハードボイルド・ワンダーランドの物語と「僕」が語る「世界の終わり」の物語が交互に語られ、『海辺のカフカ』（2002年）ではカフカ少年とナカタさんの物語が交差する。濱口は村上のこの特色を意識したと語る。

長編映画にするにあたって、村上春樹さんが長編小説でやられているようなことは意識をしました。村上さんのインタビューを読むのはとても興味深くて、大いに参考にした面もあります。複数の世界が同時に走っているような感じというか。一番わかりやすいのは本作の中にも登場した演劇『ワーニャ伯父さん』です。『ドライブ・マイ・カー』の世界と『ワーニャ伯父さん』の世界、そしてもう一つ、家福の妻の音が紡ぐ物語が同時進行しています（濱口、平井 2021、傍線は筆者）。

また、村上の作品では現実と異界の境界があいまいで、多くの主人公は失われたものを取り戻すために異界へ行く。『ねじまき鳥クロニクル』で岡田トオルは井戸を抜けて別世界へ行き、『1Q84』（2009-2010年）では青豆は高速道路の非常階段を通して「1Q84年」というパラレルワールドにたどり着く。カズオ・イシグロは、村上のことをガルシア＝マルケス、カフカ、ベケットと並んでリアリズムの外側で理解できるように書ける稀有な存在であると賞賛する（イシグロ、大野 2006: 141）が、濱口はこの側面も自作に反映させようとして努める。

村上さんの小説はファンタジー的な要素がふんだんにあるのに、リアリズムという印象を受けるのが不思議。「マジックリアリズム」的と評する人もいるようですけれど、ありえないことが繰り返されるのに、「あ、あるのかも」と納得してしまう。それは僕自身も目指すところではあります（濱口、CREA編集部 2021）。

そのために濱口は「シェエラザート」の要素を取り入れた。

究極的には自分の映画を異界のようなところへ持っていきたい。しかし自分には異界の構築能力がそんなにないので、現実からスタートしてどこまでいけるかということのを毎回やる。原作は今まで以上にそれができそうなテキストだった。他

の短編に書かれた異界への鍵も必要だった（濱口、野崎 2021: 96）。

すでに述べたように「シェエラザート」では性交の後に物語を語る女性が登場するが、タイトルが示す通り『千夜一夜物語』にインスピレーションを受けおり、『千夜一夜物語』との間テキスト性が幻想的な雰囲気**を**強めている。『ドライブ・マイ・カー』は、この物語の設定を受け継いだ音が薄暗い部屋で物語を語る場面から始まるが、その姿は巫女を思わせ、異界を感じさせる。

さらに、映画の後半の中心となる『ワーニャ伯父さん』の舞台は多言語劇として上演され、日本語だけでなく北京語、韓国手話などの台詞が行き交う。映画の観客はそれを字幕で読むことになるが、これにより従来から翻訳調であると評されている村上の文体が一部再現されることにもなっている。以上のように、間テキスト性はテキストの空白を埋めるためだけでなく、村上の作風と文体を再現するためにも用いられているのである。

## おわりに

冒頭で指摘したように、『バーニング』と『ドライブ・マイ・カー』は、どちらも村上文学の世界観に「忠実」という評価を受けている。このような評価は、作品を独立した作品と受け止めるのではなく、原典を知っている受容者がアダプテーションをアダプテーションとして受容していることが前提となる。村上の場合、ハルキストと呼ばれる村上文学を知り尽くした熱心な読者がいるが、彼らは村上文学の謎ときに興じ、その解釈について語り合う。フィッシュは、素養のある読者が解釈戦略を共有して読みを行う解釈共同体という概念を提示したが（フィッシュ 1992）、彼らも村上文学の物語世界を共有して解釈共同体を形成していると言える。そして、彼らは村上のアダプテーションをアダプテーションとして楽しむ観客にもなる。

ここまで見てきたように、どちらの作品も原典の持つ「空所」と間テキスト性を結びつけ、原典や村上文学全体の世界を再現しており、その意味では類似の方法をとっているといえる。一方で、イが「空所」の謎を深化していったのに対し、濱口は「空所」を埋めていく戦略をとったため、出来上がった作品はかなり異なった印象を与える。佐々木敦はこれらの作品について、村上の短編に依拠しつつ原典に書かれていないことも「能動的に読み出し」「確信犯的に自身の世界に仕立て直した」という共通点を認めたくえて、イの「力業」に対して濱口は「より繊細かつ巧妙」だと評する（2021: 117）。それでは、「空所」に関しては正反対の戦略をとった2つの作品が同じように「忠実」という評価を受ける理由は何だろうか。

これは、村上が人々と共通の物語を心の深いところに持つことで「<sup>マ</sup>総体としての読者」と「小説的に」つながりたいと考えて創作をしていること（村上 2015: 254-260）

に関係していると思われる。彼は自分の読者の読みに信頼を寄せており、個別の読者という単位で見ると時には誤解があったり考え過ぎたりし、また共感があれば反駁もあるが、総体としては作品を正しく受け止めていると感じている（村上 2015: 261）。さらに、村上には自分の読者が作品を通してつながりを形成していると考え、彼らは「読み終えて『ああ面白かった』と本をそのままどこかにおいて忘れてしまうのではなく、『これはどうして面白かったんだろう？』とあらためて考えてくれる」「かなりクォリティーの高い読者」（村上 2015: 64）であり、作品を何度も読み返し、気の合う友だちに作品を勧め、意見や感想を交換し合って、「いろんな方法で立体的に物語を理解し、あるいは共感のありようを確かめようと」するような「著者にとっては理想的な読者」だという（村上 2015: 64）。このようにして村上の読者たちは村上作品を通じてつながり、他者の異なった解釈を受け入れる。たとえば加藤典洋は文芸評論家として1980年代から村上春樹に関心を寄せており、村上の解釈共同体の筆頭メンバーと言ってよいだろう。彼は作者が出て行って作品の「真意」を説明することは「作者による作品殺し」であるとみなし、誤読をされても口をつぐんでいる村上の態度を評価する（2004: 164）。アダプテーションには制作者の解釈の過程も含まれるが、この共同体はアダプテーションの制作者のことも作品に精通したメンバーだとみなし、それぞれの解釈に基づいたさまざまな再創作を受け入れる。

さらに、この共同体は新たな作品を生み出す素地にもなっている。村上の作品が多くのアダプテーションを生み出していることは本稿のはじめで触れたが、それだけでなく、村上のフォロワーといえるような作家も登場している。四方田犬彦は村上の愛読者がパスティーシュのような作品を生み出すことを「ファンカルチャー」と呼び、その一例として韓国の尹大寧<sup>ユンデニョン</sup>『アユ釣り通信』（1994年）を挙げ、藤井省三は『上海ベイビー』（1999年）を書いた中国の衛慧<sup>ウェイホイ</sup>やアニー・ベイビー、そして映画『恋する惑星』（1994年、イギリス領香港）の王家衛<sup>ウォンカーウアイ</sup>など、東アジアには村上チルドレンと呼ぶべき作家が登場していると述べる（柴田ほか 2009: 8-9）。このようにして、村上の解釈共同体は世界中に拡大しながら、作品を読み解くだけでなく新しいテキストをも生み出すという新しい受容の形を示しているのである。

この種の共同体の存在は村上文学には限ったことではないだろうが、これからの世界のありように影響を与える可能性も秘めている。アッピアは、一緒に物語や芸術について議論し評価するうちに、さまざまな事象に対して共通の反応を示すことができるようになり、意見が一致しない場合も「自分たちは同一の事柄に対して異なった反応を示しているようだ」ということが理解されやすくなるはずだと主張するが（2022: 45）、人々は解釈共同体を形成して読みについて語り合うことで、文化や国境を越えて互いに分かり合うことができるかもしれない。

## 映像資料

イ・チャンドン『バーニング 劇場版』株式会社ツイン、2019年。  
濱口竜介『ドライブ・マイ・カー インターナショナル版』TCエンタテインメント、  
2022年。

## 参考文献

Fujiki, Kosuke, "Adapting Ambiguity, Placing (In) visibility: Geopolitical and Sexual Tension in Lee Chang-dong's *Burning*" 『映画研究』14号、2019年、pp. 72-98。

Lee Chang-dong and Vélez, Diva, "Interview: Lee Chang-dong at MoMA, Part 1 of 2 - BURNING Questions", *Screen Anarchy*, Feb. 14, 2019, <https://screenanarchy.com/2019/02/interview-lee-chang-dong-at-moma-part-1-of-2---burning-questions.html> (最終閲覧2023年6月)。

Mori, Naoka, "*Drive My Car* de Ryūsuke Hamaguchi: una adaptación al cine de Haruki Murakami", *Cuadernos CANELA*, 34, 2023, pp. 8-26.

Rapold, Nicolas, "Haruki Murakami and the Challenge of Adapting His Tales for Film", *The New York Times*, Nov. 25, 2021.

アッピア、クワメ・アンソニー『コスモポリタニズムー「違いを超えた交流と対話」の倫理』三谷尚澄訳、みすず書房、2022年。

イ・チャンドン、相田冬二「インタビュー」『作家主義 韓国映画』A PEOPLE、2022年、pp. 8-14。

イ・チャンドン、川崎佳哉「イ・チャンドン（映画監督）インタビュー 見えるものと見えないものについて観客に問いかける」川崎佳哉編著『村上春樹 映画の旅』フィルムアート社、2022年、pp. 137-143。

イ・チャンドン、久保田和馬「巨匠イ・チャンドン監督が明かす、村上春樹原作『バーニング 劇場版』を読み解くヒントとは？」*MOVIE WALKER PRESS*、2019年、<https://moviewalker.jp/news/article/177841/> (最終閲覧2023年6月)。

イ・チャンドン、西森路代「『何と戦えばいいのかわからない』韓国の巨匠イ・チャンドン監督が『バーニング 劇場版』で描いた人間の怒り」*HUFFPOST*、2019年2月4日、[https://www.huffingtonpost.jp/entry/burning-film\\_jp\\_5c5e4589e4b0da911fafcf5c](https://www.huffingtonpost.jp/entry/burning-film_jp_5c5e4589e4b0da911fafcf5c) (最終閲覧2023年6月)。

イーター、ウォルフガング『行為としての読書』轡田収訳、岩波書店、1998年。

石井百合子「『ドライブ・マイ・カー』カンヌ受賞の脚本はこうして生まれた 濱口竜介監督、村上春樹作品の映画化で自ら課したルール」『シネマトゥデイ』、2021

- 年8月19日、<https://www.cinematoday.jp/news/N0125456> (最終閲覧2023年6月)。  
 イングロ、カズオ、大野和基「インタビュー カズオ・イングロ『わたしを離さないで』そして村上春樹のこと」『文學界』2006年8月号、pp. 130-146。  
 石原千秋『謎解き村上春樹』講談社、2007年。  
 映画.com「映画ニュース イ・チャンドン、村上春樹原作の『バーニング 劇場版』は愛弟子の提案&脚本で実現したと明かす」『映画.com』2019年2月1日、  
<https://eiga.com/news/20190201/13/> (最終閲覧2023年6月)。  
 映画ナタリー編集部「濱口竜介が村上春樹に感謝『厚みのある物語を与えていただいた』」『映画ナタリー』2021年9月13日、<https://natalie.mu/eiga/news/444917> (最終閲覧2023年6月)。  
 大塚英志『物語論で読む村上春樹と宮崎駿—構造しかない日本』KADOKAWA、2009年。  
 岡野進「死のメディア/メディアの死—村上春樹のために」『言語文化論究』第11号、2000年、pp.39-47。  
 小川真司、永井美帆「村上春樹原作映画の陰にこの人あり! プロデューサー・小川真司さんに聞く韓国映画『バーニング 劇場版』」『好書好日』2019年1月31日、  
<https://book.asahi.com/article/12104032> (最終閲覧2023年6月)。  
 加藤典洋『村上春樹の短編を英語で読む1979~2011上』筑摩書房、2019年。  
 ———、『村上春樹は難しい』岩波書店、2015年。  
 ———、『テキストから遠く離れて』講談社、2004年。  
 河合敏雄「女のいない男たちのインターフェイスしない関係—村上春樹新作論」『新潮』2014年7月、pp. 234-237。  
 河合隼雄、村上春樹『村上春樹、河合隼雄に会いに行く』新潮社、1999年。  
 川崎佳哉編著『村上春樹 映画の旅』フィルムアート社、2022年。  
 川村湊、鈴木和成、藤井省三、柘植光彦「座談会 村上春樹の魅力 研究者の視点から」柘植光彦編『村上春樹 テーマ・装置・キャラクター』(国文学解釈と鑑賞別冊) 至文堂、2008年。  
 キム・シギョン「仏カンヌのイ・チャンドン監督『バーニング』公式上映」*MK NEWS*、2018年5月18日(2018年5月21日修正)、<http://japan.mk.co.kr/view.php?category=30600006&year=2018&idx=8060> (最終閲覧2023年6月)。  
 クリステヴァ、ジュリア『記号の解体学 セメイオチケ1』原田邦夫訳、せりか書房、1983年。  
 小島基洋「村上春樹「納屋を焼く」論—フォークナーの消失、ギャッツビーの幻惑」『文化と言語 = Culture and language : 札幌大学外国語学部紀要』第69号、2008年、pp. 49-67。  
 齋藤環「性愛の内と外」『文學界』2014年6月、pp. 236-238。

- 齋藤美奈子「村上春樹 ゲーム批評にあけくれて」『文壇アイドル論』文藝春秋、2006年、pp. 13-45。
- 佐々木敦「言語の習得と運転の習熟—『ドライブ・マイ・カー』論」『文學界』2021年9月号、pp. 116-122。
- 佐藤結「映画と文学の交差点—村上春樹ライブラリー」『作家主義 韓国映画』A PEOPLE、2022年pp. 16-28。
- 柴田元幸、沼野充義、藤井省三、四方田犬彦「なぜ世界は村上春樹を読むのか」柴田元幸、沼野充義、藤井省三、四方田犬彦編『世界は村上春樹をどう読むか』文藝春秋、2009年、pp. 3-13。
- 鈴木和成『村上春樹と猫の話』彩流社、2004年。
- 高橋龍夫「村上春樹「納屋を焼く」論—80年代繁栄に潜む光と影」『専修国文』第102号、2018年、pp. 1-18。
- 田中実「消えていく〈現実〉—『納屋を焼く』その後『パン屋再襲撃』」『国文学論考』第26号、1990年、pp. 20-27。
- チェーホフ『ワーニャ伯父さん／3人姉妹』浦雅春訳、光文社、2009年。
- 西森路代「『何と戦えばいいのか分からない』韓国の巨匠イ・チャンドン監督が『バーニング 劇場版』で描いた人間の怒り」HUFFPOST、2019年2月4日、[https://www.huffingtonpost.jp/entry/burning-film\\_jp\\_5c5e4589e4b0da911fafcf5c](https://www.huffingtonpost.jp/entry/burning-film_jp_5c5e4589e4b0da911fafcf5c)（最終閲覧2023年6月）。
- 都甲幸治「妻の裏切り」『文學界』2014年6月、pp. 239-242。
- 柘植光彦編『村上春樹 テーマ・装置・キャラクター』（国文学解釈と鑑賞別冊）至文堂、2008年。
- 濱口竜介、石井百合子「『ドライブ・マイ・カー』カンヌ受賞の脚本はこうして生まれた 濱口竜介監督、村上春樹作品の映画化で自ら課したルール」『シネマトゥディ』2021年8月19日 <https://www.cinematoday.jp/news/N0125456>（最終閲覧2023年6月）。
- 濱口竜介、Masakatsu Isobe「インタビュー 濱口竜介監督「役者さんの演技に尽きる」キャスト&スタッフが強固な絆で作上げた『ドライブ・マイ・カー』」『シネマカフェ』2021年8月27日、<https://www.cinemacafe.net/article/2021/08/27/74467.html>（最終閲覧2023年6月）。
- 濱口竜介、大江崇允「ドライブ・マイ・カー」『シナリオ＝Scenario』2021年11月号、pp. 36-71。
- 濱口竜介、CREA編集部「村上春樹の芯を食うために努力したこと『ドライブ・マイ・カー』濱口竜介監督」CREA、2021年8月14日、<https://crea.bunshun.jp/articles/-/31993>（最終閲覧2023年6月）。
- 濱口竜介、Atsuko Tatsuta「単独インタビュー『ドライブ・マイ・カー』で濱口竜介



- 監督が拡張させた音と演技の可能性」*fan's voice*、2021年8月27日、  
<https://fansvoice.jp/2021/08/27/dmc-interview-hamaguchi/> (最終閲覧2023年6月)。  
 濱口隆介、野崎敏「映画『ドライブ・マイ・カー』をめぐって—対談、濱口竜介・野崎敏、異界へと誘う、声と沈黙」『文學界』2021年9月号、pp. 96-109。  
 濱口竜介、Kunichi Nomura「『ドライブ・マイ・カー』映画監督・濱口竜介にインタビュー。村上春樹の小説を映画化する時に最も困難なこと「シェエラザード」と「木野」の要素はなぜ付け加わったのか？」*BRUTUS*、2022年2月25日、  
[https://brutus.jp/hamaguchiryusuke\\_interview/?heading=1](https://brutus.jp/hamaguchiryusuke_interview/?heading=1) (最終閲覧2023年6月)。  
 濱口竜介、平井伊都子「濱口竜介監督が明かす『ドライブ・マイ・カー』創作の裏側、『村上春樹の長編小説の手法を参考に』」*MOVIE WALKER PRESS*、2021年8月24日、  
<https://moviewalker.jp/news/article/1047487/> (最終閲覧2023年6月)。  
 濱口竜介、三宅唱、三浦哲哉「鼎談 濱口竜介(監督・脚本)×三宅唱×三浦哲哉」『キネマ旬報』8月上旬号、2021年、pp. 17-21。  
 濱口竜介、吉野大地「『ドライブ・マイ・カー』濱口竜介監督インタビュー」『神戸映画資料館』2021年8月、  
<https://kobe-eiga.net/webspecial/cinemakinema/2021/08/1252/> (最終閲覧2023年6月)。  
 萩野亮「村上春樹原作の映画『バーニング 劇場版』が描く“謎”とはなにか」*GQ*、2019年2月28日、  
<https://www.gqjapan.jp/culture/movie/20190228/burning-movie> (最終閲覧2023年6月)。  
 ハッチオン、リンダ『アダプテーションの理論』片渕悦久、鴨川 啓信、武田 雅史訳、晃洋書房、2012年。  
 フィッシュ、スタンリー『このクラスにテキストはありますか—解釈共同体の権威3』小林昌夫訳、みすず書房、1992年。  
 フォークナー『フォークナー短編集』[72刷改版] 新潮社、2014年。  
 福島亮大「《妻》はどこにいるのか—村上春樹／濱口竜介『ドライブ・マイ・カー』評」『リアルサウンド ブック』2022年4月3日、  
<https://realsound.jp/book/2022/04/post-999109.html> (最終閲覧2023年6月)。  
 藤井省三、コリーヌ・アトラン、金春美、ドミトリー・コヴァレーニン、頼明珠、ジェイ・ルービン「II パネル・ディスカッション 翻訳者が語る、村上春樹の魅力とそれぞれの読まれ方」柴田元幸、沼野充義、藤井省三、四方田犬彦編『世界は村上春樹をどう読むか』文藝春秋、2009年、pp. 85-116。  
 藤城孝輔「共同製作における腹話術—『特集ドラマ バーニング』の再文脈化」『日本映画学会第15 回大会プロシーディングス』2019年12月7日、於 京都大学、pp. 20-29。  
 ———、「*Dansa med dvärgar* (小人たちと踊る)—女性を主人公に「踊る小人」を翻案したスウェーデン映画」『村上春樹とアダプテーション研究』第1巻、202

- 3年、pp. 63-66。
- 野谷文昭「『世界の終わり』とハードボイルド・ワンダーランド』論—「僕」と「私」のデジャヴュ」『国文学』1995年3月号、pp. 50-56。
- Mitani, Toru 「イ・チャンドンが再構築した、村上春樹『バーニング』」VOGUE JAPAN、2019年3月15日、[https://www.vogue.co.jp/fashion/editors\\_picks/2019-03-15/toru-mitani](https://www.vogue.co.jp/fashion/editors_picks/2019-03-15/toru-mitani) (最終閲覧2023年6月)。
- 村上春樹「自己とは何か (あるいはおいしい牡蠣 (カキ) フライの食べ方) 『村上春樹雑文集』新潮社、2017年、pp. 20-39。
- 、『職業としての小説家』スイッチ・パブリッシング、2015年。
- 、『女のいない男たち』文藝春秋、2014年。
- 、『ねじまき鳥クロニクル』第1部、新潮社、1997年。
- 、『『自作を語る』—短編小説への試み』村上春樹『村上春樹全作品 1979～1989 - 3 短篇集1』講談社、1990年a。
- 、『村上春樹全作品 1979～1989 - 3 短篇集1』講談社、1990年b。
- 、『蛍・納屋を焼く・その他短編』新潮社、1987年。
- 村上春樹、Kunichi Nomura 「村上春樹2021年の観る。」BRUTUS特別編集『村上春樹合本「読む。聴く。観る。集める。食べる。飲む。そして、思う。」』マガジンハウス、2022年、pp. 118-119。
- 森直香「スペインにおける日本文学の受容概観」『スペイン学』第22号、2020年、pp. 84-96。
- 、「スペインにおける村上春樹の受容に関する予備的考察—『ノルウェイの森』を中心に—」『国際関係・比較文化研究』第11巻第1号、2012年、p. 109-127。
- 山根由美恵「『世界文学』としての『バーニング』—村上春樹『納屋を焼く』を超えて」『広島大学大学院文学研究科論集』第79巻、2019年、pp. 51-71。
- 、「二つの『納屋を焼く』—同時存在の世界から『物語』へ」『広島大学大学院文学研究科論集』第69巻、2009年、pp. 59-71。
- 、「《不在》リスト—村上テキストにおける《行方不明》《不在》《欠落》」柘植光彦編『村上春樹 テーマ・装置・キャラクター』(国文学解釈と鑑賞別冊) 至文堂、2008年、pp. 245-251。
- ユン、ヘウォン「韓国における村上春樹の役割と意義—代表作『ノルウェイの森』の受容様相」『専修国文』第89号、2011年、pp. 119-138。
- 芳川泰久、西脇雅彦『村上春樹 読める比喩事典』ミネルヴァ書房、2013年。
- 四方田犬彦「IV 村上春樹と映画」柴田元幸、沼野充義、藤井省三、四方田犬彦編『世界は村上春樹をどう読むか』文芸春秋、2009年、pp. 161-177。
- 「村上春樹原作×イ・チャンドン監督『特集ドラマ バーニング』がNHKで放送」CINRA、2018年11月28日、<https://www.cinra.net/news/20181129-burning> (最終閲覧

テキストの「空所」と村上春樹のアダプテーション

2023年6月)。

『『ドライブ・マイ・カー』カンヌ受賞の脚本はこうして生まれた 濱口竜介監督、村上春樹作品の映画化で自ら課したルール』『シネマトゥディ』2021年8月19日、<https://www.cinematoday.jp/news/N0125456> (最終閲覧2023年6月)。

#### 参考ウェブサイト

HMV & BOOKS, <https://www.hmv.co.jp/>

IMDb, [https://www.imdb.com/?ref\\_=nv\\_home](https://www.imdb.com/?ref_=nv_home)

MOVIE WALKER PRESS, <https://moviewalker.jp/>



**【Research Note】**

The Possible Restraint Imposed on the Activities of the International Criminal Court by Article 98 Agreements, Extradition Treaties, and Status of Forces Agreements (SOFAs): An Analysis of their Consistency with the Rome Statute and the Related Issues of the Law of Treaties (Ⅲ)

Yoshiaki KITANO

**Chapter 3 Analysis of Article 98 Agreements' Consistency with the Statute and the Related Issues of the Law of Treaties (Continued)**

**Section 2 Article 98 Agreements' Consistency with the Statute**

**1. Interpretation of Article 98, Paragraph 2, of the Statute**

*(A) Meaning of the Term "surrender"*

This subsection aims to discuss the following five key points of the interpretation of Article 98, paragraph 2, of the Statute to analyse the consistency of Article 98 Agreements with the Statute. Firstly, with regard to the meaning of the term "surrender" in Article 98, paragraph 2, of the Statute, the EU Guiding Principles quoted in subsection 2 of section 2 of the previous chapter state that "[s]urrender as referred to in Article 98 of the Rome Statute cannot be deemed to include transit as referred to in Article 89, paragraph 3 of the Rome Statute". The last paragraph declares the following:

- (a) A State Party shall authorize, in accordance with its national procedural law, transportation through its territory of a person being surrendered to the Court by another State, except where transit through that State would impede or delay the surrender.
- (b) A request by the Court for transit shall be transmitted in accordance with article 87<sup>80</sup>. The request for transit shall contain:

---

80 Article 87 of the Statute, entitled "Requests for cooperation: general provisions", stipulates the following:

1. (a) The Court shall have the authority to make requests to States Parties for cooperation. The requests

- (i) A description of the person being transported;
  - (ii) A brief statement of the facts of the case and their legal characterization;  
and
  - (iii) The warrant for arrest and surrender;
- (c) A person being transported shall be detained in custody during the period of transit;
- (d) No authorization is required if the person is transported by air and no landing is scheduled on the territory of the transit State;
- (e) If an unscheduled landing occurs on the territory of the transit State, that State may require a request for transit from the Court as provided for in subparagraph (b). The transit State shall detain the person being transported until the request for transit is received and the transit is effected, provided that detention for purposes of this subparagraph may not be extended beyond 96 hours from the unscheduled landing unless the request is received within that time.

The above-mentioned statement in the EU Guiding Principles seems to suggest that the ICC can make requests for transit to the parties to Article 98 Agreements. On the contrary, if the term "surrender" in Article 98, paragraph 2, of the Statute could be interpreted to include "transit" in Article 89, paragraph 3 thereof, the ICC would be prevented from making such requests to them.

In respect of the interpretation of treaties such as the Statute and Article 98

---

shall be transmitted through the diplomatic channel or any other appropriate channel as may be designated by each State Party upon ratification, acceptance, approval or accession. Subsequent changes to the designation shall be made by each State Party in accordance with the Rules of Procedure and Evidence.

- (b) When appropriate, without prejudice to the provisions of subparagraph (a), requests may also be transmitted through the International Criminal Police Organization or any appropriate regional organization.
2. [...].
  3. [...].
  4. [...].
  5. (a) The Court may invite any State not party to this Statute to provide assistance under this Part on the basis of an ad hoc arrangement, an agreement with such State or any other appropriate basis.
    - (b) Where a State not party to this Statute, which has entered into an ad hoc arrangement or an agreement with the Court, fails to cooperate with requests pursuant to any such arrangement or agreement, the Court may so inform the Assembly of States Parties or, where the Security Council referred the matter to the Court, the Security Council.
  6. [...].
  7. Where a State Party fails to comply with a request to cooperate by the Court contrary to the provisions of this Statute, thereby preventing the Court from exercising its functions and powers under this Statute, the Court may make a finding to that effect and refer the matter to the Assembly of States Parties or, where the Security Council referred the matter to the Court, to the Security Council.

The Possible Restraint Imposed on the Activities of the International Criminal Court

Agreements, it is well known that the relevant rules are formulated in Articles 31 and 32 of the VCLT. The former article, entitled "General rule of interpretation", declares the following:

1. A treaty shall be interpreted in good faith in accordance with the ordinary meaning to be given to the terms of the treaty in their context and in the light of its object and purpose.
2. The context for the purpose of the interpretation of a treaty shall comprise, in addition to the text, including its preamble and annexes:
  - (a) any agreement relating to the treaty which was made between all the parties in connexion with the conclusion of the treaty;
  - (b) any instrument which was made by one or more parties in connexion with the conclusion of the treaty and accepted by the other parties as an instrument related to the treaty.
3. There shall be taken into account, together with the context:
  - (a) any subsequent agreement between the parties regarding the interpretation of the treaty or the application of its provisions;
  - (b) any subsequent practice in the application of the treaty which establishes the agreement of the parties regarding its interpretation;
  - (c) any relevant rules of international law applicable in the relations between the parties.
4. A special meaning shall be given to a term if it is established that the parties so intended.

The latter article, entitled "Supplementary means of interpretation", also declares the following:

Recourse may be had to supplementary means of interpretation, including the preparatory work of the treaty and the circumstances of its conclusion, in order to confirm the meaning resulting from the application of article 31, or to determine the meaning when the interpretation according to article 31:

- (a) leaves the meaning ambiguous or obscure; or
- (b) leads to a result which is manifestly absurd or unreasonable.

Although neither the US nor ICC is a party to the VCLT, in the drafting process of Article 21 of the Statute entitled "Applicable law"<sup>81</sup>, it was accepted that the proposed

81 Article 21 of the Statute stipulates the following:

ICC would follow the rules prescribed in the VCLT, including the ones concerning the interpretation of treaties<sup>82</sup>. Moreover, the ICJ has acknowledged the customary law nature of Articles 31 and 32 of the VCLT. For example, in the judgment of December 2002 on the Case Concerning the Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (hereinafter referred to as "the Pulau Ligitan and Pulau Sipadan Case"), it upheld the following:

The Court notes that Indonesia is not a party to the Vienna Convention of 23 May 1969 on the Law of Treaties; the Court would nevertheless recall that, in accordance with customary international law, reflected in Articles 31 and 32 of that Convention:

"a treaty must be interpreted in good faith in accordance with the ordinary meaning to be given to its terms in their context and in the light of its object and purpose. Interpretation must be based above all upon the text of the treaty. As a supplementary measure recourse may be had to means of interpretation such as the preparatory work of the treaty and the circumstances of its conclusion." (*Territorial Dispute (Libyan Arab Jamahiriya/Chad)*, *Judgment*, *I.C.J. Reports 1994*, pp. 21-22, para. 41; see also *Maritime Delimitation and Territorial Questions between Qatar and Bahrain (Qatar v. Bahrain)*, *Jurisdiction and Admissibility*, *Judgment*, *I.C.J. Reports 1995*, p. 18, para. 33; *Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, *Preliminary Objection*,

- 
1. The Court shall apply:
    - (a) In the first place, this Statute, Elements of Crimes and its Rules of Procedure and Evidence;
    - (b) In the second place, where appropriate, applicable treaties and the principles and rules of international law, including the established principles of the international law of armed conflict;
    - (c) Failing that, general principles of law derived by the Court from national laws of legal systems of the world including, as appropriate, the national laws of States that would normally exercise jurisdiction over the crime, provided that those principles are not inconsistent with this Statute and with international law and internationally recognized norms and standards.
  2. The Court may apply principles and rules of law as interpreted in its previous decisions.
  3. The application and interpretation of law pursuant to this article must be consistent with internationally recognized human rights, and be without any adverse distinction founded on grounds such as gender as defined in article 7, paragraph 3, age, race, colour, language, religion or belief, political or other opinion, national, ethnic or social origin, wealth, birth or other status.

<sup>82</sup> Per Saland, who worked as chairperson of the Working Group on General Principles of Criminal Law (hereinafter referred to as "the WG on General Principles") at the Rome Conference (for the establishment of 5 working groups, see note 21 and accompanying text), states that "[o]ne difficult issue was the role of treaties other than the Rome Statute. Since the question of the inclusion of the so-called 'treaty crimes' within the jurisdiction of the Court had not been resolved, it was difficult to decide whether to have a reference only to 'directly applicable' treaties or to refer to 'relevant' treaties. The debate was over whether the Vienna Convention on the Law of Treaties was applicable or only relevant. [...] At the end, the phrase 'applicable treaties and the principles and rules of international law' was used in sub-paragraph (b)". Per Saland, "International Criminal Law Principles," in Lee (ed.), *supra* note 32, p. 215.



The Possible Restraint Imposed on the Activities of the International Criminal Court

*Judgment, I.C.J. Reports 1996 (II)*, p. 812, para. 23; *Kasikili/Sedudu Island (Botswana/Namibia), Judgment, I.C.J. Reports 1999 (II)*, p. 1059, para. 18.)

Moreover, with respect to Article 31, paragraph 3, the Court has had occasion to state that this provision also reflects customary law, stipulating that there shall be taken into account, together with the context, the subsequent conduct of the parties to the treaty, i.e., "any subsequent agreement" (subpara. (a)) and "any subsequent practice" (subpara. (b)) (see in particular *Legality of the Use by a State of Nuclear Weapons in Armed Conflict, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1996 (I)*, p. 75, para. 19; *Kasikili/Sedudu Island (Botswana/Namibia), Judgment, I.C.J. Reports 1999 (II)*, p. 1075, para. 48).

Indonesia does not dispute that these are the applicable rules. Nor is the applicability of the rule contained in Article 31, paragraph 2, contested by the Parties<sup>83</sup>.

In light of these rules concerning the interpretation of treaties, it is clear that the EU Guiding Principles' interpretation of the term "surrender" in Article 98, paragraph 2, of the Statute is valid, as the provision which defines the ICC's power to make a request for surrender (i.e. Article 89, paragraph 1 thereof<sup>84</sup>) is different from the one which defines its power to make a request for transit (i.e. Article 89, paragraph 3 thereof). Oliver Dörr elucidates the role of context in the interpretation of treaties by stating that "[t]he entire text of the treaty is to be taken into account as 'context', including title, preamble and annexes (cf the chapeau of para 2) and any protocol to it, and the systematic position of the phrase in question within that ensemble. Interpretative value can be found in the position of a particular word in a group of words or in a sentence, of a particular phrase or sentence within a paragraph, of a paragraph within an article or within a whole set of provisions, of an article within or in relation to the whole structure or scheme of the treaty"<sup>85</sup>. Therefore, it can be said that the ICC is able to make requests for transit to the parties to Article 98 Agreements and they shall be complied with in accordance with the Statute, though it should also be noted that the Article 98 Agreement with Uzbekistan quoted in subsection 1 of section 2 of the previous chapter seems to provide for the obligation to prevent such transit, stipulating that "[p]ersons of one Party present in the territory of the other shall not [...] be

---

83 *Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia/Malaysia), Judgment, I.C.J. Reports 2002*, pp. 645-646, para. 37.

84 For the text of Article 89, paragraph 1, of the Statute, see subsection 1 of section 1 of the previous chapter.

85 Oliver Dörr, "Article 31. General rule of interpretation," in Dörr and Schmalenbach (eds.), *supra* note 71, p. 582.

surrendered or transferred by any means to the International Criminal Court for any purpose [...]".

*(B) Meaning of the Term "the requested State"*

Secondly, with regard to the meaning of the term "the requested State" in Article 98, paragraph 2, of the Statute, Markus Benzing contends that "[t]he rationale of article 98 is to protect the requested State Party from being faced with conflicting obligations under international law [...]. Consequently, article 98 (2) is only applicable if the 'requested state' under article 98 (2) is a State Party, or a state which has accepted co-operation duties vis-à-vis the Court<sup>86</sup>, since other states could never find themselves in a situation of conflicting obligations [...]"<sup>87</sup>. To justify this interpretation, he also argues that "[a]rticle 31 of the VCLT seems to limit the interpretation to the object and purpose of the treaty as a whole, rather than allowing having regard to the telos of individual provisions for their interpretation. [...] However, if this were true, then article 31 could never apply to the interpretation of single treaty provisions, but only of whole instruments, as it begins with 'a treaty shall be interpreted', an eminently unreasonable result"<sup>88</sup>.

It should be noted, however, that the ILC pointed out in the commentary on its final draft of the VCLT that "the Court [=the ICJ] has more than once had recourse to *the statement of the object and purpose of the treaty in the preamble* in order to interpret *a particular provision*" [emphases added]<sup>89</sup>. Moreover, Jan Klabbers persuasively argues that "[w]hat also seems clear is that the notion of object and purpose of a treaty is meant to refer to that treaty as a whole. [...] For one thing, individual treaty provisions

---

86 See Article 87, paragraph 5 (see note 80) and Article 12, paragraph 3, of the Statute. The latter article, entitled "Preconditions to the exercise of jurisdiction", stipulates the following:

1. A State which becomes a Party to this Statute thereby accepts the jurisdiction of the Court with respect to the crimes referred to in article 5.
2. In the case of article 13, paragraph (a) or (c), the Court may exercise its jurisdiction if one or more of the following States are Parties to this Statute or have accepted the jurisdiction of the Court in accordance with paragraph 3:
  - (a) The State on the territory of which the conduct in question occurred or, if the crime was committed on board a vessel or aircraft, the State of registration of that vessel or aircraft;
  - (b) The State of which the person accused of the crime is a national.
3. If the acceptance of a State which is not a Party to this Statute is required under paragraph 2, that State may, by declaration lodged with the Registrar, accept the exercise of jurisdiction by the Court with respect to the crime in question. The accepting State shall cooperate with the Court without any delay or exception in accordance with Part 9.

87 Markus Benzing, "U.S. Bilateral Non-Surrender Agreements and Article 98 of the Statute of the International Criminal Court: An Exercise in the Law of Treaties," *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, Vol. 8 (2004), pp. 198-199.

88 *Ibid.*, p. 216.

89 Yearbook of the International Law Commission, 1966, Vol. II, p. 221, para. 12.

may serve different goals; hence, to individualize the notion of object and purpose would serve to reintroduce a plural idea: the idea that a treaty can simultaneously have various objects and purposes, and therewith undermine the very notion. Moreover, should object and purpose be construed to relate to individual provisions, it would become very difficult, perhaps impossible, to act in accordance with object and purpose, and therewith, in the end, equate the treaty with the objects and purposes of its individual provisions. This would render the very notion of a treaty's object and purpose redundant. Finally, the specific reference to the treaty as a whole in Art. 41 VCLT<sup>90</sup> makes instrumental sense, as this provision regulates the possibility of modifying a treaty and thus breaking up a treaty's regime into various parts. In such a context, it is well worth reminding the parties that the object and purpose ought to be construed as that of the treaty as a whole, not of its various parts<sup>91</sup>. Thus, it is undeniable that the rule prescribed in Article 31 of the VCLT is interpreted to speak of the object and purpose of a treaty as a whole rather than those of an individual provision.

Furthermore, it should be added that the object and purpose of a treaty play a much less significant role in its interpretation according to the rules formulated in the VCLT than its text. For example, Mustafa Kamil Yesseen, who presided as chairperson of the Drafting Committee at the Vienna Conference, explains that "[l]'interprétation à la lumière du but et de l'objet comme le prévoit la Convention de Vienne ne diminue pas la valeur du texte. L'objet et le but ne peuvent pas être la source directe et unique d'une disposition. Ils ne sont qu'un élément entre autres, en fonction duquel le sens susceptible d'être attribué aux termes doit être examiné. Cet examen peut d'ailleurs ne pas aboutir nécessairement à écarter une solution qui ne semble pas être en harmonie avec l'objet et le but du traité s'il paraît évident que cette solution est celle que les parties veulent. L'objet et le but du traité peuvent en effet ne pas être l'objet et le but de toutes les

---

90 Article 41 of the VCLT is entitled "Agreements to modify multilateral treaties between certain of the parties only", paragraph 1 of which stipulates the following:

Two or more of the parties to a multilateral treaty may conclude an agreement to modify the treaty as between themselves alone if:

- (a) the possibility of such a modification is provided for by the treaty; or
- (b) the modification in question is not prohibited by the treaty and:
  - (i) does not affect the enjoyment by the other parties of their rights under the treaty or the performance of their obligations;
  - (ii) does not relate to a provision, derogation from which is incompatible with the effective execution of the object and purpose of the treaty as a whole.

91 Jan Klabbbers, "Treaties, Object and Purpose," in Rüdiger Wolfrum (ed.), *Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Vol. 9 (Oxford University Press, 2012), p. 1137. See also *id.*, "Some Problems Regarding the Object and Purpose of Treaties," *Finnish Yearbook of International Law*, Vol. 8 (1997), pp. 151-155; Dörr, *supra* note 85, p. 585.

dispositions du traité<sup>92</sup>. Similarly, in the judgment of February 1994 on the Case Concerning the Territorial Dispute (hereinafter referred to as "the Territorial Dispute Case"), the ICJ held that "in accordance with customary international law, reflected in Article 31 of the 1969 Vienna Convention on the Law of Treaties, a treaty must be interpreted in good faith in accordance with the ordinary meaning to be given to its terms in their context and in the light of its object and purpose. *Interpretation must be based above all upon the text of the treaty*" [emphasis added]<sup>93</sup>.

In light of the VCLT's rules concerning the interpretation of treaties understood in this way, it is clear that, contrary to Benzing's interpretation quoted above, the word "State" in Article 98, paragraph 2, of the Statute means states in general, as terms like "State Party" and "State not party to this Statute" are used in other provisions of the Statute<sup>94 95</sup>. Moreover, in relation to the word "requested", it can be noted that, in

---

92 Mustafa Kamil Yesseen, "L'interprétation des traités d'après la Convention de Vienne sur le droit des traités," *Collected Courses of The Hague Academy of International Law*, Vol. 151 (1976), p. 58. Ian Sinclair, who was the deputy-chairperson of the UK delegation to the Vienna Conference (for the membership of the Drafting Committee including the UK, see U.N. Doc. A/CONF. 39/11/Add. 2, p. 107, para. 6), also explains that "[i]t is also worth stressing that reference to the object and purpose of the treaty is, as it were, a secondary or ancillary process in the application of the general rule on interpretation. The initial search is for the 'ordinary meaning' to be given to the terms of the treaty in their 'context'; it is in the light of the object and purpose of the treaty that the initial and preliminary conclusion must be tested and either confirmed or modified". Sinclair, *supra* note 71, p. 130. See also Aust, *supra* note 79, p. 209; Dörr, *supra* note 85, pp. 586-587.

93 *Territorial Dispute (Libyan Arab Jamahiriya/Chad)*, *Judgment, I.C.J. Reports 1994*, pp. 21-22, para. 41. For a succinct summary of the ICJ's findings relating to Article 31, paragraph 1, of the VCLT, see Jean-Marc Sorel and Valérie Boré Eveno, "Article 31, Convention of 1969," in Corten and Klein (eds.), *supra* note 64, pp. 818-819.

94 See e.g., Article 87 of the Statute (see note 80).

95 The ICJ also interprets a word or phrase by comparing it with another in the same treaty. For example, in the judgment of December 2004 on the Case Concerning the Legality of Use of Force (hereinafter referred to as "the Legality of Use of Force Case"), it upheld the following:

Article 35, paragraph 2, refers to "the special provisions contained in treaties in force", in the context of the question of access to the Court. Taking the natural and ordinary meaning of the words "special provisions", the reference must in the view of the Court be to treaties that make "special provision" in relation to the Court, and this can hardly be anything other than provision for the settlement of disputes between the parties to the treaty by reference of the matter to the Court. As for the words "treaties in force", in their natural and ordinary meaning they do not indicate at what date the treaties contemplated are to be in force, and thus they may lend themselves to different interpretations. One can construe those words as referring to treaties which were in force at the time that the Statute itself came into force, as was contended by certain Respondents; or to those which were in force on the date of the institution of proceedings in a case in which such treaties are invoked. In favour of this latter interpretation, it may be observed that the similar expression "treaties and conventions in force" is found in Article 36, paragraph 1, of the Statute, and the Court has interpreted it in this sense (for example, *Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom)*, *Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1998*, p. 16, para. 19). The expression "treaty or convention in force" in Article 37 of the Statute has also been read as meaning in force at the date proceedings were instituted (*Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited, Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1964*, p. 27). (*Legality of Use of Force (Serbia and Montenegro v. Belgium)*, *Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2004*, pp. 318-319, para. 101)

## The Possible Restraint Imposed on the Activities of the International Criminal Court

accordance with Article 89, paragraph 1, of the Statute, a request for surrender can be transmitted to "any State on the territory of which that person may be found", which includes non-party states<sup>96</sup>. Therefore, it can be said that the ICC is unable to make requests for surrender to any state which is a party to an Article 98 Agreement to the extent that it conforms to Article 98, paragraph 2, of the Statute in other respects.

*(C) Meaning of the Phrase "its obligations under international agreements"*

Thirdly, with regard to the meaning of the phrase "its obligations under international agreements" in Article 98, paragraph 2, of the Statute, the following two issues have been raised. The first is whose obligations this phrase refers to, i.e. how the word "its" is interpreted. It can be pointed out that US interpretation of this word has been inconsistent. In 2000, the US proposed the following provision in the preparatory work of the Relationship Agreement between the International Criminal Court and the United Nations (hereinafter referred to as "the ICC-UN Relationship Agreement"):

The United Nations and the International Criminal Court agree that the Court may seek the surrender or accept custody of a national who acts within the overall direction of a U.N. Member State, and such directing State has so acknowledged, only in the event

- (a) the directing State is a State Party to the Statute or the Court obtains the consent of the directing State, or
- (b) measures have been authorized pursuant to Chapter VII of the U.N. Charter against the directing State in relation to the situation or actions giving rise to the alleged crime or crimes, provided that in connection with such authorization the Security Council has determined that this subsection shall apply<sup>97</sup>.

---

96 Benzing also admits that "[a]s is clear from the wording of article 89, the Court is not precluded from addressing such a request to non-State Parties". Benzing, *supra* note 87, p. 196.

97 U.S. Proposal to the Fifth Session of the Preparatory Commission for the International Criminal Court; Proposed Text to Supplemental Document to the Rome Treaty (2000), cited in David J. Scheffer, "Staying the Course with the International Criminal Court," *Cornel International Law Journal*, Vol. 35, Iss. 1 (2001-2002), pp. 79. See also *id.*, *supra* note 37, pp. 341-342; Schabas, *supra* note 9 ("The International Criminal Court"), pp. 1350-1351; Claus Kreß, "Article 98," in Kai Ambos (ed.), *Rome Statute of the International Criminal Court: Article-by-Article Commentary*, fourth edition (C. H. Beck, 2022), pp. 2592-2593.

The Preparatory Commission for the International Criminal Court (hereinafter referred to as "the Preparatory Commission") was established and convened according to the final act of the Rome Conference (U.N. Doc. A/CONF. 183/13 (Vol. I), pp. 67-79) to prepare proposals for practical arrangements for the establishment and coming into operation of the ICC, such as the draft text of its Rules of Procedure and Evidence. No verbatim record of the Preparatory Commission was compiled by the UN.

David Scheffer, who was the Ambassador-at-Large for War Crimes Issues from 1997 to 2001 under the Clinton administration, explains this proposal by stating that "[t]he US objective was to ensure that the Relationship Agreement would constitute, assuming the adoption of our proposal in its text, an Article 98 (2) international agreement that the Court would honour. [...] We considered this strategy justifiable within the meaning of the term 'international agreement' found in Article 98 (2)"<sup>98</sup>. Although the provision quoted above was not included in the ICC-UN Relationship Agreement<sup>99</sup>, it can be seen from his explanation that at that time the US understood "its obligations" in Article 98, paragraph 2, of the Statute to mean obligations of the ICC. In contrast, it is clear that, at least since the US started to conclude Article 98 Agreements with other states in 2002, the US has understood the same phrase to mean obligations of a state. Benzing also claims that "it is clear from the text of article 98 (2) that 'obligations' in the sense of that provision refer exclusively to those of the state requested to surrender a person to the Court"<sup>100</sup>.

According to the general rule of interpretation prescribed in Article 31 of the VCLT, the word "its" in Article 98, paragraph 2, of the Statute can be interpreted as "of the Court" or "of the requested State" in this context. Moreover, in light of the supplementary means of interpretation prescribed in Article 32 of the VCLT, it is clear that the latter interpretation is correct, as extradition treaties and SOFAs between states were explicitly mentioned in the drafting process described in subsection 2 of section 1 of the previous chapter.

The second issue is how the meaning of the phrase "its obligations under international agreements" in Article 98, paragraph 2, of the Statute is temporally limited, i.e. until when such agreements can be entered into and obligations created. For example, Crawford, Sands and Wilde claim that "[i]t is difficult to escape the conclusion that the ordinary meaning of the words 'obligations under international agreements' in Article 98(2) is not limited to existing international agreements. This provision contrasts with the approach elsewhere in Part 9 of the Statute, which includes the qualifying word 'existing' in Article 90 (6)<sup>101</sup> and Article 93 (3)<sup>102</sup><sup>103</sup>. On the contrary, Benzing contends that

---

98 Scheffer, *supra* note 37, p. 342. See also *id.*, *supra* note 97, pp. 78-80.

99 For the text of the ICC-UN Relationship Agreement, see e.g. <https://legal.un.org/ola/UNICCCooperation.aspx> (as of 31 May 2023). The ICC-UN Relationship Agreement was approved by the UN General Assembly Resolution 58/318 of 13 September 2004, and entered into force on 4 October 2004.

100 Benzing, *supra* note 87, pp. 208-209. See also Kreß, *supra* note 97, pp. 2665-2666.

101 For the text of Article 90, paragraph 6, of the Statute, see note 31.

102 Article 93 of the Statute is entitled "Other forms of cooperation", paragraph 3 of which stipulates the following:

## The Possible Restraint Imposed on the Activities of the International Criminal Court

"wherever State Parties have manoeuvred themselves willingly into a situation of competing international obligations after they have become party to the Statute, they cannot in good faith take advantage of the protection of article 98 (2). In other words, the object and purpose of article 98 (2), i.e. to protect a State Party from inevitably competing obligations, finds its limits where that State Party, cognisant of its duty to cooperate fully with the Court, purports to effectively redefine or limit its obligations under the ICC Statute by way of excluding the potential surrender of the nationals of one state under a bilateral agreement"<sup>104</sup>. Moreover, Roland Adjovi asserts that the provisions of Article 98 of the Statute "implique clairement, conformément à l'objet et au but de la Convention"<sup>105</sup>, qu'il s'agit de ne pas conduire les États à violer leurs engagements antérieurs à Juillet 1998 ! Car si les États pouvaient après l'adoption de la Convention, négocier des accords pour exclure la coopération avec la Cour, ce serait un comportement contraire à l'objet de la Convention"<sup>106</sup>. Furthermore, Claus Kreß also interprets the word "agreements" in this paragraph as pre-existing ones by arguing that

---

Where execution of a particular measure of assistance detailed in a request presented under paragraph 1, is prohibited in the requested State on the basis of an existing fundamental legal principle of general application, the requested State shall promptly consult with the Court to try to resolve the matter. In the consultations, consideration should be given to whether the assistance can be rendered in another manner or subject to conditions. If after consultations the matter cannot be resolved, the Court shall modify the request as necessary.

103 Crawford, Sands and Wilde, *supra* note 47, p. 18. See also Zappalà, *supra* note 9, pp. 122-123; Dapo Akande, "The Jurisdiction of the International Criminal Court over Nationals of Non-Parties: Legal Basis and Limits," *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 1, Iss. 3 (2003), p. 645; Dieter Fleck, "Are Foreign Military Personnel Exempt from International Criminal Jurisdiction under Status of Force Agreements?," *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 1, Iss. 3 (2003), p. 655; Coulée, *supra* note 9, p. 62; Akande, "International Law Immunities and the International Criminal Court," *American Journal of International Law*, Vol. 98, No. 3 (2004), p. 427; Harmen van der Wilt, "Bilateral Agreements between the United States and States Parties to the Rome Statute: Are They Compatible with the Object and Purpose of the Statute?," *Leiden Journal of International Law*, Vol. 18, Iss. 1 (2005), pp. 100-101; Scheffer, *supra* note 37, pp. 340-341.

104 Benzing, *supra* note 87, p. 218.

105 For the object and purpose of the Statute, see its Preamble, which stipulates the following:

The States Parties to this Statute,

[...]

Affirming that the most serious crimes of concern to the international community as a whole must not go unpunished and that their effective prosecution must be ensured by taking measures at the national level and by enhancing international cooperation,

Determined to put an end to impunity for the perpetrators of these crimes and thus to contribute to the prevention of such crimes,

[...]

Determined to these ends and for the sake of present and future generations, to establish an independent permanent International Criminal Court in relationship with the United Nations system, with jurisdiction over the most serious crimes of concern to the international community as a whole,

[...]

Have agreed as follows:

106 Adjovi, *supra* note 9, pp. 209-210.

"[o]ne cornerstone of the so hard-fought final compromise solution contained in Article 12 (2)<sup>107</sup> provides the Court with a limited jurisdiction over nationals of non-party States. The broad interpretation of Article 98 (2) would allow State Parties to renegotiate, on a bilateral basis, this cornerstone of the compromise on jurisdiction [...]. [...] To accept such a reading of the second para. of this provision, is irreconcilable with the overarching guiding principle to interpret the Statute as a coherent whole. This systematic consideration is of a much more substantial character than the undisputable fact that the word 'existing', the insertion of which would have clarified the matter, is absent from para. 2 while contained in Article 90 (6) and Article 93 (3)"<sup>108</sup>.

As shown in the previous sub-subsection, the rule prescribed in Article 31 of the VCLT cannot be interpreted to speak of the object and purpose of an individual provision, and the text of a treaty serves a primary role in its interpretation according to the rules formulated in the VCLT with its object and purpose being a secondary one. It can be seen from these observations that Benzing's and Adjovi's arguments quoted above, neither of which is based on the text of the Statute, are not persuasive. Moreover, Kreß's presupposition that the broad interpretation of Article 98, paragraph 2, of the Statute could lead to the renegotiation of the compromise on jurisdiction seems imprecise, as the exercise of jurisdiction by the ICC and surrender to the ICC are distinctly different matters dealt with in different parts of the Statute (i.e. Parts 2 and 9 respectively). On the contrary, there is no doubt that, as pointed out by Crawford, Sands and Wilde, the qualifying word "existing" is not included in this paragraph in contrast to other provisions of the Statute<sup>109</sup>. Thus, it is indisputable that "its obligations under international agreements" can be created until the ICC is about to make a request for surrender which would require the requested State to act inconsistently with them.

Therefore, it can be said that the Article 98 Agreements into which the US has entered with approximately 100 countries since 2003<sup>110</sup> are able to prevent the ICC from making requests for surrender to the extent that they conform to Article 98, paragraph 2, of the Statute in other respects.

---

107 For the text of Article 12, paragraph 2, of the Statute, see note 86.

108 Kreß, *supra* note 97, pp. 2668-2670. See also Gerhard Werle and Florian Jessberger, *Principles of International Criminal Law*, fourth edition (Oxford University Press, 2020), p. 324.

109 It should be noted, however, that how the meanings of the phrases "an existing international obligation" in Article 90, paragraph 6, of the Statute and "an existing fundamental legal principle" in Article 93, paragraph 3 thereof are temporally limited is not self-evident, and that the meaning of the word "existing" in these provisions has to be explored according to the rules formulated in the VCLT.

110 See notes 46 and 48, and accompanying text.



## 【研究ノート】

## 能『八島』考——「生死の海」と「真如の月」

鈴木 さやか

## はじめに

能『八島』は世阿弥作とされる修羅能の一つで、『平家物語』中の八島(屋島)の合戦を中心に、源平の争いを描いたものである。永享四年(一四三〇)の奥書を持つ『申楽談儀』<sup>1</sup>には、「道盛・忠度・よし常、三番、修羅がかりにはよき能也」との言葉もあり、世阿弥が『八島』を修羅能の成功例だと捉えていたことが伺える。

では、『八島』はいかなる点が「修羅がかり」すなわち修羅を描いた能として「よき能」であると考えられていたのだろうか。世阿弥自身が『申楽談儀』内で「よき能」の判断基準を示していない以上、何をもって『八島』を「よし」としていたのか、断言することはできない。しかし、右に引いた文が「直ぐなる能」について語る文脈の中に置かれていたことは、何ほどかの示唆を与えてくれるように思われる。

先、祝言の、かゝり直成道より書き習ふべし。直成体は弓八幡也。曲もなく、真直成能也。当御代の初めのために書きたる能なれば、秘事もなし。放生会の能、魚放つ所曲なれば、私有。相生も、なをし鱗が有也。祝言の外には、井筒・道盛など、直成能也。(中略)道盛・忠度・よし常、三番、修羅がかりにはよき能也。此うち、忠度上花歟。

世阿弥は、能を作曲する際には、祝言（祝意を表す曲）の能で、かつ「直ぐなる」能から書き始めるべきであるという。そして、「直ぐなる能」を説明するに、祝言以外の能では、『井筒』・『道盛』が「直ぐなる能」であり、『井筒』もまた（世阿弥が定めた曲の最高位である）上花である、と述べている。それに続けて、「道盛・忠度・よし常」が「よき能」である、という場合には、「よし常」すなわち『八島』も、『道盛』と同じ「直ぐ」性を何ほどか備えていると判断することができるだろう。

### 主題の提示

世阿弥能楽論において、「直ぐさ」とは、たとえば「序の本風の直ぐに正しき体」（『花鏡』）<sup>2</sup>などと説明されている。「序の本風」とは、あらゆるもの・ことの成立にかかわる根源の働きであり、それを「直ぐに正しく表す体」とは、根源の働きがそのまま現出したような能を意味しよう。そのことを裏付けるかのように、修羅能でありながら「直成能」とされた『道盛』では、手向けられた法華経の功德により、シテの道盛とツレの小宰相の夫婦だけでなく、平家一門、ひいては敵の木村源五重章までもが救われていくという筋書きを持つ。

では、『八島』の「直ぐ」性はいかなるところに現れているといえるだろうか。稿者は曲全体に光を投げかけている「真如の月」の存在に、「直ぐ」性が現れていると見たい。

本曲において、「海」と「空（そして空にかかる月）」とは、常に対照的なものとしてくり返し語られる。その対照性をもっともよく表れている言葉は、「生死の海」と「真如の月」である。

戦いにあけくれる「弓取」たちは「生死の海」に沈淪するが、それらの営みを、「空」に澄み渡る「真如の月」が絶えず照らしている。だが、その「海」と「空」は、終曲にあって、「水や空、空行くもまた雲の波の」と、その区別をなくし、一体化していく。そして『八島』において、「海」と「空」とが一体化していくありようは、一人の武将である義経自身の変容と内的に呼応しているのである。

この、「空に水を見、水に空を見る」ありようは、『八島』一曲の理解にどのようにかかわってくるのであろうか。結論を先取りするならば、それは地上の迷いの世界たる「生死の海」と「真如の月」が象徴する遙かな西方浄土とをひとつと見ようとする、世阿弥の願いが隠されていると考えられよう。そのことを、『八島』の詞章を検討しながら跡付けていきたい。

第一章（序）では、前シテとして現れる漁翁が、大きな視点で八島での合戦の様子を語り出すことによって、敵（海の平家）・

味方（陸の源氏）のすべてが「雲居Ⅱ都」に帰れぬ悲哀をたたえていることを確認する。

第二章（破）では、「よし常」の「名乗り」を契機として後シテの語りが義経自身に集約化・内面化されていき、そのことがかえって「生死の海」の中で「名を惜しむ」すべての「弓取」の本質を克明に描き出すことにつながっていることを述べる。

そして、第三章（急）では、引歌として用いられる『新後拾遺和歌集』所載の「水や空」の和歌に着目する。そのうえで、「真如の月」の光を地上の迷いの世界たる「生死の海」全体に投げかけ、包み込もうとする世阿弥自身の願いを明らかにしていきたい。

考察に先立ち、『八島』のあらすじを述べる。

季節は春。西国行脚を志した都の僧一行は、讃岐の国に入り、源平の古戦場である八島の浦に辿り着く。日暮れ時、塩屋に宿を求めようとする旅僧たちの前に、塩屋の主という漁翁と漁夫が現れる。漁翁は、一夜の宿を請う旅僧の求めを一度は断るものの、旅僧が都の者だと知ると宿を貸すことを肯んじ、都への懐かしさに涙を流す。旅僧の求めに応じ、漁翁は屋島の源平合戦について、鏝引き（しころびき）の戦いや継信・菊王の死などをまるで見てきたかのように詳しく語り出す。不思議に思った旅僧が名を尋ねると、漁翁は暁の修羅の時に名乗ろうと、自分が義経であることをほのめかし消えていく。

所の者である塩屋の主から那須野与一の扇的の話を聴き、先ほどの漁翁が義経の霊であろうと聞かされた旅僧は、夜半、塩屋にて読経しつつ亡霊の出現を待つ。やがて甲冑を帯した義経の亡霊が現れ、妄執の瞋恚に引かれて合戦の場に立ち戻ってきてしまう苦しみを訴える。義経の亡霊は、屋島の合戦で波に流された弓を敵に取られまいと、命を惜しまず取り返した「弓流し」の一件を語る。さらに、修羅道での教経との激しい戦いを見せるうち、夜が明けて、敵の様子は鷗に、関の声は浦風と化して、僧の夢は覚めるのであった。

## 第一章 海と陸——「世の闘諍」

### 空と海の対置

曲冒頭において、都から西国行脚に赴く僧たちの想いは次のように語り出される。

「月も南の海原や、月も南の海原や、八島の浦を尋ねん。

空をめぐる月と、広大な海原がまず僧たちの眼によって捉えられることに注意したい。この、「空」「月」と「海」の一对は、続く〈上歌〉でも以下のように強調される。

「春霞、浮き立つ波の沖つ舟、浮き立つ波の沖つ舟、入日の雲も影添ひて、そなたの空と行くほどに、はるばるなりし舟路  
経て、八島の浦に着きにけり、八島の浦に着きにけり。

目的地である八島を目指す僧たちの眼に映る景色は、「浮き立つ」という言葉を軸に対置される「霞」と「波」であり、「海に」入る「日」である。同じく船旅であるワキの道行が、経過する地名を入れつつ語られる『高砂』『江口』などと比較すると、『八島』がいかに空と海の対置に意を用いているかがわかる。

#### 老人の登場

この「空と海の対置」は、シテである老人の登場においても明確に示される。

「面白や月海上に浮んでは波濤夜火に似たり。

海上では月が煌々と輝き、その月の光の力で、海に漁火がともったようになっていると漁翁はいう。漁翁が、その景色を「面白や」と嘆じていることにも注意したい。月の光の力が海に及んでいる景色を目の当たりにしたシテが「面白や」と語るところに、終曲の「空と海との一体化」が予感されている。

同じことが、続く

「漁翁夜西巖に傍うて宿す 暁湘水を汲んで楚竹を焼くも、今に知られて

にも言える。右の詞章は『古文真宝前集』の

漁翁夜西巖に傍うて宿る 暁に清湘を汲んで楚竹を燃く 煙消え日出でて人を見ず。欸乃一聲山水緑なり。天際を回看して  
中流を下れば、巖上無心に雲相逐ふ。

に拠ったものである<sup>4</sup>。「漁翁の動作・行為が刻々と移り行く清新な朝の自然の動きと一つになって描かれて」いると評される  
柳子厚の詩であり、結句の「無心の雲」は「虚無、無為、自然の道の象徴である」ともいわれる。『八島』のシテがそうした  
「漁翁」の境地を「今に知られ」るとしていることも、修羅の鬪諍を超えた清澄な境地を何ほどか感じさせよう。

だがそもそも、なぜシテである義経は、漁翁の姿で現れたのか。

シテが里人の姿をとって現れ、僧等のワキと言葉を交わすのは能の定型であり、八島という舞台にあつては漁師に姿をやつすの  
がもっとも自然な流れである、という見方もできるだろう。しかし、海と陸との争いを描く『八島』にあつて、前シテを「海人」  
と定めたことの意味をいまま少し考えてみたい。

漁翁が語る「一葉万里の舟の道、ただ一帆の風に任ず」は、『平家物語』十卷「惟盛入水」の「一葉の舟に棹さして、万里の  
蒼海にうかび給ふ」から取られた表現である。波間に浮ぶ「一葉」の定めなさは、『清経』『敦盛』においても、

保元の春の花、寿永の秋の紅葉とて、ちりぢりになり浮ぶ、一葉の舟なれや（『清経』）

寿永の秋の葉の、四方の嵐に誘はれ、散り散りになる一葉の、舟に浮き波に臥して、夢にだにも帰らず（『敦盛』）

と語られていた。これらは、言うまでもなく、源氏に追われ海を漂う平家一門の寄る辺のない境遇を示すものである。前シテの  
視線、想いはひとり義経自身を対象としているわけではなく、屋島にて戦ったすべての武将たちの運命に注がれているといえよ  
う。

## 望郷の念と涙

一夜の宿を請う旅僧たちの願いを一度は断った漁翁だが、一行が都から来た者たちで聞くと「げにいたはしき御事かな。さらばお宿を貸し申さん」と態度を一変させる。

そして、漁翁はツレの漁夫とともに、「照りもせず曇りも果てぬ春の朧月夜」に敷物とてない塩屋に旅僧たちを泊まらせるいたわしさを嘆いた後、

「さて慰みは浦の名のさて慰みは浦の名の、群れるる鶴を御覧ぜよ、なか雲居に帰らざらん、旅人の古里も、都と聞けばなつかしや、われらもとはとて、やがて涙にむせびけり、やがて涙にむせびけり。

と涙を流す。ここに至って、漁翁が旅僧に示した同情心は、漁翁がかつて都人であったことに起因することが明かされる。ここで引かれている和歌、

天つ風吹けひの浦にゐる鶴のなか雲居に帰らざるべき（『新古今和歌集』・雑下）

は、『和漢朗詠集』『忠見集』『清正集』にも見え、大空に飛び帰る鶴に、再び昇殿を許されたいという作者の望みを重ねて詠まれたものであるという<sup>5</sup>。右の歌を引くことで、シテ義経の「都に帰りたい」という切実な望郷の念と、それがかなわない悲しみとが伝わる。

そして、「都に帰りたい」という願いは、平家一門の切なる願いでもあった。「われらもとは」と涙にむせぶありようは、敵味方を越え、望郷の念を抱えながら都を離れた地で命を落とさざるを得なかったすべての人々の姿である。そしてその涙は、弓取たちの死を悼む周囲の者たちの供養の涙でもあろう。

#### 八島語り―海と陸との対置

やがて旅僧の求めに応じて、漁翁は「屋島の合戦」について語り始める。『八島』の戦語りの本説（出典）は『平家物語』巻十一の「嗣信最期」「那須与一」「弓流」である。その中で「名乗り・言葉戦い・鏝引き・嗣信と菊王の戦死（以上前場）・扇の

的（アイ）・弓流し・教経と義経の戦い（以上後場）」が選り取られて語られている。

ともあれ、前シテの語りで特に注目すべきは、「海」の平家と「陸」の源氏との対置の強調である。両軍の言葉戦いが終わり、いよいよ実戦が始まるというとき、

兵船一艘漕ぎ寄せて、波打際に下り立つて、陸の敵を待ちかけしに、

と語る詞章にもその意識は表れている。また、続く鍛引きにもその「海・陸」の対置の意識は明らかである。本説である『平家物語』の鍛引きにおいては、景清に鍛をつかまれた三保の谷十郎（『八島』では三保の谷四郎）が「鉢付の板よりふつとひつきつてぞにげたりける」と語り収めている。それに対し、『八島』では、

「互いにえいやと、「引く力に、「鉢付の板より引きちぎつて、左右へくわつとぞ退きにける

と、源平双方を主体として描く。続く「嗣信と菊王の戦死」も、

「ともにあはれとおぼしけるが、舟は沖へ陸は陣へ、相退に引く汐の、跡は関の声絶えて、磯の波松風ばかりの、音さびしくぞなりにける

とある。つまり、平家と源氏、海と陸とを舞台の左右に置いて、その双方を平等に描くことを徹底しているのだ。この前シテの語りには、当時の芸能の一種である「屋島語り」が取り入れられているという説があり、この「海・陸」の対置もその「屋島語り」を踏襲したものであるかもしれない。ともあれ、武者の執心のありかに焦点があてられていく『実盛』『忠度』などの修羅能と異なり、『八島』の前シテが平家と源氏の「あはれ」のどちらをも語ろうとしていることは注意してよい。

#### 「よし常の憂き世」——規模の言葉

合戦の様子をあまりに詳しく語る漁翁を不審に思い、旅僧は名を名乗ることを求める。それに続くのが、「名乗り」について

の漁翁と旅僧との問答である。漁翁は『新古今和歌集』の和歌を引きつつ一度は旅僧の依頼をはぐらかすが、ふたたびの旅僧の願いにこたえる形で、

「春の夜の、潮の落つる晝ならば、修羅の時になるべしその時は、わが名や名のらん、たとひ名のらずとも名のるとも、よし常の憂き世の、夢ばし覚まし給ふなよ、夢ばし覚まし給ふなよ。」

と告げて姿を消す。

『中楽談儀』では、「規模」の言葉を効果的に用いることの重要性を説くなかで、『八島』の右の詞章を例にとった次のような件りがある。

ことの序に、其能の規模の言葉を、ちやと書けば、人も聞きとがめず、悪き也。屋島の能にも、「よし、常のうき世の」といふ言葉は規模なれば、「其名をば語り玉へや、わが名何と」と先聞かせて、扱「よし、常の」と書けば、誰が耳にも入りにて、当座面白き也。

「規模」とは、「眼目、肝心、要、中核、規矩、規範」の意であるという。世阿弥は、一曲の眼目となる言葉は、「ちやと」、無思慮に書くといふ耳に入らず、そのようなやり方は下策であると述べている。それに対し、『屋島』の能については「よし、常のうき世の」といふ言葉が一曲の眼目であるため、まず「どうかお名のりください」「我が名を何と名乗ろうか」と名乗りに関する問答を入れるのだという。すなわち、この問答によって観客の「漁翁の真の名」についての意識を高めたうえで、「よし、常（義経）の」という詞章を入れることで、観客は目の覚めるような面白さを味わえるのだと世阿弥は説く。

ここでの「規模」とは、一曲の主役を明らかにするという意味でのみ、「眼目」だとされているのではあるまい。本曲の眼目は「よし、常のうき世の」全体が表していると考えるべきであろう。

通常、「憂き世」は「常無き世」、すなわち「無常」の世であるとされる。その中において、「生き死にを繰り返すこのつらい世こそが〈常〉なのだ」とする言葉は、無常の世をそのままに受け止め「よし」と追認する、醒めた目を感じさせる。

そして、右の問答と名乗りを通じて名を顕わにすることで、一曲のシテは八島の戦い全体を概観する漁翁から、「弓取」を業



を集約化・内面化して語り出す「義経」へと変容していく。そして、冴え返る「真如の月」の光を契機として、「生死の海」を漂いながら「名を惜しむ」弓取たちの姿が、より顕わになってくるのである。

## 第二章 生死の海と真如の月

### 問答と澄みゆく空

前シテが姿を消した後、旅僧は塩屋の主（アイ）から那須の与一の扇的につまづる話を聴き、供養を勧められる。読経をしつつ待つ旅僧のもとに、武将姿の義経の亡霊が現れる。

「落花枝に帰らず、破鏡再び照らさず。しかれどもなほ妄執の瞋恚とて、鬼神魂魄の境涯に帰り、われとこの身を苦しめて、修羅の巷に寄り来る波の、浅からざりし業因かな。

後シテの登場とともに謡われる「落花枝に帰らず、破鏡再び照らさず」は、元は『景德伝燈録』（中国北宋代の禅宗の史書）にある言葉だと言われる。ちなみに、この成句について『正法眼蔵』「大悟」では次のように引かれる<sup>7)</sup>。

京兆華嚴寺宝智大師、洞山に嗣ぐ、諱は休静、因みに僧問う、大悟底の人、却って迷う時如何。師曰く、破鏡は重ねて照らさず、落華は樹に上り難し。

（京兆華嚴寺の宝智大師は、洞山の法嗣であるが、ある時、一人の僧が師に問うていった。

「大悟底の人が、ふたたび迷った時には、どうなるでありましょうか」

師はいった。

「破鏡は重ねて照さず。落花は枝にのぼりがたいじゃ」

『八島』において、「落花枝に帰らず、破鏡再び照らさず」という詞章は「一度死んだ者はふたたびこの世には帰らない」たとえと解釈されることが多い。だが、典拠となる僧と宝智大師の問答によれば、「落華」「破鏡」はその時その時の悟りを指すもの

であろう。同書においては、先の引用箇所が続けて、次のように語られている。

不迷なるを大悟とすにあらす。大悟の種草のためにはじめて迷者とならんと擬すべきにもあらす。大悟人さらに大悟す。大迷人さらに大悟す。

(さらにいえば、迷わないことを大悟とするのでもなく、大悟の肥しにするために、まずはじめは迷うのがよいとするのではない。大いに悟った人もさらに大悟するのであり、大いに迷った人もまた大悟するのである。)

師云く、「破鏡不重照、落華難上樹」。この示衆は、破鏡の正常恚麼時を道取するなり。

(すると、師は、「破鏡はかさねて照さず。落花は枝にのぼりがたし」といった。この垂示は、鏡の破れるまさにその時をいったのである。)

ともあり、この表現はもとは悟りの瞬間を指す言葉であることがわかる。もちろん、成句が日常において使用されていくうちに意味が変質していくことはままあるが、ここでは「なほ妄執の瞋恚とて」と併せ考え、義経の死後の状況を表している語である<sup>1</sup>と見たい。すなわち、義経は「憂き世こそ常である」と現実をありのままに受けとめ、受け入れる点において、何ほどか「大悟」の境地にある。しかし、生前の鬭諍において抱いた怒りや恨みの心がわだかまりとなり、この迷妄の世に留まって、われと我が身を苦しめているのだということがわかる。

そして、義経が捉われ、陥っている世界は、「海」によって表されている。先にも引いた義経の言葉にも、「修羅の巷に寄り来る波の、浅からざりし業因かな」とあるように、修羅の境地に踏み入れることや業の深さは「波」という言葉で表されている。さらに、生々流転を波のように繰り返す生者の在り方は、「生死の海」という表現で言表される。

われ義経が幽霊なるが、瞋恚に引かるる妄執にて、なほ西海の波に漂ひ、生死の海に沈淪せり。

ここで、平家の陣営を表す場であった「海」は、迷いの世界にある義経自身の居場所であると捉え直される。そして、生々流転の迷いの海に沈んでいるという義経に、旅僧は次のように応え、義経の変容を引き出していく。

おろかやな心からこそ生死の、海とも見ゆれ真如の月の、  
春の夜なれど曇なき、心も澄める今宵の空

僧は、生死の海に沈んでいるという義経の発言を「おろかやな」と断じる。「生死の海に沈む」と見るのは「心から」、すなわち己れの見方に捉われたありようである。しかし、仏に委ねる心をもって見れば、いついかなる時も、「真如の月」はわれわれの世界を照らしている、というのである。

旅僧の言葉に促されるように、義経は空を見上げる。曲前半において「春霞浮き立つ」(p129)、「霞の小舟」(p130)「霞に浮ぶ松原」(p131)「霞わたりて沖行くや」(同)「照りもせず曇りも果てぬ春の夜の、朧月夜」(p133)とあった。しかし注目すべきは、僧の言葉を契機として、「春の夜なれど曇りなき、心も澄める今宵の空」と、霞が晴れ真如の月の光が煌々と照り輝き出したことである。そして、その月の光に洗われるようにして、義経の心も「澄んで」ゆくのである。

『八島』は、「世阿弥が多数制作している修羅能のなかでは、シテはとくに成仏を希求していない」点が特異であると指摘される。確かに、義経は「わが跡弔ひて賜ひ給へ」(『忠度』)「弔ひて賜ひ給へ、跡とぶらひて賜ひ給へ」(『実盛』)のように、わかりやすく僧の供養を希求することはない。しかし、前シテの漁翁が「よし常の憂き世の、夢ばし覚まし給ふなよ」と旅僧に呼び掛けたのは、旅僧の読誦に守られながら「夢物語申す」ことを期しているのではないか。そのことは、アイ狂言において、旅僧が「ありがたき御経を読誦し、重ねて奇特を見うずるにて候」と語り、また曲後半において「重ねて夢を待ちゐたり」と語っていることから伺えよう。なればこそ、塩屋の主も、「人の塩屋をわが存ぜず、わが塩屋を人に知らせぬ大法(重いおきて)」を破り、僧の逗留のために塩屋を貸すことを決意するのである。義経の霊の供養は、供養される義経、供養する旅僧、そして八島の住人すべての希求するところであるといえよう。

### 弓流し

旅僧の見守る中、義経は「昔を今に思ひ出づる、舟と陸との合戦の道」と、再びこの地での合戦の様子を克明に思い出している。前シテの語りが舞台を大きく捉え、海の平家と陸の源氏を一つの構図に収めるような語り方をしていたのに比べ、後シテの

語りは義経自身の執心に焦点が絞られていく。

義経は、「弓箭の道は迷はぬに、迷ひけるぞや生死の、海山を離れやらで、とにかくに執心の、残りの海の深き夜に、夢物語申すなり、夢物語申すなり」と言って、自身の「弓流し」の昔語りを始める。

「夢物語」を始めるにあたり、義経が

思ひぞ出づる昔の春、月も今宵に冴えかへり、

と、冴え冴えとあたりを照らす月に言及している点が注目される。原典となる『平家物語』巻第十一「弓流」では、義経が海上の弓を拾おうとした際に月が出ていたという描写は見られない。しかしだからこそ、『八島』の「思ひや出づる昔の春、月も今宵に冴えかへり」の記述の意味は大きい。「夢物語」の中で思い出される個々の振舞い・感情は、決して生前の事実と同じではない。むしろ、旅僧の供養のもと、生前の振舞い・感情がどのようにとらえ直され、語られ直されていくかが問題なのである。

真如の月に照らされる中、義経は弓を拾ったときの自身の振舞いの意味を明らかにしていくのだ。

『八島』の「弓流し」の場面において際立つのは、義経の「名を惜しむ」姿勢である。そのことは、「名」という言葉が一切用いられない、『平家物語』の「弓流」と比較すれば明らかである<sup>9)</sup>。

『八島』では、義経の行為を批判する相手を、義経の正妻の乳母である十郎権頭兼房であると定めている。兼房は『義経記』にのみ登場する架空の人物で、義経の最期を見届けた後凄絶な死を迎える忠臣として知られる。その兼房が「たとひ千金を延べたる御弓なりとも、御命には替へ給ふべきかと、涙を流し申し上げる姿は、義経がいかに家臣たちに慕われ、かけがえのない主として頼みにされていたかを観客に強く感じさせる。そして、この兼房の「弓(物)よりも命を惜しめ」という言葉にあらがうように、義経の「名を惜しむ」覚悟が語られるのである。

「義経源平に、弓矢を取つて私なし、しかれども、佳名はいまだ半ばならず、

「弓取」が「名を惜しむ」時、それは単なる個人の功名心や名誉欲といったものにとどまらず、「兵としての己れのあるべき姿」への到達(あるいは回帰)という意味合いが込められる。それは、義経の「弓矢を取つて私なし」という言葉に明らかである。

そもそも、「弓取」において「名のり」とは合戦時に自らの氏名のみならず家柄・身分を大声で告ることであり、「名」には個人を超えた、己れを己れたらしめる血脈への誇りがこめられる。

もちろん、すべての執着を捨てて仏に随順すべきという仏教の教えにあっては、血脈への誇りさえも妄執として退けられるべきものであるといえよう。しかし、

「よしそれ故に討たれんは、力なし義経が、運の極めと思ふべし、

と、名を惜しむための行為によって命が尽きることをも「運の極め」、いわば天命として受け入れる義経の覚悟には私欲の影はなく、だからこそ、

「さらずは敵に渡さじとて、波に引かるる弓取の、名は末代にあらずやと、語り給へば兼房、さてそのほかの人までも、皆感涙を流しけり。

と、名を惜しむ義経に兼房をはじめ周囲のすべての兵どもが感涙にむせんたのである。

先に、前シテの漁翁はひとり義経の、あるいは源氏の趨勢のみを語っているのではなく、平家の奮闘や悲哀をも同じ重さを以て語っていたことを述べた。後シテの義経もまた、「迷ひけるぞや、生死の、海山を離れやらで、」海・陸に對置していた源平双方を迷いの世界にとらわれたものとして語り出している。義経は「弓取」たるものの代表としてここに現れ、夢物語を語っている。義経の「名を惜しむ」ための行為が執心のなせるわざであるならば、すべての「名を惜しむ」弓取たちは生々流転する海をさまよひ続けることになる。義経の語りを聞いた者たちが流した涙は、すべての弓取たちの運命へと濯がれる涙である。

「智者は惜しまず、勇者は恐れずの、弥猛心の梓弓、敵には取り伝へじと、惜しむは名のため、惜しまぬは一命なれば、身を捨ててこそ後記にも、佳名を留むべき、

このように、「身を捨ててこそ」後の記録に佳名が残る、と言表した義経の脳裏に、「身を捨てず」敵より逃れた生前の記憶が

蘇る。すなわち、『平家物語』巻第十一「能登殿最期」に描かれた、いわゆる「八艘飛び」伝説として知られる平教経との対峙である。

壇ノ浦の戦いで大將軍に組もうと義経を目掛け駆け回る教経に対し、義経は「判官かなはじとや思はれけん、長刀脇にかいはさみ、みかたの舟の二丈ばかりのいたりけるに、ゆらりととび乗」ったと伝えられる。この、鎧をつけたまま六メートルも離れた舟に飛び移る義経の軽業は、義経の際だった戦闘力を印象付けるものとして有名であるが、『平家物語』にも「されどもいかがりけむ」といぶかしがられるように、常に好戦的であった義経には珍しい敵前逃亡であった。

『八島』において、「惜しむは名のため、惜しまぬは一命」とみずからの信条を語った義経が、終曲において突如戦闘の場を八島から壇ノ浦に移したのは、「名を惜しむ」智者・勇者としての己れを貫く意味合いもあっただろうか。

今日の修羅の敵は誰そ、なに能登の守教経とや、あらものものしや手並は知りぬ、思ひぞ出づる壇の浦の、その舟戦今ははや、その舟戦今ははや、閻浮に帰る生死の、海山一同に震動して、

と、敵の教経とともに組み合う様子を見せる。そして、大将の奮闘に続いて「生死の海山」を流転する兵たちも激しい戦いのさまを見せ、その戦いに呼応するかのように周囲の海山も激しく震動するのである。

こうした闘争の姿は、己れの過ちを悔い仏にすがるような、一般的な「懺悔」のイメージとはほど遠いように感じられるかもしれない。しかし、世阿弥はむしろ、その者の持つ執心、妄執のすべてを「真如の月」のもとに明らかにすることが救いの道につながっていくと考えていたのではないだろうか。激しい修羅のありさまを示す兵たちの姿や声は、やがて周囲の自然と溶け合っていく。

### 第三章 海と空との一体化

「水や空」の歌が示すもの

終曲に描かれる合戦の場面は、「波・月・星」などの自然によって喩えられることで、いかにも夢物語にふさわしい、どこか現実離れた美しさをたたえている。「陸には波の楯、月に白むは、剣の光、潮に映るは、兜の星の影」とあるように、打ち寄

せる波のように立ち並ぶ楯や、月の輝きを反射する劍、星の如くきらめく兜の鉾は、夢から醒めればそのまま波となり月光となり星となって目に映ずるかと思われる。その予感を裏付けるかのように、夜が明けるとつれて敵の姿は鷗となり、鬨の声は浦風と化して、僧の夢は破れるのである。

夢の中で戦う人々を包み込むように、空と海の蒼さはその境を曖昧にしていく。「水や空、空行くもまた雲の波」は、『新後拾遺和歌集』（一二八四年成立）<sup>10</sup> 秋歌上の巻末に収められた

水や空空や水とも見え分かず通ひて澄める秋の夜の月

を引いているとされる<sup>11</sup>。ここでは、詞章に直接引用されていない下の句の部分、すなわち「通ひて澄める秋の夜の月」に注目すべきだろう。頭上の空と足下の水面、そのどちらにおいても澄み切った光をたたえている月によって、本来厳然たる区別があるはずの空と海が一体化していくというのである。作中、月が仏性をたたえた「真如の月」と歌われ、海が生々流転を繰り返す「生死の海」にたとえられていたことを踏まえると、終曲においてこの和歌を引用する意味は小さくないと思われる。

『新後拾遺和歌集』は足利義満の執奏を受けて後円融院の代に完成したもので、二条良基が序文を寄せている。同和歌集が完成した一三八四年には世阿弥は二十一歳で、良基から和歌・連歌の指導を受けていた時期であったから、同歌集の歌についても十分な関心を寄せていたであろう。生死の海をさまざまよいながら修羅の時を繰り返す義経に、真如の月の光を投げかけたいという願いが、世阿弥にはあったのではあるまいか。

以上の論からすれば、戦いにあけられる義経たちのありようは、決してそのまま肯定されているわけではない。「生死の海に沈淪」する義経は、帰ることが許されない雲居（都）を想って嘆くのであり、旅僧には「曠恚に引かるる妄執」を「おろかやな」と断じられてもいる。しかし、「惜しむは名のため、惜しまぬは一命」という信条のもと、私心なく戦いに身を投じる義経の一途さに、何らかの価値を認めていたからこそ、世阿弥は『八島』を書いたのだと思われる。義経をはじめとする兵たちが、あるべき名の十全な発露のために身を賭し、その結果「佳名半ばなら」ざるといふ嘆きを抱えていたのであれば、この嘆きは、「より良く生きる」ということを目標とするすべての人にとって共通の嘆きであるはずだ。曲のはじめから終わりまで「生死の海」を照らし続けていた月は、理想に近づくために奮闘しつつ、「佳名いまだ半ばなら」ざるわれわれすべてに手向けられた希

望の光なのではなからうか。

## 注

- 1 表章校注(一九七四)『日本思想大系 24 世阿弥 禅竹』岩波書店
- 2 奥田勲・表章・堀切実・復本一郎校注(二〇〇一)『新編日本古典文学全集 連歌論集 能楽論集 俳論集』小学館
- 3 本論文中の『八島』の本文および現代語訳は、『新編日本古典文学全集 謡曲集①』(小山弘志、佐藤健一郎校注、小学館、一九九七年)に拠っている。
- 4 星川清孝著(一九六七)『新釈漢文大系 9 古文真宝(前集) 上』明治書院
- 5 田中裕他校注(一九九二)『新日本古典文学大系 11 新古今和歌集』岩波書店
- 6 大谷節子(二〇〇七)『世阿弥の中世』岩波書店
- 7 増谷文雄(一九七三)『現代語訳正法眼蔵 第三巻』角川書店
- 8 梅原猛・観世清和監修(二〇一三)『能を読む② 世阿弥 神と修羅と恋』角川学芸出版 などに指摘がある。
- 9 『平家物語』(市古貞次校注(一九九四)『新編日本古典文学全集 46 平家物語②』小学館)においては、味方の兵士たちの静止も聴かず弓を拾って笑いながら帰ってきた義経が、「どんな高価な弓であろうと、命に代えられるものか」と「つまはじき」される。そして、その兵士たちの非難に対し、義経は弓が惜しいわけではなく、「疋弱たる(張りの弱い)弓」を敵方に拾われ、「『これこそ源氏の大將九郎義経が弓よ』と嘲哂せんずるが口惜しければ」命に代えて取ったのだと説明し、みながそれを聴いて「感じ」たのだと語りおさめる。
- 10 久保田淳監修(二〇一七)『和歌文学大系 11 新後拾遺和歌集』明治書院
- 11 「水や空」の歌は、もとは『袋草子』(一一五六年頃成立)に収載されたものである。同書には、橘俊綱の歌会において、門番をしていた田舎の兵士がこの歌を詠み、他の参加者はその歌に「且つ感じ且つ恥ぢて」退出した、という逸話が紹介されている。同様の逸話は『十訓抄』『古今著聞集』にも引用され、同歌が『続詞花集』『雲葉集』にも採られていることから、当時にあっては人口に膾炙していた歌であったことが想像できる。



## 【研究ノート】

# ダイナミック・ゼロ政策の導入と放棄、そして、強靱な社会 — 「試論：習近平と人民」に向けて—

諏訪 一幸

## はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）から、早くも3年半余りがたった。日本では8回の感染拡大期を経て、さる5月8日を境に、それ以前の日常に近づくという段階にまで回復した。世界保健機関（WHO）もその3日前に「国際的な公衆衛生上の緊急事態」の宣言を終了する旨宣言し、パンデミックの終焉に向けて舵を切った。

新型コロナウイルスは2019年12月8日、中国武漢市で初めて確認されたが、習近平という絶対的指導者を頂く中国共産党（以降、「党」或いは「共産党」とも略称）の初期対応が遅れたため、パンデミックをもたらすこととなった。一方、党は、発生確認から40日余り経った2020年1月23日に強権を発動し、感染源の武漢市をロックダウンする。そして、3月10日には、習近平が武漢を視察し、自らの陣頭指揮の下で情勢が落ち着いてきたとアピールしたのである<sup>1</sup>。その後は、対立関係にある米国で大量の感染死者が発生したこと、そして、いわゆるマスク外交やワクチン外交が一定の成果を上げたことを理由に、国際社会での影響力向上を喧伝し、「体制上の優位」を歌い上げる。

しかし、デルタ株への置き換えで感染が再び拡大すると、2021年8月、「ダイナミック・ゼロ」政策を導入。ウィズ・コロナ政策が国際社会で主流となっているにも関わらず、それまでの成功体験が中国共産党の大きな特徴である柔軟性を奪い、あくまでも封じ込めに固執する政策を維持する。しかし、こうした状況が1年以上続くと、経済低迷と社会の閉塞感打破を主たる理由に、党は2022年11月、ダイナミック・ゼロ政策緩和のタイミングを見計らい始める。そして、まさにこのタイミングで、「白紙運動」がそれを後押しすることとなり、党は「突如」として、実質的なウィズ・コロナ政策へ舵を切る。ところが、感染爆発への対応準備がおろそかにされたため、同年末から2023年初めにかけて、中国社会は一時的ではあるが、実質的な無政府状態に陥った。それにもかかわらず、中央政治局常務委員会は約1か月後の2月16日に会議を開

催し、コロナ対策において「重大な決定的勝利」を納めたと宣言する<sup>2</sup>。

本論考は、コロナウイルス感染発生から勝利宣言に至る3年余りの間に見られた、中国当局の対策と社会の動きを検証すること、そして、無政府状態に陥ったにも関わらず、少なくとも表面的には安定さを保っている中国社会の「強靭さ」の理由を考察することに目的をおく。

## I. ダイナミック・ゼロの導入

### 1. 感染防止対策の時期区分

2020年1月以降、党と政府はコロナ感染克服のため、様々な対策を打ってきた。実務者レベルでの責任者である馬曉偉・国家衛生健康委員会党組書記兼主任によると、2022年5月に至るまでの約2年半の間の感染防止対策は、以下の4期に分けられる<sup>3</sup>。

第1期は、感染対策開始から「武漢防衛戦と湖北防衛戦で決定的成果」を収めるまでの「緊急封じ込め」期、すなわち、武漢ロックダウン期である（概ね、2020年1月末～同年4月末。武漢ロックダウンは4月8日解除）。同市に派遣された「中央指導組」（トップは副総理、中央政治局委員の孫春蘭）の下、現地では全国から動員された340余りの医療チームからなる4.2万人余りの医療関係者と地元関係者を中心に、徹底的な隔離政策が実施された。人権侵害の声が内外から上がったものの、党と政府は、その強権的手法により、武漢の感染をほぼ抑え込むことに成功した。国家衛生健康委員会スポークスマンは3月12日、「我が国の感染の流行は総じてピークを越えた」と発言している<sup>4</sup>。

第2期は、PCR検査を中心として感染の拡大と防止を目指す「感染防止対策の常態化模索」期である（概ね、2020年4月末～2021年8月初）。国外からのウイルス侵入防止と国内での感染再拡大防止という二本立ての政策がとられた。とりわけ後者については、感染状態に応じた差別化政策がとられ、85に及ぶ感染防止のための指導が行われ、60余りの技術的指導方針が示された。この時期、中国国内の感染状況は第1期に比し、また、主要国との比較においても、総じて安定していた。また、中国政府は国際社会において、圧倒的な生産力を頼りとした「マスク外交」を大々的に展開する。さらに2021年に入ると、「ワクチン外交」も活発に行い、国民の支持と国際社会でのプレゼンスを高めた<sup>5</sup>。

しかし、こうした状況はデルタ株の感染確認（2021年7月20日）と拡大で徐々に変化し、緊張した局面に推移していく。第3期は、感染拡大に対応した「全過程での精確な感染防止」期である（概ね、2021年8月初～2022年1月中旬）。馬書記によると、この時期はデルタ株による感染拡大を防ぐため、「常態化した精確な防止対策と『早期、小規模、発生源から』という局所的な応急措置（すなわち、封鎖措置）が有機的に結合した『ダイナミック・ゼロ』という総方針」が定まった。欧米各国や日本など

主要国が「ウィズ・コロナ」政策を選択する中、あくまでも封じ込め政策を貫き通すという中国の姿勢が際立った。なお、「ダイナミック・ゼロ」は2021年の十大流行語に選出されているが、同年末時点での社会的認知度は低かったようだ。同年12月11日に開催された「国务院应对新型冠状病毒肺炎疫情联防联控机制」（以下、中央対策チーム。トップは孫春蘭）による記者発表の席上、ある記者が「最近しばしば『ダイナミック・ゼロ』（動態清零）への言及があるが、ダイナミック・ゼロとはどのようなものなのか」と質問していることが、それを物語っている<sup>6</sup>。なお、公式報道ベースで初めてダイナミック・ゼロとの表現が用いられたのは、記者発表会開催数日前の12月7日だとされている。この日、孫春蘭は中央対策チームテレビ電話会議で次のように述べた。「習近平総書記自らが感染防止対策を指揮し、『国外からの感染持ち込みを防ぎ、国内では感染の再拡大を防ぐ』という総戦略、並びに『ダイナミック・ゼロ』という総方針を確定した」<sup>7</sup>。

そして、第4期は、オミクロン株による感染拡大（初の感染者確認は2022年1月15日）に対応する「全方位の総合的な感染防止」期である（概ね、2022年1月中旬～同年5月）。『科学的精確性とダイナミック・ゼロ』をさらに突出させる」がスローガンに掲げられたが、実態としては、大規模なロックダウン（例えば、3月末から約2か月間続いた上海）と比較的小規模な機動的居住区（社区）封鎖の二本立て方針を一層強化するというものだった。なお、馬書記による時期区分は2022年5月までのものである。その後の中国のコロナ対策は、多少緩やかな方針に改められたものの（後述）、基本的にはこのダイナミック・ゼロであり、この年の末まで続くこととなった。

ここで、筆者がこの時期遭遇したある居住区封鎖事件を紹介する。静岡市内に住む筆者がある晩、北京市在住の報道関係者とオンライン方式で情報交換していた時のことである。パソコンの向こう側から突然、氏の悲鳴にも似た声が伝わってきた。「同じマンションの住人がコロナに感染したようです。今、救急車が駆け付けました。ぐずぐずしていると、私も隔離されてしまうので、今すぐここを脱出します」。そして、約20分後、氏は安堵した声で、「無事、家に避難できました」と、PC画面に復活したのである。

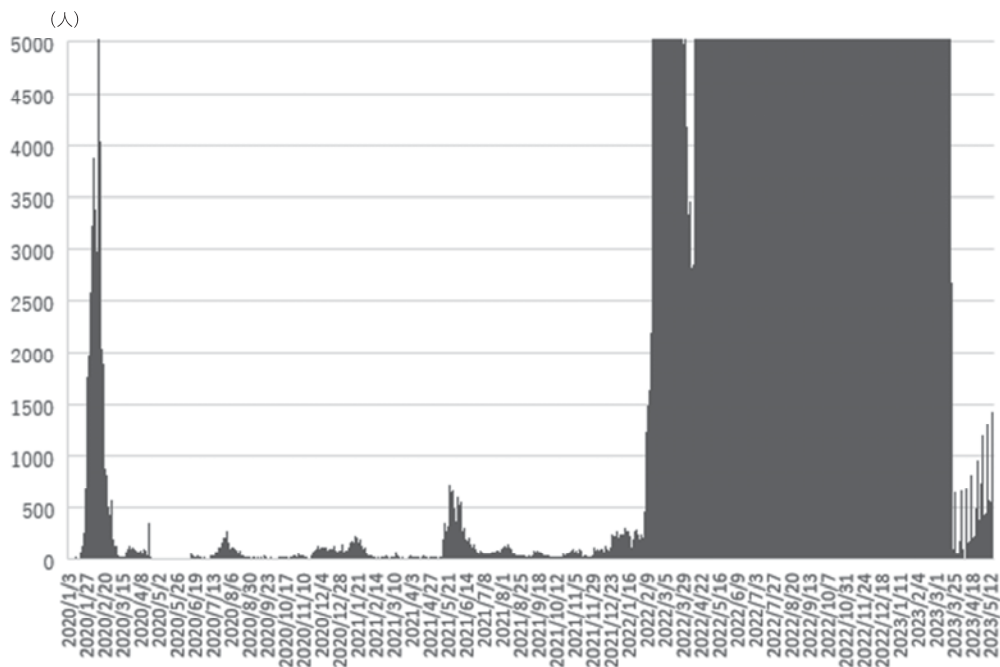
## 2. 「新規感染ピークは2022年5月」

このように、2020年1月から2023年末までの感染防止対策を事務方責任者は4期に分けているが、その時々々の新型コロナ対策指針（防控方案。以下、方案）は中央対策チームによって示されてきた。主なものはこの3年間で計11回（方案第1版から第9版、「20条措置」、「10条措置」）出されている。時期ごとにみると、武漢のロックダウンに揺れた第1期に6回、比較的安定していた第2期に2回、続くダイナミック・ゼロ期に3回となっている。

これらの方案は、当然のことながら、その時々々の感染状況を踏まえたものであると

考えられるが、その際に参考とされるのが新規感染者数の多寡と増減であろう。WHOの資料によると、中国大陸での新規感染者数とその推移は以下のようになっている。

グラフ1 新型コロナウイルス新規感染者数の推移



出典 WHO-COVID-19-global-data をもとに筆者作成。

このグラフからは、新規感染者数が2022年2月以降、爆発的に増加していったことがわかる<sup>8)</sup>。ピークは5月27日(94,753人)に迎えた。したがって、同年1月から始まったとされる第4対策期に用いられた方案が3年の間で最も厳しい内容だったと思われる。そこで、その時期の方案の特徴をより明らかにするため、以下に二つの表を用意した。新方案適用開始時期、新規感染対策開始時期及び感染状況の関係を示したのが表1であり、当該期に適応された第8版と第9版及びその前の第7版の主な特徴を整理したのが表2である。

## ダイナミック・ゼロ政策の導入と放棄、そして、強靱な社会

表 1

	2021年 5月11日	2021年 7月20日	2021年 8月	2022年 1月	2022年 2月	2022年 5月27日	2022年 6月27日
新方針開始	第8版						第9版
新対策期開始			第3期	第4期			
感染状況		デルタ株 確認		オミクロン 株確認 (1月15日)	新規感染者 爆発的増加 開始	新規感染者 数ピーク	

出典 関連資料をもとに筆者作成。

表 2

	第7版(2020年9月11日～21年 5月10日)	第8版(2021年5月11日～22年 6月26日。22年2月から感染爆 発)	第9版(2022年6月27日～11 月。ピークは過ぎたが新規感染 者数は高止まり)
基本方針	国外からの侵入防止と国内での感染再拡大防止。常態化した精確な防止対策と局所的な応急措置を有機的に結合させる方針を堅持。早期発見、早期報告、早期隔離、早期治療。一例でも発見したら直ちに撲滅。	国外からの侵入防止と国内での感染再拡大防止。常態化した精確な防止対策と局所的な応急措置を有機的に結合させる方針を堅持。早期予防、早期発見、早期報告、早期隔離、早期治療。一例でも発見したら直ちに撲滅。防止は素早く、範囲は狭く、措置は厳格に、実施は確実に。	「国外からの侵入防止と国内での感染再拡大防止」の総戦略と「ダイナミック・ゼロ」の総方針の全面的定着化。常態化した精確な防止対策と局所的な応急措置を有機的に結合させる方針を堅持。早期予防、早期発見、早期報告、早期隔離、早期治療。一例でも発見したら直ちに撲滅。最大限のバランスをもって、感染防止と経済社会発展を実現。
感染者対応	治癒退院後、14日間の隔離医学観察を継続。	治癒退院後、14日間の隔離医学観察を継続。	治癒退院後、7日間の在宅健康観測実施。
無症状病原体保有者対応	14日間の集中的隔離医学観察を実施。終了後も、14日間の在宅医学観察を継続。	指定された医療機関で14日間の集中的隔離医学観察を実施。終了後も、14日間の在宅医学観察を継続。	臨時の野外病院で7日間の集中的隔離医学観察を実施。終了後も、7日間の在宅健康観測を継続。
濃厚接触者対応	14日間の集中的隔離医学観察を実施。	14日間の集中的隔離医学観察を実施。終了後も、7日間の在宅健康観測を継続。	7日間の集中的隔離医学観察と3日間の在宅健康観測を実施。
地域封鎖	操業停止、営業停止、授業停止等の防止措置を果敢に実施。必要に応じて区域封鎖、往来制限などの措置をとることも可能。最後の感染者確認後、14日間当該地区で新規感染者が出ない場合は封鎖解除可能。	管理抑制区域を最小範囲(ビル、病院区、住民小区、自然村など)になるよう精確に定めようとして、封鎖管理を実施。	ハイリスク区域は原則として居住小区(村)を基準とし、医学調査結果に基づき区域範囲を調整し、「外出せず、必需品はデリバリーで」などの封鎖措置を採用。

出典 関連資料をもとに筆者作成。

そこで、この二つの表、とりわけ表2からはどのようなことがいえるのだろうか。

第一に、政策文書として最も厳しい内容のものは、2021年5月から2022年6月までの第8版だったということが判明した。例えば、濃厚接触者には、第7版で求められた「医学的観察のための14日間の集中隔離」に加え、「隔離解除後の7日間の自宅健康観察」が求められている。また、第7版では曖昧な規定だった感染地域封鎖に関し、

第8版では「精確かつ最も狭い範囲」としつつも、「ビル、病区、居民小区（社区）、自然村等」単位での封鎖が求められた。一方、第8版と第9版を比較すると、前者では退院後14日間とされていた感染者に対する医学的観察機関が、後者では7日間の自宅健康観察に短縮されるなどの緩和措置が講じられている。

第二に、新規感染者数が高止まりしていたにもかかわらず、2022年6月に、第8版から第9版に方案が移行したことは、「『オミクロン株の場合、感染速度は迅速、すなわち、新規感染者数は増加するが、重症化の割合は低い。したがって、コロナ対策は緩和しても問題ない』と、上海市ロックダウン終了後の6月中旬頃までには指導部が考え始めていた」と推測できる。このように推測すれば、「『ダイナミック・ゼロ』という総方針を全面的に定着させる」とする一方で、「ウイルス対策と経済社会発展のバランスを最大限確保する」との新たな方針が第9版で示されたことの説明がつく。実際、それから約半年後（ダイナミック・ゼロ政策放棄直前）のことではあるが、EU高官によると、習近平は「中国のコロナは主にオミクロン株で、以前に流行したデルタ株より致死率が低い。他の地域の例からも制限緩和への道を開くものだ」と発言していた<sup>9</sup>。

## II. ダイナミック・ゼロの放棄と社会混乱

### 1. 放棄の経緯と背景

上記の通り、筆者は、2022年6月に方案が第8版から第9版へと変わったのは、習近平指導部がその時点ですでにダイナミック・ゼロ政策の変更（つまり、将来的「終了」。実際には「放棄」）を視野に入れていたことを意味するのではないかと推測する。以下、この推測を基に、その後の指導部と社会の動きを確認する。

2022年9月14日から16日にかけて、上海協力機構首脳会議出席などのため、習近平がカザフスタンとウズベキスタンを訪問した。そそくさとおこなわれたこの外遊は、習近平にとって2020年1月以来初めて、すなわち、新型コロナウイルス感染発生以降初めてのものだった。この外遊以降、とりわけ11月中旬からダイナミック・ゼロ政策の実質的放棄に至る一か月弱の間に生じたいくつかの事象についてみると、習近平は同政策緩和（来るべき「ダイナミック・ゼロからウイルス拡散防止と経済社会発展のバランス重視」政策への転換）のタイミングを慎重に見極めていたかの感がある。

以下、習近平が好む「主動」（そして、その対極にあるのは「受動」）概念を用いて、一連の動きをふり返る。

まずは「主動的な」事例である。

第一に、中央政治局常務委員会が2022年11月10日に会議を開催する<sup>10</sup>。会議では「感染防止対策をさらに適切化（優化）するための20条措置」が審議された。会議ではまた、「人民至上、生命至上を断固堅持する」として、「『ダイナミック・ゼロ』と

いう総方針を断固堅持する」ことと「感染防止と経済社会発展を効率よく、バランスを保つ」方針が強調された。なお、会議翌日、中央対策チームは中央政治局常務委員会審議に基づいた新たな方針を公布する<sup>11</sup>。この新たな通知の中では、濃厚接触者への対応が従来の「7日間の集中隔離+3日間の在宅健康観察」から「5日の集中隔離+3日間の在宅隔離」に緩和するなどの方針が示された<sup>12</sup>。

第二に、11月14日から19日にかけて、G20首脳会議（パリ）とAPEC首脳会議（バンコク）に出席するために外遊した際の習近平のパフォーマンスである。15日から20日までの『人民日報』第一面は、バイデン米大統領との初の米中首脳対面会談に始まる、習近平の一連の活動を写真とともに大々的に伝えたが、彼の顔からはマスクが消えていた。

第三に、「ダイナミック・ゼロ政策貫徹」の論調に変化が生じ始めたことである。『人民日報』には「仲音」名の、比較的重要な政治論評が時として掲載される。この「仲音」、中国語の発音から類推すると、党中央の「重要な声」を代弁するものと考えられる。この「仲音」論評は、かねてよりダイナミック・ゼロ政策の貫徹を一貫して主張してきたが、11月19日付同紙に掲載された論評では、「ダイナミック・ゼロ」と「ウイルス拡散防止と経済社会発展のバランス重視」が併記されていた。これは、拡散防止から経済社会発展に軸足が移動する予兆とも言えよう。

一方、指導部を「受動」的状況、つまりダイナミック・ゼロの放棄に追い込んだ出来事としては、以下の二点を指摘したい。

第一に、ダイナミック・ゼロ政策の長期化に対する不満だ。2022年6月末、上海ロックダウン終了後に採用された新たな方策（第9版）は、その内容から判断して、明らかにダイナミック・ゼロ政策の緩和を意図していた。しかし、第9版の下でも厳しい行動制限は続き、経済状況も改善しなかった<sup>13</sup>。10月末の第20回党大会で第3期習近平時代が始まれば緩和されるのではないかという人々の淡い期待も裏切られた。

ところで、武漢ロックダウン以降、中国のコロナ対策は一貫して「感染封じ込め重視、経済軽視」の様相を呈していた。しかし、「両者を全面的に重視する」政策が実は感染拡大当初から示されていたのである。例えば、習近平自らが「重要講話」を行った2020年2月23日の会議の名称は「新型コロナ肺炎感染拡大防止と経済社会発展工作のアレンジを全面的に推進するための会議」だった<sup>14</sup>。また、2022年に入ってから、例えば3月17日に開催された中央政治局常務委員会では、「戦略的意志を保ち、安定の中で進歩を求め、感染拡大防止と経済社会発展を全面的に重視しなければならない」旨強調されていた<sup>15</sup>。それでは、どうして両者重視の実践とならなかったのか。それは恐らく、習近平政治を特徴づける強烈的な危機意識によるのではないか。2014年4月の第18期中央国家安全委員会第一回会議で、習近平が「総体的国家安全観」を提起して以降、同政権は、法治主義の名の下、様々な法律を制定することで（2014年制定の反スパイ法、15年の反テロ法、16年の国外NGO国内活動管理法及びサイバーセキュ

リティー法、17年の国家（機密）情報法、20年の香港国家安全維持法、21年のデータ安全法と反外国制裁法、23年の対外関係法など）、自らの安全なるものを守り、内外の「敵」の排除に努めてきた。徹底的な異論の排除といわゆる戦狼外交がその象徴例である。唯一無二の指導者は、今回のコロナ対策においては徹底的な封じ込めこそ、国家の安定と安全を確保する唯一の方策であると認識していたのではないか。

第二に、いわゆる「白紙運動」である。11月24日に新疆ウイグル自治区の区都ウルムチ市で起こった火災をめぐる全国各地での反発だ。乳幼児を含む30人以上の死者を出したこの惨事の原因は、コロナ対策の徹底化を理由に社区関係者がビルの避難階段出入口を施錠していたために住民が火災現場を脱出できなかったこと、また、感染防止対策として多くの障害物が路上に設置されていたため消防車両が現場にたどり着けなかったことによるという<sup>16</sup>。

この二つが決定的なきっかけとなり、厳しいコロナ対策に対する人々の不満が各地で爆発する。当時の様子を日本の主要メディアは次のように伝えている<sup>17</sup>。

ウルムチ市。ツイッターの画面から判断すると、「25日、市役所前などに多数の市民が集まり、『封鎖を解除しろ』などと大声で叫んだ。警察官と市民がにらみ合い、当局との衝突も起きたとみられる」。

北京市。SNS微博の複数の書き込みによると、「北京市で25～26日ごろに起こった抗議行動では参加者が政府担当者と協議し、隔離措置を撤回させた」。習近平の出身大学である清華大学では、「女子学生が『いま声を上げなければ生涯後悔する』などと震える声で涙ながらに訴える動画なども拡散した」。また、同大学関係者は、「27日に校内の食堂周辺で学生らが白い紙を掲げる抗議運動を開いた。大学関係者は『共産党と政府に（批判と不満は）何も言えないが、行き過ぎたゼロコロナ政策に反対の意思を示す狙いがあった』と述べた」。

上海市。「『習近平、やめろ』『共産党、やめろ』。中国のSNSには27日未明、上海市内にある『ウルムチ』の名を冠した通りに多くの人が集まり、習氏の辞任を求める動画が出回った」。同日、「集まった数百人はゼロコロナ政策への抗議のほか、『皇帝よ退陣せよ』と述べて習氏を厳しく批判するシュプレヒコールを上げた」。

南京市。南京伝媒学院（南京メディア学院）で26日、「学生らが数百人規模の集会を開いた。学生が『火災の犠牲者のために声を上げる』と叫び、周辺は拍手で応えた」。

重慶市。「24日に撮影されたとみられる動画では、男性が街頭で『我々が苦しんでいるのは、政府が間違っているからだ』と訴え、聴衆が『あなたは英雄だ』と歓声で応えた」。

武漢市、深圳市、蘭州市、吉林市などでも抗議の動きが伝えられた。また、当時開催中のサッカーワールドカップで、各国のファンがマスクなしで熱狂する姿がダイナミック・ゼロにこだわる党と政府への人々の不満を煽ったともされた。

「主動と受動の動き」が交錯する中、ダイナミック・ゼロ政策転換に向けた動きが



本格化する。『人民日報』の「仲音」論評から、11月29日を最後に「ダイナミック・ゼロ」の表現が遂に消える。そして、翌30日、コロナ対策の実質的責任者を務める副総理の孫春蘭が衛生当局の関係者を集めた座談会で、「オミクロン株の毒性低下、ワクチン接種の普及、感染防止対策での経験積み重ねで、わが国の感染防止状況は新たな情勢と新たな任務に直面している」と述べた。北京では実際、同日から長期間外出しない老人や自宅で働く人に対し、全市民に求めてきた数日ごとのPCR検査を「必要なし」と通知した。また、「同様の緩和の動きが少なくとも11都市で確認されている。感染者が特に多い広州市でも、地区の封鎖を解く動きが広がった」という<sup>18</sup>。さらに翌12月1日、孫は国家衛生健康委員会の座談会でも同様の発言をしているが、これを伝える記事に「ダイナミック・ゼロ」の文字はなく、党中央機関紙『人民日報』は連日開催された二つの会議について報じなかった。

そして、12月7日、中央対策チームは、ダイナミック・ゼロ政策の実質的放棄を宣言する「10条措置」を公布した<sup>19</sup>。そこで示された主な措置としては、まず、「感染危険地区を科学的かつ精確に指定する」点が挙げられるが、これは封鎖規模の縮小を意味した。第二に、「PCR検査をさらに改善（優化）する」との方針は、PCR検査の規模縮小を意味するものだった。第三に、「隔離方式を改善調整する」として、無症状感染者と軽症者への対応が病院隔離から自宅隔離へと緩和された。第四に、「社会の正常な行いと基本的な医療サービスを保証する」との方針は、経済活動の正常化を求めるものであった。そして、「様々なやり方で消防車両用道路を封鎖することを厳禁する」との一文は、ウルムチ火災の教訓を踏まえたものだった。

## 2. 放棄がもたらした社会混乱

すでに指摘した通り、党と政府は2022年6月以降、コロナ対策の緩和可能性を探っていたと思われるが、12月上旬のダイナミック・ゼロ政策放棄は、一般大衆からみるとやはりあまりにも唐突だった。さらに深刻だったのは、それによって起こるであろう混乱を避けるための対策や措置が何ら用意されていなかったことである。その結果、中国社会は一時的な無政府状態に陥る。今回の政策変更は、武漢ロックダウン同様、「突然」の出来事だった。しかし、今回は全国を対象としたものだった点で、その影響の深刻さは武漢の比ではなかった。日本メディアは、当時の混乱した状況を以下のように伝えている。

「北京西部の体育館に臨時に開設された発熱外来では15日午前には200人以上が押しかけ、外まで続く長蛇の列となった。係員は『今は人がいっぱいだからまた午後に来てください』と言って一度門を閉めたが、市民が『熱があるんだ』などと抗議したため再開した。昼前には閉門され、諦めて帰る人もいた。「北京西部の火葬場は車が行列となり、受け入れ不可となった。香港紙はコロナまん延と関連付けて報じている」、「ビデオカメラで現場を撮影していた人に向かって『全部うそだ』と叫ぶ市民たち

も」<sup>20</sup>。

「感染者だけでなく、濃厚接触者に加えて、さらにその濃厚接触者（2次濃厚接触者）まで強制的に施設で隔離するような徹底ぶりでしたが、そうした対応がなくなると感染がみるみる拡大。あまりの感染力の強さに薬局や病院には連日、長蛇の列ができるようになりました。抗原検査キットや解熱剤といった市販の薬が不足し、商業施設や飲食店は軒並み臨時休業。企業は在宅勤務になり、感染を恐れて街から人がいなくなったのです。宅配業者の配達員にも陽性が相次ぎ、配送拠点の周辺には配達されていない荷物が山積みになっていました」。「12月末に内モンゴル自治区の農村部を取材したところ、どの家も門が閉じられていて、人の姿はありませんでした。医薬品が手に入りづらい状態も続いていて、ある男性は『ここでも感染が広がっている。90歳の父が熱を出したが受け入れてくれる病院が見つからない』と途方に暮れていました」<sup>21</sup>。

ダイナミック・ゼロ政策放棄直後の中国では大量の感染死者が発生した。通常は「後ろ向きな」報道はしない中国メディアですら、2022年12月8日から2023年1月19日までの43日間に72,596人が亡くなったと報じた<sup>22</sup>。WHOによると、2023年5月17日までの中国の新型コロナ感染累計死者数は121,073人とされているので、40日余りの短い間で全体の6割を占めるという凄まじい瞬間風速を記録した。しかも、72,596という数字はあくまでも「医療機関入院中」の死者とされているので、在宅及び関連死者を加えると、実際の死者数はこれを大きく上回るものと考えられる。

このような状況であったにもかかわらず、2月16日に開催された中央政治局常務委員会ででのコロナ対策の総括は、「奇跡」とまで形容される輝かしいものとされた。「2022年11月以来、わが国は『健康を保ち、重症を防ぐ』という方針の下、感染防止コントロール措置を絶えず改善調整し、比較的短い間に感染防止コントロールの平穏な段階への転換を実現した。2億人余りが治癒し、80万人近くの重症患者が有効な治療を受けた。新型コロナによる死亡率は世界で最も低い水準を保ち、感染防止コントロールにおいて重大かつ決定的な勝利を収め、人口大国が疫病大流行から成功裏に脱するという人類文明史上の奇跡を創り出した」<sup>23</sup>。

### Ⅲ. 基層政府の自治権と社会安定に果たす役割

#### 1. 強い自治権をもつ基層政府

筆者の目に映る中国共産党は、徹底した言論統制や人権弾圧という、西側的価値観を否定する政策を含め、ガバナンス能力が極めて高い政党である。したがって、2022年12月から翌2023年2月頃まで、党が全社会を大混乱に陥れたことに、筆者は強い衝撃を受けた。ましてや、「人民至上」のスローガンを掲げる現政権である。しかし、それ以上に驚き、不可解に思えたのは、そのようなひどい「仕打ち」を受けた大衆の

不満の声が大きな潮流となって湧き上がることも、党中央や国務院に向くこともなかったことだ。それはどうしてなのだろう。「国家安全を最重要視する当局が監視システムを行使するなどして、抗議行動を抑え込んだ」といった類の解釈だけで説明がつくのだろうか。ましてや、「党の指導で奇跡が生まれた」はずもない。

筆者は、以下に一つの仮説を提起したい。「中国社会の安定は、県級以下の基層政府（県、県級市、区、郷鎮など）に強い自治権があることで保たれる」（第一の仮説）。

3年を超える中国のコロナ対策を俯瞰するプロセスで、筆者は興味深い報道やレポートを数多く目にした。感染拡大の徹底防止を図る中国では、各自のワクチン接種状況や濃厚接触状況をデータ管理するため、QRコードを用いた全国統一の「行程卡」システムを導入した。しかし、それだけでは地元の管理徹底化は難しく、独自の対策を打たなかった結果、感染が広がった場合、自らへの評価が低くなることを地元幹部が恐れたということなのだろうか。上海市では「随申碼」、江蘇省では「蘇康碼」といった風に、各地は独自の管理システムを導入した。これがもたらす煩雑さゆえに、人々の行動はより不便なものとなり、経済活動にも支障がでたという。また、「20条措置」下での上海では、海外からの入国者には3日間の在宅隔離が求められたが、自宅のある社区の居民委員会が自宅に戻ることを認めないことも多かったという<sup>24</sup>。また、在青島日本総領事館によると、山東省内の一部の主要都市はそれぞれ独自のコロナ対策を打ち出していた<sup>25</sup>。

筆者はこれらの事例から一つの示唆を得た。それは、「中国社会の在り方、そこに生きる人々の行動様式を理解するカギは、地方政府の役割にあるのではないか」というものである。そして、「地方自治」を認めないとする中国だが、実は、人々の日常生活と密接なかかわりを持つ各級地方政府（上記の事例では省級或いは市級政府）には「何らかの形で地方自治権が保証」されており、それ故に、地方政府は、良きにつけ悪きにつけ、中央の指示を換骨奪胎し、それぞれが地元の实情に合った対応策を臨機応変にとることが可能なのではないのか。そして、そのような柔軟性が地元住民のニーズに一定程度応えることとなり、党の求める社会の「安定」をもたらしているのではないか。

中国社会において地方、とりわけ「県」のもつ重要性とその独自性は、かねてから指摘されてきた。中国研究の泰斗であるJ.K.フェアバンクは、皇帝の権威が届くのは県までであり（皇帝が任命するのは県の長官である知県まで）、地元の实情に暗い知県は土地の権力者郷紳の協力があって初めて政治を行うことができるとした<sup>26</sup>。また、宋代の官僚制度を研究した梅原郁によると、「大まかに言って、『官員』の数は、県で平均5人、府州で10-20人。（中略）。その大部分は、官員のポストを手にした途端、これまでの出資を取り戻すべく、蓄財と栄耀栄華、この世の悦楽と、一族の繁栄のため専心する。それなら皇帝政治の実務は誰が担うのか。ここで君主独裁制の陰の立役者として胥吏の出番となる」<sup>27</sup>。

こうした中国伝統社会の遺制と社会主義中国の実態に着目すると、現代中国の各種法規条文に見られる最下位の行為主体はその多くが県級政府であることに気づく。今回のコロナ対策についても、同じことが言える。

例えば、伝染病防治法（2004年12月1日施行）では次のように定められている。県級以上の地方人民政府は「伝染病の予防治療計画を制定し、実施する」（第5条）、「既に甲類伝染病患者が発生した地区或いは当該地区内の特定区域の人々に対し、隔離措置を実施できる」（第41条。ただし、その可否は上級政府が決定する）。また、県級以上の地方人民政府衛生行政部門は「当該行政区内の伝染病予防治療及びその監督管理工作の責任を負う」（第6条）、「伝染病の予防治療工作に関し、下級人民政府の衛生行政部門が本法の定める伝染病予防治療に関する職責を履行しているかを監督検査する職責を履行する」（第53条（一））。さらに、今回のコロナ対策について定めた「新型コロナウイルス感染肺炎防止抑制方案」（第2版。2020年1月22日）によると、病例報告の集約先と病理調査の主体は県級疾病抑制機関となっている<sup>28</sup>。

つまり、中央の指示が直接届くのは県級政府までであり、その下にある都市部の街道や社区、農村部の郷鎮や村に対して具体的指示を出すのは県級政府の所管事項なのである。中国には現在2,800以上の県級政府があるので、県級のコロナ対策だけでも同程度あったことになる。さらに、中国のコロナ対策初日にあたる2020年1月20日に出された国家衛生健康委員会公告（2020年1号）は、「各級人民政府、衛生健康行政部門、その他の政府部門、医療衛生機関は、法に基づいて患者に対する隔離治療、濃厚接触者に対する隔離医学観察など一連の予防抑制措置をとることができる」としている。ここでの「各級」には38,000を優に上回る郷鎮級政府も含まれることになる<sup>29</sup>。比較までに、日本のコロナ対策についてみると、各地の対策権限は都道府県知事（保健所設置市区の長を含む）に集約されている<sup>30</sup>。

日本の町レベルに相当する中国の県級政府がもつ「地方自治権」の大きさに起因する中国社会の多様性が容易に想像できよう。

県級政府に本質的に備わったこのような役割に加え、今回のコロナ対策では「社区こそが感染症対策の中心に位置」したとされる<sup>31</sup>。また、新型コロナウイルス感染拡大の初期段階での封じ込めが比較的成功的なのは、「社区レベルの幹部、不動産業者などを含む区内の多様なアクター、ボランティアを大規模に動員し、細分化された区域ごとに住民の状況を把握し、支援する徹底した管理手法」がとられたからだとの見方がある<sup>32</sup>。

それでは、中国のコロナ対策において社区の果たすべき役割は、政策文書上どう位置付けられていたのだろうか。

本格的な感染防止対策がとられ始めた直後の2020年1月25日、中央対策チームから省級対策チームに向けて、「新型コロナウイルス感染肺炎を受けて社区の感染防止工作を強化することに関する通知」が出された<sup>33</sup>。ここでは、第一に、「社区（農村部で

は村)の感染防止抑制を主とする総合的措置の定着」、具体的には本職兼職結合の工作隊列構築、責任者の明確化と全家庭への連絡徹底化などからなる組織体制構築、第二に、「党と政府がリード、社区が動員」し、「グリッド化(網格化)導入と絨毯式管理」を行うことなどが求められている。そして、強調されるのが「社区グリッド員」(社区網格員)の役割であるが、社区管理の一角を担う彼らには党方針の宣伝、各家庭の基本情報管理、もめ事解決などの一般業務に加え、コロナ対策として、社区出入り口の管理協力も要求された<sup>34</sup>。また、通知は、感染状況が深刻な社区(過去14日以内に2例以上の感染経路不明感染者が居住するなどの社区)では封鎖措置と集会人数制限措置をとるとした。

4月14日には、民政部と国家卫生健康委員会から省級民政庁(局)にあてた通知が出されている<sup>35</sup>。これによると、省級担当部署には、「それぞれの実態に合わせ、(指導方案を)参照のうえ執行する」、「県域を基準として差別化された防止対策を実施する」、「社区の感染状況に応じて(低リスク、中リスク、高リスク)区分を行う」ことなどが要求されている。

以上の政策文書からは、社区(や村)という最も基層のレベルを単位とした感染対策をとるよう省級政府に求める中央政府の姿勢が見て取れる。

感染状況の安定化を受けて6月7日に出されたコロナ白書「新型コロナウイルス感染による肺炎流行に打撃を与える中国の行動」は、その時点での一種の勝利宣言だった<sup>36</sup>。ここでは、「社区という基礎防衛線をしっかり守りぬいた」として、「一つ一つの社区や村を水も漏らさぬ安全な『感染対策の堡壘』に築き上げた」とうたい上げている。

中国(人)社会の柔軟性を示す人口に膾炙した表現に「上に政策あれば下に対策あり」がある。言いえて妙である。しかし、より重要なのは、このような「柔軟性」は、実は法律や政策を以って、県級政府やコロナ対策ではそれ以下の基層政府に実質的な自治権が付与されていることでもたらされるという点なのではないか。仮にそうであるならば、「制度によって保証された」上に政策あれば下に政策あり、と言うべきなのではないか。

## 2. 基層にとどまる不満と指導者・人民関係

次に解明すべき課題は、「人民」と呼ばれる中国人大衆の不満がどうして大きなうねりとなって北京に向かわないのかという点だ<sup>37</sup>。筆者は、この疑問に答えるカギこそ基層政府が自治権をもっていることにあると考える。「基層政府がその強い自治権を存分に発揮することで、国家を不安定化させようの要因は社会の基層において細分化され、吸収されてしまう」(第二の仮説)。

上述の通り大きな裁量権(自治権)を持つ県級政府が採用する政策の多くは、地元の実態とニーズに合致したものであろう。そして、指示を受ける街道(上級政府の派

出機関。農村の場合は郷鎮政府)や社区(農村では村)も、そのように執行するであろう。しかし、県級政府が出す政策の中には、時として特定部門の意向が強すぎるためにバランスを欠いていた<sup>38</sup>、関係者や関係部門の不正がらみでそもそも執行に無理があるなど、人民の強い不満を引き起こすことも少なくないと思われる。また、「担当する管轄区域から感染者を出すわけにはいかない」という基層幹部のいわば保身心理が働いた結果、必要以上に厳しい措置がとられたり、政策を執行する現場担当者の個人的資質が住民とのトラブルの原因になったこともあろう。実際、今回の新型コロナ対策においても、グリッド員を含む社区管理者(白い防護服を着用した「大白」)の対応に対する住民の不満は少なくなかったようだ<sup>39</sup>。

つまり、人民の批判の矛先は、日常的に接することで不満の発生源となる基層政府や担当部門、そして担当者個人に向かう。加えて、今回のコロナ対策において、無数にある社区がとる対策は自治権があるゆえに千差万別であったことから、異なる社区の住民の不満や関心事項は必ずしも一致せず、したがって連帯感も生まれにくい。そのため、隣接区域とはいうものの、人民の不満は「点」にとどまり、「線」や「面」にまで拡大することはなかった。中国の強力な警察力をしてみれば、点の鎮圧などたやすいことだ。社区の自治権、対策の多様性、強大な警察力。こうした背景から、広範な人民の間に強い不満や怒りが渦巻いているにもかかわらず、市級政府や省級政府、そして、中央政府の安定には深刻な影響が及ばない。

この仮説に関連して、中国の政策の実施は基本的に地方政府が担っているが、中央から下りてくる指示は往々にして未調整のまま、相矛盾することが多いとする指摘は興味深い<sup>40</sup>。中央のこうした縦割り行政の隙間を縫って、基層政府はその自治権をフル活動させ、自己都合と地元の需要の双方を満足させる形へと政策を変質させることで、人民の不満を基層にとどめるのに「貢献」するのである。

それでは、十分な対応策を準備することなくダイナミック・コロナ政策解除を決定した指導者習近平の目に、右往左往する人民は果たしてどう映っていたのだろうか。同政策の放棄が大きな社会的混乱をもたらし、それによって人民の不満が爆発し、政権が深刻な打撃を受けるとの危機感はなかったのだろうか。筆者が思うに、習近平にはそのような認識も不安もそもそもなかった。それは、以下の理由によると考えられる。

第一に、レーニン主義を信奉する社会主義政党の本質からして、指導部の眼中に「主体性をもった人民」なるものは存在せず、その必要性もないのではないか。すなわち、中国共産党は人民の前衛党であるとされていることから、党は自らが定義する人民なる正体不明の集団をアプリアリに代表していることになる。党は人民代表大会制度や政治協商会議制度、また、全国に張り巡らされた党組織を通じ、人民の要望を集約する複数のルートを有している。しかし、突き詰めて言えば、党は次々と繰り出す政策の決定プロセスにおいて、集約されたであろう人民の願望をその都度反映させる必要性はない。なぜなら、前衛党が「人民至上」の掛け声とともに展開する政策は、

「100%正しい」からだ。

第二に、第一の点から生まれる疑問、すなわち、指導者（領導人）と人民の関係はどのようなものなのか、指導者も人民なのかという根源的疑問がある。というのも、彼らが自らも人民であるとの認識をもって指導に当たって初めて、人民の抱える様々な困難を自らの問題とみなし、取り組むものと想像されるからだ。では、従来以上に「人民のための政治」を強調する現指導部下での実態はどのようなものなのだろうか。中央紀律検査委員会は、「習近平政権下で立件調査された副部長級以上の高級幹部が453人にのぼる」と反腐敗闘争における偉大な勝利を喧伝する<sup>41</sup>。しかし、まさにこの誇らしい数字こそ、指導的立場にある幹部がいかに大衆から遊離した存在であるか、自らを人民とみなしていないかを物語っている。これは、前衛党幹部の宿命、宿痾なのかもしれない。

典型的な「紅二代」である習近平は、下放先の陝西省を皮切りに、河北省と福建省の農村を渡り歩き、黨員としてのキャリアを積み重ねてきた。そして、彼はまさにそれらの地での経験を通じ、人民の核心である農民の心理と行動様式を知るに至ったのではないか。「絶対的多数の農民らから構成される人民は、結局のところ党と権力に従順である。彼らは日常生活において多かれ少なかれ不満を抱いているが、その矛先は基層政府、基層幹部に向けられ、そして、そこにとどまる。中央に向くことはないのだ」。

不満は容易には中央に向かないという人民の行動様式を正確に把握することで、共産党統治を強化し、永続化する。その限りにおいての人民重視なのではないのか。反腐敗闘争という「自我革命」で一部の指導的立場にある幹部を「いけにえ」として人民に誇示することで、長期間にわたって隆盛を極めた王朝もやがては滅亡するという「歴史周期律」を超克する<sup>42</sup>。指導者習近平は現在、こうした信念を以って、自らの長期政権の道をその第一歩として歩み始めた。

一方、人民は一体どのような状況の下において批判の声を上げ、指導部を見放し、それを広範な抗議の行動にまで高めるのか。この疑問に答えるにあたって、筆者はある事件を通じて一つのヒントを得た。今年（2023年）2月8日と15日、医療保険制度改革に反対する高齢者らのデモがコロナ発生の地武漢で起こった。この抗議活動は、個人向けの医療補助が大幅に減額されることが引き金となったもので、武漢の場合、高齢者に毎月286元ずつ支払っていた医療補助を83元に引き下げるとの通知が出された。15日のデモ参加者は数千人にのぼり、同様の抗議デモは大連でも発生した<sup>43</sup>。これを耳にした日本の社会保障制度に詳しいある中国人は、次のように述べたという。「少子高齢化が深刻化する中、今後年金が減少するのが明らかであるのに、日本人はよく我慢していますね。年金が減るなんてあり得ないことです。中国ならば暴動が起きていると思いますよ」<sup>44</sup>。

中国人民が政権にノーを突き付けることになる一つの、そして決定的な要因とは生

きること、とりわけ食べられなくなることへの不安、すなわち、生活水準の低下、極度の貧困化、そして、その究極の形態としての飢饉などの発生なのだとは筆者は考える。言い方を変えると、中国人民はこの段階に至るまで反旗を翻さないのである。

中国社会におけるこの「食べること」の重要性について、筆者には忘れられない原体験がある。1989年の6.4天安門事件前後、筆者は北京大学に籍を置き、頻りに天安門広場に足を運んだ。筆者が見た限り、学生運動に対する北京市民の関心は、当初はそれほど高いものではなかった。それが、学生がハンストに突入した5月13日を境に一変する。北京市民は驚いたのである。「子供たちは食を断つほどの覚悟を以って、党と政府に対峙しているのか」と。ハンストが学生と市民の心を一つにした。「食べること」に対する中国人民のこだわりには私の想像を超えるものがあることを理解した。であるならば、「皇帝が天命を失う」ことによって惹起する易姓革命の伝統は生きていると言えるのではないか。生や食への不安に加え、彼らを束ねる強力な指導者（例えば、明王朝の始祖朱元璋）の出現は革命成功の可能性を高める。

しかし、現指導体制の下で、革命或いはそれに準じる大動乱が乗じる可能性は極めて低い。その原因は指導部（政治）と人民（社会）の双方にある。

指導部は人民の不満がデッドラインを越えないよう、以下のような努力を惜しみなく注入する。

第一に、人民への対策として、「党は人民の生活改善に一貫して努力している」との姿勢を強調する。例えば、「貧困は撲滅された」とのナラティブがある。「8年間の継続的奮闘を経て、我々は新時代の貧困撲滅という任務を予定通り成し遂げた。現行基準による農村貧困人口はすべて貧困から脱出し、貧困県はすべて貧困という帽子を脱いだ」。2020年12月3日に開かれた中央政治局常務委員会会議で、習近平は貧困撲滅目標の達成を高らかに宣言した<sup>45</sup>。

第二に、政権に反旗を翻す指導者の出現可能性を排除するため、習近平は、常態化した反腐敗闘争で異端分子を徹底的に排除している。既述の通り、彼は共産党政権の永続化を意味する「自我革命による歴史周期律打破」という壮大な目標を掲げている<sup>46</sup>。

第三に、先端技術を駆使した監視システムにより、党は政権批判のあらゆる声の封じ込めを図っている。「生活は年々改善されている」という認識と「今後も改善される」との期待感が中国社会で共有されている限り、人民は党の強権的手法を疑問視することなく受け入れ続けるだろう。

人民側の要因については、次のような関連する指摘がある。大躍進や文革などにもかかわらず、「中国共産党が何とか持ちこたえたのは、党の側に何らかの徳性や施策があって『もった』のではなく、無体な統治をなんとか耐え忍び、とことん窮した時には言うことをきかないという『静かな革命』を起こせる農村社会の方が共産党を『もたせた』のである」<sup>47</sup>。示唆に富む見解だ。



受け皿なしに行われたダイナミック・ゼロ政策の放棄を受けた人民の行動からわかるのは、彼らは結局のところ、党を信頼していないということである。人民は指導部の無策を批判し、救済措置を直ちにとるよう強く求めるのではなく、あらゆる手段を講じて、それぞれが自己防衛に走った。在日中国人による日本製風邪薬の大量購入と国内への郵送はその一例である。中国人民は、過去40年にわたり著しい経済発展と豊かさをもたらした党を「評価」はするが、それは決して「信頼」していることを意味しない。信頼なきところに批判は生じない。生まれるのは諦観であり、自助努力である。

また、既述の通り、中国メディアは、2022年12月8日から2023年1月19日までの43日間に新型コロナウイルス感染によって亡くなった医療機関入院中の患者数が72,596人に達したと報じた。WHOによると、2020年1月以降、日本での新型コロナウイルス感染による一日当たりの死者が最も多かったのは、第8波期間中の2023年1月14日の503人だった。また、この日を前後する43日間の合計死者数は14,373人となっている<sup>48</sup>。そこで、この数を、日中それぞれの総人口に占める比率で比較すると、中国は約0.00005%（2022年7月1日時点で約14億2589万人）、日本は約0.00012%（2022年12月1日時点で約1億2486万人）となっている。中国人的感觉では72,596という死者数は「たいしたことのない数字」であり、抗議の声を上げるというほどのものではないのかもしれない。そして、このような感覚も、共産党統治を「もたせる」一つの要因となったのではないだろうか。

## おわりに

筆者は本稿において、以下を提起した。

1. ダイナミック・ゼロ政策の放棄という決断は、2022年6月以降みられた「主動性」と同年11月以降の「受動性」の中で、指導部によって慌ただしく下された。
2. ダイナミック・コロナ政策の放棄にもかかわらず中国社会が安定を保っているのは二つの要因による（二つの仮説）。

(1) 中国社会の安定は、県級以下の基層政府（県、県級市、区、郷鎮など）に強い自治権があることで保たれる。今回の事例では社区と村という自治組織が、まさにその自治能力を発揮した。

(2) 基層政府がその強い自治権を存分に発揮することで、国家を不安定化させうる要因は社会の基層において細分化し、吸収されてしまうため、人々の反発が中央に向く可能性は低い。

しかし、これらの仮説はいまだ十分な検証を経ていない。例えば、ストロングマン習近平が人事面での「習近平化」を進める中、基層政府や担当部門は独自の「対策をとる」ことが可能なのだろうか。また、時代はさかのぼるが、大躍進・人民公社政策

の失敗で数千万人にも上る餓死者が出たとされる1960年前後、中国農村で大規模な動乱が起こらなかったのはなぜか。強力な指導者が現れなかったからという理由で説明できるのか<sup>49</sup>。「試論：習近平と人民」執筆のためには、先行研究と一次資料のフォロー、関係者からのヒアリングがさらに求められる。

今後、新型コロナウイルス感染の再拡大という局面が訪れる可能性は排除できない。しかし、その場合においても、党指導部の高い統治能力と人々の高い自己防衛能力によって、困難は克服され、中国共産党による一党支配統治は継続されるであろう。ただし、そう結論づけるためには、経済成長の回復と内政外交両面での明るい未来像提示により、党指導の正当性が確保されることが必須の条件となる。

- 
- 1 「毫不放松抓紧抓实抓细各项防控工作 坚决打赢湖北保卫战武汉保卫战」『人民日报』2020年3月11日。
  - 2 「中共中央政治局常务委员会召开会议强调听取近期疫情防控工作情况汇报」『人民日报』2023年2月17日。
  - 3 馬曉偉「堅定不移貫徹"動態清零"總方針 堅持巩固疫情防控重大戰略成果」『求是』2022年第10期、[http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2022-05/16/c\\_1128649650.htm](http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2022-05/16/c_1128649650.htm)。「中国の新型コロナ対策責任者、コロナ対策の変遷を4段階に分類」<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/05/f72ab06636dfb1d1.html>、最終閲覧日2023年4月13日。
  - 4 「國務院聯防聯控機制2020年3月12日新聞發布會介紹加強市場監管和風險排查情況」<http://www.nhc.gov.cn/xwzb/webcontroller.do?titleSeq=11261&gecstype=1>、最終閲覧日2023年3月24日。
  - 5 もっとも、2021年5月から6月にかけての1か月余りの間の全国新規感染者数が一日当たり三桁となる等、この時期においても、すべてが順風満帆だったわけではない。「中国 ワクチン供給で外交関係強化の動き活発化」<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210116/k10012818581000.html>、最終閲覧日2023年5月9日。
  - 6 「國務院聯防聯控機制2021年12月11日新聞發布會」<http://www.gov.cn/xinwen/gwylflkjz175/index.htm>、最終閲覧日2023年5月9日。
  - 7 「孫春蘭在全国疫情防控工作電視電話會議上強調科学精准扎实做好疫情防控工作 確保人民群眾"兩節"健康平安」『人民日报』2021年12月8日。
  - 8 縦軸の上限をより大きな数字にすると可視化効果が薄れることから、便宜上5,000人/日に設定した。
  - 9 「ゼロコロナ 緩和示唆 習氏、EU大統領と会談 出口戦略を模索か」『読売新聞』2022年12月4日。
  - 10 「中共中央政治局常务委员会召开会议强调听取新冠肺炎疫情防控工作汇报 研究部署进一步优化防控工作的二十条措施」『人民日报』2022年11月12日。

- 11 「国务院联防联控机制公布进一步优化疫情防控的二十条措施」 [http://www.gov.cn/xinwen/2022-11/11/content\\_5726144.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2022-11/11/content_5726144.htm)、最終閲覧日2023年2月26日。
- 12 「ウルムチの数字重視 新華社、転換の背景説明 ゼロコロナ政策」『朝日新聞』2023年1月9日。新華社が8日、ゼロコロナ政策を政府が急に方針転換した背景を説明する長文の記事を掲載。記事は、昨年11月10日に習近平が主宰した政治局常務委員会会議で「(オミクロン株の) 感染力の強さは顕著で、ゼロコロナ維持の難しさは増し、社会的なコストが膨らんでいる」との認識が示されたのが大きな転機だったとした。
- 13 4-6月の物価変動の影響を除く実質成長率(速報値)は前年同期比0.4%増、7-9月は同3.9%増。1-9月は同3.0%増。2022年の目標は同5.5%前後増。「中国成長率0.4%、大幅減速 都市封鎖などで 4~6月期」『朝日新聞』2022年7月16日。
- 14 「習近平在統籌推進新冠肺炎疫情疫情防控和經濟社会發展工作部署會議上強調毫不放鬆抓緊抓實抓細防控工作 統籌做好經濟社会發展各項工作」『人民日報』2020年2月24日。
- 15 「中共中央政治局常務委員會召開會議分析新冠肺炎疫情形勢 部署叢嚴抓好疫情防控防控工作」『人民日報』2022年3月18日。
- 16 事件発生当時ウルムチ市内に滞在していた人物の、筆者に対する発言。
- 17 「『ゼロコロナ』機能不全 中国で抗議行動 經濟停滯、感染は拡大」『日本經濟新聞』2022年11月28日。「中国、ゼロコロナ抗議拡大 習氏母校で数百人集会」「中国、市民の不満噴出 白い紙掲げ、北京でも抗議 ゼロコロナ」『朝日新聞』2022年11月28日。「世界から隔離した中国ゼロコロナ政策 習近平氏の母校でも抗議の声が」 [https://digital.asahi.com/articles/ASQCW6HC5QCWUHBI00R.html?iref=pc\\_ss\\_date\\_article](https://digital.asahi.com/articles/ASQCW6HC5QCWUHBI00R.html?iref=pc_ss_date_article)、最終閲覧日2023年4月28日。「異例の習氏退陣要求も 中国『反ゼロコロナ』拡大」『静岡新聞』2022年11月28日。
- 18 「中国ゼロコロナ、緩和の動き PCR縮小・ロックダウン一部解除・商業施設再開」『朝日新聞』2022年12月2日。
- 19 「联防联控機制綜合組發布通知 進一步優化落實新冠肺炎疫情防控措施」『人民日報』2022年12月8日。
- 20 「発熱外来行列に市民抗議で混乱 中国当局へ不信感 コロナまん延」『静岡新聞』2022年12月16日。
- 21 「中国 “『ゼロコロナ』終了” で6億人感染? いったい何が?」。2023年1月6日配信。 [https://www3.nhk.or.jp/news/special/international\\_news\\_navi/articles/qa/2023/01/06/28400.html](https://www3.nhk.or.jp/news/special/international_news_navi/articles/qa/2023/01/06/28400.html)、最終閲覧日2023年2月24日。
- 22 「全国発熱問診和急診診療量達峰後持續下降」『人民日報』2023年1月15日、「全国新型冠状病毒感染疫情情况」 [https://www.chinacdc.cn/jkzt/crb/zl/szkb\\_11803/jszl\\_13141/202301/t20230121\\_263515.html](https://www.chinacdc.cn/jkzt/crb/zl/szkb_11803/jszl_13141/202301/t20230121_263515.html)、最終閲覧日2023年1月28日。

- 23 前出、『人民日報』2023年2月17日。
- 24 「海外最新情報レポート ゼロコロナ政策に揺れる中国（上海）」<https://www.jccior.jp/international/2022/1214111837.html>、最終閲覧日2023年3月26日。
- 25 飯島渉「中国のCOVID-19対策と『社区』」アジア政経学会編『アジア研究』Vol.67, No.4, October 2021、69-70ページ。「山東省での中国国外からの入国者に対する検疫及び感染対策措置強化について（25日）」[https://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_001195.html](https://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_001195.html)、最終閲覧日2023年4月26日。
- 26 市古宙三訳『中国 社会と歴史 上』東京大学出版会、1977年、35ページ。
- 27 『皇帝政治と中国』白帝社、2003年、214-215ページ。
- 28 「新型コロナウイルス感染の肺炎防控方案（第二版）」<http://www.nhc.gov.cn/xcs/zhengcwj/202001/c67cfe29ecf1470e8c7fc47d3b751e88.shtml>、最終閲覧日2023年5月18日。
- 29 「中華人民共和国国家衛生健康委員会公告 2020年第1号」<http://www.nhc.gov.cn/xcs/zhengcwj/202001/44a3b8245e8049d2837a4f27529cd386.shtml>、最終閲覧日2023年1月7日。
- 30 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症法等の一部を改正する法律」。
- 31 前出、飯島、61ページ。
- 32 小嶋華津子「コロナ禍で現れた習近平政権の『社区』統治」川島真・21世紀政策研究所編著『習近平政権の国内統治と世界戦略 コロナ禍で立ち現れた中国を見る』勁草書房、2022年、51-52ページ。
- 33 「關於加強新型冠狀病毒感染的肺炎疫情社区防控工作通知」<http://www.nhc.gov.cn/jkj/s3577/202001/dd1e502534004a8d88b6a10f329a3369.shtml>、最終閲覧日2023年2月9日。
- 34 「關於網格、这些你應該知道！」[https://mp.weixin.qq.com/s?\\_\\_biz=MzU1OTU4OTE5Ng==&mid=2247617962&idx=4&sn=a5fa99597a237408248e2d821aaa7700&chksm=fc17bf89cb60369f7f2d65c8f9176a6611a7bcc4fef65cbf59534b6da9f5c6892b100dc6e95&scene=27](https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzU1OTU4OTE5Ng==&mid=2247617962&idx=4&sn=a5fa99597a237408248e2d821aaa7700&chksm=fc17bf89cb60369f7f2d65c8f9176a6611a7bcc4fef65cbf59534b6da9f5c6892b100dc6e95&scene=27)、最終閲覧日2023年5月18日。
- 35 「民政部、国家衛生健康委關於印發《新冠肺炎疫情社区防控与服務工作精準化精細化指導方案》的通知」<https://www.mca.gov.cn/article/xw/tzgg/202004/20200400026924.shtml>、最終閲覧日2023年5月7日。
- 36 『抗擊新冠肺炎疫情的中国行動』2020年6月7日、<http://www.scio.gov.cn/zfbps/ndhf/42312/Document/1682143/1682143.htm>、最終閲覧日2022年7月5日。
- 37 筆者は「人民」を「中華人民共和国国籍保有者のうち、共産党統治を受容或いは黙認する人々」と定義する。実質的には「(中国の)人々」とほぼ同じ概念であるが、ここ(Ⅲ.2.)では、イデオロギー色を鮮明にするためにこの表現を用いる。
- 38 2023年2月2日、米国防総省は監視用の気球が米国上空を飛行していると明らか

## ダイナミック・ゼロ政策の導入と放棄、そして、強靱な社会

- にしたが、3日の中国外交部定例記者会見における報道官の対応は、明らかに外交部が「蚊帳の外」であったことをうかがわせるものだった。
- 39 筆者による、複数の中国人留学生への聞き取り調査より。一方で、ダイナミック・ゼロ政策放棄とともに社区管理も緩くなったとの指摘もある。この場合、人々の不満が基層で吸収される可能性はなくなるのではないとの疑問が残る。
- 40 宮本雄二『2035年の中国 習近平路線は生き残るか』新潮社、2023年、213-214ページ。
- 41 「慶祝中国共産党成立100周年活動新聞中心第二場新聞发布会」<https://www.chinanews.com/shipin/spfts/20210627/3483.shtml>、最終閲覧日2022年12月16日。
- 42 習近平「高举中国特色社会主义伟大旗帜 为全面建设社会主义现代化国家团结奋斗」『人民日报』2022年10月26日。
- 43 「高齢者集結、抗議の声 中国・武漢、医療補助減額に反発」『朝日新聞』2023年2月17日。
- 44 某日本人報道関係者が筆者に語った話しより。
- 45 「中共中央政治局常务委员会召開會議聽取脫貧攻堅總結評估匯報」『人民日报』2020年12月4日。もっとも、この宣言の裏にはカラクリがある。日本のメディアは巨額補助金の存在、低く設定された貧困基準、農村部に限定した撲滅対象などを指摘している。「習氏、脱貧困「達成」を宣言、家屋の建て替え援助…、地方の借金膨らむ」『日本経済新聞』2020年12月18日。「中国農村部の貧困『ゼロ』になったの？」『朝日新聞』2020年12月19日。また、ある地方政府の財政部門で長期勤務経験の中国人元公務員によると、「年収には不動産も含まれる」。
- 46 物極まれば必ず反転す。長期安定政権を望むのであれば、指導者習近平はこの道理を熟考すべきなのかもしれない。
- 47 石川禎浩『中国共産党、その百年』筑摩選書、2021年、289ページ。
- 48 <https://covid19.who.int/data>、最終閲覧日2023年6月17日。
- 49 この疑問に対し、中兼和津次・東京大学名誉教授は筆者に対し、「単に、農民には動乱を起こすほどの体力が残っていなかったのでしょうか」と述べられた。ひょっとしたら、その程度のことなのかも知れない。



## 【研究ノート】

## 自己肯定感なるものについて： 「自己肯定感チェックシート」の分析を中心に

園田 明人

キーワード：自己肯定感、自尊感情、自己評価、自己受容、自己存在感、自己効力感、ポジティブ心理学、楽観性、悲観性

### 問題と目的

静岡県立大学は、心理学科や心理学に関連した学部・学科のない大学であるが、本学の学生団体から、学生団体が発行する雑誌で『自己肯定感』をテーマに特集を組むので、「自己肯定感とは何か」について話を聞きたい、また、自己肯定感のアンケート調査を行うので、その結果を見て分析してほしいとの依頼があった。自己肯定感という言葉は、世間では使われているが、心理学においては、必ずしも専門用語として使われているわけではないため、心理学のことを何も知らない学生が、心理学用語だと思っているのであろうと思われた。学生団体が行ったアンケート調査のデータも得られたため、以下、学生からの依頼について回答した内容を含め、この言葉にまつわることを簡単に整理した上で、調査の分析結果について報告し、いくつかの問題を考えていきたい。

巷で散見される書籍やインターネット情報には、「自己肯定感が高まれば人生は思い通りになる」とか、自己肯定感を高めることがよいことであり、「自己肯定感を高める方法」などといったものが紹介されていたりもする。学校教育の場においても、児童生徒の自己肯定感を高めることがよく、自己肯定感が低い生徒を問題視する傾向もあるようである。

何となく分かったかのように使われている言葉であるが、その中心概念は、科学としての心理学において用いられる "Self-Esteem" のことと思われる。日本の心理学用語としては、「自尊感情」が一般的であるが、「自尊心」と言ったり、「自己評価」と言ったりする場合もある。「自己存在感」や「自己効力感」ともほぼ同じ意味ではないかと思われていることもあるようである（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター, 2015）。

このようにあいまいな概念であるが、心理学では、"Self-Esteem" については古くか

ら研究されている。尺度としては、Rosenberg (1965) の“自尊感情尺度”があるが、その日本語版として、山本・松井・山成 (1982) のものがある。他にも、桜井 (2000) の日本語版の尺度などもある。

自尊感情の概念についても、古くは、James (1890) やJames (1892 今田訳1992) により、“自尊感情=成功/願望”としてとらえられており、個人が重要であると考えている領域 (願望・要求) において、実際に成功体験があると、自尊感情が高まるというものである。しかしながら、測定尺度や概念について、さまざまな問題点が指摘され、多くの改訂の試みが行われている (例えば、阿部・今野, 2007, 遠藤, 1999, 山崎・横嶋・内田, 2017, 山崎, 2017 など)。

自尊感情を、自分に当てはまる項目 (認知された自己の性格特徴の形容詞や記述文) のうち、望ましい項目がいくつあるかで、その比を「自己受容指数」としてとらえ、青年期の発達による自己受容指数の変化を研究しているものもある (加藤, 1977, 梶田, 1980)。それらの研究では、青年期には自尊感情の低下が見られることなどが報告されている。

このように、心理学においては、自尊感情はさまざまな観点から研究されてきている歴史があるが、その詳細は、ここでは省略する。今回の学生団体からのインタビューは、「自尊感情」ではなく、「自己肯定感」とはどのようなものであるのかについて、心理学の専門的な立場からコメントが欲しいということでもあった。筆者は必ずしもこの分野の専門的研究をしてきたわけではないものの、概略として、次のようなコメントをした。すなわち、「自己肯定感」という用語は、あいまいで多義的なものであって、用語の定義も明確ではなく、心理学の専門用語でもないということ、一部の心理学者もこの用語を使うことはあるが、自己を肯定的に見ていることという、文字通りの意味で使っているにすぎないこと、心理学の専門用語としては、「自尊感情」や「自尊心」、「自己評価」といった言葉が使われていること、「自己受容」と同じ意味でとらえる人もいること、認知的不協和が生じたときに、これでいいんだと自分で自分のことを認めるという意味での「自己肯定」ということも考えられること、精神分析の防衛メカニズム (防衛機制) の一つである「合理化」に近い面もあり、もっともらしい言い訳をするということ (満たされない欲求に対して、もっともらしい理由をつけて自分を納得させる)、精神分析的には、「自己愛」ともいえ、「自己愛性人格障害」というものもあること、近年では、「ポジティブ心理学」というものが、心理学でさかんに研究されており、人間の持つ「強み」や「美德」などにも着目すべきであるとか、「病理」の治療よりも「健康」や「幸福」など、ウェルビーイングに目を向けるべきというものがあるが、自分の「美德」を自分で認めることが自己肯定感にも近いこと、などである。

また、「自己肯定感が高いほうが良いという認識はあっているのか、それが高いこと (低いこと) によるメリット、デメリット」についてという質問については、自尊



## 自己肯定感なるものについて

感情（自己評価）が高いということは、日常の行動に影響すること、自己評価が否定的であれば、行動は消極的になるが、自己評価が肯定的であれば、自分に自信があり、行動は積極的になるため、自尊感情が高いことは一般的にはよいということになること、また、自分の強みに気がつくことは、心身の健康につながるとされていること、しかしながら、過度に自分に自信を持ち、何でも楽観的にばかり考え、現実を目をつぶってしまうことは、望ましいことではないこと、悲観的な面もあるかもしれないが、何か悪いことが起こるかもしれないと、常に用心しながら必要な対策を取り、結果としてよい成果につながることが望ましいこと、自己肯定感が高すぎることによる弊害としては、「傲慢」という言葉がわかりやすいのではないか、「自己愛性人格障害」や「ナルシズム（自己愛）（自己陶醉、うぬぼれ）」ということでもあるのではないか、などとコメントした。

また、「近年の大学生の自己肯定感（自尊感情）の現状」については、近年の大学生のことは、よく分からないが、以前の青年との違いがいろいろありそうで、反抗期のない、反抗しない青年であるとか、孤独を嫌い、一人であるよりも誰かとつながっていたいというような面が強いのではないかと答えた。さらに、「ポジティブ・イリュージョン」という現象についての研究では、「同年代・同性の一般的大学生に比べて、あなたは・・・」という質問に対して、日本の大学生は、領域によって、ポジティブにとらえる面と、ネガティブにとらえる面があり、他者への優しさや、まじめさなどは、平均的他人に比べて自分をポジティブに（過大に）評価するが、能力や容姿などではネガティブにとらえている（過小評価）ことが報告されているが（外山・桜井, 2001）、この傾向は、本学の学生も、授業内での簡易的な測定ではあるが、同じ結果であったこと、などを説明した。

インタビューに対する、このような回答がすべて当を得たものであったかどうかは不明な点もあるが、実際に雑誌で使われたのは、これらの回答の一部であった（『& YOU』編集部, 2023）。

この雑誌の特集として、「自己肯定感チェックリスト」とされるもの（週刊朝日, 2019; 中島, 2019）を用いたアンケート調査を、学生団体が本学学生に実施している。その結果についてもコメントを求められ、アンケートの結果と今の大学生の状況を比較して、簡単なコメントが欲しいとも言われた。しかしながら、心理学者としては、このチェックリストがどのようなものであるのかについて、しっかりと理解してからでなければコメントできないと考え、調査の内容を確認し、調査結果のデータを分析するべきと考えた。

このチェックリストの質問項目の内容は、すべて、ネガティブ傾向（否定的内容）についての問いであり、それについて、当てはまるかどうかを○か×で回答させるものとなっている。そして、これらネガティブ傾向の当てはまりが少なければ、自己肯定感が高いのだという。週刊朝日（2019）の記事では、この「上記の12個の質問のう

ち、○が10個以上ある場合、あなたの自己肯定感はいまかなり低い状態になっているといえます。逆に○が5個以下の場合、あなたの自己肯定感はいま比較的高い状態といえます」、との記載もある。しかし、それでいいのか。心理学者であれば疑問に思い、立ち止まって検討すべきであると思うはずである。

そこで、本研究では、学生団体が実施した、このチェックシートを中心としたアンケート調査の回答データを分析することにした。分析の結果から、どのようなことがいえるかを検討することを研究の目的とした。

## 方 法

**調査対象者と手続き** 2023年1月に、学生団体から本学学生に、アンケート調査への回答協力が呼びかけられ、google フォームにより回答してもらった。その結果、87名の回答が得られた。内訳は、大学1年生35名、2年生27名、3年生15名、4年生8名、大学院生2名で、学部は、薬学部9名、食品栄養科学部2名、国際関係学部55名、経営情報学部16名、看護学部5名であった。性別の内訳や年齢は不明である。

**調査内容** アンケート調査の内容は、中島(2019)の「自己肯定感チェックシート」の全12項目(自分に当てはまるかどうかの2件法)に加え、「あなたの悩みで近いものを選択してください」という質問に、「人と話すことが苦手」「周りを気にしすぎてしまう」「自分に自信がない」「自分の意見をはっきり言えない」「ストレスを溜め込んでしまう」「ちょっとした失敗やミスを引きずりやすい」の“6つの悩み”の中から、当てはまるものを選択(複数選択可)して回答するものと、「自分自身の性格、周りの人間関係など、悩みがあれば教えてください。」という質問に自由記述で回答するもので構成されていた。また、属性として、学部と学年の回答が求められた。

## 結 果

始めに、「自己肯定感チェックシート」の回答から、因子分析をおこなった。初回の因子分析(主因子法)では、固有値が1以上の因子数は4あり、スクリープロットや累積寄与率も参照した上で、4因子解が妥当と判断した。そこで、因子数を4と固定し、2回目の因子分析(主因子法、プロマックス回転)を行ったところ、項目01「朝、鏡を見て自分の嫌なところを探してしまっている」の因子負荷量が低く、共通性も低かった。そこで項目01を分析から除外し、3回目の因子分析を行った。その結果、4因子すべて因子負荷量が.40以上となった(表1)。

自己肯定感の程度を測定するというものではあるが、質問項目の内容は、いずれもネガティブなものなので、因子の解釈もネガティブになるが、第1因子は、行動を起こせない、限界を感じる、躊躇するといった項目であることから「行動消極性因子」と命名した。第2因子は、他者からの影響を受けてしまう項目が集まっていることから「他者による支配因子」と名付けた。第3因子は、決断できずに悩んでしまう項目

## 自己肯定感なるものについて

できているため「優柔不断因子」と名付けた。第4因子は、こんな自分が嫌だと思っている項目であることから「自己嫌悪因子」と名付けた。

表1 因子分析結果（プロマックス回転後のパターン行列）

	因子1 行動 消極性	因子2 他者による 支配	因子3 優柔不断	因子4 自己嫌悪
Q06 「ねば」「べき」と考えてしまい、行動を起こせない	0.763	-0.015	-0.075	-0.120
Q11 新しいことに挑戦したいなと思っても、「どうせ」「自分じゃな」と、勝手に限界を決めてしまっている	0.744	0.067	-0.115	0.016
Q08 やるぞと決めても、まわりの人の目が気になり、躊躇してしまうことがある	0.502	-0.097	0.140	0.231
Q03 職場や学校、家庭でちょっと注意されると、深く落ち込んでしまう。立ち直るまでに時間がかかってしまう	0.090	0.744	0.106	-0.218
Q04 自分のペースを乱されると、些細なことでもイラっとしてしまうことがある。	-0.151	0.698	-0.106	0.204
Q07 上司から言われた何気ないひと言が気になって、こたわってしまう	0.242	0.408	0.026	0.047
Q09 出かける前、一日を過ごす服選びに悩んでしまう	-0.176	-0.030	0.823	-0.079
Q05 ふとしたときに「無理」「忙しい」「疲れた」「どうしよう」「嫌だ」「つらい」といったネガティブな言葉がこぼれている	0.069	0.149	0.424	0.199
Q10 一度決めたことなのに、本当にこれでいいのかと悩むことがある	0.317	-0.052	0.413	-0.034
Q12 電車から降りるときやエレベーターに乗るとき、ノロノロしている人にイライラしてしまう	0.024	-0.092	-0.024	0.616
Q02 SNSを開くたび、人からの「いいね」を待っている自分がいる	-0.023	0.198	-0.007	0.502

また、因子間相関は、表2に示すとおりであった。因子1（行動消極性）は因子2（他者による支配）と中程度の相関があり、因子3（優柔不断）と弱い相関がみられた。因子2（他者による支配）は、因子3（優柔不断）と弱い相関がみられた。その他の因子間相関はみられなかった。

表2 因子相関行列

	因子1	因子2	因子3	因子4
因子1 行動消極性	1.000	0.460	0.342	0.122
因子2 他者による支配		1.000	0.377	0.255
因子3 優柔不断			1.000	0.042
因子4 自己嫌悪				1.000

次に、4因子の尺度得点を求め、尺度得点間で相関係数を求めた(表3)。その結果、因子間相関と同様に、因子1(行動消極性)は因子2(他者による支配)や因子3(優柔不断)と弱い相関がみられた。因子2(他者による支配)は、因子3(優柔不断)と弱い相関がみられた。その他の因子間相関はみられなかった。

これらのことから、行動消極性が高い人ほど、他者による支配と優柔不断傾向が高く、他者による支配が高い人ほど、優柔不断傾向が高かったが、その相関関係はいずれも強いものではなかった。

表3 因子尺度得点間のPearsonの相関係数

	因子1	因子2	因子3	因子4
因子1 行動消極性	1.000	.387**	.307**	0.128
因子2 他者による支配		1.000	.326**	0.201
因子3 優柔不断			1.000	0.067
因子4 自己嫌悪				1.000

\*\* p<.01

これらの結果から、この「自己肯定感チェックシート」なるものは、質問項目全体を通して1因子構造にはなっていない、つまり、合計点を出しても、それによって「自己肯定感」という1因子を見ることはできそうにないことが分かった。因子間相関は弱いながら認められるものの、1因子解とするには無理があると思われる。解析の結果から、「自己肯定感チェックシート」は4因子構造と見るのが妥当であると思われる。

このチェックリストの作者によれば、質問項目の内容に当てはまらないことが「自己肯定感」が高い、望ましい姿なのだという。そうであれば、「他者を気にせず、自分の判断で自己決定し、自分を信じて、積極的な行動ができる」ことが、「自己肯定感が高い人物像」になるのであろう。あえて1因子解としてとらえた場合の全体像ではあるが、全体として、自己中心的な性格にも思える人物像である。このチェックリストが示す自己肯定感の高い人物像は、そういう性格傾向を持つ人なのかもしれない。

次に、4因子の尺度得点の平均値を比較した(表4と図1)。本学の学生は、自己嫌悪は低い、優柔不断傾向がやや高い傾向が見られる。嫌な自分を意識すること(自己嫌悪)は少ないが、あれかこれかと悩んでしまう優柔不断傾向がやや高い学生が多いといえるかもしれない。

## 自己肯定感なるものについて

表4 4尺度得点の平均値

		平均値	標準偏差
因子1	行動消極性	0.544	0.384
因子2	他者による支配	0.617	0.375
因子3	優柔不断	0.682	0.344
因子4	自己嫌悪	0.408	0.400

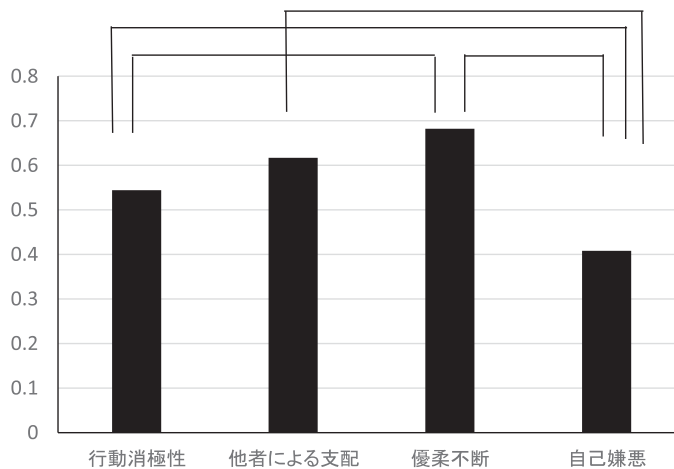


図1 4尺度得点の平均値

平均値の差を見るために、1要因参加者内の分散分析を行ったところ、4つの平均値には1%水準で有意な差が認められた ( $F(3,347) = 11.04, p < .01$ )。効果量 ( $f$ ) は、0.358で中程度であった。多重比較 (Holm法, 5%水準) の結果、「優柔不断」は、「他者による支配」とは有意差はないが、「行動消極性」や「自己嫌悪」と有意な差がみられた。「自己嫌悪」は、「他者による支配」や「行動消極性」とも有意差があった。

各因子項目の学年別平均値を表5に示す(4年生と大学院生は人数が少ないため「4年生院生」としてまとめた)。学年によって平均値に差があるかどうかを比較するために、因子項目平均値ごとに、1要因参加者間の分散分析を行った。その結果、行動消極性でのみ、学年の主効果が認められた ( $F(3,86) = 2.85, p = .042$ , 偏イータ<sup>2</sup>乗 = .093) (図2)。多重比較 (LSD法) を行ったところ、4年生院生は、1年生と有意な差があり ( $p = .005$ )、2年生や3年生とは有意な差の傾向が見られた ( $p = .086, .061$ )。

このことから、1年生は行動消極性が高いが、学年が進むにつれ、行動消極性は低くなり、4年生や大学院生は最も行動消極性が低い、すなわち積極的な行動を取っていることが分かった。4年生や大学院生が一番自分に自信があり、積極的な行動を取っているようである。

表5 各因子項目得点の学年別平均値 (SD)

	1年生	2年生	3年生	4年生院生
人数	35	27	15	10
行動消極性	0.648 (0.379)	0.506 (0.362)	0.556 (0.371)	0.267 (0.378)
他者による支配	0.571 (0.384)	0.691 (0.369)	0.644 (0.367)	0.533 (0.391)
優柔不断	0.743 (0.303)	0.704 (0.362)	0.578 (0.344)	0.567 (0.417)
自己嫌悪	0.343 (0.359)	0.500 (0.416)	0.500 (0.463)	0.250 (0.354)

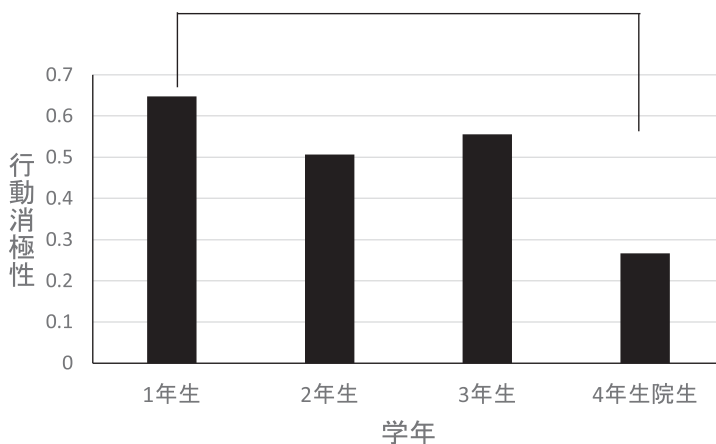


図2 行動消極性因子項目得点の学年別平均値 (SD)

6種類の悩み（人と話すことが苦手、周りを気にしすぎてしまう、自分に自信がない、自分の意見をはっきり言えない、ストレスを溜め込んでしまう、ちょっとした失敗やミスを引きずりやすい）それぞれについて、「はい」と答えている人（その悩みをかかえている人）と、そうでない人を分けて、各因子項目平均値を比較した（表6）。その結果、「人と話すことが苦手」に「はい」と答えている人は、そうでない人に比べて、「他者による支配」得点が有意に高かった（ $F(1,86) = 5.52, p = .021$ ）。「周りを

## 自己肯定感なるものについて

気にしすぎてしまう」に「はい」と回答している人ほど、「行動消極性」が高く (F (1,86) =20.04,  $p<.01$ )、「他者による支配」を受けやすかった (F (1,86) =20.07,  $p<.001$ )。「自分に自信が無い」と思う人ほど、「行動消極性」が高く (F (1,86) =20.93,  $p<.001$ )、「他者による支配」を受けやすく (F (1,86) =12.22,  $p=.001$ )、「優柔不断」傾向が高かった (F (1,86) =14.15,  $p<.001$ )。「自分の意見をはっきり言えない」と思う人ほど、「行動消極性」が高いことが分かった (F (1,86) =5.04,  $p=.027$ )。「ストレスをため込んでしまう」と思う人ほど、「他者による支配」を受けやすく (F (1,86) =8.79,  $p=.004$ )、「自己嫌悪感」が高い傾向にあった (F (1,86) =2.82,  $p=.097$ )。「ちょっとした失敗やミスを引きずりやすい」と思う人ほど、他者による支配が高かった (F (1,86) =20.08,  $p<.001$ )。

表 6 悩みの有無別にみた各因子項目平均値(SD)と、悩みの有無による平均値の差の検定結果

	人と話すことが苦手			周りを気にしすぎてしまう			自分に自信がない		
	はい(n=17)	いいえ(n=70)		はい(n=48)	いいえ(n=39)		はい(n=48)	いいえ(n=39)	
行動消極性	0.647 (0.363)	0.519 (0.388)	ns.	0.694 (0.336)	0.359 (0.362)	$p<.001$	0.715 (0.330)	0.333 (0.342)	$p<.001$
他者による支配	0.804 (0.290)	0.571 (0.381)	$p=0.021$	0.764 (0.322)	0.436 (0.360)	$p<.001$	0.736 (0.357)	0.470 (0.348)	$p=.001$
優柔不断	0.725 (0.294)	0.671 (0.357)	ns.	0.736 (0.299)	0.615 (0.386)	ns.	0.799 (0.290)	0.538 (0.356)	$p<.001$
自己嫌悪	0.353 (0.386)	0.421 (0.405)	ns.	0.458 (0.410)	0.346 (0.383)	ns.	0.396 (0.412)	0.423 (0.390)	ns.

	自分の意見をはっきり言えない			ストレスを溜め込んでしまう			ちょっとした失敗やミスを引きずりやすい		
	はい(n=34)	いいえ(n=53)		はい(n=39)	いいえ(n=48)		はい(n=42)	いいえ(n=45)	
行動消極性	0.657 (0.371)	0.472 (0.378)	$p=0.027$	0.564 (0.384)	0.528 (0.388)	ns.	0.540 (0.382)	0.548 (0.390)	ns.
他者による支配	0.608 (0.406)	0.623 (0.358)	ns.	0.744 (0.329)	0.514 (0.383)	$p=.004$	0.786 (0.319)	0.459 (0.357)	$p<.001$
優柔不断	0.657 (0.333)	0.698 (0.354)	ns.	0.701 (0.340)	0.667 (0.351)	ns.	0.698 (0.311)	0.667 (0.376)	ns.
自己嫌悪	0.397 (0.404)	0.415 (0.401)	ns.	0.487 (0.405)	0.344 (0.388)	$p=.097$	0.440 (0.401)	0.378 (0.401)	ns.

## 考 察

「自己肯定感」という言葉が広く使われている中で、「自己肯定感チェックシート」とされる質問項目に回答すれば、自己肯定感の高さ・強さが分かるということが、大学生を初めとした世間一般に流布されている。本研究では、その「自己肯定感チェックシート」なるものがどのようなものであるのかを、大学生を対象に実施された調査の回答データをもとに分析した。その結果、「自己肯定感チェックシート」は、1因子構造ではなく、4因子構造となっていること、また、その質問項目は、すべてがネガティブな内容であることから、自己肯定とは反対の、自己否定的側面をとらえようとしているものであり、「行動消極性」、「他者による支配」、「優柔不断」、「自己嫌悪」の4因子で構成されていることが分かった。このチェックシートは、こうしたネガティブな特徴が少なくなれば、自己肯定感が高くなるということであるが、それでは自己

肯定感を定義したことにはならない。自己否定感が少ないことは、自己肯定感が高いことを示してはいない。自己否定と自己肯定は一次元の両極であるとは限らず、二次元性もある。楽観性に関する心理学のこれまでの研究では、オプティミズム（楽観性）とペシミズム（悲観性）は一次元上の両極であるのか、二次元なのかについて、いくつかの研究で結果が示され議論されてきており、二次元であるとの解釈が多くなっているが（例えば、園田・藤南, 1998）、自己肯定と自己否定も、それと同じである。また、自分を正しく省みず、自己を過度に過信した、自己中心的な性格は、社会生活にも支障を来すであろう。むしろ、「防衛的ペシミズム」に関する研究で示されているように、適度に自己のネガティブな側面を意識している方が、結果として成功につながることも多い。

このような分析結果から、このチェックシートでは、自己の肯定的側面を測定しているとはいえないこと、質問紙の信頼性や妥当性に関する記述を確認できないこと、これまでの科学としての心理学におけるさまざまな研究知見をふまえていないことなどの問題があると思われる。確かに、中島（2019）は、自己肯定感を、「自尊感情」、「自己受容感」、「自己効力感」、「自己信頼感」、「自己決定感」、「自己有用感」の6つで構成されるものであると述べている。しかしながら、それらを一つにまとめて「自己肯定感」という一つの構成概念ができることは、科学的なデータで示されているわけではない。また、肯定的であることばかりが強調され、否定的側面を軽視する風潮は、望ましいものでもなく、科学的にもそれがよいことであるということが示されているわけではない。科学としての心理学として、エビデンスを積み重ね、エビデンスに基づいた概念定義や尺度開発、さらには研究知見の公表をしていく必要があると思われる。

ところで、本研究における調査結果からは、今日の大学生は、あれこれと悩んで決断できない優柔不断面が高い傾向にあるが、だからといって、日常生活で自分を嫌悪してしまうことが高いわけではないという傾向が示されていた。今日の大学生の特徴の一端を示していると思われる。また、大学生は1年生から4年生へと学年が上がるにつれて、行動の消極性が低くなっていた。これは、青年期から成人期へと移行する過程での、大学生の自己形成の発達的变化を示すものといえるだろう。なお、学部による差についても分析はしてみたが、各学部のサンプル数に偏りがあることも考慮すれば、特段の知見は得られなかった。自由記述による回答については、回答数が少なく、事例研究として分析すれば何か得られるものはあるかもしれないが、詳細な分析までは行っていないため、今後の課題としたい。

本研究では、自尊感情や肯定的自己概念についての十分な研究レビューが行われていないが、山崎（2017）による「自尊感情革命」という新しい提案も示されているように、広く多面的な研究レビューが必要であろう。今後は、こうした心理学における数多くの研究知見をふまえ、新たな研究に取り組んでいきたい。



## 引用文献

- 阿部美帆・今野裕之（2007） 状態自尊感情尺度の開発. パーソナリティ研究, **16** (1), 36-46.
- 『&YOU』編集部（2023） 特集「自己肯定感とは」：自分との向き合い方、自分らしく生きるためのヒント. 静岡県立大学キャリア情報誌『&YOU』（アンドユー）第**31**号, 4-5.
- 遠藤由美（1999） 「自尊感情」を関係性からとらえ直す. 実験社会心理学研究, **39** (2), 150-167.
- James, W. (1890). *The principles of Psychology* (Volume One). New York: Henry Holt and Company.
- James, W. (1892). *Psychology: Briefer course*. London: Macmillan. (ジェームズ, W. 今田 寛 (訳) (1992). 心理学 (上) 岩波文庫)
- 梶田叡一（1980） 自己意識の心理学. 東京大学出版会
- 加藤隆勝（1977） 青年期における自己意識の構造. 東京大学出版会
- 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（2015） 「自尊感情」？それとも「自己有用感」？. 生徒指導リーフ **leaf.18**
- 中島輝（2019） 自己肯定感の教科書. SBクリエイティブ
- Rosenberg, M. (1965). *Society and the adolescent self-image*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- 桜井茂男（2000）. ローゼンバーグ自尊感情尺度日本語版の検討. 発達臨床心理学研究, **12**. 65-71.
- 週刊朝日（2019） あなたの「自己肯定感」は大丈夫？ 専門家監修チェックシートを見よ. 週刊朝日 2019年6月7日号  
<<https://dot.asahi.com/wa/2019053000013.html>>
- 園田明人・藤南佳代（1998） オプティミズム・ペシミズムの構造分析と健康感との関係. 健康心理学研究, **11**, 1-14.
- 外山美樹・桜井茂男（2001） 日本人におけるポジティブ・イリュージョン現象. 心理学研究, **72**, 329-335.
- 山崎勝之（2017） 自尊感情革命. 福村出版.
- 山崎勝之・横嶋敬行・内田香奈子（2017） 「セルフ・エスティーム」の概念と測定法の再構築ーセルフ・エスティーム研究刷新への黎明. 鳴門教育大学研究紀要, **32**, 1-19.

## 参考文献

- 堀 洋道（監修）・吉田 富二雄・宮本 聡介（編集）2011 心理測定尺度集 V: 個人から社会へ〈自己・対人関係・価値観〉, サイエンス社

Journal of International Relations and Comparative Culture, Vol22 No.1, 2023, p133-144

**Sense of Self-Positivity:**  
**Focusing on an Analysis of the "Questionnaire for a Sense of Self-Positivity"**

Akihito SONODA  
(University of Shizuoka)

Key words : positive self-concept (sense of self-positivity), self-esteem, self-rating (self-evaluation), self-acceptance, self-efficacy, positive psychology, optimism, pessimism

## 【研究ノート】

# 日本における外国人ケア労働者の受け入れ枠組みの変遷とその評価—フィリピン人を中心に

高畑 幸・米野みちよ

## 1. はじめに

本研究の目的は、フィリピン人労働者およびフィリピン政府の視点から、日本におけるケア労働者（主に介護労働者）受け入れの枠組みを再考することである。具体的には、介護保険制度が導入された2000年以降の外国人ケア労働者をめぐる状況を、日本でケア労働に従事したフィリピン人への聞き取りを中心に、彼（女）らの声から再構築し、今後の日本の政策について検討したい。

なお、以下では「ケア労働」は看護と介護業務全般を、「ケア労働者」は看護師および介護士を意味する。また、「介護士」は介護業務に携わる人全般を、「介護福祉士<sup>1</sup>」とは日本の介護福祉士国家試験合格者を指す。「看護師」とは各国において看護師の資格を取得した者<sup>2</sup>を指している。また、本稿における「フィリピン人」とは「フィリピン国籍者」および「フィリピン出身者」という意味で使われている。同様に、「外国人」は「外国籍者」および「外国出身者」である。

日本の少子高齢化に伴う介護人材の確保は日本社会にとって喫緊の課題である。厚生労働省が令和3（2021）年に発表した「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数」によると、都道府県が推計した介護職員の必要数は、2023年度には約233万人（2019年から約22万人の増員）、2025年度には約243万人（同、約32万人の増員）、2040年度には約280万人（同、約69万人の増員）であった<sup>3</sup>。日本国内で養成できる介護職員数は頭打ちであり、外国から介護人材を受け入れるほかに有効な手立ては無い。事実、厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和4年10月末現在）によると、医療・福祉分野で働く外国人（多くが介護労働者）は74,339人と、2018年からの4年間で約3倍に増加した<sup>4</sup>。この増加の背景には、日本において外国人が介護職に就くための「入口」すなわち労働者受け入れのための枠組みと在留資格を政策的に増やしてきたことがある。その結果、今後も外国人の介護職員は増えていく。このことは、公益財団法人介護雇用安定センターが実施した令和3年度「介護労働実態調査」に回答した全国の8,809事業所のうち、外国人職員がいるのは6.2%にとどまるも

の、「新たに活用する予定がある」(外国人職員の雇用を増加あるいは新規に雇用)とする事業所が11.7%にのぼったことから明らかである<sup>5</sup>。

また、少子高齢化は先進国共通の課題である。2020年、日本の高齢化率は28.6%と世界一で、ドイツは21.7%、フランスは20.8%、スウェーデンは20.3%、アジアでは韓国が15.8%と続く<sup>6</sup>。これらの国々が介護の移住労働者を雇う際に英語を話せるフィリピン人を好むことは多く、日本よりも好待遇を提示し容易に入国させ、数年で永住資格を与える国もある。その一例がカナダで、子ども、高齢者、あるいは障害者がいる家庭に住み込んでフルタイムでケア労働を行う外国人は、高校卒業に加えて1年以上の学歴と英語またはフランス語能力があれば家族を伴って入国でき、2年の就労実績があれば永住資格を得ることができる<sup>7</sup>。フィリピン人にとって、新たな言語習得の必要がなく、家族で移住できるカナダは魅力的である。言葉の壁がないことは自身のストレスが少ないだけでなく、帯同する子どもも移住先での学校への適応が容易であり教育達成を期待できる。換言すれば、世界各国が介護労働者の争奪戦を繰り広げており、自国を離れて介護労働をしようというフィリピン人労働者にとっては日本以外にも多くの選択肢がある。この時代に、日本が上記のような介護人材不足を移民により補おうとすれば、より魅力的なプログラムを提供する必要がある。

介護の人手不足と外国人介護労働者の雇用に関する先行研究は、経済連携協定(Economic Partnership Agreement = EPA、以下EPAと略す)や技能実習生を対象とした研究があるが、日本の雇用者側からの視点が多い(加茂 2020、山田 2018等)。本研究はフィリピン人労働者およびフィリピン政府からの視点から、日本の外国人介護労働者受け入れ政策の持続可能性を問うものである。

周知のとおり、日本では2000年の介護保険制度導入が介護業界にとっての大きなターニングポイントであった。その後、2008年にインドネシアよりEPAによる看護師候補者および介護福祉士候補者が来日し(フィリピンからは翌2009年以降)、2017年に技能実習に「介護」が追加されるとともに、介護福祉士資格を得た外国人が在留資格「介護」を得ることができるようになった。これにより、介護専門学校等で学んで介護福祉士資格取得を目指す、いわゆる介護留学生が増加した。また、2019年に新設された在留資格「特定技能」でも介護人材を受け入れており、2022年にその数は急増した。

以下では、2000年から2007年を第一段階、2008年から2016年を第二段階、2017年から現在を第三段階と考えて(図1)、それぞれの段階で、日本のケア労働者受入れ政策に対していわば「労働者送出国の先進国」であるフィリピンの人びとおよび政府がどのように反応し、また、どのような「戦略」を行使してきたのかを明らかにする。この作業を通じて、今後の外国人ケア労働者の受け入れ政策の改善に向けた示唆を得ることにしたい。

## 日本における外国人ケア労働者の受け入れ枠組みの変遷とその評価

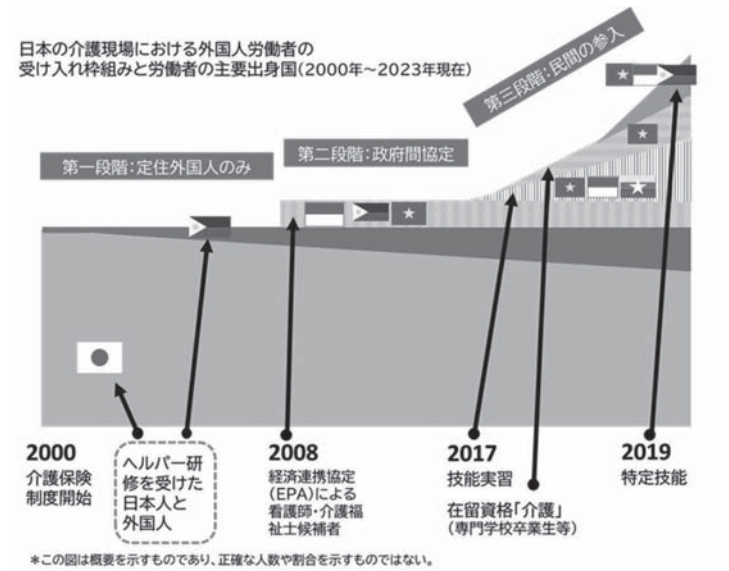


図1 外国人ケア労働者受け入れの3つの段階  
出典：高畑作成

ここでフィリピン人に注目する理由は、介護職で働く外国人の中でも、多くのフィリピン人が長期にわたって就労してきたことである。図2は、厚生労働省の外国人雇用の届出状況調査で「医療・福祉」分野のデータがある2018年から2022年の出身国別人数を示したものである。フィリピン人は2018年から2021年まで一位を維持してきた。2018年時点では、ベトナム人は2486人でフィリピン人は8418人と3倍以上の開きがあったが、その後ベトナム人が急増し、2022年に初めてフィリピン人を僅差で抜いてベトナム人が一位となった。なお、2017年以前は同調査で「医療・福祉」は職種カテゴリとして独立していなかったため数は明らかではないが、おそらく介護職に従事する外国人は、いずれも結婚移民が多いフィリピン人と中国人が多数を占めていたと思われる。

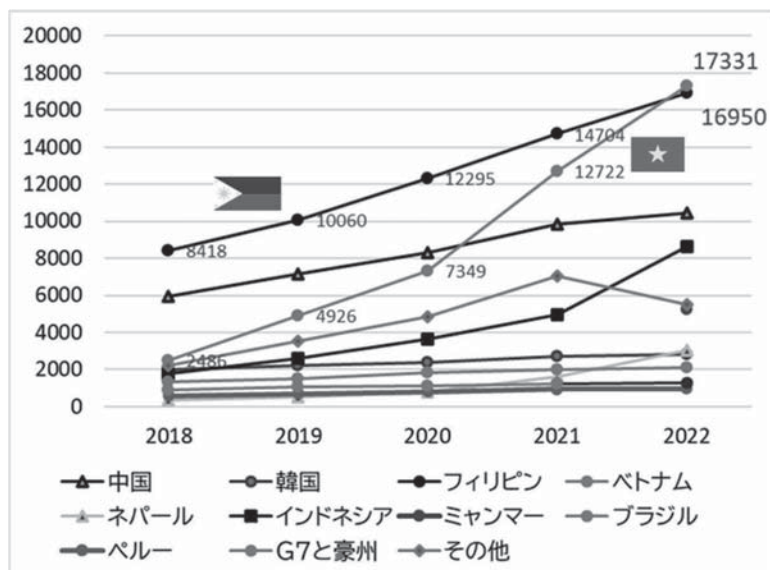


図2 医療・福祉分野の外国人労働者（ほとんどが介護職、2018-2022年）  
出典：厚生労働省 外国人雇用状況の届け出状況まとめから作成

図1で示したとおり、2000年以降に日本でケア労働に従事した外国人（定住外国人および介護労働を目的として来日した外国人）の受け入れ枠組みは3段階に分けられる。詳しくは後述するが、すべての段階において、複数の受け入れ枠組みと在留資格でフィリピン人が入国し、介護に従事してきた。

これらの事実から、日本における外国人のケア労働を再考するさいに、フィリピン人をひとつの参照軸とすることが妥当だと思われる。以下に、第一段階から第三段階までの時系列で、各段階で従事したフィリピン人の来日背景と介護職に就くにあたっての資格要件等を含めて振り返っていく。

## 2. 第一段階—「定住外国人のみ」の時代（2000-2007年）

1999年まで、介護サービスの提供は福祉的な「措置」として行われてきたが、2000年の介護保険制度導入によって介護サービスは消費財となり、大量の民間企業が介護事業に参入することとなった。それに伴って介護職員の需要が高まり、日本各地で介護職員の初級資格となる「ホームヘルパー2級<sup>8</sup>」の研修会が開催され、日本の専業主婦等の中高年女性たちが受講した。ホームヘルパー2級は学歴も国籍も不問で取得できたため、日本人受講生に混じって定住外国人（在日韓国・朝鮮人、中国帰国者、南米出身の日系人、結婚移民等）も受講していた。結婚移民の多くを占めていたのが

## 日本における外国人ケア労働者の受け入れ枠組みの変遷とその評価

フィリピン人女性であった。2000年の介護保険制度導入から2007年まで、日本における外国人介護者が、原則として定住外国人のみであった時期を、第一段階とする。

しかし、彼（女）らの出身国別人数は明らかではない。ホームヘルパー2級は、約3週間の研修（学科および実習）を修了すれば国籍に関わらず同じ認定証が都道府県知事から発行されるからである。数少ない手がかりが、高畑らが2008年に行った「在日フィリピン人介護者調査」である。当時、2000年代半ばから在日フィリピン人向けに国際電話カードを販売していた日本の会社が、顧客からの要望によりホームヘルパー2級資格をとるための研修をフィリピン語や英語の通訳と日本語の補習付きで行うようになった。2008年の調査時、高畑がこれらの会社へ調査票配布の協力を求めると同時に講座修了者数を尋ねたところ、東京・名古屋・大阪にある主要な講座の修了者数は合計2000人にのぼることが推計できた<sup>9</sup>。図3は2008年にフィリピン人向けエスニックメディアに掲載されたTokyo Caregiver Academyの広告である。これが当時のホームヘルパー2級講座の一例で、研修は約3週間におよび、座学、教室内の演習、介護施設での実習を行う。講義・演習・実習は日本語で行うが、フィリピン人受講者向けに日本語の補習がある。この講座主催者は人材派遣業者を兼ねており、修了と同時に同社を通じて介護施設へ派遣されて働くこともできる。もちろん、自分で就職先を探してもよい。受講料は8万5千円、教材費が5千円の合計9万円がかかるが、当時はローンを組んでも受講する人たちがいた。

Since the Japanese population is aging, many nursing homes are becoming a great help lately. That is why foreign caregivers are becoming in any way to start your new career. Join us today and make your first step as a caregiver!

**Caregiver in Action!**

FEATURE 1	FEATURE 2	FEATURE 3
<b>"Home Helper 2nd Degree"</b> Certificate of completion for "Home Helper 2nd Degree" will be issued at graduation. With this certificate, you can work at any nursing home in Japan.	<b>"Nursing care" and "Japanese" in One!</b> You could learn both nursing care and Japanese in a flash. The curriculum helps you to develop your skills for both nursing care and communication with elders.	<b>Full-Recruitment Support</b> TCA staff will be assigned to each of you with recruitment. We also offer counseling service to help you if you have any worries or doubt.
Tuition	Program Fee ¥ 85,000	Textbook ¥ 5,000
Total Tuition Fee ¥ 90,000		

For more details: ■ JACOM 60 (Sat Sun) Starts from 17th JAN ■ JACOM 104 (W) Starts from 19th JAN ■ JACOM 11 (F) Starts from 2nd FEB  
 ☎ 0032-6610 ☎ 0032-6612 ☎ 03-5643-5381

図3 在日フィリピン人向けのホームヘルパー2級講座の広告（『Pinoy Gazette』2008年12月14日号）

高畑らは2008年、東京、名古屋、大阪にあった同種の企業を足がかりとして「ホームヘルパー2級を取得したフィリピン人」を対象に質問紙調査を行い、190票を回収

した。その結果、回答者の平均像は「1970年前後に生まれ、興行労働を経て日本人男性と結婚して定住した結婚移民」であった。介護の資格を得た動機は、①人の役に立ちたい (45.5%)、②社会的評価を上げたい (43.9%)、③チャレンジ精神 (42.9%) であった。資格取得者へのインタビューでは「資格取得のために家で勉強していたら、子どもから『お母さん、がんばってるね』と言われて嬉しかった」「自分は日本語の読み書きが苦手なので、子どもが漢字を教えてくれた」「子どもに尊敬されたい」等の声があった (高畑 2010)。ホームヘルパー2級の認定証は、彼女らにとって、日本で初めて手にする「資格」だった。それを手にした結婚移民たちの目の輝きは今でも忘れられない。

日本においてフィリピン人女性興行労働者が増加したのは1980年代後半、そして彼女らが結婚移民となったのが1990年代からであった。2008年当時、彼女らは30代後半の中年期になっていた。日本での初職が夜の仕事だった女性たちの中には、結婚後も母国への送金のために昼と夜のアルバイトを掛け持ちしていた人たちが少なくなかった。彼女らが昼間の仕事への転換を目指すとき、国籍も学歴も不問で取得できる介護の資格は魅力的に映った。結婚移民は日本の津々浦々ですでに定住して「日本の家族」の一員となっており、日本語の読み書きは難しくとも会話 (方言を含む) には問題がなかった。このコミュニケーション能力の高さは介護職で役立つ。彼女らは、いち早く日本の介護現場に入った外国人であり、彼女らの存在は介護施設の利用者や同僚の職員にとっては「外国人から介護を受けること」「外国人と一緒に働くこと」を体験する契機となった。

次に、フィリピン人結婚移民の介護職での従事をまた別の角度から見てみよう。日本の「夜の街」におけるフィリピン人女性興行労働者は、1990年代には年間4～5万人に上ったが、2004年にアメリカ国務省から人身取引の温床だと批判された (Department of State, United States of America 2004: 96)。その後、日本政府は法務省令を改正して興行ビザ取得のための基準を厳格化したため、2005年から興行ビザによるフィリピン人の入国者は激減した。とはいえ、この時代までに日本では「水商売で働くフィリピン人女性」というステレオタイプが形成されてしまっていた。アメリカからの外圧が端緒ではあったが、2000年代半ばまでにフィリピンからの女性興行労働者が急減し、すでに結婚移民となっていた女性たちが日本で介護労働に参入するという「興行から介護へ」の流れが起きたことは、その後、上記のステレオタイプが徐々に薄らいでいく契機となった。

また、結婚移民による介護労働への参入は、彼女らにとってのリスクリング (業務上に必要な新たな知識やスキルの習得) の機会ともなった。2000年代半ばは「リスクリング」という言葉は普及していなかったが、日本での初職が興行労働で、結婚移民となった後も家事や育児に追われて非正規雇用を繰り返してきた結婚移民たちにとっては、介護の研修を受けて日本語の読み書きを学びなおし、介護という新たなスキル



と、社会保険と厚生年金に加入できる安定的な雇用機会を得た。このことは、彼女らの経済的自立だけでなく、福祉分野でフィリピン人が活躍するという社会的評価を得て、集合的なセルフ・エスティーム（自己肯定感）を回復することにもつながったと考えられる。

### 3. 第二段階—政府間協定の時代（2008-2016年）

第二段階では、経済連携協定（EPA）に基づいてフィリピン人看護師らが来日し、看護補助者や介護士として働くこととなった。政府間協定に基づくプログラムによる受入れを特徴とする。この時期、言葉の壁も相まって、彼（女）らの技能の低下（ディスクリング）にフィリピン政府関係者や研究者らの懸念が集中した。一方で、一部のケア労働者にとっては、日本の洗練された介護の流儀にふれることは、介護職の専門性を認識させ介護に関する新しいスキルの習得（リスクリング）の機会をもたらした。また、日本政府や良心的な雇用機関、支援者らの提供する日本語教育は、彼（女）らが日本語運用能力というスキルを習得する機会ともなった。

前述の通り、日本では、2000年の介護保険制度導入によって、従来の看護業務の一部を担う専門家として「介護福祉士」という国家資格（名称独占）、そしてそれを補佐する「ホームヘルパー<sup>10</sup>」等の資格が創設された。これは、国内の看護および介護業界にとって大きなターニングポイントとなった。しかし「介護福祉士」は、その資格の定義や必要とされる知識やスキルが日本独自のものであるため、その後、日本が外国人看護師・介護士を受け入れた際には大きな混乱をもたらすこととなった。

2008年以降、EPAに基づいてインドネシア（2008年にプログラム開始および初来日）、フィリピン（2009年にプログラム開始および初来日）、ベトナム（2012年にプログラム開始、初来日は2014年）から、看護師および介護福祉士候補者の受入れが始まった<sup>11</sup>。これは、自由貿易を促進することを目的とした外国政府との協定の中に、経済学的な概念としての「自然人の移動」が盛り込まれたものである。平たく言えば、日本からの工業製品等の輸出品に対する関税の引き下げや撤廃等を相手国に要求する代わりに、日本は東南アジアの三カ国からの輸入品の関税の引き下げや撤廃に加えて、一定の条件を満たしたケア労働者を受け入れることに、日本と各相手国が合意したものである。外国人ケア労働者が資格取得により日本に永住できる道を開いた最初の制度であり、本稿ではこれを日本における外国人ケア労働者の展開を振り返る際の第二のターニングポイントとする<sup>12</sup>。

#### 一筋縄ではいかないプログラムの制定

EPAの枠組みによるケア労働者受け入れの構想は、2002年のアロヨ大統領と小泉首相（いずれも当時）による首脳会談の際にフィリピン側から提案されたところから議

論がはじまった(外務省 2003)。フィリピンではすでに1960年代より米国など海外に看護師を送り出し(Choy 2003)<sup>13</sup>、当時、毎年約12万人(Sayres n.d.)の家事労働者を中東、アジア、欧州、に送り出していた。この提案に、フィリピンの世論は日本への労働者送出国へ大きな期待を寄せた。しかし当時の日本は外国人の非熟練労働者の受け入れを認めていなかったため、フィリピン政府の提案と日本の出入国管理方針との整合性を慎重に図る必要があった。また、日本看護協会は「現役の看護師の待遇改善を優先すべき」と主張して外国人の受け入れについては反対し(岡谷 2005)、各省庁の意向や財界・政界の立場もまちまちで(詳細はVogt 2007を参照)、日本政府は厳しい舵取りを迫られた。日比両政府は2004年の二国間協議で、日本が看護師および介護福祉士の分野でフィリピンからケア労働者たちを受け入れることで、大筋合意に達した(外務省 2004, 大野・比留間 2021)<sup>14</sup>。

EPAでは、介護福祉士候補者の応募条件に、大学の学位(フィリピン)や、看護教育修了(インドネシア、ベトナム)を求めるなど、日本人の介護福祉士には求められていない条件を課して、日本政府は、彼(女)らが「熟練労働者」であるという「たてまえ」を構築する必要があった(平野 2021)。後述するように、このような「たてまえ」と現場の業務実態には乖離があり、この乖離が、現場で働く当事者たちにとってしばしば大きなストレスの要因となっている。これは、今日の日本における外国人介護士の諸問題を考える際に、最も重要なポイントの一つである。

日比両国政府による交渉がほとんど秘密裏に行われている間、日比の研究者や日本語教師たち、ジャーナリスト、職能団体などからは、このような制度の創出には批判的な意見が多かった。一方で、フィリピン一般の人々は、看護師や介護士として日本で働くための門戸が開かれようとしていることに大きな期待を寄せていた。かたや、日本人は「日本語が十分にできない人には務まらない」、「日本の文化を理解しなければ務まらない」、「外国人に自分の親の世話をしてもらうのは抵抗がある」等と懐疑的であった。

いずれにしても、日比の多くの人々にとって、フィリピン人が日本で看護師や介護福祉士の国家試験を受験し、合格したら熟練労働者として主に日本語で業務を行うという前代未聞のできごとがどのように起こるのか、見当もつかなかった。前節で述べたように、当時の日本で「フィリピン人」といえば、女性のエンターテイナーのイメージがとて強かったため、フィリピン人介護士が職場でセクハラに合うのではないかと、あるいは容易にナイトクラブに転職していくのではないかと、といった危惧もされた(Nuqui, cited in Pano 2007)。また前述のように、くしくもほぼ同時期、2005年3月の日本法務省令改正により、興行ビザの発給要件が厳格化され、多くのエンターテイナーたちが在留期限切れにより帰国しても、従来のようにビザの再取得と再渡航ができなくなった。そこで、それまでエンターテイナーの斡旋や教育を行っていた機関の多くが、次はEPA締結後に介護士を日本に送り出すための日本語教育を始めた。教師

の多くは元エンターテイナーたちで、彼女らは日本での就労経験は長いものの日本語の読み書きがあまりできなかった。また、「日本文化」の習得のため、送出機関ではお辞儀のしかたやお茶の入れ方を教えたりし、それがフィリピンのテレビの報道番組で紹介されていた。まるで茶番である。加えて、当時はフィリピンにおける日本語教育といえば、日本への留学を目指す大学生や日本好きの人々の趣味のためのものであった。民間企業の一部で情報処理技術者を対象にした日本語教育がひっそりと行われていた頃である。当時は、日比双方で「日本語が全くできない専門職（この場合は看護職や介護職）が訓練を受けて日本の職場で働くこと」についての正確な知識や情報を持つ人はほとんどいなかった。

### 日本語の問題

両国の日本語教育の関係者は、初学者が数年以内に国家試験に合格するのは不可能であろうと予想していた。当時、フィリピンの日本語教育会を牽引していたベティ・モヒカは「日本は（フィリピン人ケア労働者に）門戸を開けると言いながら、実際には来るなどと言っているのと同じ」と発言している（Panao 2007）。とはいえ、では何年あれば国家試験に合格できるのか、という問いには誰も答えられなかった。それは当時、日本語教育関係者のほとんどが、看護や介護の現場の言語状況を知らず、またそれぞれの国家試験の日本語の語彙分析もしたことがなかったからである。そもそも、成人の初学者を専門職として就労できるように指導する経験はほとんどなかった。当時日本にいた外国人の専門職者は、日本での留学後に就業した者が多かった。つまり、多くが留学生のための日本語教育を経た者たちであった。また、当時の日本で行われていた第二言語習得論の研究の範囲は、もっぱら、日本語を母語とする年少者などの英語習得のプロセスなどに限定されていた。2010年代以降には、外国ルーツの子どもなどの日本語習得についての関心も高まったが、「外国人労働者」に対する日本語教育が言語習得論の専門家によって研究されるのは、2020年ごろになってからである（真嶋 2021など）。

現地のフィリピン人の日本語教師たちの間では、初級の後半から中級程度（当時の日本語能力試験の3級、現在のN4またはN3程度）までの日本語運用能力を習得した上で渡日を推奨するのが、概ね一致した見解だった。日本の国外でまず基本的な文法や文字・語彙を修めた上で日本に行くと、日本語を使いながら生活を始めることができ、日本語運用能力が顕著に上達するため、最も効率が良い。極めて妥当な見解である。しかし、筆者（米野）に漏れ聞こえてきた情報によれば、フィリピン政府は、一日でも早く稼ぎたい労働者たちの気持ちを代弁して、なるべく早期に渡日すること、そして、訓練期間をなるべく短くすることに固執していた。日本政府としても、入国時、就労開始時、国家試験受験時などの各段階で必要とされた日本語能力のレベルとそれに必要な学習時間について調査をした形跡もなく、具体的な数字などの根拠をもっ

てフィリピン政府に抗うこともできなかつたようである。

その結果、2004年に明らかになった大筋合意では、渡航前の日本語研修はなく、日本に入国後、彼（女）らは6ヶ月の日本語研修を受けてから病院や介護施設などの現場に配属されて実務経験を積むこととなった。当時、フィリピンの日本語教育関係者は、日本大使館による聞き取りの場などで、これが無謀な設計だと意見を述べたが、2006年に調印された日比経済連携協定（Japan-Philippines Economic Partnership Agreement、以下「JPEPA」と略す）でもこれが覆ることはなかつた。予想通り、プログラム開始後、この問題はすぐに明らかになり、後述のとおりプログラムはすぐに見直されることとなった。2011年より渡航前の日本語研修が導入され、2013年より現在のような日本語研修（出発前6ヶ月、入国後6ヶ月）とほぼ同じになった<sup>15</sup>。

### 資格とスキル

前述したように「介護福祉士」という資格は、今日でも日本に特有のものである。これに関して、日本政府の関係者が相手国に対して、また、応募者や候補者たちに対して十分な説明を行った形跡がなく「カイゴフクシ」とは一体何なのかがわからず来日した候補者たちは多い。しかし着任後、多くの候補者たちは、日本の介護現場における食事介助の際、利用者の一人一人に対する食材の刻み方やとろみつけ方などのきめ細やかな配慮や、よく工夫された小道具、栄養価の高いゼリーなどに感銘を受けた。利用者の残存機能を最大限維持し向上させる「自立支援」の介護を知り、始めは戸惑いながらも、その良さを学んでいく（リスキリング）。一方で、多くの候補者たちは看護教育を受けた経験があつたが、日本人の上司や同僚のほとんどがそうでないため、当惑もあつた。利用者の状態や状況について、看護的な視点と介護的な視点では、その場で行うべき行動の優先順位や、「正解」が異なるからである<sup>16</sup>。フィリピンでは介護は「お手伝いさん」「メイド」のイメージに近いが、実際に日本で研修を受けると、日本の介護職はレベルの高い専門職であることを知る。しかしだからこそ、当事者等は国家試験合格後でも賃金があまり上がらなかつたり、母国でのイメージの低さとのギャップにも苦しんだりしている。

また、当時フィリピンの研究者らからは、EPAの看護師候補者には日本の国家試験（の一部）を英語で行う、日本の国家試験をフィリピン国内で実施する、などの案が出されていた。これらの提案は、多くの日本人には受け入れ難い発想かもしれないが、従来から米国の看護師国家試験がフィリピン国内で行われ合格者が渡米してきたこと、また、近年では、カナダなども米国と同じ看護師試験<sup>17</sup>を行っていることなどが背景にある。しかし、前述のように、日本看護協会はEPAによる外国人看護師の受け入れに対して「資格、日本語能力、給与などにおいて日本人と同じ条件を課すのでなければ受け入れには反対」、「看護師免許の相互認定は認めない」との立場を表明していた（岡谷 2005）。結果的には、日本政府は、看護協会の要求についてはそのまま採用し、

## 日本における外国人ケア労働者の受け入れ枠組みの変遷とその評価

フィリピン政府との交渉でも、この点は譲歩することがなかった。見方を変えれば、この点での譲歩がなかったため、出発前研修を含む就労前研修に十分に時間を取るなどそのほかのことに関しては、妥協せざるをえなかったのかもしれない<sup>18</sup>。

外野の喧騒をよそに、2004年11月にJPEPAの大筋合意に達し、「自然人の移動」の項目の中での、看護師と介護士の受け入れの詳細が明らかになった。その後、日比両首脳は、2006年9月に、JPEPAに調印した。(日本は、同年12月の臨時国会でこれを批准したが、後述するように、フィリピンの上院がこれを批准したのが2008年10月にずれ込んだため、実際にこのプログラムが動き出すのは2009年であった。)

応募資格は、看護師候補者は「フィリピンの看護師資格を取得後、3年の病院等での就労経験があること」、介護福祉士候補者は「フィリピンの看護大学を卒業、または、4年生大学を卒業後フィリピンの技能教育能力開発庁 (Technical Education and Skill Development Authority = TESDA) の6ヶ月のケアギバー (介護士) の講習を修了したこと」であった。定員は、看護師が年間200名、介護福祉士が300名までで、候補者たちは日本に入国後6ヶ月間の日本語研修を受け、その後、就業先で実務経験を積む。

国家資格の取得が、日本での定住および家族帯同の条件となる。看護師候補者は3回まで (のちに条件を満たせば4回までに変更) の受験で国家試験に合格すれば、その後も日本で就労を続けることができる。合格できなかった場合は原則として帰国することになるが、このプログラムの運用開始後、各都道府県知事の権限により准看護師の資格を取得して、更に4年間就業する者も現れた<sup>19</sup>。また、介護福祉士候補者は、3年以上の実務経験を経た後、国家試験に合格すれば (のちに条件を満たせば2回まで受験可能に)、就労を続けることができる。なお、2019年以降、看護師候補者、介護福祉士候補者共に、不合格でも帰国する必要は無く、特定技能「介護」への移行が可能になった。

就業の仲介は、フィリピン側はフィリピン海外雇用庁 (Philippine Overseas Employment Authority = POEA)<sup>20</sup>、日本側は国際厚生事業団 (JICWELS) が一元的に行う。また、日本語の研修は日本政府が担い、国家試験に向けた準備は受け入れ機関が行う。採用された者たちは、日本語研修の費用が無料であるばかりか、この期間中は手当を受け取ることができ、病院や介護施設での実務研修期間中は、それぞれの雇用者との契約に基づいて賃金が支払われる。また、実務研修中には、無資格者として現場にて担当者の指導の下で可能な業務を行いながら日本語を習得し、看護師または介護福祉士の国家試験に必要な知識やスキルを学ぶ。このスキームは、2007年8月に締結されたインドネシアとの二国間経済連携協定でも、ほぼ踏襲されることとなった。

これに対し、日比双方の専門家らからは、フィリピンの看護師が国家試験合格までの間、看護補助業務を行ったり、また、(介護福祉士コースの参加者の場合) 介護業務に携わることは技術の低下 (ディスキリング) である (から好ましくない) という

意見が、表明された（アニョヌエボ 2021）。また、病院や介護施設などの医療機関や福祉機関に、教育の任務を負わせることへの矛盾と問題点も指摘された（安里 2011）。この指摘は、EPAによるケア労働者の受け入れの制度の根幹を問う重要な問題の一つである。さらに、フィリピンの野党政治家や市民団体らは、この二カ国間協定が、日本から有毒産業廃棄物のフィリピンへの輸出を容易にするものだ、と指摘し、この協定の締結に対して強い反対運動が巻き起こった（Junk JPEPA movement=JPEPA廃棄運動）。フィリピン看護師協会も、当時の会長の政治的な野心（のちに国会に比例代表で出馬）も相まって、野党政治家らとともに、JPEPAに強く反対する立場をとった。そのために、JPEPAの批准をめぐる上院は紛糾することとなり、ようやくフィリピン上院で批准されたのは2008年10月のことである。

### プログラム開始後

この間、2008年にインドネシアから第1期生が来日した。インドネシアのプログラムは、応募要件や研修の内容について、ほぼフィリピンのプログラムを踏襲している。そして翌2009年には、フィリピンから第1期生が来日した。当初のプログラムは拙速に施行されてしまった経緯があり、プログラム開始直後から制度上のさまざまな問題が噴出した。開始後に次々と起こる問題に、対処療法的な追加措置を繰り返すこととなり、毎年のように制度が少しずつ変わった（安里2010, 布尾2011, 2017, 野村 2015, 米野 2021, Ohno et al. 2016）。このために、現場では候補者たちだけでなく、受け入れ機関で彼（女）らを指導する立場の看護師や介護士、日本語教師たちも、よく練られていない制度の下で業務を遂行する必要に迫られていた上に、毎年のように少しずつ変更する制度に——制度自体は改良に向かったとはいえ——振り回されることとなり、大きな負担が強いられた。出発前の日本語研修が導入され、それは6ヶ月まで延長された。また、国家試験不合格後も、条件を満たせば1年の延長が可能となった。国家試験の際には、試験時間の1.3倍の延長、また、漢字にルビのついた問題用紙の選択が可能になった。

成人の初学者が、半年後にケア労働の現場で日本語のみを使って業務に携わることは通常不可能だということは日本語教育関係者ならば誰でもわかる。候補者たちの日本語教育における明白な非現実性を、日本政府のみならず相手国政府も、交渉の段階で考慮に入れなかったことは遺憾である。実際、日本のNPO団体であるAHPネットワークスが1992年から2010年にわたって日本でベトナム人看護師を養成し、日本で看護を勉強するには日本語能力試験2級（現在のN2に相当）が必要であること、また日本語を含む15ヶ月間の事前学習で日本語能力試験2級の合格率が85%、という実績を把握していた。それが2010年以降にベトナムとのEPAの交渉の際には生かされたようであるが（大野・比留間 2021）、縦割り行政の弊害か、政府の調査不足か、2000年代に行われたフィリピンやインドネシアとのEPA交渉の際にその知見が生かされることが

なかったことは悔やまれる。受験回数の制限についても、日本人の看護師国家試験受験者では、不合格者が3回目に合格する可能性は極めて低いというデータを外国人（日本語初学者で、外国で看護教育を受けてきた人）の受験者に当てはめた（筆者〔米野〕による当時の日本政府関係者へのききとり）というのは、あまりに杜撰である。そして、毎年のように行われた「対処療法」的な改正は、2015年頃には一段落し、その後はほとんど変化していない。今後は、第5節で述べるように、定期的なプログラムの見直しと、必要に応じた抜本的な改革が行われることが望ましい。

これまでの多くの研究では、EPA候補者たちの国家試験の合格率の低さ、合格者の定住率の低さ、また、受け入れ機関の負担の重さ、などが指摘され、しばしば、これは日本語能力の問題に還元して論じられてきた（米野 2021）。しかし、詳細は別稿にゆずるが、筆者（米野）は、ケア労働者たちの声を聞いていくうちに、現場では、資格の定義、必要とされるスキルに関する理解の齟齬から派生する諸問題が派生しており、それが、彼（女）らおよび日本人の上司や同僚、指導者たちにとっても、ストレスの原因、ひいては合格率や定着率の低さの要因となっていることがわかってきた。

合格率については、近年では、プログラム開始時よりは概ね上昇しており、看護師49.4%、介護福祉士で50.0%である（2014～2018年度入国者の場合）<sup>21</sup>（国際厚生事業団 2023:45-47に基づく）。合格しても帰国する者は多く、また近年求人や応募者自体が減少していることからEPAを「失敗」と評したり（e.g., Vogt 2013）、存続に疑問を持つ声も聞かれる。しかし、本節でみてきたように、政府主導でケア労働者を受け入れるシステムは、いわば「社会実験」の場として重要な意味を持っており、引き続きよりよい外国人ケア労働者を受け入れていくための、そして日本人も含めた今後のケア労働者の確保のための有効な政策設計を行なっていくための基盤として、重要な意味を持っている。そしてケア労働者の待遇や人権の規範化、さらには関連した日本語教師の待遇の規範化の視点からも、EPAは重要である。

#### 4. 第三段階—民間が参入する時代（2017-2023年現在）

2017年になると、技能実習制度に「介護分野」が加わり、また在留資格「介護」が新設された。在留資格「介護」の新設により、介護専門学校への留学生が増加した。さらに、2019年には、特定技能制度が開始した。特定技能の他の分野では、最大10年の滞在ができ、5年後には家族帯同も可能となり、さらには永住へ道を開いたことで、事実上の準技能移民（semi-skilled worker）の移民受け入れ政策が開始したと考えられる。マスメディアも研究者も2019年を「新移民時代」の幕開けとした（高谷 2019など）。これが第三のターニングポイントである。特定技能の「介護」においては、図4に示すように、2022年に急増したことが注目される。技能実習や介護留学、特定技能の受入れは仲介業者を通じて行われる。政府間協定のプログラム（EPA）と民間

による受入れの共存が、第三段階の特徴である。

技能実習制度では、日本語能力試験N4程度の比較的平易な日本語能力と介護に関する講習を受けた上で、介護実習（事実上は介護労働）に、最長5年携わることができる。EPAとは異なり、日本語等の研修の費用は国などからは支出されないし、また、就職の仲介は民間の業者が行うので、多くの場合、ケア労働者自身がそれらの費用のために借金をすることになる。また、EPAのように、国家試験の受験が奨励されているわけではない。介護の技能実習生は2020年には合計1,714人であったが、2021年にはEPAに並ぶ3,000人台に、2022年には5,339人と、急増した。2022年には、国籍別では、ベトナム人（3,172人）が急増し、インドネシア（1,792人）、ミャンマー（1,528人）が続く。フィリピンは比較的少ない（516人）。なお、日本政府は、2023年4月に、技能実習制度（介護を含む全分野）を廃止する方針を打ち出した。技能実習制度は、1993年に「日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移」を目的とした制度として始まったものの、多くの受け入れ機関（企業など）では、人手不足を補う労働者としてこの制度を利用しており、また、実習生たちも「出稼ぎ」であると認識することが常態化していた。日本政府は、2010年より技能実習生に労働基本法や最低賃金法が適用されるとしており、実習生たちを事実上「労働者」として認めていたことになる。名目と実態の乖離が甚だしく、制度の維持は不適切と判断されたものであろう。

また2022年の時点で、ある政府関係者は「今後は技能実習生にもなるべく介護福祉士の国家試験を受験し合格してもらって定住化を促したい」と筆者（米野）に語っており、ゲストワーカーの受け入れを前提としたこの制度の見直しを図ることが望まれていた、と推察することもできる。



## 日本における外国人ケア労働者の受け入れ枠組みの変遷とその評価

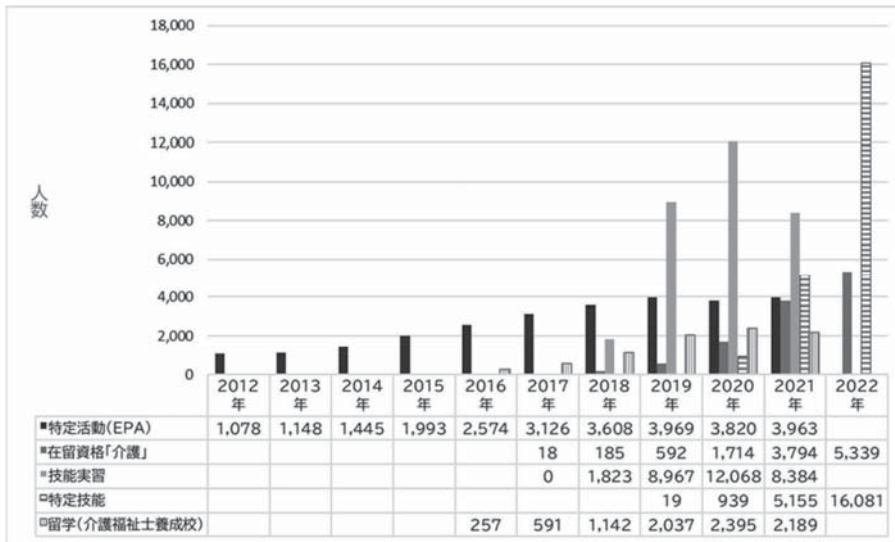


図4 介護に従事する在留外国人の推移（在留資格別）

出典：「在留外国人統計」、「特定技能 1号在留外国人数」出入国在留管理庁、「外国人技能実習機構業務統計」外国人技能実習機構、「介護福祉士養成施設への入学者数と外国人留学生」日本介護福祉士養成施設協会より高畑作成。

注：各年12月時点。ただし、技能実習（介護）のみ各年3月時点の認定件数。特定活動（EPA）は20年の数値および留学生（介護福祉士養成校）の22年の数値は未公表。

在留資格「介護」は、介護福祉士国家試験に合格した者がこれを以って就労ビザを取得することができる。これによって、介護専門学校で学んだ留学生が国家資格を取得後、就労ビザを取得することが可能になった。それに呼応して、2018年からいわゆる介護留学生の数が急増した。彼（女）らは週28時間まで合法的にアルバイトができるため、その多くは、介護施設等でアルバイトをしていると想定される。介護留学生についても、国籍別では、ベトナム（1,015人）、ネパール（304）、中国（285人）、フィリピン（274人）、インドネシア（153人）、ミャンマー（110人）などとなっており、フィリピンは、突出しているわけではない。

特定技能の介護分野では、比較的平易な日本語と介護に関する筆記試験に合格するなどの条件を満たした場合に、最大5年間就労することができ、介護福祉士国家試験の受験資格も得られる。図4が示すように、特定技能の介護分野の人数は、2022年に急増した。国籍別では、ベトナム、インドネシア、フィリピンのEPA送出国が、一貫して上位を占めてきた（2022末現在では、ベトナム5,958人、インドネシア3,286人、フィリピン2,049人、ミャンマー1,927人、ネパール1,381人）。EPA候補者のうち国家試験不合格者の一部が、特定技能「介護」へ移行したことが考えられる。また、技能

実習（介護またはその他の分野）や介護留学などからの移行のケースが多いことも推測される（大野 2023）。

図1および図2で示したように、国内の介護業務に携わる外国人の中で、フィリピン人は2000年以降、ほぼ一貫して、出身国別で見れば最大のケア労働者供出国であった。しかし、第三段階に入り、外国人ケア労働者の出身国は多様化し、また、ベトナム人が急増したこともあり、フィリピンからの入国者の割合は減少している。また、外国人ケア労働者の在留資格の選択肢が増加したことにより、相対的に、EPAの重要性が低下しているように見える。実際に、研究者やマスメディアの送り出し国に関する関心はフィリピンから、ベトナムや、ミャンマー、ネパールなどに移ってきている。しかし本稿では、フィリピン政府が先進的な送り出し政策を打ち出していることに注目したい。

フィリピンでは2018年に「移住労働者および海外在住フィリピン人に関する法律（RA8042）」の改正があり、仲介業者の登録と監督が厳格化、海外就労者登録のオンライン化、また、労働者に対する適切な保護、労働条件の監視、適正な給与、労働災害の保険の強化がされた。その結果、日本の雇用者に対しては、日本語習得にかかる費用や往復渡航費の負担に加え、介護業務については日本の法定最低賃金を上回る賃金を設定することを要求することとなった<sup>22</sup>。実際に、2023年現在、フィリピン人技能実習生や特定技能の各分野の労働者たちは、原則として仲介者への借金を背負うことなく来日している。これに対して、多くの日本の仲介業者や雇用者の関心は、これらの規制がなく低コストで雇用できるベトナムやネパールからの受け入れにシフトしていった。

フィリピンのこの法改正の重要性は、他の送出国も労働者送出政策のモデルとして注目していることから明らかである。2019年4月の特定技能制度の開始時、当時のフィリピン海外雇用庁（POEA、2022年より移住労働者省 Department of Migrant Workers, DMW に昇格）は、適用に慎重な姿勢を見せていた。特に入国前に日本語の試験が課せられることについて、「日本語教育のコストは誰が負担するのか」ということを問題視していた（2019年4月、米野による聞き取り）。フィリピン側からの諸条件の要求が整ったことで、実施に踏み切ったものと考えられる。

## 5. 結論

本稿では、2000年以降の日本における外国人ケア労働者の就労について、入国および雇用の枠組みと資格制度を軸としつつ、三つの段階に分けて、各時期におけるフィリピン人ケア労働者およびフィリピン政府による日本の政策に対する反応や関わり方について俯瞰してきた。ここから以下の3点に特に留意したい。

第一段階（2000～2007年）では、結婚移民として日本に定住するフィリピン人女性

たちの介護分野における活躍と彼女らの自己肯定感の向上について振り返った。ただし、当時、フィリピン人結婚移民の間でも、夫との婚姻関係が続いて比較的生活が安定した人びとが介護に従事する傾向があった（在日フィリピン人介護者研究会 2010）。換言すれば、シングルマザーは賃金が低い介護を避けている可能性があり、今後、結婚移民の階層分化と職業選択を考慮した包括的な検証が必要である。

第二段階（2008～2016年）では、2000年代におけるEPAの制度設計において、フィリピンの関係者の存在が重要であったことを振り返った。日比両政府の関係者やさまざまなステイクホルダーの間で多くの疑義が表明されたものの、日本の医療や介護の現場に関する十分な情報収集がなされたとはいえず、エビデンスや論理的一貫性を欠く制度設計となってしまった。そしてそれが日本とインドネシアのEPAにもほぼそのまま引き継がれた。2015年頃までは一連の対処療法的かつ小規模な改善がなされているが、今後はより根本的な問題についての検証と改善が必要である。本稿では詳述を避けるが、医療・福祉機関である雇用者に教育（日本語指導や国家試験準備など）が一任されていることの問題、受験機会の制限、応募資格、公募時や契約時の業務内容等に関する情報の開示、などがそれにあたる。同時に、雇用者側・被雇用者側の双方に対して、広報の仕方を工夫して、関係者が、民間仲介業者主導の他の制度と正確な情報に基づいて比較をしながら、応募先を決定できるようにすることが必要である。

第三段階（2017年以降）には、フィリピンからのケア労働者数は相対的には低下した。その一因がフィリピン政府による「先進的な送り出し政策」であることを確認した。今後、他の送出国も類似する政策を打ち出してくる可能性はあり、その動向を注視する必要がある。日本は、それを踏まえた移民政策の設計が必要であり、それに呼応して、仲介業者、監理団体、雇用者は、それに耐えうるビジネスモデルの開発が求められている。

現在、技能実習制度の廃止が議論されている。今後はその行方を見守りつつ現地調査を続け、常に変化する送出国の事情を踏まえて、より国際的な視点から日本の外国人介護労働者問題の研究に取り組んでいきたい。

## 付記

本稿は高畑と米野による共著である。1章と2章は高畑、3章と4章は米野が執筆し、5章は両者で議論して執筆して最終稿とした。

## 謝辞

本稿の一部は、トヨタ財団・2019年度国際助成「アジアの高齢化と人の移動を展望し活力を生み出す起業、政策提言、研究—フィリピン、インドネシア、ベトナムのEPA看護師らの交流」（D19-N-0140 代表・米野みちよ）を通して得られた情報と示唆に大きく依拠している。また、本稿は静岡県立大学・令和5（2023）年度教員特別

研究「移民受け入れ国の比較研究—東南アジア看護師・介護士の環流の視点から」(代表 米野みちよ)の成果の一部でもある。ここに謝意を表したい。

## 注

- 1) いわゆる「名称独占」の資格で、無資格者がその資格に関する業務を行うこと自体には問題はないが、その資格名称を名乗ると罰則がある。
- 2) 日本では看護師の国家資格に有効期限はないが、インドネシアとフィリピンでは看護師の国家資格は更新が必要である。また、ベトナムでは看護大学卒業後、9ヶ月の臨床研修を経て、就労資格を得た者を看護師(就労資格)という。
- 3) 厚生労働省(2023年6月26日アクセス、以下同様)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02977.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html)
- 4) 厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html)
- 5) 公益財団法人介護雇用安定センター  
[http://www.kaigo-center.or.jp/report/2022r01\\_chousa\\_01.html](http://www.kaigo-center.or.jp/report/2022r01_chousa_01.html)
- 6) 内閣府・令和4年版高齢社会白書  
[https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/html/zenbun/s1\\_1\\_2.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/html/zenbun/s1_1_2.html)
- 7) Canadian Government  
<https://www.canada.ca/en/employment-social-development/services/foreign-workers/caregiver.html>
- 8) 2013年4月1日の介護保険法施行規則改正により「ホームヘルパー2級」は廃止され「介護職員初任者研修」となった。しかし、本稿では2000年代の状況を記述しているため当時の名称を使う。
- 9) 第一段階において、フィリピン人結婚移民以外にも、在日韓国・朝鮮人や中国帰国者、南米出身の日系人等もホームヘルパー2級資格を取得し介護に従事していたと思われるが、高畑らによる調査に類するものはなく、多言語で受講しやすい講座も見当たらなかった。このことと、厚生労働省の外国人雇用の届出状況まとめで2018年にはすでにフィリピン人が他の国籍者を大きく引き離して第一位だったことから、本研究では、日本人と定住外国人のみが介護に従事した第一段階では、フィリピン人が主要な外国人だったと類推している。
- 10) 現在は名称が「介護職員初任者研修」および「介護職員実務者研修」となっている。
- 11) EPAでは、訪日前後の研修を受けたり病院や介護施設で実務経験を積みながら国家試験受験に備える当事者たちを、それぞれ「看護師候補者」「介護福祉士候補者」とよぶ。

## 日本における外国人ケア労働者の受け入れ枠組みの変遷とその評価

- 12) 当時の日本では、日本の正看護師の資格を持つ外国人の就労は7年までであり、また、介護福祉士には在留資格が付与されなかった。当初は、特定活動「EPA」の在留資格で入国し、看護師または介護福祉士の国家試験合格後はその延長を繰り返すこととなっていた。正看護師の在留資格による滞在年数の制限は2010年に撤廃され、また、介護福祉士は、2017年に在留資格が創設された。今日では、EPAで来日して国家試験に合格した看護師や介護福祉士は、合格後、「特定活動(EPA)」もしくはそれぞれの資格による在留資格(看護師は「医療」、介護福祉士は「介護」)のいずれかを選択することができる。なお、EPA看護師候補者のうち、所定の期間以内に国家試験に合格できなかった者たちは、各都道府県知事による准看護師の資格を付与されることがあるが、准看護師の在留資格「医療」による滞在は4年までという制限がある(2023年6月現在)。
- 13) 2003年のフィリピン人看護師の海外新規雇用は約2万人、2003年に海外で働いていたフィリピン人看護師は推定約16万人(Lorenzo et al. 2007)。
- 14) 最初の2年間で、看護師候補者400名まで、介護福祉士候補者600名まで、すなわち1年あたりの最大の受け入れ人数をそれぞれ200名と300名までとした。これは2023年現在まで変更されていない。
- 15) 2023年現在では入国条件として日本語能力試験N4相当の能力があることが求められる。
- 16) 当然ながら、国ごとに「看護の文化」の相違もある。
- 17) National Council of State Boards of Nursing (NCSBN)  
<https://www.nclex.com/>
- 18) 厚生労働省は、プログラム開始後の2011年に「看護師国家試験における母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用の適否に関する検討会」を発足させた。2012年の報告書では、国家試験を日本語の筆記試験のみで行うことを継続することを確認している。この検討会の委員は、ほぼ看護や医療の専門家のみで構成されている。議事録からは白熱した議論がなされたことがうかがえるが、コミュニケーションに関する議論がされているにもかかわらず、言語コミュニケーション学、異文化コミュニケーション学等の専門家は参加していないため、同検討会におけるコミュニケーションに関する議論は素人的な展開になっていることを指摘せざるを得ない。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei\\_127334.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_127334.html)
- 19) 外国人准看護師は最長で4年まで就労できる。しかし、2019年の特定技能制度開始以降、資格のない外国人介護士が5年間就労できるようになったことを鑑みると、外国人准看護師が4年までしか就労できないのはバランスが悪く映る。
- 20) POEAは2022年より移住労働者省(Department of Migrant Workers = DMW)に昇格・改編されている。

- 21) EPAプログラム初期の不備がある程度是正され、制度がほぼ今の形に整った2014年度入国者を起点とし、2023年6月時点で帰国（プログラム終了）までに受験可能な年限を終えた2018年度入国者を終点とした。
- 22) 2023年5月現在、フィリピン政府の規定では特定技能「介護」の給与例は月給約19万円なければならない。もっとも、二重契約等も横行していて、実際にこの金額が労働者に支払われているとは限らない。

## 文献

- 安里和晃（2010）「少子高齢化社会における移民政策と日本語教育」田尻英三・大津由紀雄編『言語政策を問う！』ひつじ書房、190-210.
- 安里和晃（2011）「医療・福祉に海外からの人材は定着するか」安里和晃編著『労働鎖国ニッポンの崩壊—人口減少社会の担い手はだれか』ダイヤモンド社、106-114.
- 安里和晃編著（2011）『労働鎖国ニッポンの崩壊—人口減少社会の担い手はだれか』ダイヤモンド社.
- アニュヌエボ、コラ（2021）「温かい支援と厳しい現実—日本で働くフィリピン人看護師たち」（米野みちよ訳）平野裕子・米野みちよ編著『外国人看護師—EPAに基づく受入れは何をもたらしたのか』東京大学出版、123-145.
- 大野俊（2023）「グローバル化時代の看護・介護人材の国際移動」RTDにおける話題提供. 第49回保健医療社会学会大会. 東京都立大学. 5月28日.
- 大野俊・比留間洋一（2021）「二国間経済連携協定の締結の経緯と来日を目指す外国人看護師たち」平野裕子・米野みちよ編著『外国人看護師—EPAに基づく受入れは何をもたらしたのか』東京大学出版、25-56.
- 岡谷恵子（2005）「日比EPAで来春始動 フィリピン人看護師受け入れ 何が問題となるのか」『エコノミスト』83（14）：84.
- 外務省（2003）「日本国内閣総理大臣とフィリピン共和国大統領との共同発表（仮訳）」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/hapyou\\_0312.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/hapyou_0312.html)  
 原本（英語版）はこちらを参照  
<https://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/joint0312.html>
- 外務省（2004）「共同プレス発表—日本・フィリピン経済連携協定」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/hapyou\\_0411.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/hapyou_0411.html)
- 加茂浩靖（2020）「名古屋地域に立地する介護施設の介護職員採用行動と採用地域」『日本福祉大学社会福祉論集』142: 113-129.
- 厚生労働省（2012）「看護師国家試験における母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用の適否に関する検討会」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei\\_127334.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_127334.html)

- 厚生労働省（2021）「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207323\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207323_00005.html)
- 厚生労働省（2022）「外国人雇用状況」の届出状況まとめ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_30367.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30367.html)
- 国際厚生事業団（2023）「EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れパンフレット 2024年度受け入れ版」  
<https://jicwels.or.jp/wp-content/uploads/2023/02/2024年度受入れ版%E3%80%80パンフレット.pdf>
- 在日フィリピン人介護者研究会（2010）『2008 在日フィリピン人介護者調査報告書』  
 在日フィリピン人介護者研究会
- 高畑幸（2010）「在日フィリピン人の介護労働参入—資格取得の動機と職場での人間関係を中心に」『フォーラム現代社会学』9: 20-30.
- 高谷幸編（2019）『移民政策とは何か—日本の現実から考える』人文書院.
- 布尾勝一郎（2011）「海外からの看護師語教育候補者に対する日本語教育」『日本語学』30（2）：18-28.
- 布尾勝一郎（2017）「外国人看護・介護人材の日本」田尻英三編『外国人労働者受け入れと日本語教育』ひつじ書房、135-155.
- 日本介護福祉士養成施設協会（2020）「介護福祉士養成施設への入学者数と外国人留学生（平成28年度から令和2年度）」  
[http://kaiyokyo.net/news/h28-r2\\_nyuugakusha\\_ryuugakusei.pdf](http://kaiyokyo.net/news/h28-r2_nyuugakusha_ryuugakusei.pdf)
- 野村愛（2015）「外国人介護人材受け入れの動向と介護の日本語教育の広がり」『専門日本語教育研究』7: 11-16.
- 平野裕子（2021）「外国人看護師と、送出国、受入れ国の現状」, 平野裕子・米野みちよ編著『外国人看護師—EPAに基づく受入れは何をもたらしたのか』（東京大学出版）：3-22.
- 平野裕子・米野みちよ編著『外国人看護師—EPAによる受入れはなにをもたらしたのか』東京大学出版.
- 真嶋潤子編（2021）『技能実習生と日本語教育』大阪大学出版会.
- 山田航（2018）「介護市場における需給ギャップの解消に向けた考察」『名古屋学院大学論集社会科学篇』54（4）：153-170.
- 米野みちよ（2021）「EPAプログラムと日本語教育の諸相」平野裕子・米野みちよ編著『外国人看護師—EPAに基づく受入れは何をもたらしたのか』東京大学出版、57-79.
- Choy, Catherine Ceniza. 2003. *Empire of Care: Nursing and Migration in Filipino American History*. Ateneo de Manila University Press.
- Department of State, United States of America. 2004. *Trafficking in Persons Report*.

- <https://2009-2017.state.gov/documnts/organization/34158.pdf>
- Lorenzo, Fely Malyrin E., Jaime Galvez-Tan, Kriselle Icamina, and Lara Javier. (2007) "Nurse Migration from a Source Country Perspective: Philippine Country Case Study," *Health Services Research*. 2007 June 42 (3 Pt 2) : 1406-1418.  
doi: 10.1111/j.1475-6773.2007.00716.x
- Ohno, Shun, Michiyo Yoneno-Reyes, and Yuko Hirano 2016. "Chronic First Aid: The Scheme for the Movement of Filipino Nurses under the Japan-Philippines Economic Partnership Agreement (JPEPA) , 2009-2016." *Asian Studies: Critical Perspectives on Asia* 52-2: 1-32.  
[https://www.asj.upd.edu.ph/mediabox/archive/ASJ\\_52\\_2\\_2016/Ohno\\_Chronic\\_First\\_Aid\\_Scheme\\_Filipino\\_Nurses\\_JPEPA.pdf](https://www.asj.upd.edu.ph/mediabox/archive/ASJ_52_2_2016/Ohno_Chronic_First_Aid_Scheme_Filipino_Nurses_JPEPA.pdf)
- Panao, Alicor L. 2007. "JPEPA: Fair Trade?" The UP Forum (University of the Philippines) bilaterals.org  
<https://www.bilaterals.org/?jpepa-fair-trade&lang=en>
- Sayers, Nicole J. (n.d.) "An Analysis of the Situation of Filipino Domestic Workers." International Labour Organization.  
[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-manila/documents/publication/wcms\\_124895.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-manila/documents/publication/wcms_124895.pdf)
- Vogt, Gabriele. 2007. "Closed Doors, Open Doors, Doors Wide Shut?: Migration Politics in Japan. " *Japan Aktuell* 5: 3-30.  
<https://www.dijtokyo.org/doc/20071001ja-Studie-Vogt.pdf>
- Voft, Gabriele. 2013. "When the Leading Goose Gets Lost: Japan's Demographic Change and the Non-Reform of its Migration Policy." *Asian Studies: Critical Perspectives on Asia*. 49-2: 14-44.  
<https://www.asj.upd.edu.ph/mediabox/archive/ASJ-49-2-2013/Vogt.pdf>



## 【研究ノート】

## 日本でのオープンファクトリーブームと静岡

宮崎 晋生

## 1. はじめに

近年、製造業・工業の集積する地域（産業集積）では一般市民向けにその事業所・工場を公開する動きがある。とりわけ製造業では現場ブルーカラーの労働は1980年代後半以降3K（「きつい」「汚い」「危険」な労働）の典型とされてきた<sup>1</sup>。そのようなネガティブな一般的イメージの一方で、経済学・経営学分野では中小企業を中心とした製造業集積地域の重要性やイノベーションへの貢献について1990年代から活発に議論されてきた。ピオーリ・セーブル[1993]は『第二の産業分水嶺』で、職人による高度な技能に立脚した「クラフト型」の中小企業が草の根的ネットワークを形成、「柔軟な専門化」により高付加価値な製品を産出していることを評価した。つまり「クラフト的生産体制と大量生産体制は、相互に補完物として現れるのみでなく、ほんの少し異なった歴史条件の下では、クラフト的生産体制は大量生産体制に対して、対等な相手となっていたのかもしれないのである<sup>2</sup>」と、イタリアでのエミリア・ロマーニャ州（第三イタリア）等を例にクラフト型中小企業の産業集積現代的意義について焦点を当てた。また同時期日本においても、関満博[1993]『フルセット型産業構造を超えて』では高度成長期以降日本経済を支えた中小企業のネットワークに注目、足立区・墨田区・大田区といった東京の「下町」地域や東大阪近辺の高度に発達した中小企業産業集積を評価し、成長の途上にあるアジアとのネットワークを提唱した。他にも1990年代から今日に至るまで「失われた30年」の間、清成忠男・橋本寿朗[1997]、関満博・加藤秀雄編[1994]、加藤厚海[2009]などはじめ日本各地に点在する製造業産業集積の重要性について数多くの議論がなされた。

このように注目を集めてきた「産業集積」は、2010年代以降そのアピールを競うよ

1 3Kという言葉がいつから定着したかは諸説あるが、「危険、汚い、きつい」の意味で使われた朝日新聞初出記事は1989年10月8日「労働鎖国の日本」（大阪版）である。「外国人がつく仕事は大半が製造、建設、土木などの単純労働で、日本人が嫌がる「3K（きつい、汚い、危険）仕事」とされる。」とある。

2 ピオーリ=セーブル[1993]、p47。

うになった。その背景としていくつか考えられる。人口減少と少子高齢化による後継者問題、地方経済を牽引する産業の不在、大企業製造拠点の海外移転によるサプライヤーシステムの移転など、日本の製造業を支えてきた「産業集積」にも逆風が吹くようになった。「産業集積」を構成してきた企業群はその現場を一般市民にアピールしながら逆風に適応すべく模索している。本稿では近年「産業集積」地にて盛んに行われている工業・事業所の一般向け公開行事「オープンファクトリー」の動向を追いつつ考察したい。

## 2. オープンファクトリーとは

### 2.1 経緯

一般消費者の目に触れない製造業の工程を見せる動きが2010年代に入り大都市圏の産業集積地域や地方工業都市で見られ、この一連の動きは「オープンファクトリー」と呼ばれている。東京都大田区をはじめ大阪府東大阪市、新潟県燕三条地域、福井県鯖江市近辺など産業集積地域にて、地域企業が複数協力して実施されている。

「オープンファクトリー」を行う産業集積地域、すなわち伊丹敬之他 [1998] によれば「1つの比較的狭い地域に、相互の関連の深い多くの企業が集積している状態」には、経済地理学・経営学・中小企業論・産業政策論に限らず都市工学や観光学に至るまで多様な視点から関心が寄せられてきた。特に2000年代以降は地域の経済振興や再活性化のため地方経済の衰退、地場産業の衰退がしばしば課題とされてきた<sup>3</sup>。産業集積地が抱えるこうした諸問題に対する解決の糸口としても「オープンファクトリー」が注目されつつある。

### 2.2 内容

では「オープンファクトリー」で行われていることとは何であろうか。一般市民を対象に、来訪者がその工場での仕事を見学したり、場合によっては（工場スタッフの指導・監督のもと）仕事を体験したり、あるいは工場スタッフ・経営者による説明・講話を聞いたりするイベントである。場合によっては、販売促進やアウトレット品販売も伴っている。通常、ある一定の期間（週末を含む前後数日）に産業集積地域の有志企業により開催されており、来訪者は実際に各工場・事業所に赴いて見学・体験を行うというものである。

この動きは産業経済行政からも注目を浴びている。経済産業省では関東経済産業局が2015年に『オープンファクトリーガイドブック』を作成し台東区「モノマチ」や大田区「おおたオープンファクトリー」、「燕三条工場の祭典」など9例を紹介（経済産

3 たとえば東大阪の産業集積と企業間ネットワークについて研究した加藤厚海 [2009] などが代表的である。



以下、具体的事例として全国に先行して行われた産業集積地域の「オープンファクトリー」の事例として東京都大田区の「おおたオープンファクトリー」と、地方工業都市での成功例として「燕三条工場の祭典」について概観する。

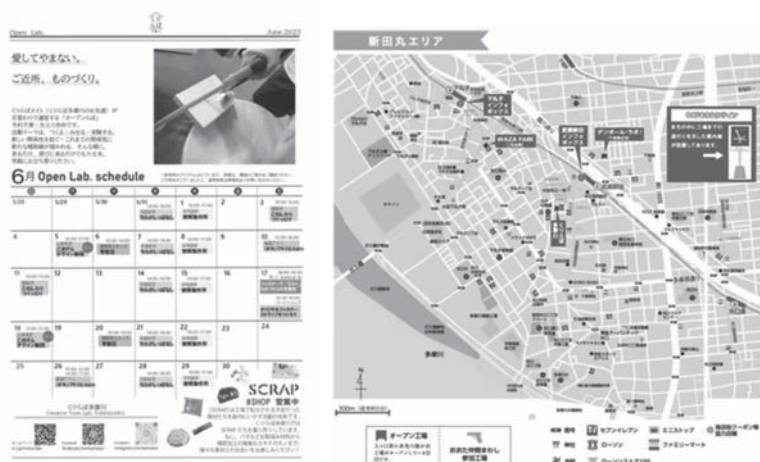
### 2.3 おおたオープンファクトリー/くりらぼ多摩川

#### 設立：製造業「オープンファクトリー」の先駆例

全国の「オープンファクトリー」の先駆事例として取り上げられるのが東京都大田区「おおたオープンファクトリー」である。2012年、モノづくりの高度な技術や経験豊富な職人と触れ合うことができる工場見学・体験プログラムとして大田区下丸子～武蔵新田～矢口周辺エリア（「新田丸エリア」）を中心に設立された。第一回の2012年は2月に開催、以降は毎年10-11月に開催されている。2020年にはコロナ禍でのオンラインでの工場見学動画の配信やモニターツアーで現地開催は中断したが、2021年には人数を限定した上での開催、2022年11月より直接対面での工場公開を再開した。

オープンファクトリーのイベント以外の通常時は大田区矢口にある廃工場跡を再生した工房・ワークショップスペース「くりらぼ多摩川」を拠点に、工場から出た端材/不用部品 1g 1円での販売や、工作教室やワークショップ・講演が実施されている（図2）。

図2 ワークショップスペース「くりらぼ多摩川」での行事予定表（2023年6月）と大田区「新田丸エリア」（出所：「くりらぼ多摩川」配布資料）

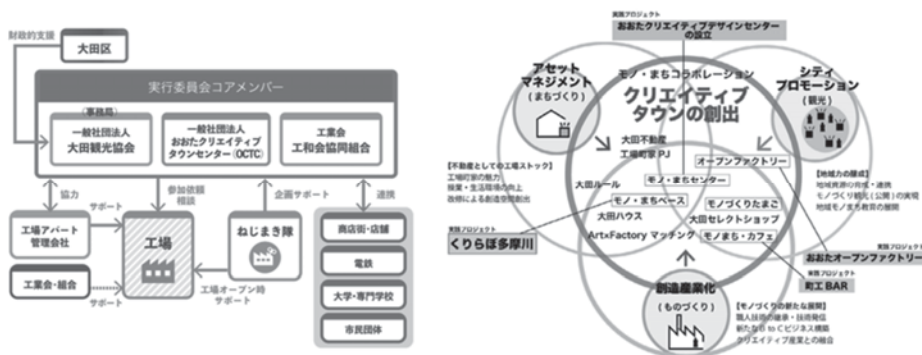


#### 主催団体：産学官民の連携体制構築

以下図3にある通り、大田区新田丸エリアでの「オープンファクトリー」は「おおたオープンファクトリー実行委員会」という産学民メンバーで構成される組織で運営

されている。企業側からは矢口・下丸子地区の中小企業事業主の事業協同組合である工和会協同組合、民間団体からは一般社団法人大田観光協会と一般社団法人おおたクリエイティブタウンセンター、大学からは東京都立大学（都市環境学部）と横浜国立大学（都市イノベーション研究院）が名を連ねている。後援団体としては大田区役所、一般社団法人大田工業連合会、公益財団法人大田区産業振興協会、東京商工会議所大田支部、野村不動産パートナーズ株式会社、協力団体として大田工連青年部、共立信用組合・城南信用金庫といった地域を拠点とする信用金庫、東急電鉄株式会社・東急不動産SCマネジメント株式会社・東京モノレール株式会社といった地域交通機関及びその関連企業、地元で校舎を置く専門学校である日本工学院専門学校がある<sup>5</sup>。後援・協力団体まで含めると、産官学民が後援・協力関係を構築していることがわかる。

図 3 「おおたオープンファクトリー」の企画運営体制および「おおたクリエイティブタウン」構想  
 (出所：おおたオープンファクトリーホームページ <https://o-2.jp/mono/oof2022/about/>)



### 設立経緯と活動：台東区からの刺激

委員会スタッフによれば「2011年に台東区の『モノマチ』の動向に刺激され、大田区でも同様のことができないかという話が出てきた<sup>6</sup>」という経緯により、当地域でのオープンファクトリー実施が検討された。先行して台東区浅草橋近隣では2010年にファッション/デザイン起業家向け創業支援施設「台東デザイナーズビレッジ」を中心に、モノづくりに関心がある消費者をこの地域に呼び込み、活性化することを目的に事業所を一般に公開するイベント開催が行われていた。台東デザイナーズビレッジ関係者が地場産業に呼びかけ、2010年5月に「台東ファッションザッカエリア」とい

5 おおたオープンファクトリーホームページ <https://o-2.jp/mono/oof2022/about/> (2023年6月1日閲覧)

6 2023年6月17日「くりらぼ多摩川」での筆者聞き取り。

う事業所を公開する行事が開催されたのである。これが母体となり、2011年5月に墨田区では繊維・衣料問屋街であり中小製造業が集積する浅草橋近辺で事業所を公開する「モノマチ」が開催され、17店が参加した。

他方、2009年よりフィールドワーク実習で首都大学東京都市環境学部および横浜国立大学都市イノベーション研究院が大田区新田丸エリアに学生を派遣していた。オープンファクトリー実施に向け、これらの学生が企画立案と企業リサーチを行い、各社経営者に参加の呼びかけを行った。加えて大田区地域力推進課が生涯学習学担当を設け、区民がものづくりや町工場について知るきっかけとなる学習講座を計画するなど協力関係が構築された。そこにガイド役や裏方スタッフとして「ねじまき隊」と呼ばれる一般公募によるボランティアスタッフが加わった。このように企業（および業界組合）、大学、行政およびボランティアの協力により「オープンファクトリー」の運営体制が固まったのである。

見学と体験だけにとどまらず、大田区の産業集積の強みとなる中小企業分業ネットワークの「柔軟な専門化」を実体験する企画も取り入れられた。その典型は2016年より実施された「仲間まわし」を実際に体験するものである。参加者が楽器やフライパンなど一つの製品を数社の町工場を巡って完成させ、協力して一つのモノを加工・製造する文化を体験するものである。『日刊工業新聞』記者によれば限定20人で参加者は親子連れや大学生、樹脂の切削加工工場に始まり精密板金加工および溶接工場と徒歩圏内にある複数の工場を回り、一つの製品を完成させるというものであった<sup>7</sup>。このように単なる各個別の工場見学・体験に留まらず、大田区の産業集積の強みである中小企業の分業ネットワークを体験的に理解するという試みも行われている。

#### 参加企業と運営構成メンバー

実行委員会の主要構成メンバーである「大田クリエイティブタウン研究会」が発行した『大田モノ・まちBOOK 2012第1回おおたオープンファクトリー成果報告書』によれば、2012年2月4日に第1回を実施した際の参加企業は金属加工・プラスチック加工や精密機器、製造業に限らずクリーニング工場に至るまで23社であった。委員会構成メンバーである首都大学東京（当時、現東京都立大学）や横浜国立大学などの学生が実地調査を行い、企業経営者に協力を持ちかけ、参加が実現した。

「おおたオープンファクトリー」は「『モノづくり観光』の一つの方法」として、訪問者はガイドブックに掲載された各工場を自由に回ることができるというイベントとして始められた。参加企業が同時に工場を一般公開し、時間を区切って見学・体験を行う「定時開催」、店頭で展示・体験を随時行う「軒先開催」、または各工場をガイ

7 「町工場が協力して楽器やフライパンを作る『仲間まわしラリー』体験記」『日刊工業新聞』2016年12月3日。

ド付きで回ることができる「工場見学・体験ツアー」の3つのメニューがあった。訪問客数は大田区内外から約1,200人にのぼり、また大田区役所も一般の見学を受け入れる工場を対象に展示スペース整備や安全対策費用など助成した<sup>8</sup>。

2019年には参加企業は大田区内60社に増加、訪問客も4,000人にまで増加し業種も印刷や食品サンプル、建築などへと広がりを見せた。地理的にも大田区新田丸エリアのみならず臨海部・羽田空港近辺にまで参加企業が拡大した。しかし2020年にはコロナ禍のため中断しオンラインコンテンツやSNSでの発信を中心に活動を行っていたが2021年には人数を限定した形で再開した。

2020年には観光庁実証事業「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業」、翌2021年度には同「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業」に採択され、製造業の見学・体験が新たな観光コンテンツとして注目、令和3年度『観光白書』でも掲載されている。

これまでは企業の現場見学・体験は観光というより青少年の社会科見学や企業の社員研修として扱われてきた。それが「オープンファクトリー」を通じて2020年代には観光の目玉として注目されるコンテンツへと変貌を遂げたのである。

### 効果・影響

まず異業種コラボレーションの発生である。2022年には「チーム仲間まわし オーディオアンプ project」が大田区内の各企業で働く若手社員有志により、「日常業務から少し離れた取り組み」として各社それぞれの技術を持ち寄って有志でオーディオアンプが開発された<sup>9</sup>。またスタートアップ企業のインキュベーション施設羽田イノベーションシティ（HiCity）にて入居スタートアップ企業との協業やガラス加工（蒲田切子）と機械メーカーが共同開発した太陽熱調理器具（ソーラークッキング）など、参加する企業同士とのコラボレーション事業が発生している<sup>10</sup>。もともと「仲間まわし」による中小企業連携のプロジェクトが事欠かない地域であるが、「オープンファクトリー」をきっかけに異業種の連携が発生していることは注目に値する。

映画・ワークショップの題材としても「オープンファクトリー」を巡る動きは影響を与えている。「オープンファクトリー」とは直接関係しないが、時期を同じくして製造業現場の公開に注目したNPOの動きも注目されている。地域の商店街や製造業のあり方を題材にした映画制作を行うNPO法人「ワップフィルム」（大田区東蒲田）では、大田区での中小企業や商店街を題材に映画制作を行なっている。単に映画制作を

8 「大田のものづくり体験 観光協会、首都大などとツアー」『日本経済新聞』2012年2月3日、首都圏版朝刊。加えて、横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院野原卓准教授からの提供情報も参考とした（2023年6月）。

9 おおたオープンファクトリー <https://o-2.jp/mono/oof2022/specialevent/specialevent-2931/>

10 おおたオープンファクトリーFacebook <https://www.facebook.com/otaopenfactory>

行うのみならず、「共創力創発のための対話型映画」というコンセプトを掲げ映画鑑賞の後に観客とワークショップを行う活動を日本各地で行っている。特に2015年に制作した映画『未来シャッター』では実際に企業経営者が出演して大田区での製造業現場での連携や協力関係による新事業の創造プロセスについて取り上げており、映画上映後のワークショップでは組織の未来像や競争・協働の促進、創業・起業の促進やメンタルヘルスケアについて、慶應義塾大学前野隆司教授による「幸福学」研究のもと効果を挙げている<sup>11</sup>。

大田区における「オープンファクトリー」は、単なる見せ物や新しい物見遊山の観光資源ではない。来訪者側にとっては製造業の重要性や技術について学習するだけでなく、実際の作業体験を通じて新たな発想を実現させる場となるだろう。参加企業側にも事業イノベーションの契機となっている。イベント運営を通じた「越境人材」創出や企業同士の交流の場作り、そこから発生した新製品・新事業開拓・創発的イノベーションが見られている。

## 2.4 地方の事例：燕三条「工場の祭典」

### 設立経緯と前史

「燕三条工場の祭典」（以下「工場の祭典」）は2013年より始まった、新潟県燕市・三条市を中心とした県央地域にて毎年10月第一週金・土・日曜日に開催される燕三条地域及び周辺地域にて、金属加工、鍛冶木工、印刷、農業をはじめとするものづくりの現場を見学・体験できるイベントである。当地域では江戸時代以来、伝統的に和釘や刃物、食器製造を通じてクラフト型の中小企業集積が見られた地域である。しかし、機械化や輸入による製品低価格化、流通の変化などで受注減少、高度な技術を持つ職人の後継者不足や廃業がこの地域の課題であった。

実は当地域での「工場の祭典」以前から地場産品販売促進イベントや展示即売会的行事は継続的に行われていた。まず地域企業が連携してブランディングする動きが2000年代から始まっていた。2004年三条商工会議所では「SANJO発グローバルブランド構築プロジェクトSANJO JAPAN」、燕商工会議所では「つばめブランド育成プロジェクト」が中小企業JAPANブランド育成支援事業に採択された<sup>12</sup>。前者では「女性用ネイルニッパー」「金属刺激のないボディケア用毛抜き」などの女性のライフス

11 奥山睦・高橋和勲・村瀬博昭・前野隆司「共創力創発のための対話型映画の提案」経営情報学会春季研究発表大会、2017年3月。なお静岡県立大学でもCOC事業の一環として2016年1月23日に「ワッピフィルム」によるワークショップを開催した。静岡県立大学「ふじのくに」みらい共有センター [http://coc.u-shizuoka-ken.ac.jp/report/38\\_56b2d9a9bff7d/index.html](http://coc.u-shizuoka-ken.ac.jp/report/38_56b2d9a9bff7d/index.html)（2023年6月1日閲覧）

12 中小企業者等が、海外展開やそれを見据えた全国展開のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組を行う場合に、その経費の一部を補助。地域中小企業の域外需要の獲得を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とする。中小企業庁JAPANブランド育成支援事業サイト [https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan\\_brand/](https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/)（2023年6月1日閲覧）



## 日本でのオープンファクトリーブームと静岡

タイトルに着目した新たな生活用具や作業工具のプロ市場向けにハイレベルな要求に応えられるようなデザインの道具を欧州市場に向けてブランディングするものであった。後者は「鋳起（ついき）銅器」「熱間プレス加工」など金属洋食器・金属ハウスウェアの希少生産技術を用いて食器や金属ハウスウェア製品を欧州市場経由でグローバルブランド化を目指したものであった<sup>13</sup>。ライバル関係と言われて久しい燕・三条がそれぞれ別個にはあるものの、地域企業が連携したかたちで海外展開を行おうとする素地があった<sup>14</sup>。

2007年には前身となる「越後三条鍛冶まつり」が開催され、三条市を中心に鍛冶研修施設である「三条鍛冶道場」と周辺特設会場で開かれた。「工場の祭典」の前年2012年には越後三条鍛冶集団技術展、高級打刃物や作業工具や家庭雑貨の展示即売、刃物研ぎ直し・お手入れ相談、にいがた県央マイスター・ワークショップ、鍛冶体験、国内他の刃物生産地である兵庫県三木市や新潟県央工業高校も出展しモノづくり体験などが開催され、来場者は8,000人（2011年は1万2,000人）にのぼった<sup>15</sup>。以上のように、三条・燕両市のライバル関係を背景にしつつ「工場の祭典」以前から地域企業が連携した販売促進行事の開催や地域企業共同のブランディング活動が行われていた。

しかし特設会場での技術展や販売促進活動に重点が置かれていた「越後三条鍛冶まつり」から、2013年には両市企業の有志が共同し工場を公開し現場を見せ合い来場者とコミュニケーションを楽しむ「フェス」へと発展、出来上がった製品の陳列や説明ではなく、製造工程・工場そのものを見せ来場者へ直接体験してもらう方向へ変化した。

## 主催団体および経緯

2013年当初、「燕三条工場の祭典 実行委員会」が燕市や三条市に拠点を置く有志企業により組織された。その際に「工場を開く」ことによって「見学や実演といった体験を経て、また、私たちと語り合うことで、確実に燕三条を愛してくれるようになるはずだ<sup>16</sup>」と考え、「工場の祭典」を行う上での5ヶ条を定めた（図4）。

13 中小企業庁「平成16年度JAPANブランド育成支援事業採択案件一覧」  
[https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan\\_brand/download/h16saitaku.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/download/h16saitaku.pdf)  
 (2023年6月1日閲覧)

14 「燕三条ブランド 脱ライバルで確立へ 両市がそろって振興策を協議」『朝日新聞』2008年8月23日  
 では両市の対抗意識ゆえ産業振興を別々に進めることが多かったことが報じられている。

15 ケンオー・ドットコム合同会社「三条市の産業イベント『越後三条鍛冶まつり'12』が三条マルシェと同時開催、雨で来場者は8,000人とどまるも三条のものづくりの原点『鍛冶』を体感 (2012.9.25)」  
<http://www.kenoh.com/2012/09/25kajimatsuri.html> (2023年6月1日閲覧)

## 図4 工場の祭典5ヶ条

出所：「工場の祭典」公式ホームページ<https://kouba-fes.jp/> (2023年6月1日閲覧)

## 「燕三条 工場の祭典」五カ条

- 1 KOUBAでは、誇りを持って何事にも全力で取り組む事
- 2 KOUBAで、ものづくりの本質を人々に体感してもらう事
- 3 KOUBAが活性化することで、地元地域の雇用に貢献する事
- 4 KOUBAでの仕事が、子供達にとって憧れや夢となる事
- 5 燕三条のKOUBAを、ものづくりの聖地にする事

この5ヶ条に従い運営方針が決定され参加企業を募集、第一回には燕市・三条市から54社が参加した。

それまでの「越後三条鍛冶まつり」からの変化として挙げられるのがデザインコンセプトの統一である。「工場の祭典」では東京のデザイン会社SPREAD社にアートディレクション・デザイン統括を依頼、グレー地にピンク色の斜めストライプでイメージ統一を行った。ピンクは金属を溶かす際の炎で地場産業の鍵となる要素であるとし、斜めストライプは工場での安全表示から発想された。「工場の祭典」当日の参加企業スタッフの衣装、案内冊子から看板に至るまでこのデザインに統一、地域全体での一体感が演出された(図5)。

## 図5 「越後三条鍛冶まつり」から「工場の祭典」への変化

出所：三条市役所提供および「工場の祭典」ホームページ <https://kouba-fes.jp>



### 経緯と活動：参加企業推移と規模の拡大

2013年第一回の参加企業数は54社、来場者は約10,700人、第二回の2014年には参加企業数は59まで増加し来場者も約12,600人と2割増加した。転機となったのは2016年であり、これまで参加していなかった農業や飲食業等も参加し「耕場の祭典」「購場の祭典」とも称し参加企業数は78拠点にまで増加、来場者は初回の3倍強に当たる約35,000人にのぼった。2019年には114社の参加、来場者56,000人にまで増加したが2020年にはコロナ禍により中断を余儀なくされた。2021年は通常開催せず11月5～21日に廃工場を用いた展示会 Factory Museum を開催するに留まったが、2022年には10月7～9日に再開し、参加企業82社で来場者は33,000人にのぼった。

### 効果・影響

まず、10月第一金～日曜日のイベント開催時のみ公開するのではなく、日常的に工場を一般来訪者向けに公開する企業が出現し始めたことが挙げられるだろう。当該地域における観光物産の情報発信拠点である「燕三条WING」では常時一般向けに公開されている工場のマップを作成配布し、日常的に一般来訪者に見学を受け入れる13社を掲載している(図6)<sup>17</sup>。燕三条地場産業振興センターによれば「小さいところは宣伝もなかなかできない。見てもらって感じてもらうのが一番いい<sup>18</sup>」と多くの中小零細企業が「オープンファクトリー」への積極姿勢を見せるようになったという(もっともマップ作成者は公益財団法人燕三条地場産業振興センター燕三条ブランド推進部の「燕三条オープンファクトリーマップ製作委員会」であり「工場の祭典」実行委員会ではないが、その参加企業と重複している)。なお2023年6月現在、燕三条WINGホームページ上ではさらに12社が追加され25社が日常的な公開に応じていると掲載されている。

16 「工場の祭典」公式ホームページ「2013KOUBAを開く」 <https://kouba-fes.jp/> (2023年6月1日閲覧)

17 燕三条夢創紀行 <https://www.tsubamesanjo.jp/kanko/factory/> (2023年6月20日閲覧)

18 『朝日新聞』新潟版、2018年10月13日。

図 6 燕三条オープンファクトリーマップ (2021年2月現在)  
 出所：燕三条オープンファクトリーマップ製作委員会「燕三条オープンファクトリーマップ」



#### 事業連携：仲間まわし再発見と周囲への影響

また2013年の「工場の祭典」開始時から燕三条地域における「仲間まわし」の再発見の事例が見られ始めた。その典型例として挙げられるのがそれまで接点のなかった鑄造メーカーと研磨企業との連携である。「工場の祭典」参加企業の一社である1961年4月創業の三条市に拠点を置く鑄造メーカー三条特殊鑄工所は、3D-CADを使った鑄造シミュレーションを行い、多品種・小ロット・短納期に対応もできる精密部品の鑄物メーカーとして主に機械部品や自動車関連部品を製造してきた。しかし2009年のリーマンショックでは受注が半減するという危機に陥った。そこで事業多角化の一環として2010年よりアウトドア用品ブランドからの極薄鑄鉄鍋の委託製作に携わり調理器具分野へ進出した。2013年にはデザイナーを起用した鑄造鍋製品を自社ブランドKOMINとして発売開始、2014年には新たな自社ブランドとしてUNILLOYを立ち上げた。「鑄物の『重い・扱いづらい』を『毎日使いたくなる軽さ』へ」をコンセプトに鑄鉄調理器具としては世界最薄とされる厚さ2mm以下の「薄くて軽い」鍋・フライパン・キャセロールを白、桃色、黒など様々な色の耐久性に優れた珧瑯加工でとり揃えた。そのUNILLOYブランド調理器具への進出に際し、鑄鉄への珧瑯加工の課題に直面した。

ところが鑄鉄の表面は細かい凹凸があるため、そのままの状態ではガラス質の珧瑯でコーティングすることが困難であった。珧瑯加工のためには表面研磨が必要とされ、当初自社で慣れない研磨作業を行い難航した。それを見た同業者から、三条特殊鑄工

## 日本でのオープンファクトリーブームと静岡

の内山照義社長は「何バカなことやってんだ、すぐそこに加藤研磨があるんだから、加藤部長ってのがいるんだから明日行ってこい<sup>19</sup>」と「目と鼻の先」にあるにもかかわらず接点がなかった加藤研磨工業を紹介されたという。「工場の祭典」の効果で各企業の情報が流通するようになり、これまで接点がなかった企業同士の新たな「仲間まわし」のネットワークが構築されるきっかけとなったのである。内山社長曰く「自分のところで全部やらなくても町の力を使い合えばものすごいものができる<sup>20</sup>」という感覚が地域企業の間で共有されたのである。UNILLOYブランドはその後2014年にはグッドデザイン賞受賞、2015年にはドイツのレッド・ドット・デザイン賞Best of The Bestを受賞、国際的な評価も獲得している<sup>21</sup>。

加えて「工場の祭典」参加企業の外にも影響を与えている。これまで「工場の祭典」の構成メンバー外であったJR東日本は、「工場の祭典」に影響を受け新事業開拓の一環として地域の製造業企業と協力する動きを見せている。2022年より駅・敷地の有効活用策として地域製造業の情報拠点「MOCものづくりコンシェルジュ」およびFab-Lab「帯織 Eki-Lab」など新規事業に進出している。

図 7 燕三条駅内スペースを活用したJR東日本MOCものづくりコンシェルジュ（筆者撮影、2022年10月）



燕三条駅構内空きスペースを活用した「MOCものづくりコンシェルジュプロジェクト」では地域企業を全国各地・海外とつなぎ新たなビジネス創発を目指すマッチング事業や、ものづくりを中心とした地域情報の発信を駅の「みどりの窓口」ならぬ「工場の窓口」として常設展示や工場見学ツアーの相談受付を行うなど、地域課題・特性に合わせた「地方創生型ワークプレイス」を提案している。

「Eki-Lab帯織」は信越本線帯織駅敷地の空きスペースを活用した、ICT技術を用いた

19 NHK 2016年8月4日午後8時49分ニュース放送より三条特殊鋳工内山照義社長の発言  
<https://youtu.be/roDvKl-iJSw>

20 同上。

21 Red dot Design Award Unilloy <https://www.red-dot.org/project/unilloy-10498> (2023年6月20日閲覧)

プロトタイプ製造や実験的プロジェクト、スタートアップ支援のための工房 Fab-Lab である。2022年10月現在は地元企業や個人など会員数約100名で運営されている(図8)。また、地元大学・高校生の利用促進を目指しているほか、製造業での若手人材の後継者育成を目指している。このように伝統工芸の職人や「クラフト型」製造業の「アナログ」に加え、Fab-Lab を通じた ICT の活用や 3D-CAD データなどの「デジタル」を組み合わせる動きにJR東日本が貢献している。

図 8 Eki-Lab 帯織 (筆者撮影、2022年10月)



#### 海外販促：高付加価値の訴求へ

「工場の祭典」の効果は地域企業の対外アピール・販売促進活動にも影響を与えた。三条市長國定勇人によれば、「工場の祭典」を通して地域企業が「100円の包丁を好まれる一万人のお客様から、一万円の包丁を買ってくださる100人のお客様を目指すようになった<sup>22)</sup>」ことで、大量生産大量消費から高付加価値少数生産へシフトし、「工場の祭典」をシンボルとして対外的な付加価値の訴求を行うようになったのである。

外務省戦略的対外発進拠点室が運営する London Japan House では、2018年9月6日から10月23日にかけて、燕三条の歴史を体系的に網羅した企画展「燕三条 金属の進化と分化」が開催され、金属加工文化の展示や実演により来場者数58,000人を記録した。London Japan House 事務局スタッフが「工場の祭典」の事業の精度の高さ、将来への可能性を着目した結果であるとされる。London Japan House サイモン・ライト企画局長はこれについて、作曲家グスタフ・マーラーの言葉を引用し「伝統とは灰を崇拝することではなく、炎を絶やさないことである<sup>23)</sup>」と評した。

加えて「工場の祭典」は海外からもデザインコンセプトが評価された。2022年には「工場の祭典」の Exhibition Design がドイツ Design Zentrum Nordrhein Westfalen 主催

22 「燕三条工場の祭典」実行委員会編 [2019]、p56。

23 「燕三条工場の祭典」実行委員会編 [2019]、p8。原典は "Tradition is not the worship of ashes, but the preservation of flame." である。

の国際的プロダクトデザイン賞 Red Dot Design Award の特別賞 Grand Prix に輝いた。中小零細企業が個別企業レベルで策定実行するには難しいグローバル市場開拓戦略を、「工場の祭典」によって地域そのもののブランディングし実現しているのである。このように、地域レベルでの対外的知名度の向上にも「工場の祭典」が寄与していることは特筆すべきことであろう。

### 3. 最後に：静岡県経済とイノベーションへの影響

ここまで2つの「オープンファクトリー」の動きについて概観した。「オープンファクトリー」は単なる新たな観光資源、企業プロモーションや産業教育啓蒙にとどまらない。地域企業同士の新たなネットワーク構築やコラボレーションの契機となり、さらには地域の産官学民連携体制の構築も促していることにも注目したい。これらの動きの影響か、2020年代に入ると社会的に製造業現場への関心も高まっている。たとえば、2022年8月より毎週土曜日12時10分よりNHK総合テレビでは「探検ファクトリー」という中小企業を中心とした製造業の現場を紹介するバラエティ番組も放映されるようになった<sup>24</sup>。いまや製造業の現場は、一般市民にとって工場の壁・シャッターの向こう側の未知の「3K」現場ではなくなりつつある。

他方、静岡県経済を振り返ると製造品出荷額は17兆1,318億円で全国第3位（2021年度、経済産業省工業統計速報）を誇り、静岡県庁によれば『『産業のデパート』静岡県はビジネスチャンスの宝庫』（静岡県庁ホームページ<sup>25</sup>）という。これだけを見れば静岡県経済への追い風は続いているように見える。ところが産業構造に目を転じると依然としてケイレツによる階層的取引構造が強い業界である「輸送用機械」（自動車・自動二輪車中心）の生産額が製造業全体の中でトップを占め続けている。しかしインターネット接続・自動化・シェアリング・電動化（CASE）といわれる当該産業の新潮流に対して、県内企業が先んじて適応しようとする姿勢はあまり見られない。静岡経済研究所の調査ではこうした潮流に関心を持つ県内関連企業の割合は規模が小規模かつケイレツ階層が低下するほど低下する傾向が指摘されている<sup>26</sup>。今や既存の産業構造に依拠した中小企業の在り方が問われているのである。

2023年現在、静岡県内では「オープンファクトリー」の動きはようやく始まったところである。まず一例は榛原郡吉田町でベルト・テープを製造する本橋テープ株式会社を中心に、町内に拠点を置く企業・事業所が2016年より企画運営しているイベント『伝』である。「お仕事体験のテーマパーク」をコンセプトに製造現場の公開と体験イ

24 NHK「探検ファクトリー」<https://www.nhk.jp/ts/Y5G7RL6WX3/>（2023年6月1日閲覧）

25 静岡県庁「産業の特徴」（2023年6月1日閲覧）

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/kigyoricchi/1003419/1028415.html>

26 静岡県内自動車関連産業に関する調査の詳細は大石彰男 [2021]。

イベントを行っている<sup>27</sup>。現状では『はたらくって、カッコいい』をテーマに、ただ自分たちの仕事を伝えるのではなくその仕事の『カッコよさ』を伝えられるイベント」として「元気な子供たちが吉田町の会社で初体験」することを目的とした、子供向け職業体験に重きを置いたイベントである。大人向けへの展開や当該地域の産業活性化への影響はまだ未知数である。

また静岡市内手工芸・家具製造に携わる有志企業が始めた「共生」という駿府城公園でのクラフトマーケットでの販売を中心にしたイベントも2017年から開始され、2022年からは各企業への見学ツアーが行われている<sup>28</sup>。また2023年3月末には静岡市内企業数社で「ファクハク」という「オープンファクトリー」が試行開催され、清水区の金属加工業で「三代目板金屋」ブランドでヘアアクセサリー事業も手がける山崎製作所を中心に一般市民を対象に体験行事が行われた<sup>29</sup>。ようやく静岡県でもこのように製造業の現場が人々の目につかない「裏側」とされていたものが「表側」に出るようになった。

ただ、新たな観光資源開発や企業アピール/プロモーション、人材確保に対する効果だけで「オープンファクトリー」を語るのでは不十分である。地域レベルでの共同ブランド化やコラボレーション事業の発生、大学との連携による人材交流など、参加する企業のみならず地域経済のビジネス・エコシステム全体にとっての「オープンファクトリー」がもたらす波及効果は数知れないのは大田区にせよ燕三条にせよ他地域で見られた通りである。企業組織・業界の境界を超えた「越境人材」の育成とその連携の場づくり、およびこれまでのタテの階層的ケイレッツから脱皮しヨコの企業間連携による新たな「仲間まわし」ネットワークの構築へとつながることも期待される。

しかしこれらは単に各企業に努力を求めるのみでは実現しない。西野勝明 [2022] が指摘するように静岡県内での地域マネジメントに対応した自治体の改革や人材育成も求められるだろう。そのためには「柔軟な専門化」を支える産官学民金の連携体制構築が肝要である。

### 【参考文献】

- 伊丹敬之・松島茂・橘川武郎 [1998] 『産業集積の本質』 有斐閣。  
 大石彰男 [2021] 「電動化・デジタル化への対応を迫られる県内自動車部品メーカー」  
 『静岡経済研究所調査月報』 2021年12月、p6-17。  
 加藤厚海 [2009] 『需要変動と産業集積の力学－仲間型取引ネットワークの研究』 白桃

27 イベント『伝』ウェブサイト <https://event-den.com/> (2023年6月1日閲覧)

28 「共生」ホームページ <https://kyo-sei.link/tour.html> しかし実行委員会の主体・主催者の名称は掲載されていない (2023年6月1日閲覧)

29 静岡新聞@S 「オープンファクトリー『しずおかファクトリー博覧会』プレイベント」  
<https://www.at-s.com/event/article/experience/1210052.html> (2023年6月1日閲覧)



## 日本でのオープンファクトリーブームと静岡

書房。

清成忠男・橋本寿朗 [1997] 『日本型産業集積の未来像』日本経済新聞社。

経済産業省関東経済産業局 [2015] 『オープンファクトリーガイドブック』。

経済産業省近畿経済産業局 [2023a] 『Open Factory Report 1.0』。

———— [2023b] 『令和4年度 地方経済産業局連携による地域一体型オープンファクトリー等を中心とした地域企業群の「予定調和のない共創」を繋ぐ「ナレッジシェア・ポート(知識移転の場) 創出」実証事業報告書』。

関満博 [1993] 『フルセット型産業構造を超えて』中公新書。

————・加藤秀雄編 [1994] 『テクノポリスと地域産業振興』新評論。

———— [1997] 『空洞化を超えて-技術と地域の再構築』日本経済新聞社。

「燕三条工場の祭典」実行委員会編 [2019] 『燕三条工場の祭典2019ガイドブック』。

西野勝明 [2022] 『構造的変革期の地域マネジメントと地域創生』時事通信社。

M. ピオーリ・C.セーブル(山之内靖・永易浩一・石田あつみ訳) [1993] 『第二の産業分水嶺』筑摩書房。



## 『国際関係・比較文化研究』関連規則

### 投稿資格及び条件

1. (1) 研究紀要に単独研究を投稿する者は、入稿時に以下に掲げる資格のうちいずれかを有しなくてはならない。
  - 一 国際関係学部又は大学院国際関係研究科に所属する専任教員
  - 二 本学名誉教授
  - 三 国際関係学部又は大学院国際関係研究科に勤務する非常勤講師
  - 四 大学院国際関係学科研究科修士課程に在籍する学生
  - 五 大学院国際関係学科研究科修士課程を修了して3年以内の元学生
  - 六 その他、編集委員会がそのつど適当と判断する者
- (2) 本条1項の四又は五に該当する資格で投稿する者は、投稿対象の研究について以下に掲げる条件のすべてを満たさなくてはならない。
  - 一 投稿対象の研究が、在籍する又は在籍した課程で専攻する又は専攻した分野に関するものであること。
  - 二 入稿に際して、在籍する又は在籍した課程における指導教員からの文書による推薦書を添付すること。
2. 研究紀要への共同研究の投稿については、主たる研究者(第一著者)が、入稿時に以下に掲げる資格のうちいずれかを有しなくてはならない。
  - 一 国際関係学部又は大学院国際関係学研究科に所属する専任教員
  - 二 国際関係学部又は大学院国際関係学研究科の学生の教育に携わる本学の非常勤講師で、編集委員会がそのつど適当と判断する者

### 大学院生又は元大学院生の単独論文原稿に関するレフェリー制度の手続

- (1) 大学院生は、原稿の提出に際して、指導教員の推薦書を添えて原稿正本とそのコピー2通を編集委員会に提出する。
- (2) 編集委員会は、原稿を受領後直ちに当該論文の同一又は隣接分野のレフェリーとして2名の学部内教員に査読を依頼し、原稿のコピーを渡す。

- (3) レフェリー2名は、コピーの受領から原則として1ヶ月以内に、掲載の可否の判断、及び、不可の場合にはその理由を、また条件付可の場合には加筆修正の必要性等の意見を含む具体的なコメントを記した文書を、署名捺印の上、編集委員会に提出する。その際、当該原稿のコピーも編集委員会に返却する。
- (4) 編集委員会は、レフェリー2名のいずれも加筆修正をしなくても掲載可の判断をした場合には、当該原稿を確定し、その旨を投稿者に書面で通知するとともに、原稿のコピー2通を投稿者に返却する。
- (5) 編集委員会は、(3)の文書の内容を確認の上、レフェリーの署名捺印をわからないようにしたそのコピーを投稿者に渡す。その際、
  - 1) (3)の中に加筆修正が必要との判断が含まれている場合には、提出された原稿の正本とそのコピー2通を投稿者に返却する。
  - 2) レフェリー2名のうちいずれか1名でも掲載不可の判断をした場合には、当該原稿を掲載しないことを確定し、その旨を投稿者に書面で通知するとともに、原稿の正本とそのコピー2通を投稿者に返却する。
- (6) (3)の中に加筆修正が必要との判断が含まれている場合には、投稿者は、当該文書の受領後原則として2週間以内に、(3)の内容にしたがって加筆修正を行った原稿の正本とそのコピー2通を編集委員会に提出する。当該期間中に加筆修正を行った原稿の正本とそのコピー2通が投稿者から編集委員会に提出されない場合には、編集委員会は、当該原稿の掲載希望はないものとみなす。
- (7) 編集委員会は、原稿とそのコピーを受領後直ちに当該レフェリー2名に原稿のコピーを渡す。
- (8) レフェリー2名は、原則として2週間以内に、当該論文の掲載の可否の判断、不可の場合にはその理由、及び、その他の意見等を含むコメントを記した文書を、署名捺印の上、編集委員会に提出する。その際、当該原稿のコピーも編集委員会に返却する。
- (9) 編集委員会は、レフェリー2名のいずれも掲載可と判断した場合には、当該論文の掲載を確定し、その旨を投稿者に書面で通知するとともに、原稿のコピー2通を投稿者に返却する。
- (10) 編集委員会は、レフェリー2名のうちいずれか1名でも掲載不可の判断をした場合には、当該原稿を掲載しないことを確定し、その旨を投稿者に書面で通知するとともに、原稿の正本とそのコピー2通を投稿者に返却する。

『国際関係・比較文化研究』第22巻第1号執筆者(掲載順)

須田 孝司	静岡県立大学国際関係学部教授
新田 泰祐	静岡県立浜松北高等学校教諭
橋本 勝	静岡県立大学国際関係学部教授
森 直香	静岡県立大学国際関係学部准教授
北野 嘉章	静岡県立大学大学院国際関係学研究科助教
鈴木 さやか	静岡県立大学国際関係学部准教授
諏訪 一幸	静岡県立大学国際関係学部教授
園田 明人	静岡県立大学国際関係学部教授
高畑 幸	静岡県立大学国際関係学部教授
米野みちよ	静岡県立大学国際関係学部教授
宮崎 晋生	静岡県立大学国際関係学部准教授

〈編集委員会〉

委員長 塩崎 悠輝  
木澤 景  
西村 晶絵

『国際関係・比較文化研究』は1988年から年1回刊行されてきた『静岡県立大学国際関係学部研究紀要』を前身とする。静岡県立大学国際関係学部では2002年度から研究紀要を年2回刊行することとなり、それを契機に名称を改めたものである。

本研究紀要は「静岡県立大学機関リポジトリ運用指針」に基づき、静岡県立大学附属図書館によって構築・管理されている機関リポジトリに登録されている。バックナンバーを含め、学術研究成果をWeb上で公開している。

『国際関係・比較文化研究』

第22巻 第1号

2023年9月30日 発行

発行者 静岡県立大学国際関係学部  
〒422-8526 静岡市駿河区谷田52-1

印刷所 (有)橋本印刷所  
〒422-8046 静岡市駿河区中島390  
TEL 054-286-3336